

1. 1 条例要綱等

1. 1. 1 防災会議関係

1. 1. 1. 1 高知県防災会議条例

(昭和 37 年 10 月 19 日条例第 44 号)

改正 平成 5 年 3 月 22 日条例第 9 号 平成 15 年 10 月 24 日条例第 51 号

平成 17 年 3 月 29 日条例第 21 号 平成 22 年 12 月 23 日条例第 55 号

平成 24 年 12 月 28 日条例第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 15 条第 8 項の規定に基づき、高知県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、41 人以内とする。

2 市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 3 条 防災会議に、幹事 60 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 4 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから当該部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 22 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月 24 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 23 日条例第 55 号)

この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 68 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1. 1. 1. 2 高知県防災会議運営要綱

(昭38. 5. 28制定)(昭57. 2. 12一部改正)
(平6. 4. 1一部改正)(平15. 1. 16一部改正)
(平18. 2. 21一部改正)(平19. 4. 1一部改正)
(平23. 4. 1一部改正)(平24. 12. 28一部改正)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県防災会議条例第5条に基づき、高知県防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 会長に事故があるときは、会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は、会議に出席することができない理由のある場合においては、会議の開会までにその旨を会長に連絡するものとする。

(会長の議事等)

第4条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会長は、会議の議長になる。

3 議長は、会議において必要と認めるときは、幹事又は、専門委員の意見を求めることができる。

(幹 事 会)

第5条 防災会議に幹事をもって構成する幹事会を置き、幹事会の会長は、防災会議の事務を担当する部の副部長をもって充てるものとする。

2 幹事会の会長は、幹事会議の議長となる。

3 幹事会の招集は、防災会議の会長が、行うものとする。

4 第3条第2項及び前条の規定は、幹事会議に準用する。

(議 事 録)

第6条 防災会議を開いたときは、会議録を調整するものとする。

2 前項の会議録には、議長及び会議においてそのつど定めた署名委員2名が署名するものとする。

3 第1項の会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 会議の経過の概要
- 四 議案別の議事の概要

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて、専決処分することができる。

- 一 災害が発生した場合において、当該災害に関する災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 二 関係行政機関等の長に対し資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めること。
- 三 市町村防災会議から知事に報告があった市町村地域防災計画の修正についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(提 案)

第8条 防災会議に提案しようとする事項は、特別な場合を除き、幹事会を経て会議に提案するものとする。

(庶 務)

第9条 防災会議の庶務は、高知県危機管理部危機管理・防災課において処理する。

1.1.1.3 高知県防災会議委員・幹事名簿

高知県防災会議委員及び幹事名簿

会長 高知県知事 濱田 省司

任期:令和7年6月1日～令和9年5月31日

委 員			幹 事		
No.	氏 名	職 名	No.	氏 名	職 名
1	菊澤 信夫	中国四国管区警察局四国警察支局長	1	山中 将司	中国四国管区警察局四国警察支局災害対策官
2	兵頭 俊夫	高知行政監視行政相談センター所長（四国行政評価支局地域総括評価官）	2	山下 寛人	高知行政監視行政相談センター行政監視行政相談課長
3	中尾 誠	四国財務局高知財務事務所長	3	白石 豪	四国財務局高知財務事務所総務課長
4	橋本 敬史	四国厚生支局長	4	岡村 和典	四国厚生支局総務課長補佐
5	郷 達也	中国四国農政局長	5	長谷川 聡	中国四国農政局地方参事官（高知県担当）
6	田中 晋太郎	四国森林管理局長	6	浜本 拓也	四国森林管理局総務企画部企画調整課長
7	吉田 健一郎	四国経済産業局長	7	椿原 信雄	四国経済産業局総務企画部広報・情報システム・防災担当参事官
8	岡田 俊也	中国四国産業保安監督部四国支部長	8	中村 真也	中国四国産業保安監督部四国支部管理課長
9	上戸 康弘	四国運輸局高知運輸支局長	9	十川 牧子	四国運輸局高知運輸支局 総務・企画観光部門 首席運輸企画専門官
10	北村 達哉	大阪航空局高知空港事務所長	10	山岡 伸匡	大阪航空局高知空港事務所総務課長
11	大坂 和博	国土地理院四国地方測量部長	11	宮本 歩	国土地理院四国地方測量部防災・地理空間情報管理官
12	佐藤 哲	高知海上保安部長	12	安影 勇也	高知海上保安部警備救難課長
13	藤本 英生	高知地方気象台長	13	林 哲也	高知地方気象台防災管理官
14	竹下 文人	四国総合通信局長	14	林 隆夫	四国総合通信局無線通信部無線通信課長
15	菊池 宏二	高知労働局長	15	津野 真	高知労働局総務部総務課長
16	豊口 佳之	四国地方整備局長	16	渡邊 国広	四国地方整備局高知河川国道事務所長
			17	藤木 裕二	四国地方整備局土佐国道事務所長
			18	野本 啓介	四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長
17	福井 智之	中国四国地方環境事務所四国事務所長	19	吉井 俊行	中国四国地方環境事務所四国事務所防災専門官
18	深和 岳人	中国四国防衛局長	20	中世古 進也	中国四国防衛局企画部地方調整課長
19	水関 謙作	陸上自衛隊第50普通科連隊長	21	吉川 雄一郎	陸上自衛隊第50普通科連隊第3科長
20	今城 純子	高知県教育長	22	小川 真紀雄	高知県教育委員会事務局学校安全対策課長
21	岩田 康弘	高知県警察本部長	23	豊永 康人	高知県警察本部警備第二課危機管理官
22	江淵 誠	高知県危機管理部長			
23	池上 香	高知県文化生活部長			
24	依光 香代子	高知県観光振興スポーツ部副部長（総括）	24	国則 勝英	高知県危機管理部副部長（総括）
25	田村 敬子	高知県会計管理局長			
26	桑名 龍吾	高知県市長会長（高知市長）	25	山崎 敬造	高知県市長会事務局長
27	上村 誠	高知県町村会長（北川村長）	26	笹岡 貴文	高知県町村会事務局長
28	中城 純一	高知県消防長会長（高知市消防局長）	27	竹内 輝幸	高知県消防長会事務局（高知市消防局警防課長）
29	芝 利博	日本郵便（株）四国支社総務部長	28	上田 香菜	南国郵便局長
30	青木 俊介	NTT西日本株式会社高知支店支店長	29	和久理 満	NTT西日本株式会社高知支店設備部長
31	酒井 広	（株）NTTドコモ四国支社高知支店長	30	谷 禎朗	（株）ドコモCS四国高知支店ネットワーク部長
32	木澤 雅也	KDDI（株）中国四国総支社四国管理部長	31	津田 充康	KDDIエンジニアリング（株） 西日本運用本部 西日本支社 副支社長
33	藤沖 一郎	ソフトバンク（株）法務・コーポレートガバナンス本部リスク管理室リスク対策部担当部長	32	佐藤 俊輔	ソフトバンク（株）人事総務本部 社員サービス・オフィス管理統括部 地域人事総務部 九州・中国人事総務課 課長
34	岩井 良明	楽天モバイル（株）エリア企画本部 基地局運用管理部 担当部長	33	山下 直紀	楽天モバイル（株）エリア企画本部 基地局運用管理部 担当部長
35	永幡 崇	日本銀行高知支店長	34	堀口 武弘	日本銀行高知支店次長
36	行宗 昭一	日本赤十字社高知県支部事務局長	35	吉岡 邦展	日本赤十字社高知県支部事業推進課長
37	海老原 史	日本放送協会高知放送局長	36	岡本 浩周	日本放送協会高知放送局コンテンツセンター長
38	藤本 孝鑑	西日本高速道路（株）四国支社高知高速道路事務所長	37	足立 憲次	西日本高速道路（株）四国支社高知高速道路事務所副所長
39	佐藤 重喜	四国旅客鉄道（株）安全推進室長	38	横濱 徹	四国旅客鉄道（株）安全推進室副室長
40	十河 睦友	（株）四国電力 執行役員高知支店長	39	西村 和剛	四国電力（株）高知支店総務部長
41	大沢 昌弘	四国ガス（株）高知支店長	40	釣井 仁志	四国ガス（株）高知支店次長
42	公文 秀明	（一社）高知県LPGガス協会会長	41	嶋崎 啓祐	（一社）高知県LPGガス協会専務理事
43	山崎 由幸	（株）高知放送代表取締役社長	42	植村 浩史	（株）高知放送 執行役員報道局長
44	藤田 徹也	（株）テレビ高知代表取締役社長	43	竹内 一政	（株）テレビ高知コンテンツ局報道制作部長
45	曾我部 靖	（株）エフエム高知代表取締役社長	44	岡本 嘉勝	（株）エフエム高知編成制作部長
46	鳥居 洋介	高知さんさんテレビ（株）代表取締役社長	45	小野 典子	高知さんさんテレビ（株）報道制作局報道担当局長
47	山脇 深	土佐くろしお鉄道（株）代表取締役社長	46	松下 和清	土佐くろしお鉄道（株）取締役総務部長
48	樋口 毅彦	とさでん交通（株）代表取締役社長	47	武田 司郎	とさでん交通（株）取締役（運輸本部担当）
	樋口 毅彦	（一社）高知県バス協会会長	48	松山 明夫	（一社）高知県バス協会専務理事
49	森本 敬一	（一社）高知県トラック協会会長	49	西村 伸矢	（一社）高知県トラック協会専務理事
50	計田 香子	（一社）高知県医師会常任理事	50	北村 龍彦	（一社）高知県医師会常任理事
51	井上 浩之	（社福）高知県社会福祉協議会会長	51	井上 達男	（社福）高知県社会福祉協議会常務理事
52	森下 安子	（公社）高知県看護協会会長	52	吉永 恵子	（公社）高知県看護協会常任理事
53	竹本 範雄	（公財）高知県消防協会会長	53	六田 文絵	（公財）高知県消防協会常務理事兼事務局長
54	國藤 浩史	（一社）高知県建設業協会会長	54	川上 勲夫	（一社）高知県建設業協会専務理事
55	中平 雅彦	（株）高知新聞社代表取締役社長	55	有安 丈治	（株）高知新聞社総合企画局長兼秘書部長
56	野村 和男	（一社）高知県歯科医師会会長	56	濱田 敏裕	（一社）高知県歯科医師会常務理事
57	西森 康夫	（公社）高知県薬剤師会会長	57	浅野 圭二	（公社）高知県薬剤師会専務理事
58	木下 真里	高知県立大学 看護学部 教授			
59	上松 淑子	高知県女性防火クラブ連絡協議会長			
60	西村 浩代	初月地区防災連合会減災女子部会長			
61	宮部 由佳	いの町池ノ内地区自主防災会長			

1. 1. 2 災害対策本部

1. 1. 2. 1 高知県災害対策本部条例

(高知県条例第 45 号 昭 37. 10. 19)

改正 平成 8 年 3 月 26 日条例第 8 号 平成 24 年 12 月 28 日条例第 68 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、高知県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 務 等)

第 2 条 高知県災害対策本部長(以下「災害対策本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 高知県災害対策副本部長(以下「災害対策副本部長」という。)は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 高知県災害対策本部員(以下「災害対策本部員」という。)は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部は、その定めるところにより、部を置く。

2 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

3 部長は、災害対策本部長の命を受け、当該部の所掌事務について職員を指揮監督する。

4 部の組織及び所掌事務は、災害対策本部長が定める。

(現地災害対策本部)

第 4 条 高知県現地災害対策本部(次項において「現地災害対策本部」という。)に高知県現地災害対策本部長(同項において「現地災害対策本部長」という。)及び高知県現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者を充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(災害対策本部会議)

第 5 条 災害対策本部に高知県災害対策本部会議(次項において「災害対策本部会議」という。)を置き、重要な災害対策について協議するものとする。

2 災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員で構成する。

(雑 則)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部の運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 8. 3. 26 条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 68 号)

この条例は、公布の日から施行する。

高知県災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、高知県災害対策本部条例（昭和37年高知県条例第45号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、高知県災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事とする。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局長及び災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する者とする。

(事務局)

第3条 本部に事務局を置く。

2 事務局の組織及び所掌事務は、別表1のとおりとする。

(部の組織)

第4条 条例第3条第1項の規定による部は、別表2のとおりとする。

2 条例第3条第2項の部長は、別表2に掲げる者とする。

3 部に班を置き、部の事務を分掌する。

4 班に班長及び班員を置き、別表3に掲げる者とする。

ただし、会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者に限る。

5 部（危機管理部除く。）に部内及び事務局との連絡調整を行う本部連絡員を置き、本部連絡員は各部長が指名する。

(部及び班の分掌事務)

第5条 部、班の分掌事務は、別表4のとおりとする。

(高知県保健医療調整本部及び高知県保健医療調整支部の設置)

第6条 本部長は、広域的な保健医療活動を行うため、必要に応じて高知県保健医療調整本部（以下「保健医療調整本部」という。）及び高知県保健医療調整支部（以下「保健医療調整支部」という。）を設置する。

2 保健医療調整本部に保健医療調整本部長を置き、保健医療調整本部長は、健康政策部長をもって充てる。

3 保健医療調整本部と保健医療調整支部の組織及び分掌事務等は別に定める。

(現地災害対策本部の設置)

第7条 条例第4条第1項に定める現地災害対策本部を設置したときの組織及び運営については、本部に関する規定を準用するとともに、事務の所掌について必要があるときは、現地災害対策本部長が定める。

(支部の設置)

第8条 本部長は、災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、必要に応じて災害対策支部（以下「支部」という。）を設置する。ただし、支部の管轄区域内で、第12条第1項に定める震災第4配備の基準に該当する災害が発生したときには、自動的に設置するものとする。

(支部の名称、管轄区域及び組織)

第9条 支部の名称及び管轄区域は、別表5のとおりとする。

- 2 支部は、総合防災対策推進地域本部、支部の管轄する区域内に所在する県の出先機関、地域産業振興監及び地域支援企画員（以下「関係出先機関等」という。）で、組織する。
- 3 支部に支部長及び副支部長を置き、支部長は、総合防災対策推進地域本部長をもって充てる。また、副支部長は、支部長が指名する。
- 4 支部長は、管轄区域内における災害対策事務を処理する。
- 5 支部に事務局を置き、支部長の処理する事務を所掌する。
- 6 支部に班を置き、支部の事務を分掌する。
- 7 支部の組織及び分掌事務に関して必要な事項は、本部の機構に準じて、支部長が定める。

(連絡部)

第10条 本部長は、災害状況の政府関係機関への報告及び災害対策用物資等の確保を図るため、必要に応じて、災害対策連絡部（以下「連絡部」という。）を設置する。

(連絡部の名称、組織及び分掌事務)

第11条 連絡部の名称、組織及び分掌事務は、別表6のとおりとする。

(配備及び動員体制)

第12条 本部長は、災害の種類、規模等を勘案し、部に対し、次の区分により必要な配備体制をとらせる。

(1) 風水害時等の配備体制は、次のとおりとする。

- ア 第1配備
- イ 第2配備
- ウ 第3配備
- エ 第4配備

(2) 震災時の配備体制は、次のとおりとする。

- ア 震災第1配備
- イ 震災第2配備
- ウ 震災第3配備
- エ 震災第4配備

- 2 配備基準及び動員体制は、別表7のとおりとする。
- 3 部長、支部長及び保健医療調整本部長は、第1項の配備体制に応じて、速やかに職員を動員するため、あらかじめ配備要員を指名し、毎年度4月末日までに危機管理・防災課に報告するものとする。

(警戒本部及び警戒支部の設置)

第13条 本部長は、前条に規定する第2配備又は震災第2配備の配備体制をとる時は、警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部に警戒本部長を置き、警戒本部長は、危機管理部長をもって充てる。
- 3 警戒本部職員は、別表7の動員体制に掲げる者とする。
- 4 警戒本部長は、必要に応じて警戒支部を設置する。
- 5 警戒支部に警戒支部長を置き、警戒支部長は、総合防災対策推進地域本部長をもって充てる。また、警戒支部に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

事 務 局 長	危機管理部長
事務局次長	危機管理部副部長（総括）

班 名	班 長	班 員	分 掌 事 務
総 括 班	危機管理部副部長 危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	1 災害対策本部の設置及び運営に関する こと。 2 災害対策本部会議の開催及び運営に関する こと。 3 現地災害対策本部、災害対策支部及び東京 連絡部等の設置に関すること。 4 本部事務局の総括と防災関係機関との調 整に関すること。 5 応急救助機関受援調整所、消防応援活動調 整本部の業務に関すること。 6 自衛隊及び緊急消防援助隊の応援要請に 関すること。 7 災害対策基本法第 60 条第 5 項の規定によ る避難勧告及び避難指示に関すること。 8 国の現地緊急対策本部との連絡調整に関 すること。 9 分掌事務外事案に係る対応の調整に関す ること。
情 報 班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 道 路 課 員 特 命 課 員	1 市町村、消防機関、警察等からの被害状況 に関する情報の収集、整理及び記録に関する こと。 2 ライフライン等の被害状況及び復旧状況 に関する情報の収集、整理。 3 ライフライン調整所の業務に関すること。 4 気象・地象情報等の収集及び市町村等関係 機関への伝達に関すること。 5 消防庁への報告（災害即報）に関すること。 6 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関 への提供に関すること。
通 信 班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 管 財 課 員 デジタル政策課員 特 命 課 員	1 通信ルートの確保に関すること（出先機 関、市町村、関係機関等）。 2 災害対策本部事務局の情報基盤設置に関 すること。 3 総合防災情報システム、防災行政無線の運 用に関すること。 4 情報通信関係の被災状況の把握に関する こと。 5 電気通信事業者との調整に関すること。

広 報 班	広報広聴課長 危機管理部長が指名する者	広報広聴課員 特 命 課 員	1 報道機関の取材対応に関すること。 2 広報手段の確保と記者会見に関すること。 3 広報資料の調整に関すること。
物資調達・輸送	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 地域福祉政策課員 交通運輸政策課員 経営支援課員 農業政策課員 農産物マーケティング戦略課員 漁業管理課員 港湾・海岸課員 会計管理課員 特 命 課 員	1 生活関連物資及び災害対応物資の調達及び斡旋に関すること。 2 被災地域への物資輸送の調整に関すること。 3 災害対策に必要な輸送手段の確保に関すること。
被災者支援班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 地域福祉政策課員 県民生活課員 雇用労働政策課員 特 命 課 員	1 県内の被災者の状況把握に関すること。 2 被災者生活支援の総括・調整に関すること。
燃料対策班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	燃料対策の総括・調整に関すること。
氏名公表班	危機管理部各課長 危機管理部長が指名する者	危機管理部各課員 特 命 課 員	1 市町村、消防機関、警察等からの安否不明者等に関する情報の収集、整理及び記録に関すること。 2 安否不明者等の公表に関すること。

※物資調達・輸送班、被災者支援班及び燃料対策班は、必要に応じて設置する。

※災害が長期にわたる場合、状況に応じて、班長に構成課の長等を充てる。

別表 2（第 4 条関係）

部 名	部 長
総 合 企 画 部	総 合 企 画 部 長
総 務 部	総 務 部 長
危 機 管 理 部	危 機 管 理 部 長
健 康 政 策 部	健 康 政 策 部 長
子 ど も ・ 福 祉 政 策 部	子 ど も ・ 福 祉 政 策 部 長
文 化 生 活 部	文 化 生 活 部 長
産 業 振 興 推 進 部	産 業 振 興 推 進 部 長
商 工 労 働 部	商 工 労 働 部 長
観 光 振 興 ス ポ ー ツ 部	観 光 振 興 ス ポ ー ツ 部 長
農 業 振 興 部	農 業 振 興 部 長
林 業 振 興 ・ 環 境 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部 長
水 産 振 興 部	水 産 振 興 部 長
土 木 部	土 木 部 長
会 計 管 理 部	会 計 管 理 局 長
公 営 企 業 部	公 営 企 業 局 長
教 育 部	教 育 部 長
公 安 部	警 察 本 部 長

別表3（第4条関係）

部 名	班 名	班 長	班 員
総合企画部	政 策 企 画 班	政 策 企 画 課 長	同 課 員
	秘 書 班	秘 書 課 長	同 課 員
	広 報 広 聴 班	広 報 広 聴 課 長	同 課 員
	デ ジ タ ル 政 策 班	デ ジ タ ル 政 策 課 長	同 課 員
	交 通 運 輸 政 策 班	交 通 運 輸 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	元 気 な 未 来 創 造 課 長	元 気 な 未 来 創 造 課 員
			中 山 間 地 域 対 策 課 員
			移 住 促 進 課 員
総 務 部	財 政 班	財 政 課 長	同 課 員
	法 務 文 書 班	法 務 文 書 課 長	同 課 員
	人 事 班	人 事 課 長	同 課 員
	職 員 厚 生 班	職 員 厚 生 課 長	同 課 員
	税 務 班	税 務 課 長	同 課 員
	市 町 村 振 興 班	市 町 村 振 興 課 長	同 課 員
	管 財 班	管 財 課 長	同 課 員
	特 命 班	行 政 管 理 課 長	同 課 員
危機管理部	危 機 管 理 ・ 防 災 班	危 機 管 理 ・ 防 災 課 長	同 課 員
	南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 班	南 海 ト ラ フ 地 震 対 策 課 長	同 課 員
	消 防 政 策 班	消 防 政 策 課 長	同 課 員
健康政策部	保 健 政 策 班	保 健 政 策 課 長	同 課 員
	医 療 政 策 班	医 療 政 策 課 長	同 課 員
	国 民 健 康 保 険 班	国 民 健 康 保 険 課 長	同 課 員
	健 康 対 策 班	健 康 対 策 課 長	同 課 員
	薬 務 衛 生 班	薬 務 衛 生 課 長	同 課 員
	特 命 班	在 宅 療 養 推 進 課 長	同 課 員
子 ど も ・ 福祉政策部	地 域 福 祉 政 策 班	地 域 福 祉 政 策 課 長	同 課 員
	長 寿 社 会 班	長 寿 社 会 課 長	同 課 員
	障 害 福 祉 班	障 害 福 祉 課 長	同 課 員
	障 害 保 健 支 援 班	障 害 保 健 支 援 課 長	同 課 員
	子 育 て 支 援 班	子 育 て 支 援 課 長	同 課 員
	子 ど も 家 庭 班	子 ど も 家 庭 課 長	同 課 員
	福 祉 指 導 班	福 祉 指 導 課 長	同 課 員
文化生活部	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 班	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 長	同 課 員
	文 化 振 興 班	文 化 振 興 課 長	同 課 員
	歴 史 文 化 財 班	歴 史 文 化 財 課 長	同 課 員
	国 際 交 流 班	国 際 交 流 課 長	同 課 員
	県 民 生 活 班	県 民 生 活 課 長	同 課 員
	私 学 ・ 大 学 支 援 班	私 学 ・ 大 学 支 援 課 長	同 課 員
	特 命 班	よ さ こ い 高 知 文 化 祭 課 長	よ さ こ い 高 知 文 化 祭 課 員
産業振興 推進部		県 史 編 さん 活 用 課	県 史 編 さん 活 用 課
	産 業 政 策 班	産 業 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	産 業 イ ノ ベーション 課 長	産 業 イ ノ ベーション 課 員
			地 産 地 消 ・ 外 商 課 員
商工労働部			統 計 分 析 課 員
	商 工 政 策 班	商 工 政 策 課 長	同 課 員

	工 業 振 興 班	工 業 振 興 課 長	同 課 員
	経 営 支 援 班	経 営 支 援 課 長	同 課 員
	雇 用 労 働 政 策 班	雇 用 労 働 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	産業デジタル化推進課長	産業デジタル化推進課員 企 業 誘 致 課 員
観光振興 スポーツ部	観 光 政 策 班	観 光 政 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	国 際 観 光 課 長	国 際 観 光 課 員 地 域 観 光 課 員 ス ポ ー ツ 課 員 スポーツツーリズム課員
農業振興部	農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長	同 課 員
	協 同 組 合 指 導 班	協 同 組 合 指 導 課 長	同 課 員
	環 境 農 業 推 進 班	環 境 農 業 推 進 課 長	同 課 員
	農産物マーケティング戦略班	農産物マーケティング戦略課長	同 課 員
	畜 産 振 興 班	畜 産 振 興 課 長	同 課 員
	農 業 基 盤 班	農 業 基 盤 課 長	同 課 員
	特 命 班	農業担い手支援課長	農業担い手支援課員 農業イノベーション推進課員
林業振興・ 環境部	林 業 環 境 政 策 班	林 業 環 境 政 策 課 長	同 課 員
	森づくり推進班	森づくり推進課長	同 課 員
	木 材 増 産 推 進 班	木 材 増 産 推 進 課 長	同 課 員
	木 材 産 業 振 興 班	木 材 産 業 振 興 課 長	同 課 員
	治 山 林 道 班	治 山 林 道 課 長	同 課 員
	自 然 共 生 班	自 然 共 生 課 長	同 課 員
	環 境 対 策 班	環 境 対 策 課 長	同 課 員
	特 命 班	環境計画推進課長	同 課 員
水産振興部	水 産 政 策 班	水 産 政 策 課 長	同 課 員
	漁 業 管 理 班	漁 業 管 理 課 長	同 課 員
	水 産 業 振 興 班	水 産 業 振 興 課 長	同 課 員
	漁 港 漁 場 班	漁 港 漁 場 課 長	同 課 員
土 木 部	土 木 政 策 班	土 木 政 策 課 長	土 木 政 策 課 員 技 術 管 理 課 員
	用 地 対 策 班	用 地 対 策 課 長	同 課 員
	河 川 班	河 川 課 長	同 課 員
	防 災 砂 防 班	防 災 砂 防 課 長	同 課 員
	道 路 班	道 路 課 長	同 課 員
	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	同 課 員
	公 園 上 下 水 道 班	公 園 上 下 水 道 課 長	同 課 員
	住 宅 班	住 宅 課 長	同 課 員
	建 築 指 導 班	建 築 指 導 課 長	同 課 員
	建 築 班	建 築 課 長	同 課 員
	港 湾 ・ 海 岸 班	港 湾 ・ 海 岸 課 長	同 課 員
	特 命 班	技 術 管 理 課 長	技 術 管 理 課 員 港 湾 振 興 課 員
会計管理部	会 計 管 理 班	会 計 管 理 課 長	同 課 員
	総務事務センター班	総務事務センター課長	同 セ ン タ ー 員
公営企業部	県 立 病 院 班	公営企業局県立病院課長	同 課 員

	電 気 工 水 班	公営企業局電気工水課長	同 課 員
教 育 部	教 育 長 が 別 途 定 め る。		
公 安 部	警 察 本 部 長 が 別 途 定 め る。		

別表 4（第 5 条関係）

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合企画部	政策企画班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 視察者への対応及び国等への要望に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	広報広聴班	本部事務局の広報に関すること。
	デジタル政策班	1 県庁ネットワークの運用管理及び情報セキュリティに関すること。 2 高知県情報ハイウェイの運用管理に関すること。 3 総合行政ネットワークに関すること。 4 本部事務局の応援に関すること。
	交通運輸政策班	1 公共交通機関の災害対策に関すること。 2 高知空港の被害状況調査に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 （元気な未来創造課、中山間地域対策課、移住促進課）
総務部	財政班	1 部内（出先機関等を含む。以下同じ。）の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 県議会との連絡に関すること。 4 災害対策の予算措置に関すること。 5 部内各班の主管に属しないこと。
	法務文書班	法律相談に関すること。
	人事班	1 災害対策本部、現地災害対策本部等の人員調整に関すること。 2 内閣総理大臣に対する指定行政機関への職員派遣斡旋要求に関すること。 3 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く）に関すること。
	職員厚生班	1 庁内被災者対応に関すること。 2 被災職員の救済に関すること。 3 職員の健康管理に関すること。
	税務班	1 県税の猶予及び減免に関すること。 2 税務相談に関すること。
	市町村振興班	1 被災市町村の行財政支援に関すること。 2 全国避難者情報システムに関すること。

	管財班	1 県有車両の配車に関する事。 2 庁舎の管理に関する事。 3 県有財産の被害調査の総括に関する事。 4 本部事務局の応援に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 (行政管理課)
危機管理部	危機管理・防災班	1 本部事務局の運営に関する事。 2 被災者生活再建支援法の適用に関する事。
	南海トラフ地震対策班	1 本部事務局の運営に関する事。 2 緊急通行車両の標章及び証明書の交付に関する事。
	消防政策班	1 消防応援活動調整本部の運営に関する事。 2 高圧ガス施設等の災害対策に関する事。
健康政策部	保健政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 保健医療調整本部の設置・運営に関する事。 4 巡回保健体制の調整に関する事。 5 部内各班の主管に属しない事。 6 日本赤十字社高知県支部との連絡調整に関する事。
	医療政策班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 医師・看護師の確保に関する事。 3 妊産婦等周産期医療に関する事。
	国民健康保険班	1 被災者に対する各種保険給付金の早期支払に関する事。 2 被災者に対する保険料(税)納入延納金の免除及び滞納処分の執行猶予に関する事。 3 被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関する事。 4 保健医療調整本部の応援に関する事。
	健康対策班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 被災難病患者及び透析患者その他の重点継続要医療者の調整に関する事。 3 被災地の防疫に関する事。 4 被災者の医療受給者証の再交付に関する事。
	薬務衛生班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 避難地域等の食品衛生の確保に関する事。 3 動物の保護等に関する事。 4 死体の火葬及び埋葬に関する事。 5 へい獣処理に関する事。 6 感染症予防のためのねずみ等の駆除に関する事。 7 毒劇物に係る災害発生の防止に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 (在宅療養推進課)

子ども・福祉政策部	地域福祉政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 災害救助法の適用に関する事。 4 避難場所の運営支援に関する事。 5 被災者に関する生活福祉資金及び災害救護資金の融資に関する事。 6 被災者に対する災害弔慰金及び見舞金に関する事。 7 災害ボランティアに関する事。 8 部内各班の主管に属しない事。 9 本部事務局の応援に関する事。
	長寿社会班	1 被災高齢者の援護に関する事。 2 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	障害福祉班	1 被災障害者の援護に関する事。 2 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	障害保健支援班	1 保健医療調整本部の運営に関する事。 2 被災者の精神保健対策に関する事。
	子育て支援班	1 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。 2 子ども家庭班の応援に関する事。
	子ども家庭班	1 被災児童の援護に関する事。 2 被災母子、寡婦及び父子世帯の援護に関する事。 3 所管の社会福祉施設等の災害対策に関する事。
	福祉指導班	1 被災者に対する生活保護法の適用に関する事。 2 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
	人権・男女共同参画班	1 所管施設の被害状況の調査及び機能確保等に関する事。 2 関係施設の被害状況の調査に関する事。 3 被災女性の相談に関する事。 4 本部事務局の応援に関する事。
文化生活部	文化振興班	1 部内の被害状況の情報収集に関する事。 2 部内の連絡・調整に関する事。 3 所管文化施設の災害対策に関する事。 4 部内各班の主管に属しない事。 5 本部事務局の応援に関する事。
	歴史文化財班	1 文化財の被害状況の調査及び機能確保に関する事。 2 所管文化施設の災害対策に関する事。
	国際交流班	1 被害外国人の援護に関する事。 2 海外からの支援受入れの調整に関する事。
	県民生活班	1 生活関連物資等の価格の安定対策に関する事。 2 NPO、社会貢献活動団体に関する事。 3 本部事務局の応援に関する事。
	私学・大学支援班	県立大学、高知工科大学、私立学校（ただし、幼稚園を除く）、私立専修・各種学校の災害対策に関する事。
	特命班	1 本部長の特命事項に関する事。 2 本部事務局の応援に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。 （よさこい高知文化祭課、県史編さん活用課）

産業振興 推進部	産業政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 部内各班の主管に属しないこと。 4 特命班の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (産業イノベーション課、地産・地消外商課、統計分析課)
商工労働部	商工政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 被災商工業者の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	工業振興班	被災商工業者の災害対策に関すること。
	経営支援班	1 中小企業に対する災害融資に関すること。 2 商工関係団体の災害対策に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	雇用労働政策班	1 職業能力開発校等の災害対策に関すること。 2 被災者の雇用促進（就職支援）に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (産業デジタル化推進課、企業誘致課)
観光振興 スポーツ部	観光政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 観光施設等の災害対策に関すること。 4 特命班の応援に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (国際観光課、地域観光課、スポーツ課、スポーツツーリズム課)
農業振興部	農業政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 競馬場の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。 5 本部事務局の応援に関すること。
	協同組合指導班	1 農業関係団体の災害対策に関すること。 2 農業災害補償制度（農業共済制度）に関すること。 3 農業者に対する災害融資に関すること。
	環境農業推進班	1 農産物の災害対策に関すること。 2 農作物の防疫に関すること。 3 農薬に係る災害発生の防止に関すること。 4 廃棄農作物の適正処理の啓発に関すること。
	農産物マーケティング戦略班	1 園芸農作物の災害対策に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。

	畜産振興班	1 家畜、畜産物及び畜産施設の災害対策に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 飼料に関すること。
	農業基盤班	1 農地及び農業用施設等の災害対策に関すること。 2 地すべり及びため池の災害対策に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (農業担い手支援課、農業イノベーション推進課)
林業振興・環境部	林業環境政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 所管施設の災害対策に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	森づくり推進班	森林関係団体の災害対策に関すること。
	木材増産推進班	造林の災害対策に関すること。
	木材産業振興班	1 災害対策用資材の確保に関すること。 2 林業施設の災害対策に関すること。 3 災害金融に関すること。
	治山林道班	治山及び林道施設の災害対策に関すること。
	自然共生班	自然公園等の災害対策に関すること。
	環境対策班	1 被災地のごみ及びし尿処理に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 環境汚染への対応に関すること。
	特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (環境計画推進課)
水産振興部	水産政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害融資及び漁業共済制度に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。
	漁業管理班	1 輸送用船舶の確保に関すること。 2 漂流物等の情報収集に関すること。 3 本部事務局の応援に関すること。
	水産業振興班	1 漁業関係団体の災害対策に関すること。 2 漁業施設及び水産物の災害対策に関すること。 3 市場・流通機能の情報収集に関すること。
	漁港漁場班	1 漁港施設の災害対策に関すること。 2 漁港施設の災害復旧に関すること。

土木部	土木政策班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 土木事務所に関すること。 4 建設業者の被災状況に関すること。 5 工事現場の被災状況に関すること。 6 緊急発注工事の契約に関すること。 7 部内各班の主管に属しないこと。
	用地対策班	災害対策用用地の確保に関すること。
	河川班	1 水防に関すること。 2 河川及びダムの災害対策に関すること。
	防災砂防班	1 公共土木施設の災害対策に関すること。 2 市町村の公共土木施設の災害対策に関すること。 3 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策に関すること。 4 がけ崩れ住家防災対策に関すること。 5 土砂災害危険箇所の安全確保対策に関すること。
	道路班	1 高速道路の被害状況調査に関すること。 2 道路及び橋梁の災害対策に関すること。 3 災害時の道路交通網の確保に関すること。 4 道路規制情報の提供に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の災害対策に関すること。 2 被災宅地危険度判定に関すること。 3 都市災害復旧対策に関すること。
	公園上下水道班	1 所管公園施設、上下水道等施設の災害対策に関すること。 2 避難先地域等の飲料水の供給に関すること。
	住宅班	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。 3 公営住宅の災害対策に関すること。 4 公営住宅の入居斡旋に関すること。
	建築指導班	1 被災住宅に対する住宅支援機構の融資に関すること。 2 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	建築班	1 被災建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 2 県有建築物の災害復旧に関すること。
	港湾・海岸班	1 港湾の災害対策に関すること（港湾の貯木場に関することを含む）。 2 輸送用船舶等の確保に関すること。 3 海岸施設の災害対策に関すること。 4 漂流物等の情報収集に関すること。 5 本部事務局の応援に関すること。

特命班	1 本部長の特命事項に関すること。 2 本部事務局の応援に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。 (技術管理課、港湾振興課)
-----	--

会計管理部	会計管理班	1 義援金に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害関係経費の支出に関すること。 4 部内各班の主管に属しないこと。 5 本部事務局の応援に関すること。
	総務事務センター班	災害対応に必要な物品の購入に関すること。
公営企業部	県立病院班	1 部内の被害状況の情報収集に関すること。 2 部内の連絡・調整に関すること。 3 災害に関する予算及び財政計画に関すること。 4 所管施設等の災害応急対策に関すること。 5 所管する県立病院施設の災害対策に関すること。 6 部内各班の主管に属しないこと。
	電気工水班	1 所管するダム及び発電施設の災害対策に関すること。 2 所管する工業用水道施設の災害対策に関すること。
教育部	教育長が別途定める。	
公安部	警察本部長が別途定める。	

別表 5（第 9 条関係）

名 称	所在（事務局）	管 轄 区 域
安芸災害対策支部	安芸総合庁舎内 （安芸地域本部）	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東災害対策支部	中央東土木事務所 （中央東地域本部）	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、 土佐町、大川村
中央西災害対策支部	伊野合同庁舎内 （中央西地域本部）	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、 日高村
須崎災害対策支部	須崎第二総合庁舎内 （須崎地域本部）	須崎市、中土佐町、禰原町、津野町、四万十町
幡多災害対策支部	中村合同庁舎内 （幡多地域本部）	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、 黒潮町

別表 6（第 11 条関係）

名称	部長	部員	分掌事務
東京 連絡部	東京事務所長	東京事務所員	1 被災状況その他災害関係事項の政府・国会・その他関係方面に対する連絡。 2 中央における災害関係情報の収集・調査管轄区域内での災害対策用物資の購入・斡旋。 3 その他特命事項に関すること。
大阪 連絡部	大阪事務所長	大阪事務所員	1 災害関係事項の連絡。 2 管轄区域内での災害対策用物資の購入・斡旋。 3 その他特命事項に関すること。
名古屋 連絡部	名古屋事務所長	名古屋事務所員	

別表 7（第 12 条関係）

（1）風水害時等の配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制	実施事項
第 1 配備 警戒体制	県内に気象等警報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○風水害関係課（注 1） ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起
第 2 配備 警戒本部体制	台風が接近するなど嚴重な警戒が必要なとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○本部連絡員 ○風水害関係課 ○風水害関係課が定める出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第 3 配備 災害対策本部体制	台風や集中豪雨等により下欄に該当する被害の発生がほぼ確実であるとき	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設への注意喚起及び被害状況の調査・報告 ○被害の発生を防ぐ応急対策の実施
第 4 配備 災害対策本部体制	○被災区域が市町村域を超え広域にわたる場合 ○被害規模が大きく当該市町村のみでは処理することが困難と認められる場合	別表 4 に定められている分掌事務を実施するために必要な人員	別表 4 に定められている分掌事務

（注 1）風水害関係課：治山林道課、漁港漁場課、河川課、防災砂防課、道路課、公園上下水道課、港湾・海岸課

(2) 震災時の配備基準及び動員体制

配備体制	配備基準	動員体制	初動実施事項
震災 第1配備 警戒体制	県内で「震度4」の地震が発生した場合	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○地震関係部局（注1）本部連絡員 ○地震関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査
	予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき	○危機管理・防災課、南海トラフ地震対策課、消防政策課 ○津波関係部局（注2）本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起
震災 第2配備 警戒本部 体制	県内で「震度5弱」の地震が発生した場合	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき	○危機管理部全職員 ○津波関係部局本部連絡員 ○津波関係部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○本部長、副本部長及び本部員は参集に備えて待機
	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	○危機管理部全職員 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○本部連絡員会議を開催し、関係機関等への情報の提供及び県民への注意喚起を実施 ○地域本部会議を開催し、管内出先機関に管理施設の開口部対策を指示 ○管内市町村に事前対策を働きかけ
震災 第3配備	県内で「震度5弱」の地震が発生し、かつ県内で甚大な被害が発生した場合	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策
災害対策 本部体制	予報区「高知県」に津波警報が発表され、かつ県内で津波による甚大な被害が発生した場合	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○危険地域への進入禁止対策 ○緊急応急対策の準備

	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	○本部長及び副本部長 ○本部員 ○災害対策本部事務局 ○本部連絡員 ○各部局が定める関係課室及び出先機関	○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起 ○管理施設の開口部対策 ○管内市町村に事前対策を働きかけ
震災 第4配備 災害対策本部体制	県内で「震度5強」以上の地震が発生した場合	全職員（注3）	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告 ○市町村における被害状況の調査 ○緊急応急対策
	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき	全職員（注3）	○関係機関等への情報の提供 ○管理施設及び周辺地域への注意喚起、地元市町村との連絡調整 ○管理施設の開口部対策 ○危険地域への進入禁止対策 ○緊急応急対策の準備
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員（注3）	○関係機関等への情報提供及び県民への注意喚起 ○管理施設の開口部対策 ○管内市町村に事前対策を働きかけ

（注1）地震関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部及び県有施設を所管する部局

（注2）津波関係部局：観光振興スポーツ部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部

（注3）会計年度任用職員及び任期付職員については、あらかじめ各所属長が指名した者に限る。

1. 1. 2. 3 高知県災害対策本部運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県災害対策本部条例（昭和37年高知県条例第45号）及び高知県災害対策本部規定に基づき事務の適確かつ迅速な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 高知県災害対策本部（以下「本部」という。）は、原則として正庁に置く。

(本部の位置)

第3条 本部の設置基準は、おおむね次のとおりとし、災害の危険が解消し又は災害応急対策が完了したと認められたときに解散する。

- 一 県下に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発令され、災害対策上、本部長がその必要を認めたとき
- 二 県下に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生する恐れがあり、その対策上、本部長がその必要を認めたとき

(支部の設置及び解散)

第4条 高知県災害対策支部（以下「支部」という。）は、その管轄区域内の災害対策を総合的かつ迅速確実に実施する必要があると本部長が認めた場合、本部設置の有無にかかわらず設置し、災害の危険が解消し又は災害応急対策が完了したと認められたときに解散する。

(地方連絡部の設置及び解散)

第5条 高知県災害対策地方連絡部（以下「地方連絡部」という。）は、本部長の命により設置し解散する。

(災害情報の収集及び伝達)

第6条 事務局において収集及び伝達する情報は、次のとおりとする。

- 一 災害対策基本法第53条第1項に規定する市町村長の知事に対する被害状況等の報告
- 二 災害対策基本法第60条第3項及び第4項に規定する市町村長の避難の指示等の知事に対する報告
- 三 気象予警報等に関する情報
- 四 災害時の道路交通情報
- 五 一般被害情報
- 六 公共機関被害情報
- 七 部、支部及び市町村の被害対策情報
- 八 その他事務局長が必要と認めるもの

(防災行政無線の優先使用)

第7条 前条に規定する災害情報の収集及び伝達にあたっては、高知県防災行政無線を使用するものとする。

(災害配備編成計画)

第8条 各部長は、毎年度始めに、災害対策本部災害配備編成計画を作成し、事務局に提出するものとする。

(職員の動員)

第9条 事務局人事班長は、配備の規模が決定したときは、各部長に対し、災害対策本部災害配備計画に基づく職員の動員を指示する。

- 2 各部長は、すみやかに職員を配置するとともにその状況を事務局に報告するものとする。
- 3 本部の設置及び解散並びに職員の動員にあたっては、別表1に定める連絡経路によるものとする。

(本部連絡員の任務)

第 10 条 各部の本部連絡員は、本部設置と同時に本部に参集し事務局員として災害事務局に従事するものとする。

(本部会議)

第 11 条 本部長は、本部会議の議長となる。

2 本部員が事故その他の事由により本部会議に出席できないときは、代理者を出席させなければならない。

3 本部会議の開催日時、場所、出席者及び会議の概要は文章で記録する。

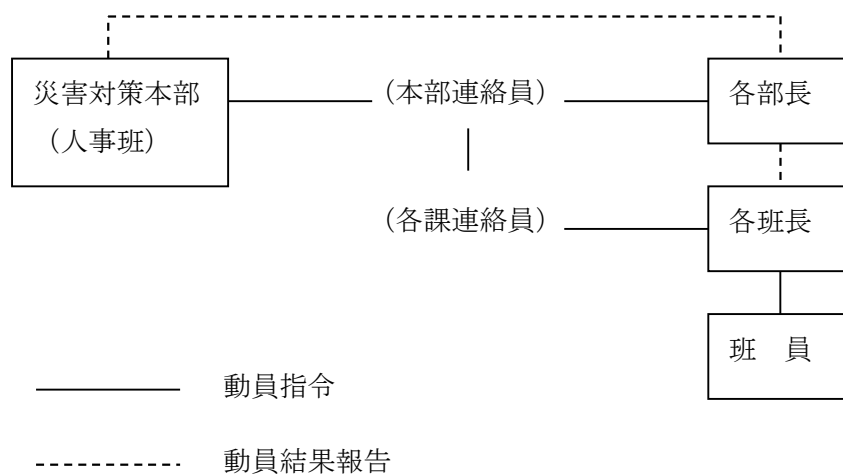
(腕章、ヘルメット及び標旗)

第 12 条 本部長、本部員その他の本部職員が災害対策に従事しおよび車輛が災害対策に使用される場合は、それぞれ別表 2 に定める腕章、ヘルメット及び標旗をつけるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

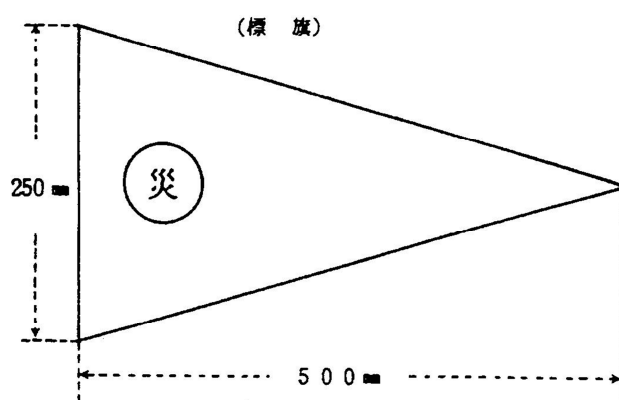
別表 1



(1) 腕 章

(2) ヘルメット

1-26



- 注 1 腕章の大きさは、長さ380mm幅100mmとし、文字及び円の色は黒、横線の色は、赤、地は白色とする。
- 2 ヘルメットの横線の色は赤とする。
- 3 標旗の⊗の色は赤、その他の文字の色は黒、地は黄色とする。

1. 1. 2. 4 災害対策基本法による地方公共機関の指定（告示）

(昭和 37 年 10 月 19 日告示第 448 号)

改正	平成 5 年 4 月 1 日告示第 165 号	平成 8 年 1 月 30 日告示第 24 号
	平成 8 年 7 月 23 日告示第 497 号	平成 9 年 6 月 6 日告示第 496 号
	平成 17 年 7 月 1 日告示第 490 号	平成 22 年 12 月 10 日告示第 685 号
	平成 24 年 12 月 28 日告示第 774 号	平成 25 年 7 月 5 日告示第 440 号
	平成 30 年 6 月 1 日告示第 465 号	

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定する。

所 在 地	指 定 機 関 名
高知市鴨部一丁目 20 番 24 号	四国ガス株式会社高知支店
高知市大原町 80 番地 2	一般社団法人高知県 L P ガス協会
高知市本町三丁目 2 番 15 号	株式会社高知放送
高知市棧橋通四丁目 12 番 7 号	とさでん交通株式会社
高知市大津乙 1879 番地 9	一般社団法人高知県バス協会
高知市南ノ丸町 5 番地 17	一般社団法人高知県トラック協会
高知市北本町三丁目 4 番 27 号	株式会社テレビ高知
四万十市駅前町 7 番 1 号	土佐くろしお鉄道株式会社
高知市鷹匠町二丁目 1 番 5 号	株式会社エフエム高知
高知市丸ノ内一丁目 7 番 45 号	一般社団法人高知県医師会
高知市若松町 10 番 11 号	高知さんさんテレビ株式会社
高知市朝倉戊 375 番地 1	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
高知市朝倉己 825 番地 5	公益社団法人高知県看護協会
高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号	公益財団法人高知県消防協会
高知市本町四丁目 2 番 15 号	一般社団法人高知県建設業協会
高知市本町三丁目 2 番 15 号	株式会社高知新聞社
高知市丸ノ内一丁目 7 番 45 号	一般社団法人高知県歯科医師会
高知市丸ノ内一丁目 7 番 45 号	公益社団法人高知県薬剤師会

附 則(平成 5 年 4 月 1 日告示第 165 号)

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 1 月 30 日告示第 24 号)

平成 8 年 1 月 17 日から適用する。

附 則(平成 8 年 7 月 23 日告示第 497 号)

この告示は、平成 8 年 7 月 23 日から施行する。

附 則(平成 9 年 6 月 6 日告示第 496 号)

平成 9 年 5 月 26 日から適用する。

附 則(平成 17 年 7 月 1 日告示第 490 号)

この告示は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 12 月 10 日告示第 685 号)

この告示は、平成 22 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日告示第 774 号)

この告示は、平成 24 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 5 日告示第 440 号)

この告示は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 1 日告示第 465 号)

この告示は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

1. 1. 3 その他の要綱等

1. 1. 3. 1 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例

(平成 20 年 3 月 25 日条例第 4 号)

改正 平成 26 年 3 月 25 日条例第 10 号 平成 27 年 7 月 17 日条例第 59 号

平成 28 年 3 月 25 日条例第 20 号

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)

第 2 章 地震の揺れの被害から生命を守る(第 8 条―第 13 条)

第 3 章 津波から逃げる(第 14 条―第 19 条)

第 4 章 火災から生命を守る(第 20 条・第 21 条)

第 5 章 土砂災害等の危険から生命を守る(第 22 条―第 24 条)

第 6 章 震災から生命を救う(第 25 条―第 27 条)

第 7 章 被災者の生活の安定を図る(第 28 条―第 30 条)

第 8 章 震災からの復興を進める(第 31 条・第 32 条)

第 9 章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

第 1 節 地域の防災力の強化(第 33 条―第 36 条)

第 2 節 要配慮者への支援等(第 37 条―第 39 条)

第 3 節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等(第 40 条―第 42 条)

第 10 章 南海トラフ地震対策を計画的に進める(第 43 条・第 44 条)

第 11 章 雑則(第 45 条・第 46 条)

附則

高知県では、過去から繰り返し南海トラフ地震に襲われ、その都度大きな被害を受けてきました。昭和南海地震から長い年月が経過し、次の地震が発生する可能性が徐々に高まってきています。こうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに上回る津波によって沿岸部を中心に壊滅的な被害がもたらされ、多くの生命が失われました。この東日本大震災の教訓に基づく新たな南海トラフ地震の想定では、発生頻度は極めて低いものの、最大クラスの地震が発生すると、高知県では、体を感じる揺れが 3 分を超えて続く地域があると同時に、震度 7 になる地域も想定されています。さらに、地震の発生から、早い地域では 3 分程度で、海岸線に 1 メートルの高さの津波が押し寄せ、その最大の高さは、ほとんどの海岸線で 10 メートルを超えると想定されています。こうした地震の揺れや津波等によって、県内全域はもちろん、東海から九州に至る広い範囲が同時に甚大な被害を受けるため、県外からの早期の支援が期待することができないおそれがあります。

また、発生頻度の高い一定程度の規模の地震や津波によっても、県内全域が大きな被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、多くの地域が孤立するおそれがあります。

南海トラフ地震は、その発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り小さくすることは可能です。そのためには、県、市町村等が被害の軽減のために最大限の努力をすることはもとより、県民自身が、災害から自らの生命は自らで守り自分たちの地域は自分たちで守るという東日本大震災で改めて気付かされた防災の基本に立ち、家庭や事業所において備えを行うことや地域において住民相互の協力による防災活動を行うことが重要です。こうした考えを、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が共有し、それぞれの役割を果たしていかなければいけません。

また、県民、事業者等は、想定される地震や津波の規模が大きいからといたずらに怖がることなく、また、発生頻度が極めて低いからと油断することもなく、正しく恐れ、備えることが求められます。

県、市町村及び防災関係機関は、組織及び機能の全てを挙げ、最大クラスの地震や津波から何よりも尊い生命を守るという決意で対策に取り組むとともに、発生頻度の高い一定程度の規模の地震や津波も視野に入れ、あらゆる地震や津波に対応することができる幅を持たせた応急及び復旧・復興期への対策に取り組んでいきます。

ここに、私たちは、力を合わせて南海トラフ地震への備えを早急に進め、南海トラフ地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、南海トラフ地震による災害(以下「震災」といいます。)から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、予防から南海トラフ地震の発生後の応急・復旧・復興までの総合的な対策(以下「南海トラフ地震対策」といいます。)を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会づくりを目指して、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が相互に連携しながら南海トラフ地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 南海トラフ地震 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までの地域並びにその周辺の地域におけるプレートの境界を震源とする発生頻度の高い一定程度の規模の地震及び発生頻度の極めて低い最大クラスの規模の地震をいいます。

- (2) 防災関係機関 国、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関及び同条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいいます。
- (3) 事業者 法人(県、市町村及び防災関係機関を除きます。)及び事業を営む個人をいいます。
- (4) 自主防災組織 災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。
- (5) 社会貢献活動団体 高知県社会貢献活動推進支援条例(平成 11 年高知県条例第 4 号)第 2 条第 2 項に規定する社会貢献活動団体(自主防災組織を除きます。)をいいます。
- (6) 居住者等 居住する者、通勤する者、通学する者、観光等で一時滞在する者及び通過する者をいいます。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいいます。
- (8) 救助活動 倒壊家屋等からの人の救出、負傷者等への応急手当、負傷者等の医療救護施設への搬送等をいいます。
- (9) 津波避難ビル等 津波による浸水が予想される区域(以下「津波浸水予想区域」といいます。)において、津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する堅固な中・高層建築物等の人工構造物をいいます。
- (10) 津波避難場所 高台(津波による浸水のおそれがない高さに位置し、居住者等が緊急に避難することができる一定の広さのある場所をいいます。第 14 条第 1 項において同じ。)及び津波避難ビル等をいいます。

(基本理念)

第 3 条 震災に強い地域社会を実現するため、南海トラフ地震対策は、次に掲げる事項を基本理念として実践的かつ効果的に推進されなければいけません。

- (1) 南海トラフ地震という大災害に遭っても県民の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等様々な立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、相互に連携して取り組んでいくこと。
- (2) 県民は、生命、身体及び財産に係る権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、そのために必要な備えを日ごろから行うとともに、南海トラフ地震が発生したときには適切に行動することができるように自助の取組を進めること。
- (3) 一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成する様々な人々及び団体が、日ごろから連帯感を強め、支え合い、南海トラフ地震が発生したときは相互に助け合う共助の取組を進めることとし、その取組の主要な担い手として、自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。
- (4) 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組が活性化するように支援するとともに、県自らが取り組む

べき社会基盤の整備、迅速かつ的確な震災対応をするための体制整備等を行う等の公助の取組を進めること。

- (5) 震災から生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、南海トラフ地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事及び教育の中に防災文化を根付かせていくこと。

(県民の責務)

第4条 県民は、震災から生命、身体及び財産を自らで守るため、地震防災に関する知識の習得その他必要な備えを行うとともに、南海トラフ地震が発生したときは、自らの判断による危険の回避等を行うように努めなければいけません。

- 2 県民は、自助の取組を行動に移すように相互に啓発し合い、地域で支え合うとともに、南海トラフ地震が発生したときは、助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うように努めなければいけません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命及び身体を守り、自らが所有し、又は管理する施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、南海トラフ地震の発生後においても事業を継続することができるように、あらかじめ、自らが所有し、又は管理する施設、設備等の安全性の確保、震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うように努めなければいけません。

- 2 事業者は、南海トラフ地震が発生したときは、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等を積極的に行うとともに、事業活動を再開するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。

(県の責務)

第6条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能の全てを挙げて、市町村及び防災関係機関と密接に連携しながら、南海トラフ地震対策を計画的に推進します。

- 2 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行います。この場合において、県民、事業者、自主防災組織等が効果的に南海トラフ地震への備え及び南海トラフ地震の発生後の活動を行うことができるように、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりの促進等に努めます。

- 3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果及び情報を南海トラフ地震対策に反映します。この場合において、自助の取組及び共助の取組の促進に寄与するため、その成果及び情報の公表に努めます。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の市町村、防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、当該市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進に努めるものとします。

第2章 地震の揺れの被害から生命を守る

(地震の揺れの被害からの安全の確保)

第8条 県民は、気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条に規定する地震動警報(次項において「地震動警報」といいます。)を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、地震の揺れにより物が転倒し、落下する等のおそれがある場所から直ちに離れ、頭を保護する等の自らの安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。

2 事業者は、地震動警報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、事業所内の人に対し、頭を保護して落ち着いた行動等をとるように促し、避難誘導を行う等の事業所内の人の安全を確保するために必要な措置をとらなければいけません。

(既存建築物の耐震化の推進)

第9条 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物(以下「既存建築物」といいます。)の所有者は、南海トラフ地震による既存建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化(地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいいます。以下同じ。)を行うように努めなければいけません。

2 県は、県有の既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うように努めます。この場合において、計画的な耐震化の推進及び当該既存建築物の利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。

3 県は、震災対応の指揮の拠点、医療救護活動の拠点、消火活動の拠点、避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいいます。以下同じ。)等として南海トラフ地震の発生後に重要な役割を担う既存建築物の所有者又は管理者に対し、耐震診断の実施、当該耐震診断の結果の公表及び計画的な耐震化の促進を求めます。

4 県は、建築関係事業者の団体、市町村、国等と連携して、既存建築物の耐震化に関する実態を把握するとともに、耐震化の啓発、相談体制の整備その他必要な支援を行うように努めます。

(屋内における家具等の安全対策の推進)

第10条 県民又は事業者は、南海トラフ地震の発生時に自ら及びその家族又は事業所内の人が屋内において安全を確保し、迅速かつ円滑に避難することができるように、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒し、落下する等の危険がある物の安全性の点検、配置の見直し及び転倒、落下等の防止、窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の

防止等の安全対策(以下「家具等の安全対策」といいます。)を行うように努めなければいけません。

- 2 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造又は販売を行う事業者、転倒防止器具の販売又は取付けを行う事業者、市町村、国等と連携して、家具等の安全対策に関する実態を把握するとともに、家具等の安全対策の啓発及び促進を行うように努めます。
(屋外工作物等の安全対策の推進)

第 11 条 屋外にあるブロック塀、石塀又はれんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者又は管理者は、屋外工作物等が、南海トラフ地震の発生時に転倒し、落下する等により歩行者等に危害を及ぼし、避難等を妨げることをないように、あらかじめ、当該屋外工作物等の安全性の点検及び転倒、落下等の防止の安全対策(以下「屋外工作物等の安全対策」といいます。)を行うように努めなければいけません。

- 2 県は、屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、屋外工作物等の安全対策の啓発及び促進を行うように努めます。
(被災建築物等の応急危険度判定への支援等)

第 12 条 県は、南海トラフ地震により被害を受けた建築物又は宅地(以下この条において「被災建築物等」といいます。)において余震、降雨等によって二次災害が発生することを防ぐため、南海トラフ地震の発生後に、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定(以下この条において「応急危険度判定」といいます。)への支援を行います。

- 2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるように、あらかじめ、市町村及び国と連携して、応急危険度判定の制度を周知させるとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成及び受入れ体制の整備、応急危険度判定に要する資機材の確保等の実施体制を整備するように努めます。
- 3 被災建築物等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、当該応急危険度判定の結果に応じて、被災建築物等の入居者及び利用者の避難、応急の補強等を行うように努めなければいけません。

(公共土木施設の被害の軽減)

第 13 条 県は、県の管理する道路(橋りょうを含みます。)、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設において、南海トラフ地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。

第 3 章 津波から逃げる

(津波からの避難等)

第 14 条 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、気象業務法施行令第 4 条に規定する津波警報(以下この条において「津波警報」とい

ます。)又は津波注意報(以下この条において「津波注意報」といいます。)の発表を待つことなく、自らの判断で高台等の津波による浸水のおそれがない場所に、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車を原則として使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報及び津波注意報が解除されるまでの間、津波からの避難を継続しなければいけません。

- 2 津波浸水予想区域の外にいる者は、津波警報及び津波注意報が解除されるまでの間、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。
- 3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤する者、通学する者等は、津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、あらかじめ、津波避難場所、避難路、避難の方法等について確認するように努めなければいけません。
- 4 海岸又は河口の付近にいる者は、津波から避難する意識を持つようにしなければいけません。

(地域の津波避難計画の作成の推進)

第15条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と協力して、地域の津波避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲等の津波からの避難に必要な情報を記載した計画(以下「地域の津波避難計画」といいます。)を、市町村が作成する津波避難計画との整合性をとりつつ作成しなければいけません。

- 2 津波浸水予想区域に居住する者、津波浸水予想区域の事業者等は、津波から避難する際の課題を認識し、津波から避難する方法等を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するように努めなければいけません。
- 3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるように、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。

(自主防災組織等が行う津波からの避難訓練等)

第16条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等様々な想定及び工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。

- 2 津波浸水予想区域の自主防災組織は、前項の津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じて、当該地域の津波避難計画の見直しを行わなければいけません。
- 3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。
- 4 津波浸水予想区域の事業者は、前項の津波からの避難訓練を行うときは、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

(津波からの避難に関する情報を入手することができる環境の整備)

第17条 県は、県民、事業者等が、津波の危険を知り、南海トラフ地震の発生時に迅速かつ円滑に津波から避難することができるように、市町村、国等と連携して、津波からの避難に関して啓発するとともに、津波からの避難に関する情報を容易に入手することができる環境を整備するように努めます。

2 次の各号に掲げる津波からの避難に関する情報は、当該各号に定める物により伝えられるものとします。

(1) 津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波への注意を喚起する物、津波の特性及び津波から避難する時にとるべき行動等の知識を伝える揭示物等

(2) 津波避難場所を知らせるための情報 津波避難場所の標識、津波避難場所に誘導する標識等

(3) 津波の発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報提供装置等(津波避難場所及び避難路の確保等)

第18条 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、市町村と連携して、津波避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進するとともに、津波からの避難に資するための既存の避難方法以外の方法の検討に取り組みます。

2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、その所有し、又は管理する土地又は建築物が津波避難場所又は避難路として利用されることに協力するように努めなければいけません。

3 避難者は、津波避難場所を利用するときは、秩序ある利用に努めなければいけません。(津波の危険を事前に回避する対策の推進)

第18条の2 県は、市町村と連携して、津波から自らの力で避難することができない要配慮者が利用する施設について、津波の危険を事前に回避するために安全な場所へ移転する対策を推進します。

2 県は、市町村と連携して、津波により特に甚大な被害が生ずるおそれがある地域の公共施設、住居等について、津波の危険を事前に回避するために計画的に安全な場所へ移転する対策の推進に努めます。

(津波の浸入による被害の軽減)

第19条 県は、市町村及び国と連携して、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難することができるように、次に掲げる事項に努めます。

(1) 堤防、水門、排水機場等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。

(2) 陸こう(閉鎖することにより主要な交通を妨げるおそれがあるものを除きます。次項において同じ。)を常時閉鎖し、水門扉を支障のない高さまで下ろす等の津波の浸入を防ぐための措置をとること。

- 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないように、陸こうの利用後は、当該陸こうを閉鎖するように努めなければいけません。
- 3 県は、津波によって流される木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、あらかじめ、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物対策の推進に努めます。

第4章 火災から生命を守る

(火災の発生及び延焼の防止等)

第20条 県民、事業者等は、火災の発生を防ぐため、地震の揺れが収まった後に、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難するときに電流制限器により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるように努めなければいけません。

- 2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、消火及び延焼の防止に努めなければいけません。
- 3 県は、市町村と連携して、火災の延焼を防ぐために必要な対策の推進及び火災からの避難場所の確保に努めます。

(初期消火に必要な用具の設置等)

第21条 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び適正な管理に努めなければいけません。

- 2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の火災に関する訓練(次項において「消火訓練」といいます。)を毎年行うように努めなければいけません。
- 3 県民は、消火訓練に積極的に参加し、火災から生命を守るために必要な知識及び消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材による消火の技術の習得に努めなければいけません。
- 4 県は、市町村等と連携して、火災の発生の防止、消火、避難等の火災から生命を守るためにとるべき行動及び初期消火に必要な用具に関して啓発するように努めます。

第5章 土砂災害等の危険から生命を守る

(土砂災害等の危険からの避難等)

第22条 県民は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による次に掲げる土砂災害等の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、周辺の居住者等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めなければいけません。

- (1) 崖崩れ、地滑り又は土石流(河道閉塞部の決壊によるものを含みます。)の土砂災害
- (2) 河道閉塞による上流の地域の水没
- (3) 土砂災害の前兆現象としての河川の濁り、流木の混在又は水位の異常、山鳴り、崖の亀裂、小石の小落下、湧水又は井戸水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等

- (4) 地盤沈下による水害
 - (5) 堤防又はため池の決壊等による水害
 - (6) 液状化等による建築物又は公共土木施設等の構造物の倒壊等
- 2 県民は、土砂災害等の危険から自主的に避難することができるように、自主防災組織の取組等を通じて、土砂災害等の危険に関する知識の習得、地域の土砂災害等の危険な箇所、避難所等の把握等に努めなければいけません。
- 3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ、土砂災害等の危険からの県民の自主的な避難に関する啓発及び情報の提供等に努めます。
- (危険な箇所等の巡視、点検等)

第 23 条 県は、南海トラフ地震の発生後に、更なる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、土砂災害等の危険な箇所等の巡視及び点検(津波の危険が予想されるときは、速やかに居住者等への周知を行い、又は立入禁止等の措置をとるよう努めます。)

- 2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定する危険物、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)第 2 条第 1 項に規定する毒物若しくは同条第 2 項に規定する劇物又は高压ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条に規定する高压ガスその他これらに類する危険物又は有害物質であって南海トラフ地震が発生したときに生命、身体及び財産を害するおそれがあるもの(第 34 条第 1 項第 8 号において「危険物等」といいます。))を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の所有者又は管理者は、南海トラフ地震の発生後に直ちに、当該施設を点検し、当該施設において被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに被害の拡大の防止の措置をとるとともに、関係機関への連絡及び周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

(急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進等)

第 24 条 県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等による急傾斜地の崩壊等から県民の生命を守るため、市町村と連携して、あらかじめ、急傾斜地の崩壊等に係る対策の推進に努めます。

- 2 県は、地震の揺れ又は地震発生後の降雨等によるため池の決壊等がもたらす水害から県民の生命を守るため、市町村、土地改良区等と連携して、あらかじめ、ため池を必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うよう努めます。

第 6 章 震災から生命を救う

(応急活動の実施等)

第 25 条 県は、南海トラフ地震の発生後に、市町村、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置及び運営、被災者への食料及び飲料

水の供給等(以下「応急活動」といいます。)の対策を実施します。この場合において、より多くの人命を救う応急活動を最優先とします。

- 2 県民は、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者のうち、重症で緊急度が高く、かつ、救命することができる可能性の高い者から治療し、及び搬送する優先順位を付けることをいいます。以下この項において同じ。)が行われることをあらかじめ理解するとともに、一人でも多くの人命が救われるように医師等のトリアージに係る判断に従わなければいけません。
- 3 県は、南海トラフ地震の発生後に、市町村、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。
- 4 県は、南海トラフ地震の発生後に迅速かつ的確に応急活動を行うため、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保、県外からの応援の受入れ体制の整備等の応急活動に係る体制を確立するように努めます。
- 5 県は、市町村、自主防災組織等と連携して、避難所での集団生活について、女性等への必要な配慮がなされるよう努めます。
- 6 県は、市町村等と連携して、被災者の避難について、県内の市町村又は県外へ広域に避難することができる体制を確立するように努めます。

(自主防災組織等が行う救助活動等)

第 26 条 自主防災組織、事業者等は、南海トラフ地震が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限り、救助活動、情報の収集及び伝達、安否の確認その他必要な活動を行うように努めなければいけません。

- 2 自主防災組織、事業者等は、あらかじめ、救助活動に必要な資機材の整備及び点検並びに知識及び技術の習得に努めなければいけません。
- 3 県は、南海トラフ地震の発生後に自主防災組織、事業者等が救助活動を行うことができるように、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

(緊急輸送の確保)

第 27 条 県は、南海トラフ地震の発生後に迅速に応急活動を行うため、市町村、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送並びに応急活動に必要な人員及び物資の陸路、海路及び空路による輸送(以下この条において「緊急輸送」といいます。)の確保に努めます。

- 2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両(道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいいます。次項において同じ。)の交通規制が行われている道路においては、当該交通規制に従わなければいけません。

- 3 県民、事業者等は、車両の交通規制が行われていない道路においても、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。
- 4 県は、緊急輸送を確保するため、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ南海トラフ地震の発生後の交通規制の遵守等に関して啓発するとともに、南海トラフ地震の発生後は交通規制が行われる路線等の情報を周知するように努めます。

第 7 章 被災者の生活の安定を図る

(復旧活動の実施等)

第 28 条 県は、南海トラフ地震の発生後に、早期に被災者の生活が安定するように、市町村、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、心のケア、被災した公共施設等の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等(以下「復旧活動」といいます。)の対策を実施します。

- 2 電気、通信、上下水道、ガス又は工業用水道の事業に係る施設を管理する者は、あらかじめ南海トラフ地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、南海トラフ地震が発生したときは速やかに被災した施設を復旧するように努めなければいけません。
- 3 県民は、市町村、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、相互に支え合い、助け合うように努めなければいけません。
- 4 県は、早期に被災者の生活が安定するように、市町村、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等の確保等の復旧活動に係る体制を確立するように努めます。

(ボランティア活動への支援等)

第 29 条 ボランティア活動の支援及び調整を行う団体(次項において「ボランティア支援団体」といいます。)は、南海トラフ地震の発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるように、あらかじめボランティアコーディネーターの育成、ボランティアの受入れ体制の整備等の実施体制を整備するとともに、南海トラフ地震が発生したときはボランティア活動の支援及び調整を行うように努めるものとします。

- 2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制の整備を支援するとともに、南海トラフ地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援及び連携に努めます。

(専門ボランティアの活用)

第 30 条 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア(専門的な知識及び技術を必要とする分野において活動するボランティアで、関係団体等に事前に登録等がされ、災害が発生したときに、県、市町村等からの要請に基づき活動するものをいいます。以下この条において同じ。)を活用する体制を整備するとともに、南海トラフ地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

第8章 震災からの復興を進める

(震災復興計画の作成)

第31条 県は、南海トラフ地震の発生後に、早期に県民の生活の再建及び社会経済活動の再開ができるように、市町村が作成する市町村震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに高知県震災復興計画(以下「震災復興計画」といいます。)を作成します。

2 県は、震災復興計画の作成に当たっては、県民等との合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活することができるように、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。

3 県は、南海トラフ地震の発生後に速やかに震災からの復興に着手することができるように、あらかじめ、震災復興計画の作成への県民等の参画、被災者の生活の再建への支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法の検討その他必要な対策の実施に努めます。

(震災復興対策の推進)

第32条 県は、市町村、防災関係機関等が行う震災復興事業との調整をしながら、震災復興計画に基づく震災復興対策を着実に推進します。

2 県、県民、事業者等は、震災からの復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験及び教訓をいかして、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりに寄与するように努めなければいけません。

第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

第1節 地域の防災力の強化

(県民の備え)

第33条 県民は、第4条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震への備えとして、地震防災に関する知識の習得その他次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

- (1) 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修並びに既存建築物の耐震化
- (2) 家具等の安全対策及び屋外工作物等の安全対策
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 応急手当に関する技術の習得
- (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保
- (7) 津波避難場所及び避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自ら及びその家族の生命、身体及び財産を守るために必要な備え

2 県民は、前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、津波による浸水、道路の寸断等の長期化に伴う孤立等それぞれの地域で想定される状況に対応したものにするように努めなければいけません。

(事業者の備え等)

第 34 条 事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害の軽減のために必要な備えとして、次に掲げる事項を行うように努めなければいけません。

- (1) 建築物の耐震性の維持のための点検及び補修並びに既存建築物の耐震化
- (2) 家具等の安全対策及び屋外工作物等の安全対策
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 食料、飲料水等の備蓄
- (6) 救助活動等に必要な資機材等の整備
- (7) 地震防災に関する体制の整備、啓発、研修、訓練等の実施
- (8) 木材、船舶等の漂流、危険物等の漏出等による生命、身体及び財産への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理
- (9) 南海トラフ地震の発生後においても事業を継続するために必要な計画の作成及び当該計画に基づく備え
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事業所内の人の生命及び身体を守るために必要な備え

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を行うに当たっては、津波による浸水、道路の寸断等の長期化に伴う孤立等それぞれの地域で想定される状況に対応したものにするように努めなければいけません。

3 事業者は、地域の自主防災組織が行う防災訓練その他の地震防災に関する活動との連携に努めるものとします。

(自主防災組織の活動)

第 35 条 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するように努めなければいけません。

2 自主防災組織は、南海トラフ地震が発生したときに地域の居住者等の安全が確保されるように、市町村等と連携して、あらかじめ、次に掲げる活動を行うように努めなければいけません。

- (1) 地震防災に関する知識の普及
- (2) 南海トラフ地震により予想される被害、危険な箇所、津波避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握及び防災マップの作成並びに地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- (3) 様々な想定及び工夫に基づく防災訓練の実施
- (4) 防災用の資機材等の整備及び点検
- (5) 救助活動のための知識及び技術の習得
- (6) 要配慮者の把握及び避難のための仕組みづくり
- (7) 家具等の安全対策の推進

(8) 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震による地域の被害の軽減のための活動

- 3 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、社会貢献活動団体、地域の事業者等との連携に努めるものとします。
- 4 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立及び活動に必要な支援を行うとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者を育成するように努めます。

(推進週間)

第 36 条 県民、事業者、自主防災組織等の南海トラフ地震対策への理解を深め、地震防災に係る活動の一層の充実が図られるように、毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日までを高知県南海トラフ地震対策推進週間(次項において「推進週間」といいます。)とします。

- 2 県民、事業者、自主防災組織等は、推進週間に、第 33 条並びに第 34 条第 1 項及び第 2 項に規定する備え並びに前条第 2 項各号に掲げる活動の点検及び充実に取り組むとともに、第 34 条第 3 項及び前条第 3 項に規定する連携を図り、必要な訓練を行うように努めるものとします。
- 3 県は、市町村、防災関係機関等と連携して、前項に規定する県民、事業者、自主防災組織等の取組等が円滑に行われるように支援します。

第 2 節 要配慮者への支援等

(要配慮者への啓発及び支援)

第 37 条 県は、要配慮者の安全及び被災後の生活が守られるように、市町村等と連携して、要配慮者及びその家族があらかじめ取り組むべき備え、南海トラフ地震の発生時にとるべき行動等に関して啓発するとともに、要配慮者を地域で支え合うネットワークづくりを促進し、及び要配慮者に対応することができる避難所の確保、生活支援等の対策を推進するように努めます。

- 2 要配慮者を地域で支え合うネットワークを構成する近隣住民、自主防災組織その他地域の団体、民生委員法(昭和 23 年法律第 198 号)第 1 条の民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等(以下「支援者」といいます。)は、南海トラフ地震が発生したときは、要配慮者の安全を守るとともに、被災後の生活支援を行うように努めるものとします。
- 3 支援者は、市町村と連携して、避難行動要支援者(要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。)の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等の方法をあらかじめ定めるように努めるものとします。
- 4 県は、前 2 項の規定に基づく支援者の取組が円滑に行われるように支援を行います。

- 5 県は、南海トラフ地震の発生後に、支援者、市町村、防災関係機関等と連携して、要配慮者が必要とする情報を提供するとともに、要配慮者の特性に配慮した応急活動及び復旧活動の対策を実施するように努めます。

(要配慮者の把握及び個人情報の適正な取扱い)

第 38 条 支援者は、南海トラフ地震が発生したときは、要配慮者の安全を守るとともに、被災後の生活支援を行うために、地域の要配慮者との情報交換、市町村と連携した必要となる要配慮者への支援の内容の把握等に努めるものとします。

- 2 要配慮者又はその家族は、支援者が行う要配慮者の把握及び要配慮者への支援の活動を容易にするため、地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換並びに要配慮者への支援の方法の確認及び調整を行うように努めるものとします。
- 3 前 2 項の規定により要配慮者への支援に関する情報の提供を受けた支援者は、当該情報を、知事が別に定める要配慮者に係る個人情報の保護に関する指針に基づき、適正に取り扱うものとします。

(要配慮者が専ら利用する施設の安全性の確保等)

第 39 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 22 条の幼稚園、同法第 29 条の小学校、同法第 49 条の 2 の義務教育学校(前期課程に限る。)又は同法第 72 条の特別支援学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項の保育所、同法第 39 条の 2 第 1 項の幼保連携型認定こども園、同法第 34 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき家庭的保育事業等(同法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいいます。)を行う事業所等又は同法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設(次条第 1 項において「保育所等」といいます。)、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業を行う施設等のうち要配慮者が入所し、又は通所する等の形態をとるもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所等の要配慮者が専ら利用する施設の設置者又は管理者は、あらかじめ、要配慮者である利用者の特性を踏まえて、南海トラフ地震に対する当該施設内の安全性を確保するとともに、避難誘導、救助活動、情報の収集及び伝達、初期消火その他要配慮者の安全の確保のために必要な活動を記載した手引書の作成、当該手引書に基づく訓練並びに南海トラフ地震の発生後に早期に事業を再開するために必要な対策を行うように努めなければいけません。

第 3 節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

(学校等における防災教育の推進)

第 40 条 学校教育法第 1 条の学校又は保育所等(以下この条において「学校等」といいます。)の設置者又は管理者は、幼児、児童、生徒又は学生(以下この条において「児童等」といいます。)が地震防災に関する理解を深め、南海トラフ地震の発生時に自らの安全を確保することができるように、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。

- 2 学校等の設置者又は管理者は、防災教育の実施に当たっては、児童等の家庭及び地域の協力を得て、地域の防災力の向上につながるような実践的な防災教育とするように努めるものとします。
- 3 県は、学校等において防災教育が推進されるように、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報の提供等に努めます。

(広報活動の実施等)

第 41 条 県は、県民、事業者等の防災知識の普及及び防災活動の促進のため、市町村、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備に努めます。

- 2 県は、県民、事業者等が南海トラフ地震への備え及び南海トラフ地震の発生時の迅速かつ適切な行動ができるように、国、市町村等と連携して、あらかじめ、南海トラフ地震の揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険なため池等に関する情報の提供に努めます。

(人材の育成及び活用)

第 42 条 県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に努めます。

第 10 章 南海トラフ地震対策を計画的に進める

(行動計画の作成)

第 43 条 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海トラフ地震対策を計画的に進めるため、高知県南海トラフ地震対策行動計画(以下「行動計画」といいます。)を作成します。

- 2 行動計画には、次に掲げる事項を定めます。
 - (1) 南海トラフ地震対策の基本的な方針
 - (2) 具体的な取組
 - (3) 達成すべき目標
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、南海トラフ地震対策を計画的に推進していくために必要な事項

- 3 行動計画の作成に当たっては、県民等から意見を聴き、反映するように努めます。
(南海トラフ地震対策の実施状況の点検等)

第 44 条 県は、行動計画に基づく南海トラフ地震対策の実施状況について、毎年、点検し、公表します。

- 2 県は、南海トラフ地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画を見直します。
- 3 行動計画の見直しに当たっては、前条第 3 項の規定を準用します。

第 11 章 雑則

(委任)

第 45 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

(南海トラフ地震以外の地震への適用)

第 46 条 この条例の規定は、必要な範囲内において、南海トラフ地震以外の高知県に被害をもたらす地震が発生したときに、これを適用します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県県有建築物南海地震対策基金条例の一部改正)

2 高知県県有建築物南海地震対策基金条例(平成 19 年高知県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県県有建築物南海地震対策基金条例の一部改正)

2 高知県県有建築物南海地震対策基金条例(平成 19 年高知県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「南海地震(高知県南海地震)」を「南海トラフ地震(高知県南海トラフ地震)」に、「南海地震を」を「南海トラフ地震を」に改める。

(1) 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 5 号)第 10 条第 1 項

(2) 高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 6 号)第 10 条第 1 項

(3) 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 7 号)第 10 条第 1 項

(4) 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 8 号)第 112 条第 1 項

(5) 高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 9 号)第 107 条第 1 項

- (6) 高知県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 10 号)第 34 条第 1 項
- (7) 高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 11 号)第 33 条第 1 項
- (8) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 13 号)第 42 条第 1 項
- (9) 高知県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 14 号)第 40 条第 1 項
- (10) 高知県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年高知県条例第 16 号)第 51 条第 1 項
- (11) 高知県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 17 号)第 9 条第 1 項
- (12) 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 18 号)第 6 条第 1 項
- (13) 高知県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 19 号)第 7 条第 1 項
- (14) 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 20 号)第 8 条第 1 項
- (15) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 21 号)第 8 条第 1 項
- (16) 高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 22 号)第 10 条第 1 項
- (17) 高知県認定こども園条例(平成 18 年高知県条例第 49 号)別表の 8 の(1)(高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 4 高知県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年高知県条例第 23 号)の一部を次のように改正する。
 - (次のよう略)

附 則(平成 27 年 7 月 17 日条例第 59 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

1. 1. 3. 2 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

(平成 10 年 3 月 30 日条例第 3 号)

改正 平成 26 年 10 月 21 日条例第 72 号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和 37 年高知県条例第 64 号)の全部を改正する。

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 71 条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 12 条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 21 日条例第 72 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1. 1. 4 防災に関する国の制度

1. 1. 4. 1 総務省の災害対策用移動電源車貸与制度

1 貸与の概要

総務省は、非常災害時に地方公共団体、電気通信事業者又は放送事業者が運営する重要な情報通信ネットワークを維持するために電源の確保が必要となった場合に備え、災害対策用移動電源車を全国の総合通信局に配備しています。

非常災害時に、四国総合通信局において関係団体等からの申し込みを受けて貸し出します。

〈災害対策用移動電源車に係る四国総合通信局連絡先〉	
四国総合通信局 総務部 総務課	
電話 089-936-5010（直通） 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	

2 移動電源車の主な仕様

・車両〈日産エクストレイル（4WD）〉

- (1) 大きさ 全長約 4.7 メートル、全幅約 1.8 メートル、全高約 1.9 メートル
- (2) 燃料 無鉛レギュラーガソリン
- (3) 乗車定員 2 名

・搭載発電機

- (1) 出力 5.5 キロボルトアンペア
(50 ヘルツ/60 ヘルツ、単相 100 ボルト)
- (2) 燃料 無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）
- (3) 稼働時間 約 36 時間（1 / 2 負荷時）
- (4) 付属品 出力ケーブル、発電機用保守工具など

1.2.1.1 災害時協定一覧

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正） 日	相手方
1	総合企画部	政策企画課	中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定	高知県知事	R1.9.1	—	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 一般社団法人中国経済連合会
2	総合企画部	広報広聴課	災害に係る情報発信等に関する協定	高知県知事	H29.3.13	—	ヤフー株式会社
3	総合企画部	広報広聴課	南海トラフ地震発生時における報道に関する協定	高知県知事	H29.11.21	—	株式会社高知新聞社 株式会社朝日新聞社 株式会社毎日新聞社 株式会社読売新聞大阪本社 株式会社日本経済新聞社 一般社団法人共同通信社 株式会社時事通信社 日本放送協会高知放送局 株式会社高知放送 株式会社テレビ高知 高知さんさんテレビ株式会社 株式会社日本農業新聞
4	総合企画部	デジタル政策課	大規模災害等の発生時における第4次高知県情報ハイウェイの機能復旧に関する協定書	高知県知事	R元.11.29	—	株式会社STNet
5	総合企画部	交通運輸政策課	船舶による災害時の輸送等に関する協定書	高知県知事	H26.1.31	—	株式会社宿毛フェリー
6	総合企画部	交通運輸政策課	災害時における緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H21.12.11	—	高知県ハイヤー・タクシー協議会
7	総合企画部	交通運輸政策課	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H30.9.26	—	（一社）徳島県バス協会
8	総合企画部	交通運輸政策課	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H30.9.26	—	（一社）香川県バス協会
9	総合企画部	交通運輸政策課	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H30.9.26	—	（一社）愛媛県バス協会
10	総合企画部	交通運輸政策課	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H30.9.26	—	（公社）岡山県バス協会
11	総合企画部	交通運輸政策課	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書	高知県知事	H30.10.31	—	（公社）広島県バス協会
12	総務部	管財課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（西庁舎）	高知県知事	H23.9.6	—	高知市長
13	総務部	管財課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（北庁舎）	高知県知事	H23.9.6	—	高知市長
14	総務部	管財課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書（本庁舎）	高知県知事	H24.4.26	—	高知市長
15	総務部	職員厚生課	災害時産業保健支援に関する基本協定書	高知県知事	R2.8.11	—	学校法人産業医科大学
16	危機管理部	危機管理・防災課	危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	高知県知事	H19.2.5	—	四国各県
17	危機管理部	危機管理・防災課	高知県における陸域観測技術衛星を用いた防災利用実証実験に関する協定	高知県知事	H22.3.29	—	（独）宇宙航空研究開発機構
18	危機管理部	危機管理・防災課	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	高知県知事	H24.3.1	—	中国・四国9県
19	危機管理部	危機管理・防災課	災害時等における高知県への高知地方気象台職員派遣等に関する覚書	高知県知事	H25.7.18	—	高知地方気象台
20	危機管理部	危機管理・防災課	高知県とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書	高知県知事	H26.12.26	—	特定非営利活動法人アムダ
21	危機管理部	危機管理・防災課	京都大学防災研究所と高知県との連携協力に関する協定書	高知県知事	H28.2.25	—	京都大学防災研究所
22	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定書	高知県知事	H28.4.26	—	旭食品株式会社
23	危機管理部	危機管理・防災課	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	高知県知事	R1.11.22	—	石油連盟
24	危機管理部	危機管理・防災課	災害時の支援等に関する協定書	高知県知事	H29.9.6	—	財務省四国財務局 高知財務事務所
25	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における自動車等の提供に関する協定	高知県知事	H31.3.28	—	高知県レンタカー協会
26	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電動車両等に関する協定書	高知県知事	R1.11.11	—	高知三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)
27	危機管理部	危機管理・防災課	災害時におけるドローンの活用等に関する協定書	高知県知事	R1.11.19	—	損害保険ジャパン日本興亜(株)
28	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における支援に関する協定書	高知県知事	R2.3.16	—	（一社）日本塗装工業会高知県支部
29	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書	高知県知事	R2.6.2	—	西日本電信電話株式会社高知支店
30	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電気通信設備の復旧に係る相互協力に関する協定書	高知県知事	R2.6.2	—	四国電力株式会社 四国電力送配電株式会社
31	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電動車両等による給電支援に関する協定書	高知県知事	R3.3.16	—	損害保険ジャパン株式会社
32	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電動車両等による給電支援に関する協定書	高知県知事	R3.3.16	—	高知県内トヨタ販売店（高知トヨタ自動車株式会社、高知トヨベツト株式会社、トヨタカローラ高知株式会社、ネッツトヨタ高知株式会社、ネッツトヨタ南国株式会社、（一社）日本石材産業協会高知県支部
33	危機管理部	危機管理・防災課	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定	高知県知事	R4.1.17	—	（一社）日本自動車販売協会連合会高知県支部
34	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における電動車両等の派遣及び販売店の敷地の使用等に関する協定	高知県知事	R4.3.30	—	海上自衛隊小松島航空隊（H20.3～第24航空隊）
35	危機管理部	南海トラフ地震対策課	高知県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定	高知県知事	S56.8.7	—	高知県生コンクリート協同組合連合会
36	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大規模な災害発生時における消火活動の水利確保に関する協定	高知県知事	H17.9.7	—	陸上自衛隊第14旅団
37	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定	高知県知事	H18.4.17	—	

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正）日	相手方
38	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における災害救助犬の出动に関する協定	高知県知事	H19.2.26	－	（社）ジャパンケネルクラブ
39	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	高知県知事	H20.2.21	－	高知県石油業協同組合
40	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大型パケット（HL7600）の管理・運用に関する協定	高知県知事	H20.8.15	－	陸上自衛隊第14旅団
41	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害派遣に関する高知県知事と陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊隊長との協定	高知県知事	H22.4.12	－	陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊
42	危機管理部	危機管理・防災課	空中消火用資機材の管理・運用に関する協定書	高知県知事	H25.3.11	－	陸上自衛隊第14旅団、四国各県
43	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における放送要請に関する協定	高知県知事	S41.4.1	－	N H K 高知放送局
44	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における放送要請に関する協定	高知県知事	S53.6.26	－	（株）高知放送
45	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における放送要請に関する協定	高知県知事	S53.6.26	－	（株）テレビ高知
46	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における放送要請に関する協定	高知県知事	H4.2.1	－	（株）エフエム高知
47	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における救援物資等輸送力の確保に関する協定書（H22.3.16緊急物資の提供を追加、R2.8.7改訂）	高知県知事	H8.11.29	－	（一社）高知県トラック協会
48	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における放送要請に関する協定	高知県知事	H10.4.1	－	高知さんさんテレビ（株）
49	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大規模な災害発生時における緊急交通路の確保等に関する支援協定	高知県知事	H8.12.12	－	（社）高知県警備業協会
50	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定	高知県知事	H19.8.31	－	ダイドードリンコ（株）中四国支店
51	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定	高知県知事	H19.12.17	－	（株）ムラタ
52	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定	高知県知事	H19.12.17	－	（株）ジャパンビバレッジ
53	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定	高知県知事	H20.1.21	－	四国コカ・コーラボトリング（株）
54	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における自動販売機在庫品の無償提供に関する協定	高知県知事	H22.12.8	－	（株）伊藤園
55	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における物資供給に関する協定	高知県知事	H20.6.20	－	N P O 法人コメリ災害対策センター
56	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H22.1.28	－	（株）ローソン
57	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H22.1.28	－	（株）吉野家
58	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H22.1.28	－	（株）モスフードサービス
59	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H22.1.28	－	（株）ファミリーマート
60	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H22.1.28	－	（株）壺番屋
61	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	高知県知事	H23.7.14	－	（イオンリテール（株）西日本カーパニー） T E L : 06-6457-6111 F A X : 082-535-7601
62	危機管理部	南海トラフ地震対策課	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	四国知事会常任世話人	H24.5.18	－	全国知事会、各地域ブロック知事会
63	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における避難所・救援物資の提供及び平常時における防災活動への協力に関する協定	高知県知事	H27.7.7	－	高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
64	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定書	高知県知事	H28.6.28	－	土佐士業交流会 （高知県社会保険労務士会）
65	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H28.11.4	－	（株）セブン-イレブン・ジャパン
66	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における物資の保管等に関する協定書	高知県知事	H29.3.31	－	高知県倉庫協会
67	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	高知県知事	H30.12.25	－	高知県デント・シート工業組合、太陽工業株式会社
68	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H31.3.27	－	（株）Yell Holdings
69	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	高知県知事	R5.3.22	－	太平洋セメント土佐事務所 所長
70	危機管理部	南海トラフ地震対策課	大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定	高知県知事	R6.2.2	－	（一社）AZ-COM丸和・支援ネットワーク 【社名変更】（一社）AZ-COMネットワーク
71	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定	高知県知事	H24.11.1	－	（（株）ダスキン

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正） 日	相手方
72	危機管理部	消防政策課	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	高知県知事	H23.2.16	—	高知県電気工事業工業組合
73	危機管理部	消防政策課	高知県内広域消防相互応援協定	高知県知事	H8.2.29	R6.4.1	県内市町村、消防一部事務組合
74	危機管理部	消防政策課	消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定	高知県知事	H12.3.27	—	四国各県知事
75	危機管理部	消防政策課	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	高知県知事	H17.9.1	—	（一社）高知県エルピーガス協会
76	危機管理部	消防政策課	高知県消防防災ヘリコプター支援協定	高知県知事	H20.7.30	—	県内市町村、消防一部事務組合・広域連合
77	危機管理部	消防政策課	大規模災害時における緊急避難場所の確保及び航空機燃料の供給に関する	高知県知事	R3.11.12	—	入交石油(株)
78	危機管理部	消防政策課	南海トラフ地震等の大規模地震発生時における高知県消防防災航空隊航空機の一時的退避場所に関する協定	高知県消防防災航空セン	R8.3.10	—	陸上自衛隊第14旅団、陸上自衛隊高知駐屯地
79	危機管理部	危機管理・防災課	災害時等における緊急・救援輸送に関する協定	高知県知事	R5.6.20	—	（一社）S.I.Net会
80	危機管理部	危機管理・防災課	災害等緊急時における緊急・救援輸送に関する協定	高知県知事	R7.12.5	—	中日本航空（株）
81	危機管理部	危機管理・防災課	災害時における情報の収集伝達に関する協定書	高知県知事	R7.3.28	—	（一社）日本アマチュア無線連盟高知県支部
82	危機管理部	南海トラフ地震対策課	ブッシュ型支援物資の備蓄保管に関する協定書	高知県知事	R7.9.17	—	内閣府特命担当大臣（防災）
83	危機管理部	南海トラフ地震対策課	南海トラフ地震発生時における広域避難に関する協定	高知県知事	R7.12.22	—	高知県教育委員会、高知市、香南市、香美市、高知県公立大学法人
84	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	ミタニ建設工業株式会社
85	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	高陽開発株式会社
86	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	四国開発株式会社
87	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	福の種株式会社
88	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	福留開発株式会社
89	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	有限会社西山建設
90	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時等におけるトイレカーの派遣の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.3	—	有限会社川田建設
91	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.4	—	くいな合同会社
92	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.4	—	ミタニ建設工業株式会社
93	危機管理部	南海トラフ地震対策課	災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定	高知県知事	R8.3.4	—	株式会社高南メディカル
94	危機管理部	南海トラフ地震対策課	広域物資輸送拠点の代替拠点の開設等に関する協定	高知県知事	R8.3.27	—	佐川急便株式会社
95	危機管理部	南海トラフ地震対策課	広域物資輸送拠点の代替拠点の開設等に関する協定	高知県知事	R8.3.27	—	四国西濃運輸株式会社
96	危機管理部	南海トラフ地震対策課	広域物資輸送拠点の代替拠点の開設等に関する協定	高知県知事	R8.3.27	—	四国福山通運株式会社
97	健康政策部	保健政策課	大規模災害時における安芸警察署災害対策警備本部用施設としての安芸総合庁舎の使用に関する協定	安芸福祉保健所長	H27.3.10	—	高知県安芸警察署長
98	健康政策部	保健政策課	南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定変更協定	須崎福祉保健所長	H26.11.21	—	須崎市長
99	健康政策部	保健政策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	安芸福祉保健所長	H25.3.15	—	安芸市長
100	健康政策部	保健政策課	大規模災害時における安芸郡医師会災害本部用施設としての安芸総合庁舎の使用に関する協定	安芸福祉保健所長	R2.1.29	—	一般社団法人安芸郡医師会会長
101	健康政策部	保健政策課	歯科保健医療対策に関する協定	高知県知事	H26.7.28	—	（一社）高知県歯科医師会会長 国立大学法人高知大学長 国立大学法人徳島大学長 学校法人高知学園高知学園短期大
102	健康政策部	保健政策課	南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定	須崎福祉保健所長	H26.3.25	—	須崎市長
103	健康政策部	保健政策課	南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定	須崎福祉保健所長	H26.12.24	—	四万十町長
104	健康政策部	保健政策課	大規模災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定	高知県知事	H29.5.15	—	公益社団法人高知県栄養士会会長
105	健康政策部	保健政策課	災害時の医療救護活動に関する協定	高知県知事	H28.3.14	—	公益財団法人 高知県総合保健協会
106	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H28.2.3	—	特定医療法人長生会 大井田病院
107	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H28.5.10	—	医療法人白井会 田野病院
108	健康政策部	保健政策課	災害時の医療救護についての協定	高知県知事	H13.4.1	—	県内市町村長、（一社）高知県医師
109	健康政策部	保健政策課	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定	高知県知事	H20.7.15	—	（公社）高知県柔道整復師会会長
110	健康政策部	保健政策課	災害時の医療救護活動に関する協定	高知県知事	H21.2.27	—	県内市町村長、（公社）高知県看護協会会長
111	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H21.7.31	—	高知県立あき総合病院
112	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H21.7.31	—	高知県立幡多けんみん病院
113	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H21.7.31	—	高知県・高知市病院企業団（高知医療センター）
114	健康政策部	保健政策課	災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定	高知県知事	H21.7.31	—	高知大学医学部附属病院

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正） 日	相手方
151	健康政策部	業務衛生課	輸血用血液の災害時緊急供給に関する協定書	高知県知事	R6.10.28	—	高知県立幡多けんみん病院長 日本赤十字社高知県赤十字血液セ ンター所長
152	健康政策部	保健政策課	災害時における医療コンテナ等医療用設備・資機材の供給に関する協定書	高知県知事	R7.2.20	—	一般社団法人 医療コンテナ推進協議会
153	健康政策部	保健政策課	災害等緊急時における連携協力に関する協定書	高知県知事	R6.11.20	—	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン
154	健康政策部	保健政策課	高知県と国境なき医師団日本との大規模災害時の支援に関する協定書	高知県知事	R6.12.16	—	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
155	健康政策部	保健政策課	大規模災害時等の支援に関する協定	高知県知事	R7.3.18	—	特定非営利活動法人 ジャパンハート
156	健康政策部	保健政策課	災害時のリハビリテーション支援活動に関する協定	高知県知事	R6.10.16	—	高知県災害リハビリテーション連 絡協議会
157	健康政策部	保健政策課	災害時の臨床検査技師の派遣及び臨床検査薬等の供給に関する協定	高知県知事	R7.12.23		一般社団法人高知県臨床検査技師 会 一般社団法人日本臨床検査薬卸連 合会中国四国臨床検査薬卸連合会
158	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	H23.9.29	—	高知県公立大学法人
159	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H18.1.11	—	四国コカ・コーラボトリング (株)
160	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定		H18.2.20	—	大塚食品（株）
161	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H18.2.7	—	マリಂಗールド（株）
162	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H18.2.7	—	ひまわり乳業（株）
163	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H18.2.7	—	(株) 小谷穀粉
164	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H19.8.31	—	ダイドードリンコ（株）中四国支 店
165	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	災害発生時における飲料水の調達に関する協定	高知県知事	H22.12.8	—	(株) 伊藤園
166	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課 (長寿社会課) (障害保健福祉 課) (子ども家庭課)	災害時における相互応援に関する協定書	高知県知事	H25.6.17	—	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県児童養護施設協議会
167	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.6	—	高知県老人福祉施設協議会
168	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.2	—	高知県介護老人保健施設協議会
169	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.1	—	高知県地域密着型サービス協議会
170	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.1	—	高知県身体障害者（児）施設協会
171	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.4	—	高知県知的障害者福祉協会
172	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.2	—	高知県精神障害者地域生活支援施 設連絡会
173	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.1	—	高知県通所サービス事業所連絡協 議会
174	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.4	—	高知県社会福祉法人経営者協議会
175	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.2	—	一般社団法人高知県社会福祉士会
176	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.1	—	高知県介護福祉士会
177	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.11	—	高知県精神保健福祉士協会
178	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.4	—	高知県介護支援専門員連絡協議会
179	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.4	—	高知県相談支援専門員協会
180	子ども・福祉政 策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.1	—	高知県医療ソーシャルワーカー協 会

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正）日	相手方
181	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R2.11.4	—	一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
182	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R3.1.15	—	高知県児童養護施設協議会
183	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助法による救助業務の委託に関する協定書	高知県知事	R3.3.11	—	日本赤十字社高知県支部
184	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R2.12.2	—	土佐清水市長
185	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	高知県知事	R4.3.29	—	一般社団法人日本福祉用具供給協会
186	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R4.12.19	—	室戸市長
187	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書（ごうち男女共同参画センター）	高知県知事	H31.3.29	R7.3.18	高知市長
188	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.2.1	—	東洋町長
189	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.18	—	奈半利町長
190	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.16	—	田野町長
191	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.25	—	北川村長
192	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.30	—	馬路村長
193	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.17	—	芸西村長
194	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.18	—	土佐町長
195	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.17	—	大川村長
196	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.25	—	土佐市長
197	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.19	—	いの町長
198	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.19	—	仁淀川町長
199	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.22	—	越知町長
200	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.24	—	日高村長
201	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.24	—	橋原町長
202	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.29	—	津野町長
203	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.19	—	四万十市長
204	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.18	—	大月町長
205	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.23	—	三原村長
206	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R6.1.19	—	黒潮町長
207	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	高知県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	高知県知事	R6.4.19	—	高知県保育士会
208	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営等に関する協定書	高知県知事	R6.9.13	—	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
209	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害中間支援組織の設置及び運営等に関する協定書	高知県知事	R8.2.12	—	社会福祉法人高知県社会福祉協議会 特定非営利活動法人全国災害ボラ
210	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.20	—	室戸市長
211	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.20	—	安芸市長
212	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.3.25	—	南国市長
213	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.13	—	本山町長
214	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.20	—	佐川町長
215	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.20	—	四万十町長
216	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	災害救助用備蓄物資の保管に関する協定書	高知県知事	R8.2.20	—	中土佐町長

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更(改正)日	相手方
217	文化生活部	文化振興課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	高知県知事	H23.12.12	—	高知市長
218	文化生活部	国際交流課	高知県災害多言語支援センターの開設・運営に係る協定書	高知県知事	R2.11.4	—	(公財)高知県国際交流協会 代表理事
219	文化生活部	歴史文化財課	災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書	高知県知事	H25.12.5	—	株式会社テレビ高知
220	文化生活部	歴史文化財課	災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書	高知県知事	H25.12.5	—	高知さんさんテレビ株式会社
221	文化生活部	歴史文化財課	災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書	高知県知事	H25.12.5	—	日本放送協会高知放送局
222	文化生活部	歴史文化財課	災害時における高知県立高知公園の使用に関する協定書	高知県知事	H25.12.5	—	株式会社高知放送
223	文化生活部	歴史文化財課	津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書	高知県知事	H29.3.3	—	高知市長
224	文化生活部	歴史文化財課	大規模災害時における避難所及び緊急避難場所としての施設の使用に関する協定	高知県知事	H30.3.30	—	高知市長
225	文化生活部	歴史文化財課	災害時における警察公用車両の一時退避場所の提供に関する協定	高知県教育長	R2.7.9	—	高知県警察本部長
226	産業振興推進部	地産地消・外商課	災害時における物資の供給に関する協定書	高知県知事	H26.6.16	—	旭食品株式会社
227	商工労働部	商工政策課	「高知県事業継続計画(BCP)策定推進プロジェクト」協定書	高知県知事	H22.6.2	—	高知商工会議所 T K C 四国会高知支部 東京海上日動火災保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 西日本段ボール工業組合
228	商工労働部	工業振興課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H29.9.21	—	高知県製紙工業会
229	商工労働部	工業振興課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	R4.3.18	—	高知県製紙工業会
230	商工労働部	経営支援課	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	高知県知事	H10.12.17	—	高知県生活協同組合連合会
231	商工労働部	経営支援課	災害時における電気工事等実施に関する協定書	高知県知事	H23.12.6	—	高知県電機商業組合
232	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.14	—	高知卸商センター協同組合
233	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.19	—	(株)サンブラザ
234	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.20	—	(株)サンシャインチェーン本部
235	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.20	—	(株)ナンコクスーパー
236	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.21	—	(株)サニーマート
237	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.21	—	(株)マルナカ
238	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.9.25	—	高知県商店街振興組合連合会
239	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.10.2	—	(株)フジ
240	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H18.10.17	—	(株)エースワン
241	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の調達に関する協定	高知県知事	H19.11.22	—	(株)ローソン
242	商工労働部	経営支援課	災害救助物資の供給等に関する協定書	高知県知事	H21.8.31	—	(株)ファミリーマート
243	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	H26.4.10	—	ダイキ(株)
244	商工労働部	経営支援課	災害時における生活必需物資の供給に関する協定書	高知県知事	H26.9.6	—	高知県製パン協同組合 全日本パン協同組合連合会中四国ブロック 例セブン・イレブン・ジャパン
245	商工労働部	経営支援課	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	高知県知事	H28.11.4	—	イオンリテール(株)
246	商工労働部	経営支援課	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	高知県知事	H23.7.14	—	(株)四国シジシー
247	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	R3.11.1	—	コーナン商事(株)
248	商工労働部	経営支援課	災害時における物資の供給に関する協定	高知県知事	R4.11.28	—	高知市長
249	商工労働部	雇用労働政策課	津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書	高知県知事	H28.6.20	—	高知市長
250	観光振興スポーツ部	スポーツ課	津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書	高知県知事	H26.4.17	—	高知市長
251	観光振興スポーツ部	スポーツ課	大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書	教育長	H27.3.27	—	高知市長
252	観光振興スポーツ部	スポーツ課	避難場所指定についての承諾	高知県知事	H21.6.11	—	高知市長
253	農業振興部	農業政策課	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	高知県知事	H18.9.29	—	高知食糧(株)
254	農業振興部	農業政策課	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	高知県知事	H24.9.25	—	高知ケンベイ(株)
255	農業振興部	農業政策課	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	高知県知事	H18.9.29	—	西内(株)
256	農業振興部	農業政策課	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定	高知県知事	R1.7.16	—	高知県農業協同組合
257	農業振興部	農業政策課	災害救助に必要な米穀の調達に関する協定書	高知県知事	H26.2.20	—	(有)高橋米穀店
258	農業振興部	農業政策課	大規模災害時における支援活動に関する協定書	高知県知事	H26.10.27	—	高知県農業協同組合中央会
259	農業振興部	農業担い手支援課	災害時における避難所指定等に関する協定書	高知県知事	H24.3.13	—	いの町
260	農業振興部	農業担い手支援課	災害時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書	高知県知事	R3.9.1	—	いの町
261	農業振興部	環境農業推進課	災害時における遺体安置所開設の協力に関する協定書	高知県知事	H26.12.25	—	南国市長
262	農業振興部	農産物マーケティング戦略課	災害時における物資の供給に関する協定書	高知県知事	R5.3.31	—	高知県農業協同組合中央会
263	林業振興・環境部	林業環境政策課	大規模災害時における電波中継基地局としての土地の使用に関する協定書	高知県知事	H29.3.7	—	日本放送協会松山放送局 日本放送協会高知放送局
264	林業振興・環境部	自然共生課	大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定	高知県知事	H28.3.15	R6.4.30	高知市
265	林業振興・環境部	環境対策課	災害廃棄物等の収集・運搬の協力に関する協定書	高知県知事	H28.9.28	—	(一社)高知県トラック協会
266	林業振興・環境部	環境対策課	災害発生時における損壊家屋等の解体撤去の協力に関する協定書	高知県知事	H29.3.24	—	(一社)高知県建設業協会
267	林業振興・環境部	森づくり推進課	避難場所等の管理・運営に関する確認書	高知県知事	R5.3.30	—	香美市長
268	林業振興・環境部	自然共生課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高知県知事	H24.10.4	—	高知市教育委員会 高知市立青柳中学校
269	林業振興・環境部	環境対策課	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	高知県知事	H20.11.4	—	(一社)高知県リサイクル協会
270	林業振興・環境部	環境対策課	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	高知県知事	H20.11.4	—	(一社)高知県産業廃棄物協会
271	林業振興・環境部	環境対策課	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	高知県知事	H31.3.25	—	日野屋株式会社高知営業所
272	林業振興・環境部	環境対策課	災害廃棄物の処理の協力に関する協定書	高知県知事	R1.10.31	—	住友大阪セメント株式会社、須崎
273	林業振興・環境部	木材産業振興課	災害対応用木材供給体制構築事業に関する連携協定書	高知県知事	R2.10.28	—	協同組合高幡木材センター 協同組合西部木材センター (一社)日本補償コンサルタント
274	林業振興・環境部	環境対策課	災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定	高知県知事	R3.2.10	—	復興支援協会
275	林業振興・環境部	環境対策課	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定書	高知県知事	R6.10.15	—	高知県砕石工業組合

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正）日	相手方
276	林業振興・環境	環境対策課	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	高知県知事	R6.10.22	—	高知県環境保全協会
277	林業振興・環境	環境対策課	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	高知県知事	R6.10.22	—	高知県環境整備事業協同組合
278	林業振興・環境	環境対策課	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	高知県知事	R8.3.13	—	高知県清掃事業協同組合
279	水産振興部	漁業管理課	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	高知県知事	H21.3.27	—	高知海上保安部、高知県水難救済会
280	水産振興部	漁業管理課	漁船による輸送等災害応急対策に関する協定書	高知県知事	H24.7.25	—	高知県近海鯉鮒漁業協会
281	土木部	道路課	南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定	土木部長	H28.3.28	—	国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所 一般社団法人高知県建設業協会
282	土木部	港湾・海岸課	大規模災害時の復旧対策支援活動に関する協定	高知県知事	H27.7.24	—	全国庄入協会会長
283	土木部	用地対策課	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	高知県知事	H26.3.31	—	国土交通省国土地理院長
284	土木部	建設管理課（須崎土木事務所）	南海トラフ地震における現地活動拠点としての施設使用に関する協定書	須崎土木事務所長	H26.11.26	—	須崎市
285	土木部	土木政策課	情報提供ネットワーク構築に関する協定	高知県知事	H24.1.31	—	国土交通省四国地方整備局長 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事
286	土木部	土木政策課	情報提供ネットワーク構築に関する細目協定	高知県知事	H24.1.31	—	国土交通省四国地方整備局長
287	土木部	土木政策課	四国地方における災害時の応援に関する申し合わせ	土木部長	H21.3.31	—	四国地方整備局（四国地方整備局企画部）、四国各県土木部
288	土木部	土木政策課	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	高知県知事	H17.12.15	—	（社）高知県建設業協会
289	土木部	土木政策課	大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定	高知県知事	H22.9.15	—	（社）高知県建設業協会
290	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	安芸土木事務所室戸事務所	H23.5.24	—	（社）高知県建設業協会室戸支部
291	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	安芸土木事務所長	H23.5.20	—	（社）高知県建設業協会安芸支部
292	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	中央東土木事務所長	H23.5.12	—	（社）高知県建設業協会南国支部
293	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	中央東土木事務所本山事務所	H23.7.26	—	（社）高知県建設業協会嶺北支部
294	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	中央西土木事務所長	H23.3.15	—	（社）高知県建設業協会伊野支部
295	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	中央西土木事務所越知事務所	H22.9.29	—	（社）高知県建設業協会高吾北支部
296	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	須崎土木事務所長	H23.6.8	—	（社）高知県建設業協会高陵支部
297	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	須崎土木事務所四十町事務所	H23.3.10	—	（社）高知県建設業協会高幡支部
298	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	幡多土木事務所長	H23.4.1	—	（社）高知県建設業協会中村支部
299	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	幡多土木事務所宿毛事務所	H20.8.29	—	宿毛地区建設協会
300	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	幡多土木事務所土佐清水事務所	H23.3.14	—	（社）高知県建設業協会土佐清水支部
301	土木部	土木政策課	災害発生時における支援活動に関する協定	高知土木事務所長	H24.9.19	—	高知地区建設業協会 高知県建設業協会高知支部
302	土木部	土木政策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高知県知事	H25.3.19	—	高知市
303	土木部	土木政策課	災害時における高知県が管理する公共土木施設の緊急的な被災状況調査の支援に関する協定書	高知県知事	R2.2.25	—	一般社団法人高知県測量設計協会
304	土木部	河川課	坂本ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	坂本ダム管理事務所長	H18.2.21	—	宿毛市
305	土木部	河川課	桐見ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	中央西土木事務所越知事務所長	H25.9.4	—	越知町
306	土木部	河川課	永瀬ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	永瀬ダム管理事務所長	H18.12.25	—	香美市
307	土木部	河川課	鏡ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	鏡ダム管理事務所長	H19.8.1	—	高知市
308	土木部	河川課	洪水時における新御在所橋の通行制限に関する覚書	永瀬ダム管理事務所長	H20.3.14	—	香美市
309	土木部	防災砂防課	高知県防災工スパート制度に関する協定	土木部長	H8.10.15	—	（社）高知県建設技術公社
310	土木部	防災砂防課	高知県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定	高知県知事	H27.4.1	—	気象庁
311	土木部	防災砂防課	土砂災害警戒情報等の実施に係る高知県と高知地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する協定	高知県知事	H19.6.1	—	高知地方気象台
312	土木部	防災砂防課	土砂災害警戒情報等の実施に係る高知県と高知地方気象台間の気象・砂防情報等の交換に関する細目協定	防災砂防課長	H30.3.1	—	高知地方気象台防災管理官
313	土木部	道路課	大規模災害発生時における相互協力に関する協定	高知県知事	H24.5.11	—	西日本高速道路(株)
314	土木部	道路課	「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」に関する細目協定	土木部長	H24.5.11	—	西日本高速道路(株)四国支社
315	土木部	道路課	南海トラフ地震発生時の道路啓開への協力に関する協定書	土木部長	R1.11.29	—	高知県森林組合連合会

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正）日	相手方
316	土木部	道路課	南海トラフ地震発生時の道路啓開に係る保有建設機械の提供に関する協定書	土木部長		—	葵重機（有） （株）アクティオ （有）浦戸整備工業 （有）高吾重機 （株）四国建設センター （株）西部レントオール （有）大和建機 （株）東部レントオール トーヨースグウエ（株） 西尾レントオール（株） （有）幡多重機 日立建機日本（株） 松田鉱産（株）
317	土木部	道路課	南海トラフ地震等の大規模災害発生時の道路啓開に係る車両の移動等の協力に関する協定書	土木部長	R3.2.17	—	全日本高速道路レッカー事業協同組合
318	土木部	道路課	南海トラフ地震発生時の道路啓開への協力に関する協定書	土木部長	R4.9.20	—	高知県素材生産業協同組合連合会
319	土木部	公園上下水道課	土佐西南大規模公園における津波防災対応及び避難場所としての利用に関する協定	幡多土木事務所長	H23.10.6	—	四万十市
320	土木部	公園上下水道課	土佐西南大規模公園における津波防災対応に関する申し合わせ	幡多土木事務所長	H23.10.6	—	黒潮町
321	土木部	公園上下水道課	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	高知県知事	H25.7.23	—	県内下水道管理者（16市町村）
322	土木部	公園上下水道課	災害時における高知県内の下水道終末処理場及びポンプ場の復旧支援に関する災害支援協定	高知県知事	H28.4.1	—	日本下水道事業団 理事長 県内下水道管理者（16市町村）
323	土木部	公園上下水道課	大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての高知県立室戸広域公園使用に関する協定書	安芸土木事務所長		—	室戸警察署長
324	土木部	公園上下水道課	災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定	高知県知事	H26.5.15	—	（社）高知県浄化槽協会 （財）高知県環境検査センター
325	土木部	公園上下水道課	災害時における農業集落排水施設を管理する市町村の相互支援及び復旧支援に関する協定	高知県知事	H26.5.26	—	高知県土地改良事業団体連合会県内農業集落排水施設管理者（17市町村）
326	土木部	公園上下水道課	災害時における気象観測の協力体制に関する覚書	高知県知事	H30.10.12	—	高知地方気象台
327	土木部	公園上下水道課	土佐西南大規模公園ソフトボール場を緊急用ヘリコプター離発着場として使用することに関する協定書	高知県知事	R3.9.7	—	四万十市 幡多中央消防組合
328	土木部	公園上下水道課	土佐西南大規模公園の一部施設を緊急用ヘリコプター離発着場として使用することに関する協定書	高知県知事	R4.1.11	—	幡多中央消防組合
329	土木部	公園上下水道課	災害時等における高知県内の下水道施設の技術支援協力に関する協定	高知県知事	R4.8.30	—	（公社）全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部 支部長 県内下水道及び集落排水施設管理者（23市町村長）
330	土木部	住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	高知県知事	H7.7.26	—	（一社）ブレハブ建築協会
331	土木部	住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	高知県知事	H24.1.11	—	一般社団法人 全国木造建設事業協会
332	土木部	住宅課	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	高知県知事	R1.10.8	—	（公社）高知県宅地建物取引業協会
333	土木部	住宅課	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	高知県知事	R1.10.8	—	（公社）全日本不動産協会高知県
334	土木部	住宅課	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	高知県知事	H24.3.30	—	（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
335	土木部	住宅課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定	高知県知事	H23.12.8	—	高知市長 岡崎 誠也
336	土木部	住宅課	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	高知県知事	H27.9.30	—	独立行政法人住宅金融支援機構
337	土木部	住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	高知県知事	R1.6.4	—	一般社団法人日本木造住宅産業協会
338	土木部	住宅課	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	高知県知事	R2.8.4	—	一般社団法人日本ムービングハウス協会
339	土木部	住宅課	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	高知県知事	R6.3.18	—	一般社団法人高知県中小建築業協会
340	土木部	建築指導課	高知県被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定	高知県知事	H15.2.10	—	（公社）高知県建築士会
341	土木部	建築課	大規模災害時における支援活動に関する協定	高知県知事	H22.2.25	—	（一社）高知県設備協会
342	土木部	港湾振興課	高知新港における災害時の緊急避難場所提供等に関する協定	高知県知事	R4.1.21	—	四国トランスポート（株）（旧名称：（株）県運）
343	土木部	港湾振興課	高知新港における災害時の緊急避難場所提供等に関する協定	高知県知事	R5.1.6	—	大東冷蔵（株）・（株）チョコラス
344	土木部	港湾・海岸課	大規模災害時の支援活動に関する協定	港湾空港局長・海洋局長	H17.10.13	—	（社）日本埋立浚渫協会四国支部
345	土木部	港湾・海岸課	災害時の応急対策業務に関する協定	港湾空港局長・海洋局長	H17.10.13	—	高知県港湾空港建設協会、全日本漁港建設協会高知県支部
346	土木部	港湾・海岸課	異常時における港湾・海岸施設の点検及び災害復旧等に関する覚書	港湾・海岸課長	H19.3.26	R7.9.5	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所
347	土木部	港湾・海岸課	災害時における応急活動の協力に関する協定	高知県知事	H20.2.18	—	日本貨物鉄道（株）
348	土木部	港湾・海岸課	あしずり港移動式耐震係留施設に関する管理協定書	高知県知事	H15.12.15	—	土佐清水市
349	土木部	港湾・海岸課	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	高知県知事	H24.10.10	—	日本内航海運組合総連合会会長
350	土木部	港湾・海岸課	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	高知県知事	R4.12.13	—	四国地方整備局次長 四国内港湾管理者 民間協力者
351	土木部	道路課	災害時等における車両の移動等の協力に関する協定	土木部長	R7.3.27	—	エートス協同組合
352	土木部	住宅課	災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書	高知県知事	R6.11.13	—	（一社）高知県建設業協会建築部会
353	土木部	須崎土木事務所	津波災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	高知県知事	R5.2.17	—	須崎市

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更(改正)日	相手方
354	土木部	公園上下水道課	災害時における高知県内の管路施設の復旧支援に関する協定	高知県知事	R6.4.1	—	(公社)日本下水道管路管理業協会 下水道管路施設を有する県内23市
355	土木部	土木政策課	大規模災害発生時における応援業務に関する協定書	高知県知事	R6.10.16	—	(一社)四国地質調査業協会高知支
356	土木部	土木政策課	大規模災害時におけるコンクリート製品の調達に係る情報提供等に関する	高知県知事	R7.9.11	—	高知県コンクリート製品工業組合
357	土木部	道路課	災害時等における車両の移動等の協力に関する協定	土木部長	R8.3.10	—	(一社)ジャパンレッカー事業協力
358	土木部	港湾・海岸課	災害時における海域を漂流している災害廃棄物処理等の協力に関する協定	土木部長	R7.12.2	—	高知県海砂利採取協業組合
359	会計管理局	会計管理課	大規模災害発生時における高知県指定金融機関の事務取扱に関する協定書	高知県知事	H29.9.1	—	(株)四国銀行
360	公営企業局	電気工事課	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定	高知県公営 企業管理者	H31.4.1	—	四国4県公営企業管理者
361	公営企業局	電気工事課	災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定	高知県公営 企業局長	H24.1.23	—	高知市管工事設備業協同組合
362	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H10.9.9	H12.3.31 H20.11.12	高知市
363	教育委員会	学校安全対策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	教育長	H23.12.5	—	高知市
364	教育委員会	学校安全対策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	知事	R5.4.1	—	高知市
365	教育委員会	学校安全対策課	大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書	教育長	H27.3.31	R5.4.1	高知市
366	教育委員会	学校安全対策課	大規模災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書	知事	R5.4.1	R5.7.4	高知市
367	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H23.9.8	—	本山町
368	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H18.7.7	H24.4.2	香美市
369	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H24.4.16	—	佐川町
370	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H25.3.27	—	田野町
371	教育委員会	学校安全対策課	避難所及び避難場所の管理・運営に関する確認書	教育長	H28.5.25	R2.1.31	須崎市
372	教育委員会	学校安全対策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	教育長	H24.1.12	—	南国市
373	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理及び運営に関する確認書	教育長	H26.6.19	—	香南市
374	教育委員会	特別支援教育課	災害時要援護者の避難生活支援に関する協定書	教育長	H24.1.27	—	高知市
375	教育委員会	特別支援教育課	災害時における広域福祉避難所(知的・発達障害児者)の設置運営に関する	教育長	H25.4.25	—	南国市、香南市、香美市、大豊町
376	教育委員会	特別支援教育課	災害時における広域福祉避難所(障害児者)の設置運営に関する協定書	教育長	H26.12.3	—	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
377	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	H27.1.15	—	南国市、社会福祉法人土佐希望の
378	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	H29.9.1	—	高知市
379	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	H30.3.1	—	高知市
380	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	R4.8.24	—	高知市
381	教育委員会	教育政策課	災害時における避難所としての施設の使用に関する協定書	教育長	H28.3.31	—	高知市
382	教育委員会	教育政策課	津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書(教育センター)	教育長	R2.11.4	—	高知市
383	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理及び運営に関する確認書	教育長	H26.11.7	R1.9.12	四万十市
384	教育委員会	学校安全対策課	避難場所の管理及び運営に関する確認書	教育長	H27.8.4	—	四万十市
385	教育委員会	学校安全対策課	避難所の管理・運営に関する確認書	教育長	H27.1.23	—	宿毛市
386	教育委員会	学校安全対策課	津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	教育長	H26.10.31	—	安芸市
387	教育委員会	学校安全対策課	避難所の管理・運営に関する確認書	教育長	H28.4.26	—	梶原町
388	教育委員会	学校安全対策課	避難所の管理・運営に関する確認書	教育長	R1.9.26	—	四万十町
389	教育委員会	生涯学習課	災害時における避難所等施設利用に関する協定書(県立幡多青少年の家)	教育長	H28.4.1	—	黒潮町
390	教育委員会	学校安全対策課	南海トラフ大地震発生時等における土地の使用に関する協定書	高知県知事	R2.2.3	—	四国電力株式会社 四国電力株式会社送配電カンパ
391	教育委員会	生涯学習課	津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書(県立塩見記念青少年プラザ)	教育長	R1.7.3	—	高知市
392	教育委員会	学校安全対策課	災害時の避難所及び緊急避難場所の管理・運営に関する協定書	教育長	R2.12.8	—	土佐市
393	教育委員会	学校安全対策課	災害時の避難所の管理・運営に関する協定書	教育長	R8.3.25	—	土佐清水市
394	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	R7.7.10	—	高知市
395	教育委員会	特別支援教育課	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	教育長	R7.12.1	—	高知市
396	警察本部	警備第二課	須崎警察署災害警備本部用施設としての須崎第2地方合同庁舎使用に関する協定	須崎警察署長	H17.2.9	—	須崎第2地方合同庁舎統括管理官 須崎税務署長
397	警察本部	交通規制課	災害発生時の道路障害物の排除活動に係る協力に関する覚書	警察本部長	H17.4.28	R7.6.11	一般社団法人日本自動車連盟四国 本部高知支部
398	警察本部	警備第二課	大規模災害に際しての高知県警察と陸上自衛隊第14旅団との相互協力に関する協定	警察本部長	H18.3.27	—	陸上自衛隊第14旅団
399	警察本部	警備第二課	大規模災害時等における南国警察署との高知県農業協同組合(JA高知県香美地区本部)の施設使用に関する協定書	南国警察署長	H19.9.4	R7.6.25	高知県農業協同組合長
400	警察本部	警備第二課	大規模災害時等における高知南警察署との自由民権記念館使用承諾に関する	高知南警察署	H19.11.29	—	高知市教育委員会
401	警察本部	警備第二課	大規模災害時等における香美市と南国警察署と香美市における香美市役所庁舎の使用承諾に関する協定書		H23.6.15	R7.7.1	香美市長
402	警察本部	警備第二課	大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての滞在型健康施設ニューサンパレスむろと使用に関する協定	室戸警察署長	H23.10.21	—	滞在型健康施設ニューサンパレス むろと管理責任者・内田脳神経外 人交石油株式会社
403	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における航空機への給油に関する協定	警察本部 生活安全部 地域課長	H24.7.27	—	※ 現「入交トラストエナジー株式会社」
404	警察本部	警備第二課	大規模災害時に伴う南国警察署と香南市における香南市消防本部・消防署庁舎の使用に関する協定書	南国警察署長	H24.10.23	R7.6.30	香南市長
405	警察本部	鑑識課	死体の身元確認等における協力体制に関する協定	警察本部長	H25.8.7	—	(社)高知県歯科医師会
406	警察本部	地域課	大規模災害等発生時における警察支援活動に関する協定	警察本部長	H25.9.5	—	高知県警友連合会
407	警察本部	警備第二課	大規模災害時における室戸警察署災害警備本部用施設としての高知県立室戸広域公園使用に関する協定書	室戸警察署長	H25.10.23	—	高知県土木部 安芸土木事務所

番号	担当部局	担当課室	協定名称	締結者	締結日	変更（改正）日	相手方
408	警察本部	警備第二課	津波発生時における緊急避難場所としての施設使用等に関する協定書	高知東警察署	H26.5.19	—	高知市
409	警察本部	警備第二課	地震と大規模災害時における須崎警察署災害警備本部の設置場所の借用に	須崎警察署長	H26.11.17	—	須崎市役所
410	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	中村警察署長	H27.1.16	R7.11.10	(株)高知ニュードライバー学院中村自動車学校等
411	警察本部	警備第二課	大規模災害時における国立大学法人高知大学と高知県高知南警察署との施設・敷地の貸与協力に関する協定	高知南警察署長	H27.2.6	—	高知大学
412	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点及び車両等による運搬業務等の提供に関する協定	宿毛警察署長	H27.5.25	R7.12.9	宿毛自動車学校
413	警察本部	警備第二課	南海トラフ巨大地震等大規模災害時におけるいの町役場と土佐警察署との施設・敷地の貸与協力（災害警備本部設置）に関する協定	土佐警察署長	H27.5.26	—	いの町 総務課
414	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	南国警察署長	H27.5.27	R7.12.15	(株)東部自動車学校 (南国自動車学校)
415	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書	高知東警察署長	H27.6.8	R8.3.10	(株)ケーティエス (高知県自動車学校)
416	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	須崎警察署長	H27.6.17	—	(有)オーシャンクルー (須崎自動車学校)
417	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	南国警察署長	H27.6.19	R7.12.15	(株)東部自動車学校 (東部自動車学校)
418	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	土佐警察署長	H27.6.23	—	(株)新土佐自動車学校
419	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点及び車両等による運搬業務等の提供に関する協定	安芸警察署長	H27.6.25	R8.3.10	(株)安芸自動車学校
420	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における燃料及び活動拠点の提供に関する協定	土佐警察署長	H27.7.27	—	(株)高知ニュードライバー学院
421	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定書	高知警察署長	H27.8.18	R7.11.10	(株)高知中央自動車学校
422	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における活動拠点の提供に関する協定	高知警察署長	H27.8.18	—	(株)高知自動車協会
423	警察本部	警備第二課	大規模災害時等における活動拠点の提供に関する協定	須崎警察署長	H28.1.7	—	土佐くろしお農業協同組合
424	警察本部	警備第二課	災害時における物資供給に関する協定	警察本部長	H28.2.10	—	NPO法人 コメリ災害対策センター
425	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における中村警察署清水警察署庁舎代替施設に関する協	中村警察署長	H28.12.21	—	土佐清水市長
426	警察本部	警備第二課	大規模災害時における警察車両の一時避難駐車場所の提供に関する協定書	安芸警察署長	H30.8.27	—	土佐くろしお鉄道
427	警察本部	警備第二課	災害時における警察公用車両の一時退避場所の提供に関する協定	警察本部長	R2.7.9	—	高知県
428	警察本部	警備第二課	「地域の安全・安心」に関する包括連携に関する協定書	警察本部長	R2.7.29	—	損害保険ジャパン株式会社
429	警察本部	警備第二課	大規模災害時等における活動拠点の提供に関する協定書	佐川警察署長	R3.6.1	—	高知県農業協同組合
430	警察本部	警備第二課	南海トラフ地震等大規模災害時における土佐市と高知県土佐警察署との施設・敷地の貸与協力に関する協定書	土佐警察署長	R3.10.19	—	土佐市
431	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における駐車場等の一時使用に関する協定書	高知警察署長	R4.5.30	—	株式会社サニーマート
432	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定書	高知警察署長	R4.6.21	—	高知市農業協同組合
433	警察本部	警備第二課	災害救助犬の出勤に関する協定	警察本部長	R4.9.2	—	SEIWASOH ドッグスクール Sh i k o k u K - 9
434	警察本部	警備第二課	小型車両系建設機械の訓練場所の提供に関する協定	警察本部長	R4.9.29	—	香美森林組合
435	警察本部	警備第二課	宿毛市の地域の防災力向上に向けた連携と協力に関する協定書	宿毛警察署長	R4.11.14	—	宿毛市、幡多西部消防組合宿毛消防署、宿毛海上保安署
436	警察本部	警備第二課	大月町の地域の防災力向上に向けた連携と協力に関する協定書	宿毛警察署長	R4.11.21	—	大月町、幡多西部消防組合大月分署、
437	警察本部	警備第二課	南海トラフ地震等大規模災害時における土佐市と高知県土佐警察署との施設・敷地の貸与協力に関する協定書	土佐警察署長	R4.12.20	—	土佐市
438	警察本部	警備第二課	大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定書	高知警察署長	R5.3.1	—	株式会社西山合名
439	警察本部	警備第二課	南海トラフ地震等大規模災害時に向けた安芸市と安芸警察署との施設の貸与協力に関する協定書	安芸警察署長	R6.8.1	—	安芸市役所
440	警察本部	警備第二課	南海トラフ地震等大規模災害時に向けた安芸市と安芸警察署との倉庫の貸与協力に関する協定書	安芸警察署長	R6.8.1	—	安芸市役所
441	警察本部	警備第二課	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	高知南警察署	R6.12	—	株式会社慶尚（セントラルグループ）
442	警察本部	警備第二課	災害発生時における燃料の提供及び運搬に関する協定書	宿毛警察署長	R7.9.1	—	平田石油株式会社
443	警察本部	警備第二課	土佐警察署管内沿岸部における災害等発生時の情報提供に関する協定書	土佐警察署長	R7.10.24	—	土佐警察署沿岸協力会
444	警察本部	警備第二課	南海トラフ地震等大規模災害時における四万十町と窪川警察署との施設の貸与協力に関する協定書	窪川警察署長	R8.2.17	—	四万十町長

1. 2. 2 広域応援

1. 2. 2. 1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
 - 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
 - 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

- 第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
 - 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下

「現地連絡本部」という。)を設置する。

- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

- 2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全 国 知 事 会 会 長
埼 玉 県 知 事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
三 重 県 知 事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静 岡 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
埼 玉 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
滋 賀 県 知 事

中国地方知事会会長
広 島 県 知 事

四国知事会常任世話人
愛 媛 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

1. 2. 2. 2 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及びあっせん並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下の同じ）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成24年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

1. 2. 2. 3 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3）前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

（情報の共有）

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

1. 2. 2. 4 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。

5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合には、この限りではない。

2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。

3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

(1) 防災組織体制等に関する情報交換

(2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施

(3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。

3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。

4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月6日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造

1. 2. 2. 5 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、高知県内の市町村並びに消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第4条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
- (3) 災害の発生現場の気象状況
- (4) 災害の発生現場の指揮官の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第5条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、支援要請に応ずることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。

(支援の特例)

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、航空隊を派遣して支援することができる。

(1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等で発災市町村との連絡がとれない場合

(航空隊が支援のために出動した場合の連携)

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する経費は、高知県（以下「県」という。）が負担する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

(高知県消防・防災応援協定の廃止)

第10条 平成9年2月1日に締結した高知県消防・防災ヘリコプター応援協定は、平成20年7月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月30日

高 知 県 知 事	尾 崎 正 直
高知市長	岡 崎 誠 也
室戸市長	小 松 幹 侍
安 芸 市 長	松 本 憲 治
南国市長	橋 詰 壽 人
土 佐 市 長	板 原 啓 文
須 崎 市 長	笹 岡 豊 徳
宿 毛 市 長	中 西 清 二
土佐清水市長	西 村 伸一郎
四万十市長	澤 田 五十六
香 南 市 長	仙 頭 義 寛
香 美 市 長	門 脇 槇 夫
東 洋 町 長	澤 山 保太郎
奈半利町長	齊 藤 一 孝
田 野 町 長	安 岡 雅 徳
安 田 町 長	有 岡 正 幹

北	川	村	長	大	寺	正	芳
馬	路	村	長	上	治	堂	司
芸	西	村	長	井	上	一	夫
本	山	町	長	今	西	芳	彦
大	豊	町	長	岩	崎	憲	郎
土	佐	町	長	西	村	卓	士
大	川	村	長	合	田	司	郎
い	の	町	長	塩	田		始
仁淀川町長			藤 崎	富士登			
中土佐町長			池 田	洋 光			
佐	川	町	長	榎並谷	哲	夫	
越	知	町	長	吉 岡	珍	正	
梶	原	町	長	中 越	武	義	
日	高	村	長	戸 梶	眞	幸	
津	野	町	長	明 神	健	夫	
四万十町長			前 田	哲 生			
大	月	町	長	柴 岡	邦	男	
三	原	村	長	久 保	知	章	
黒	潮	町	長	下 村	正	直	
中芸広域連合長			安 岡	雅 徳			
嶺北広域行政事務組合管理者				今 西	芳 彦		
仁淀消防組合長			塩 田		始		
高幡消防組合長			笹 岡	豊 徳			
高吾北広域町村事務組合長				吉 岡	珍 正		
幡多中央消防組合長			澤 田	五十六			
幡多西部消防組合長			中 西	清 二			

1. 3 現況データ関係

1. 3. 1 応急対策用資機材

1. 3. 1. 1 水防倉庫等一覧

〔県有水防施設（倉庫等）及び備蓄資材器具一覧表〕 令和6年6月時点

資材・機材 名称	単位	室戸事務所		安芸土木事務所	本山事務所	中央東土木事務所				高知土木事務所			中央西土木事務所		越知事務所	須崎土木事務所	四万十町事務所	幡多土木事務所	宿毛事務所					土佐清水事務所					計
		室戸事務所倉庫	室戸水防倉庫	安芸水防倉庫	事務所倉庫	南国水防倉庫	香宗川水門管理棟	後川水門管理棟	下田川水門管理棟	高知水防倉庫	旧高知河川水防倉庫	港町水防倉庫	庁舎水防倉庫	新居水防倉庫	越知水防倉庫 （機械室）	港町水防倉庫	窪川水防倉庫	中村水防倉庫	片島水防倉庫	事務所倉庫	宿毛建設資源物置	ダム管理棟	堰管理棟	宗呂水防倉庫	益野水防倉庫	汐見町水防倉庫	ダム取水塔	事務所内	
大型土のう	袋	30	500	450	175	156	450			300	195		160	150	250	230	310	675	895	740	320	465		385	200	420		50	7,506
土嚢	袋		800	1,400	4,000	150				15,000	16,300		4,400	2,600	2,000	2,800	1,200	600		680						2,100		1,000	55,030
縄・ロープ類	m		530		150	250				200			400	2,500	400	250	700	900	610	20		900				7,700			15,510
むしろ	m2																									130			130
ビニールシート	m2		100	800	275	20				30			2,550		259	175	330	950	100	100						600			6,289
杉丸太 小口10cm 5m	本													20			12												32
杉丸太 小口10cm 4m	本													150			83												233
杉丸太 小口10cm 2m	本																127												127
杉丸太 小口6cm	本													20															20
鉄杭 鉄筋	本		2											34		100										3			139
番線（#8～#12）	m		40											120	1,000	300	300	100								30			1,890
板類	m2																												0
大型照明灯	台																				4	2							6
懐中電灯	個	11		15	11	7				8					8	5		4		4		10	5						88
はしご	丁	1	4	2	4	4				6		1	1		5	2	6	3		5		1				2			47
バケツ	個		4	6		11								3	4	5	5		3	1						19			61
スコップ	丁	4	29	18	16	6				20			1	6	17	18	24	65		22		5				9			260
鍬（くわ）	丁		2	1	9	1				4				3	6	2	4	1		4						3			40
鶴嘴（つるはし）	丁	1	12	8	12	2							1		4	12	14	15		3		1				1			86
鋤簾（じょれん）	丁				22	11									20	3		6				2				2			66
鎌（かま）	丁	8	32	6	11	14				15			2	2	25	4	15	10		10		4				1			159
鋸（のこ）	丁		4		2	5				5					4	4	2	3		2		3							34
柄鎌 鉋	丁															6						3				1			10
斧（おの）	丁		2																			1							3
鳶口（とびぐち）	丁		5			1								2		3						1							12
掛矢（かけや）・ハンマー類	丁	5	5	1	3	2									4		10	7		5		2				6			50
胴突き たこ槌	丁																												0
しょうれん 梃子棒	丁	2		2	6	5				4					6		2			4						1			32
ペンチ 番線カッター	丁		5	2		4				3			1		1	1	1	4				1				1			24
荷車 一輪車	台		3	2	2	4				2						1	10	9		2						2			37
にない棒	丁														3											10			13
救命胴衣	着	5	6	0		11				19	2		5					9		8		12					5		82
発動発電機	台			1		2				2												3							8
チェーンソー	台	1	2	3	3	5				4			1							3		1							23
船	隻	3								2	1		2		1							1	1				1		12

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
1	高知市-1	高知市	高知市東部総合運動場(多目的グラウンド)	高知市介良丙1000-1	N33° 32′ 59″	E133° 35′ 57″	6995 1311(53SLT)
2	高知市-2	高知市	高知市東部総合運動場(野球場)	高知市五台山1789	N33° 32′ 50″	E133° 35′ 52″	6982 1284(53SLT)
3	高知市-3	高知市	高知東警察署【高知東署】	高知市大津乙807-1	N33° 34′ 10″	E133° 35′ 30″	6929 1531(53SLT)
4	高知市-4	高知市	高知新港	高知市仁井田字新港	N33° 30′ 48″	E133° 35′ 20″	6894 0909(53SLT)
5	高知市-5	高知市	高知医療センター(地上 6.5tまで)【KOCHI】	高知市池2125-1	N33° 31′ 51″	E133° 35′ 14″	6881 1103(53SLT)
6	高知市-6	高知市	高知医療センター(屋上 6.5tまで)	高知市池2125-1	N33° 31′ 53″	E133° 35′ 06″	6861 1110(53SLT)
7	高知市-7	高知市	ぢばさんセンター	高知市布師田3992-2	N33° 34′ 24″	E133° 34′ 37″	6793 1576(53SLT)
8	高知市-8	高知市	高須浄化センター(南側グラウンド)	高知市高須305	N33° 33′ 45″	E133° 34′ 23″	6755 1456(53SLT)
9	高知市-9	高知市	丸池公園グラウンド	高知市丸池町	N33° 33′ 43″	E133° 33′ 49″	6667 1451(53SLT)
10	高知市-10	高知市	久重小学校	高知市久礼野2340-2	N33° 36′ 42″	E133° 33′ 45″	6664 2003(53SLT)
11	高知市-11	高知市	萩公園グラウンド	高知市新田町16	N33° 32′ 59″	E133° 33′ 19″	6588 1317(53SLT)
12	高知市-12	高知市	長浜公園グラウンド	高知市長浜5618-1	N33° 29′ 41″	E133° 32′ 54″	6515 0708(53SLT)
13	高知市-13	高知市	高知市青年センター多目的広場	高知市棧橋通り2丁目1-50	N33° 33′ 02″	E133° 32′ 51″	6516 1327(53SLT)
14	高知市-14	高知市	近森病院(屋上 7.0tまで)【CHIKAMORI HOSPITAL】	高知市大川筋1丁目1-16	N33° 33′ 52″	E133° 32′ 30″	6464 1482(53SLT)
15	高知市-15	高知市	瀬戸公園グラウンド	高知市横浜新町5丁目	N33° 30′ 50″	E133° 32′ 25″	6443 0921(53SLT)
16	高知市-16	高知市	太平洋セメント(株)土佐山鉱業所	高知市土佐山1200-16	N33° 37′ 43″	E133° 32′ 18″	6443 2194(53SLT)
17	高知市-17	高知市	(株)四電工高知支店高知営業所	高知市長浜3101-1	N33° 29′ 42″	E133° 32′ 04″	6386 0713(53SLT)
18	高知市-18	高知市	高知県警ヘリポート(屋上 6.5tまで)	高知市丸の内2丁目4-30	N33° 33′ 48″	E133° 31′ 55″	6373 1471(53SLT)
19	高知市-19	高知市	高知市総合運動場補助グラウンド	高知市大原町	N33° 33′ 10″	E133° 31′ 51″	6361 1354(53SLT)
20	高知市-20	高知市	土佐山運動公園	高知市土佐山1137	N33° 37′ 32″	E133° 31′ 51″	6373 2161(53SLT)
21	高知市-21	高知市	城西公園グラウンド	高知市丸ノ内1丁目8	N33° 33′ 42″	E133° 31′ 40″	6334 1453(53SLT)
22	高知市-22	高知市	土佐山小中学校	高知市土佐山桑尾27	N33° 37′ 60″	E133° 31′ 38″	6340 2247(53SLT)
23	高知市-23	高知市	月ノ瀬公園	高知市上町2丁目13	N33° 33′ 16″	E133° 31′ 28″	6302 1373(53SLT)
24	高知市-24	高知市	土佐山夢産地パーク交流館「かわせみ」	高知市土佐山桑尾1856-1	N33° 38′ 03″	E133° 31′ 28″	6315 2257(53SLT)
25	高知市-25	高知市	土佐山地区桑尾飛行場外離着陸場	高知市土佐山桑尾1607-1	N33° 37′ 47″	E133° 30′ 55″	6229 2209(53SLT)
26	高知市-26	高知市	春野総合運動公園(多目的広場)	高知市春野町芳原2485	N33° 30′ 46″	E133° 30′ 20″	6120 0914(53SLT)
27	高知市-27	高知市	春野総合運動公園(補助競技場)	高知市春野町芳原2485	N33° 30′ 48″	E133° 30′ 12″	6100 0920(53SLT)
28	高知市-28	高知市	春野総合運動公園(陸上競技場)	高知市春野町芳原2485	N33° 30′ 41″	E133° 30′ 10″	6094 0899(53SLT)
29	高知市-29	高知市	春野総合運動公園(運動広場D)	高知市春野町芳原2485	N33° 30′ 26″	E133° 30′ 05″	6081 0852(53SLT)
30	高知市-30	高知市	旧土佐山中学校	高知市土佐山弘瀬405	N33° 37′ 24″	E133° 29′ 54″	6071 2140(53SLT)
31	高知市-31	高知市	高知商業高等学校	高知市大谷6	N33° 33′ 32″	E133° 29′ 46″	6040 1426(53SLT)
32	高知市-32	高知市	高知市内県立学校共同グラウンド	高知市朝倉甲525	N33° 32′ 21″	E133° 29′ 44″	6032 1207(53SLT)
33	高知市-33	高知市	鏡小学校	高知市鏡今井7	N33° 36′ 13″	E133° 28′ 22″	5831 1925(53SLT)
34	高知市-34	高知市	鏡中学校	高知市鏡今井191	N33° 36′ 23″	E133° 28′ 20″	5826 1956(53SLT)
35	高知市-35	高知市	城ノ平運動公園(ソフトボール専用球場)	高知市鏡小浜435-2	N33° 35′ 39″	E133° 28′ 04″	5783 1821(53SLT)
36	高知市-36	高知市	城ノ平運動公園(多目的広場)	高知市鏡小浜435-2	N33° 35′ 43″	E133° 28′ 03″	5780 1834(53SLT)
37	高知市-37	高知市	国交省仁淀川水防ヘリポート	高知市春野町弘岡上	N33° 29′ 57″	E133° 27′ 01″	5605 0770(53SLT)
38	高知市-38	高知市	鏡地区横矢飛行場外離着陸場	高知市鏡横矢1367番34	N33° 37′ 19″	E133° 24′ 12″	5189 2139(53SLT)
39	高知市-39	高知市	鏡地区梅ノ木離着陸場	高知市鏡梅ノ木1235番	N33° 35′ 44″	E133° 25′ 26″	5377 1843(53SLT)
40	高知市-40	高知市	鏡地区城ノ平飛行場外離着陸場	高知市鏡小浜431番3	N33° 35′ 37″	E133° 28′ 04″	5785 1817(53SLT)
41	高知市-41	高知市	高知ゴルフ倶楽部(1番ホール)	高知市重倉945番地	N33° 35′ 56″	E133° 32′ 58″	6543 1863(53SLT)
42	高知市-42	高知市	高知ゴルフ倶楽部(11番ホール)	高知市重倉945番地	N33° 36′ 11″	E133° 33′ 42″	6658 1909(53SLT)
43	高知市-43	高知市	高知ゴルフ倶楽部(13番ホール)	高知市重倉945番地	N33° 36′ 11″	E133° 34′ 08″	6725 1905(53SLT)
44	高知市-44	高知市	弥右衛門公園	高知市高埴12番1号	N33° 34′ 27″	E133° 33′ 25″	6607 1588(53SLT)
45	高知市-45	高知市	高知赤十字病院 屋上ヘリポート(屋上7tまで)	高知市秦南町一丁目4番63-11号	N33° 34′ 33″	E133° 32′ 84″	

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
46	高知市-46	高知市	高知ゴルフ倶楽部(駐車場)	高知市重倉945番地	N33° 36′ 02″	E133° 33′ 14″	6583 1881(53SLT)
47	東洋町-1	東洋町	東洋町白浜海岸(ホワイトビーチホテル)	安芸郡東洋町白浜88-8	N33° 32′ 33″	E134° 17′ 39″	3447 1165(53SMT)
48	東洋町-2	東洋町	東洋町防災ヘリポート【KOCHI TOYO】	安芸郡東洋町河内1436-1	N33° 32′ 08″	E134° 17′ 16″	3387 1089(53SMT)
49	東洋町-3	東洋町	東洋町運動公園総合運動場	安芸郡東洋町生見10-2	N33° 31′ 46″	E134° 16′ 59″	3343 1021(53SMT)
50	東洋町-4	東洋町	東洋町生見サーフィンビーチ	安芸郡東洋町生見	N33° 31′ 22″	E134° 16′ 59″	3342 0947(53SMT)
51	東洋町-5	東洋町	東洋町野根海浜	安芸郡東洋町野根丙	N33° 30′ 04″	E134° 16′ 07″	3206 0708(53SMT)
52	東洋町-6	東洋町	魚網干場	安芸郡東洋町野根甲	N33° 29′ 37″	E134° 15′ 56″	3178 0625(53SMT)
53	東洋町-7	東洋町	野根中学校	安芸郡東洋町野根丙994-1	N33° 30′ 24″	E134° 15′ 22″	3091 0771(53SMT)
54	東洋町-8	東洋町	押野公園	安芸郡東洋町野根甲373	N33° 30′ 15″	E134° 14′ 55″	3021 0743(53SMT)
55	室戸市-1	室戸市	佐喜浜港	室戸市佐喜浜町4920-1	N33° 23′ 42″	E134° 12′ 38″	2658 9536(53SMS)
56	室戸市-2	室戸市	佐喜浜中学校	室戸市佐喜浜町3848	N33° 24′ 03″	E134° 12′ 37″	2656 9600(53SMS)
57	室戸市-3	室戸市	佐喜浜川川原	室戸市佐喜浜町山口	N33° 23′ 51″	E134° 12′ 37″	2656 9563(53SMS)
58	室戸市-4	室戸市	佐喜浜防災ヘリポート【SAKIHAMA】 (旧芸東衛生組合佐喜浜クリーンセンター)	室戸市佐喜浜町3370-1	N33° 24′ 43″	E134° 11′ 55″	2549 9724(53SMS)
59	室戸市-5	室戸市	室戸世界ジオパークセンター	室戸市室戸岬町1810-2	N33° 17′ 57″	E134° 11′ 14″	2433 8475(53SMS)
60	室戸市-6	室戸市	高岡漁港	室戸市室戸岬町高岡	N33° 16′ 02″	E134° 11′ 05″	2407 8121(53SMS)
61	室戸市-7	室戸市	室戸広域公園(運動広場)	室戸市領家・室戸岬町	N33° 17′ 17″	E134° 10′ 12″	2272 8353(53SMS)
62	室戸市-8	室戸市	室戸市消防署	室戸市室津12	N33° 17′ 41″	E134° 10′ 01″	2244 8427(53SMS)
63	室戸市-10	室戸市	室戸中央公園(芝生広場)	室戸市室戸岬町	N33° 17′ 06″	E134° 09′ 32″	2168 8320(53SMS)
64	室戸市-11	室戸市	室戸中央公園(運動広場)	室戸市室戸岬町	N33° 17′ 12″	E134° 09′ 30″	2163 8338(53SMS)
65	室戸市-12	室戸市	むろと防災公園【MUROTO】	室戸市室津 神ノ前	N33° 17′ 31″	E134° 09′ 29″	2161 8397(53SMS)
66	室戸市-13	室戸市	旧室戸岬中学校グラウンド	室戸市室戸岬町5709	N33° 16′ 29″	E134° 09′ 28″	2157 8206(53SMS)
67	室戸市-14	室戸市	室戸小学校	室戸市浮津115	N33° 17′ 30″	E134° 09′ 07″	2104 8394(53SMS)
68	室戸市-15	室戸市	室戸中学校	室戸市浮津三番町92-1	N33° 17′ 33″	E134° 08′ 34″	2019 8404(53SMS)
69	室戸市-16	室戸市	国立室戸青少年自然の家	室戸市元乙1721	N33° 18′ 56″	E134° 07′ 17″	1822 8661(53SMS)
70	室戸市-17	室戸市	行当グラウンド(東側)	室戸市元甲2743-88先	N33° 17′ 42″	E134° 06′ 59″	1773 8434(53SMS)
71	室戸市-18	室戸市	行当グラウンド(西側)	室戸市元甲2743-88先	N33° 17′ 41″	E134° 06′ 55″	1763 8431(53SMS)
72	室戸市-19	室戸市	吉良川中学校	室戸市吉良川町乙2000	N33° 20′ 13″	E134° 05′ 44″	1583 8901(53SMS)
73	室戸市-20	室戸市	羽根川河口	室戸市羽根町乙	N33° 21′ 48″	E134° 03′ 42″	1270 9196(53SMS)
74	室戸市-21	室戸市	羽根中学校	室戸市羽根町乙774	N33° 22′ 21″	E134° 03′ 38″	1261 9298(53SMS)
75	北川村-1	北川村	北川村島【シマ】	安芸郡北川村島	N33° 32′ 31″	E134° 07′ 13″	1832 1172(53SMT)
76	北川村-3	北川村	北川中学校	安芸郡北川村野友甲1548	N33° 26′ 46″	E134° 02′ 28″	1088 0116(53SMT)
77	奈半利町-1	奈半利町	奈半利町防災ヘリポート	安芸郡奈半利町乙478-1	N33° 25′ 13″	E134° 01′ 42″	0966 9830(53SMS)
78	奈半利町-3	奈半利町	奈半利港緑地	安芸郡奈半利町西河原	N33° 25′ 32″	E134° 01′ 00″	0858 9890(53SMS)
79	馬路村-3	馬路村	魚梁瀬小中学校	安芸郡馬路村魚梁瀬10-149	N33° 37′ 02″	E134° 06′ 32″	1734 2007(53SMT)
80	馬路村-4	馬路村	魚梁瀬森林公園	安芸郡馬路村魚梁瀬813-5	N33° 36′ 11″	E134° 06′ 24″	1712 1850(53SMT)
81	馬路村-8	馬路村	馬路村民運動場	安芸郡馬路村馬路	N33° 33′ 16″	E134° 02′ 58″	1176 1316(53SMT)
82	馬路村-9	馬路村	一谷ヘリポート【UMAJI】	安芸郡馬路村馬路	N33° 33′ 03″	E134° 02′ 35″	1116 1277(53SMT)
83	馬路村-11	馬路村	明善ヘリポート(ヤナセ)	安芸郡馬路村魚梁瀬字アケ563番1	N33° 36′ 25″	E134° 6′ 23″	1711 1897(53SMT)
84	安田町-1	安田町	結の丘ドーム【CHUGEI】	安芸郡安田町東島2017	N33° 26′ 22″	E134° 00′ 20″	0756 0045(53SMT)
85	安田町-2	安田町	中山小・中学校	安芸郡安田町正弘1538	N33° 29′ 12″	E134° 00′ 04″	0720 0569(53SMT)
86	安田町-3	安田町	安田(ヘリポート)【安田】	安芸郡安田町安田3131	N33° 26′ 21″	E133° 59′ 21″	0604 0043(53SMT)
87	安田町-4	安田町	安田中学校	安芸郡安田町安田2003	N33° 26′ 31″	E133° 59′ 04″	0560 0074(53SMT)
88	安田町-5	安田町	安田(ヘリポート)【安田瀬切】	安芸郡安田町瀬切383-1	N33° 31′ 13″	E134° 01′ 56″	1012 0937(53SMT)
89	安芸市-2	安芸市	東川小中学校	安芸市入河内710	N33° 33′ 26″	E133° 57′ 37″	0349 1355(53SMT)
90	安芸市-3	安芸市	安芸広域メルトセンター	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥4034-1	N33° 29′ 42″	E133° 56′ 51″	0223 0666(53SMT)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
91	安芸市-5	安芸市	安芸市畑山ふるさと交流センター	安芸市畑山乙381	N33° 37′ 19″	E133° 55′ 26″	0018 2076(53SMT)
92	安芸市-6	安芸市	中ノ橋下サッカー場	安芸市土居1313	N33° 30′ 54″	E133° 55′ 00″	9939 0891(53SLT)
93	安芸市-8	安芸市	安芸中学校野球場	安芸市川北甲	N33° 30′ 07″	E133° 54′ 58″	9932 0746(53SLT)
94	安芸市-9	安芸市	中ノ橋上公園【どい】	安芸市土居	N33° 31′ 02″	E133° 54′ 57″	9931 0915(53SLT)
95	安芸市-11	安芸市	浄化センター西グラウンド	安芸市港町1丁目737-4	N33° 29′ 53″	E133° 54′ 37″	9878 0703(53SLT)
96	安芸市-12	安芸市	県立あき総合病院(屋上 6.5tまで)	安芸市宝永町3-33	N33° 30′ 24″	E133° 53′ 50″	9757 0800(53SLT)
97	安芸市-13	安芸市	ニッポン高度紙工業サッカー場	安芸市植野1	N33° 31′ 00″	E133° 53′ 32″	9712 0912(53SLT)
98	安芸市-14	安芸市	安芸市総合運動場(多目的競技場)	安芸市桜ヶ丘町	N33° 30′ 16″	E133° 53′ 30″	9705 0776(53SLT)
99	安芸市-15	安芸市	安芸市総合運動場(野球場)	安芸市桜ヶ丘町2248-1	N33° 30′ 21″	E133° 53′ 29″	9703 0792(53SLT)
100	安芸市-16	安芸市	川北小学校 奈比賀分校	安芸市奈比賀950	N33° 31′ 26″	E133° 57′ 8″	0260 0980(53SMT)
101	安芸市-17	安芸市	古井加勝林道沿い広場	安芸市古井	N33° 36′ 25″	E134° 0′ 6″	0734 1900(53SMT)
102	芸西村-1	芸西村	芸西村憩ヶ丘運動公園陸上競技場	安芸郡芸西村和食甲4537-1先	N33° 31′ 42″	E133° 49′ 07″	9030 1049(53SLT)
103	芸西村-2	芸西村	芸西【GEISEI】	安芸郡芸西村和食甲4525	N33° 31′ 44″	E133° 49′ 03″	9020 1055(53SLT)
104	芸西村-3	芸西村	芸西中学校	安芸郡芸西村和食甲2265	N33° 31′ 28″	E133° 48′ 43″	8967 1006(53SLT)
105	芸西村-4	芸西村	芸西小学校	安芸郡芸西村和食甲1188	N33° 31′ 39″	E133° 48′ 27″	8927 1040(53SLT)
106	芸西村-5	芸西村	和食川河口	安芸郡芸西村和食甲	N33° 31′ 03″	E133° 47′ 58″	8851 0930(53SLT)
107	芸西村-6	芸西村	黒潮カントリークラブ内ヘリコプター離着陸場	安芸郡芸西村西分甲5207	N33° 32′ 24″	E133° 47′ 29″	8779 1181(53SLT)
108	香南市-2	香南市	手結山観光開発株式会社	香南市夜須町手結山668	N33° 31′ 14″	E133° 46′ 38″	8645 0967(53SLT)
109	香南市-3	香南市	夜須小学校	香南市夜須町西山13-2	N33° 32′ 37″	E133° 45′ 38″	8493 1224(53SLT)
110	香南市-4	香南市	夜須中学校	香南市夜須町西山5-1	N33° 32′ 33″	E133° 45′ 36″	8487 1212(53SLT)
111	香南市-6	香南市	陸自高知駐屯地(ヘリポート)	香南市香我美町上分3390	N33° 33′ 25″	E133° 45′ 26″	8464 1372(53SLT)
112	香南市-7	香南市	陸自高知駐屯地(グラウンド)	香南市香我美町上分3390	N33° 33′ 22″	E133° 45′ 16″	8438 1363(53SLT)
113	香南市-8	香南市	ヤ・シィパーク	香南市夜須町千切537-90	N33° 32′ 03″	E133° 45′ 09″	8417 1120(53SLT)
114	香南市-9	香南市	夜須運動広場	香南市夜須町坪井1692	N33° 32′ 39″	E133° 45′ 00″	8395 1232(53SLT)
115	香南市-10	香南市	香我美小学校	香南市香我美町下分750	N33° 34′ 25″	E133° 44′ 35″	8334 1559(53SLT)
116	香南市-11	香南市	香我美運動公園	香南市香我美町徳王子2220-6	N33° 33′ 35″	E133° 44′ 15″	8281 1405(53SLT)
117	香南市-12	香南市	香我美中学校	香南市香我美町山北41-1	N33° 34′ 03″	E133° 44′ 01″	8246 1492(53SLT)
118	香南市-14	香南市	赤岡運動広場	香南市赤岡町1094-1	N33° 32′ 35″	E133° 43′ 46″	8204 1222(53SLT)
119	香南市-15	香南市	赤岡小学校	香南市赤岡町弁天通816	N33° 32′ 32″	E133° 43′ 34″	8173 1213(53SLT)
120	香南市-16	香南市	赤岡中学校	香南市赤岡町1611	N33° 32′ 45″	E133° 43′ 24″	8148 1253(53SLT)
121	香南市-17	香南市	城山高等学校	香南市赤岡町1612	N33° 32′ 53″	E133° 43′ 24″	8148 1278(53SLT)
122	香南市-18	香南市	野市東小学校	香南市野市町中ノ村770	N33° 33′ 52″	E133° 43′ 13″	8122 1460(53SLT)
123	香南市-19	香南市	野市中学校	香南市野市町東野72	N33° 34′ 02″	E133° 42′ 23″	7993 1492(53SLT)
124	香南市-20	香南市	吉川小学校	香南市吉川町吉原65	N33° 32′ 34″	E133° 42′ 02″	7936 1222(53SLT)
125	香南市-21	香南市	佐古小学校	香南市野市町母代寺104	N33° 34′ 55″	E133° 42′ 01″	7938 1656(53SLT)
126	香南市-22	香南市	県立青少年センター(陸上競技場)	香南市野市町西野303-1	N33° 34′ 37″	E133° 41′ 51″	7912 1601(53SLT)
127	香南市-23	香南市	野市小学校	香南市野市町西野618	N33° 33′ 52″	E133° 41′ 51″	7910 1462(53SLT)
128	香南市-24	香南市	野市ふれあい広場	香南市野市町深淵910	N33° 34′ 11″	E133° 41′ 03″	7787 1522(53SLT)
129	香南市-25	香南市	夜須支所北駐車場	香南市夜須町坪井270-3	N33° 32′ 19″	E133° 45′ 19″	8444 1170(53SLT)
130	香南市-26	香南市	香南漁業協同組合	香南市吉川町吉原1818	N33° 32′ 13″	E133° 41′ 26″	7843 1160(53SLT)
131	香美市-1	香美市	岡ノ内ヘリポート【オカノウチ】	香美市物部町岡ノ内235-6	N33° 43′ 20″	E133° 56′ 27″	0187 3186(53SMT)
132	香美市-2	香美市	神池ヘリポート【カミイケ】	香美市物部町神池	N33° 43′ 37″	E133° 52′ 39″	9601 3245(53SLT)
133	香美市-3	香美市	香美市物部グラウンド	香美市物部町大栃	N33° 41′ 59″	E133° 52′ 30″	9574 2943(53SLT)
134	香美市-4	香美市	香美市農村広場	香美市香北町吉野1300先	N33° 39′ 15″	E133° 48′ 20″	8925 2445(53SLT)
135	香美市-5	香美市	香北中学校	香美市香北町美良布892	N33° 39′ 10″	E133° 46′ 52″	8698 2432(53SLT)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
136	香美市-6	香美市	鏡野公園	香美市土佐山田町宮ノ口	N33° 37′ 08″	E133° 43′ 13″	8129 2063(53SLT)
137	香美市-7	香美市	片地小学校	香美市土佐山田町宮ノ口9	N33° 37′ 04″	E133° 43′ 04″	8106 2051(53SLT)
138	香美市-8	香美市	物部川緑地公園	香美市土佐山田町山田島	N33° 36′ 40″	E133° 42′ 48″	8064 1978(53SLT)
139	香美市-9	香美市	物部川川原(町田)	香美市土佐山田町町田	N33° 35′ 57″	E133° 42′ 10″	7964 1847(53SLT)
140	香美市-11	香美市	鏡野中学校	香美市土佐山田町楠目1973	N33° 36′ 46″	E133° 41′ 50″	7914 1998(53SLT)
141	香美市-12	香美市	山田小学校	香美市土佐山田町西本町2丁目4-5	N33° 36′ 23″	E133° 41′ 01″	7787 1929(53SLT)
142	香美市-13	香美市	土佐山田スタジアム	香美市土佐山田町植1252-2	N33° 36′ 41″	E133° 40′ 48″	7754 1985(53SLT)
143	香美市-14	香美市	五王堂ヘリポート【ゴオドウ】	香美市物部町五王堂字亀原38-1	N33° 44′ 50″	E133° 54′ 37″	9907 3466(53SLT)
144	香美市-15	香美市	大栃ヘリポート【おおどち】	香美市物部町大栃字柳澤西掛字965番3地先	N33° 41′ 55″	E133° 52′ 26″	9563 2930(53SLT)
145	香美市-16	香美市	別府ヘリポート【べふ】	香美市物部町別府字シノミネ438番4	N33° 45′ 40″	E134° 01′ 59″	1045 3608(53SMT)
146	香美市-17	香美市	北滝本ヘリポート【きたたきもと】	香美市土佐山田町北滝本字上ミイタ89番4	N33° 40′ 06″	E133° 39′ 54″	7625 2621(53SLT)
147	香美市-18	香美市	三谷ヘリポート【みたに】	香美市香北町谷相字山ノ根2855番	N33° 40′ 10″	E133° 47′ 42″	8828 2615(53SLT)
148	香美市-19	香美市	猪野々ヘリポート【いのの】	香美市香北町猪野々字平石ノ下369番	N33° 42′ 25″	E133° 51′ 27″	9412 3024(53SLT)
149	香美市-20	香美市	土佐山田ヘリポート【とさやまだ】	香美市土佐山田町植字ツクリカ1275番	N33° 36′ 55″	E133° 41′ 10″	53SLT78122025
150	南国市-1	南国市	高知空港	南国市久枝乙58	N33° 32′ 46″	E133° 40′ 28″	7694 1262(53SLT)
151	南国市-2	南国市	南国市立スポーツセンター	南国市前浜1344番地3	N33° 32′ 29″	E133° 39′ 19″	7515 1212(53SLT)
152	南国市-3	南国市	南国市立比江スポーツグラウンド	南国市比江703	N33° 35′ 55″	E133° 38′ 50″	7448 1847(53SLT)
153	南国市-4	南国市	南国市立吾岡山文化の森スポーツ広場	南国市大堀乙3542番地2	N33° 34′ 01″	E133° 38′ 36″	7408 1497(53SLT)
154	南国市-5	南国市	南国スポーツパーク	南国市三和琴平2丁目1638番地2	N33° 32′ 13″	E133° 38′ 26″	7378 1164(53SLT)
155	南国市-6	南国市	高知大学医学部(屋上 9.0㎡まで)【KOCHI MEDICAL SCHOOL HOSPITAL】	南国市岡豊町小蓮	N33° 35′ 43″	E133° 36′ 55″	7152 1814(53SLT)
156	南国市-7	南国市	高知大学医学部(グラウンド)	南国市岡豊町小蓮	N33° 35′ 32″	E133° 36′ 40″	7112 1781(53SLT)
157	南国市-8	南国市	奈路【なろ】	南国市奈路字上平敷1659	N33° 37′ 57″	E133° 35′ 44″	6974 2229(53SLT)
158	南国市-9	南国市	十市小学校	南国市緑ヶ丘1-2001	N33° 31′ 56″	E133° 36′ 45″	71161115(53SLT)
159	大豊町-1	大豊町	西峰【にしみね】	長岡郡大豊町西峯字箕ノ本567	N33° 48′ 03″	E133° 49′ 33″	9131 4069(53SLT)
160	大豊町-2	大豊町	おおとよ土居(豊永)【とよなが】	長岡郡大豊町東土居170-1地先	N33° 47′ 51″	E133° 45′ 32″	8511 4040(53SLT)
161	大豊町-3	大豊町	旧大豊小学校	長岡郡大豊町東土居257	N33° 47′ 42″	E133° 45′ 31″	8508 4012(53SLT)
162	大豊町-4	大豊町	梶ヶ森キャンプ場	長岡郡大豊町佐賀山字池野山1248-1	N33° 45′ 32″	E133° 45′ 22″	8480 3612(53SLT)
163	大豊町-5	大豊町	旧大豊中学校	長岡郡大豊町黒石200-2	N33° 47′ 05″	E133° 43′ 47″	8239 3901(53SLT)
164	大豊町-6	大豊町	大豊町あまつぼ【あまつぼ】	長岡郡大豊町馬瀬1657-2	N33° 41′ 32″	E133° 41′ 33″	7882 2880(53SLT)
165	大豊町-7	大豊町	ゆとりすとパーク(第1駐車場)	長岡郡大豊町中村大王4037-15	N33° 44′ 55″	E133° 40′ 56″	7794 3506(53SLT)
166	大豊町-8	大豊町	立川PA	長岡郡大豊町立川下名高知自動車道下りPA	N33° 49′ 06″	E133° 39′ 55″	7648 4281(53SLT)
167	大豊町-10	大豊町	大豊川口南【OTOYO】	長岡郡大豊町津家2095	N33° 46′ 08″	E133° 39′ 12″	7530 3735(53SLT)
168	大豊町-11	大豊町	モーターランド立川	長岡郡大豊町立川上名字マツバイ21	N33° 51′ 21″	E133° 38′ 43″	7460 4700(53SLT)
169	本山町-2	本山町	もとやま	長岡郡本山町下津野	N33° 45′ 31″	E133° 35′ 53″	7016 3627(53SLT)
170	本山町-4	本山町	本山小学校	長岡郡本山町本山458	N33° 45′ 30″	E133° 35′ 25″	6944 3625(53SLT)
171	本山町-5	本山町	嶺北高等学校	長岡郡本山町本山727	N33° 45′ 30″	E133° 35′ 02″	6885 3626(53SLT)
172	本山町-6	本山町	吉野運動公園	長岡郡本山町吉野152-3	N33° 45′ 16″	E133° 33′ 20″	6622 3587(53SLT)
173	本山町-7	本山町	あせみかわ	長岡郡本山町屋所字北浦159-2	N33° 47′ 10″	E133° 33′ 04″	6586 3938(53SLT)
174	土佐町-2	土佐町	町民グラウンド	土佐郡土佐町田井1670	N33° 44′ 48″	E133° 33′ 04″	6580 3501(53SLT)
175	土佐町-3	土佐町	さめうらヘリポート(代替)	土佐郡土佐町田井	N33° 45′ 11″	E133° 32′ 47″	6536 3573(53SLT)
176	土佐町-4	土佐町	土佐町中学校グラウンド	土佐郡土佐町宮古野1	N33° 44′ 39″	E133° 32′ 51″	6546 3474(53SLT)
177	土佐町-5	土佐町	相川運動公園	土佐郡土佐町地藏寺537-2	N33° 42′ 41″	E133° 31′ 19″	6304 3114(53SLT)
178	土佐町-6	土佐町	地藏寺支所	土佐郡土佐町地藏寺1212	N33° 42′ 25″	E133° 30′ 14″	6136 3067(53SLT)
179	土佐町-7	土佐町	石原コミュニティセンター	土佐郡土佐町西石原1228	N33° 41′ 22″	E133° 27′ 50″	5762 2878(53SLT)
180	土佐町-8	土佐町	南川ヘリポート	土佐郡土佐町南川1087-2	N33° 45′ 12″	E133° 26′ 44″	5603 3589(53SLT)

1. 3. 2. 1. ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
181	土佐町-9	土佐町	黒丸ヘリポート	土佐町瀬戸644-1	N33° 43′ 13″	E133° 24′ 44″	5288 3227(53SLT)
182	土佐町-10	土佐町	もりヘリポート	土佐町土居318番地1	N33° 44′ 01″	E133° 31′ 55″	6400 3361(53SLT)
183	大川村-1	大川村	大川村船戸	土佐郡大川村船戸	N33° 47′ 18″	E133° 28′ 57″	5951 3972(53SLT)
184	大川村-2	大川村	大川村山村広場	土佐郡大川村朝谷	N33° 49′ 39″	E133° 28′ 14″	5847 4408(53SLT)
185	大川村-3	大川村	大川小中学校	土佐郡大川村中切517-2	N33° 46′ 49″	E133° 28′ 09″	5826 3885(53SLT)
186	大川村-4	大川村	白滝キャンプ場	土佐郡大川村朝谷26	N33° 49′ 11″	E133° 28′ 00″	5810 4322(53SLT)
187	大川村-5	大川村	小麦畝【小麦畝】	土佐郡大川村小麦畝123-4	N33° 48′ 21″	E133° 21′ 31″	4807 4184(53SLT)
188	いの町-1	いの町	枝川小学校	吾川郡いの町枝川2964-1	N33° 33′ 14″	E133° 27′ 33″	5696 1376(53SLT)
189	いの町-3	いの町	高知県立伊野商業高等学校	吾川郡いの町332-1	N33° 33′ 04″	E133° 26′ 44″	5569 1347(53SLT)
190	いの町-4	いの町	いの町総合運動場 野球場	吾川郡いの町八田1711-3	N33° 31′ 38″	E133° 26′ 29″	5527 1082(53SLT)
191	いの町-5	いの町	伊野南中学校	吾川郡いの町八田2300	N33° 31′ 51″	E133° 26′ 22″	5509 1123(53SLT)
192	いの町-6	いの町	伊野南小学校	吾川郡いの町八田2321	N33° 31′ 46″	E133° 26′ 19″	5501 1108(53SLT)
193	いの町-7	いの町	伊野中学校	吾川郡いの町1152	N33° 32′ 43″	E133° 25′ 51″	5432 1284(53SLT)
194	いの町-10	いの町	桜堤	吾川郡いの町3899-1	N33° 32′ 43″	E133° 25′ 28″	5372 1285(53SLT)
195	いの町-11	いの町	鎌田ポンプ場吐出部	吾川郡いの町鎌田261-3地先	N33° 32′ 28″	E133° 25′ 22″	5356 1239(53SLT)
196	いの町-12	いの町	川内小学校	吾川郡いの町鎌田216	N33° 32′ 32″	E133° 25′ 08″	5320 1252(53SLT)
197	いの町-13	いの町	高知県消防学校	吾川郡いの町大内2030	N33° 32′ 07″	E133° 25′ 01″	5301 1175(53SLT)
198	いの町-14	いの町	波川河川敷	吾川郡いの町波川	N33° 33′ 01″	E133° 24′ 48″	5270 1342(53SLT)
199	いの町-15	いの町	近澤建設ごみ処理場	吾川郡いの町大内1604地先	N33° 31′ 40″	E133° 24′ 36″	5235 1093(53SLT)
200	いの町-16	いの町	高知県立農業大学校	吾川郡いの町波川234	N33° 32′ 34″	E133° 24′ 29″	5220 1260(53SLT)
201	いの町-17	いの町	鹿敷河川敷	吾川郡いの町鹿敷	N33° 34′ 02″	E133° 21′ 56″	4829 1537(53SLT)
202	いの町-18	いの町	土佐和紙工芸村前河川敷	吾川郡いの町1211地先	N33° 34′ 22″	E133° 21′ 53″	4823 1599(53SLT)
203	いの町-20	いの町	程野【HODONO】	吾川郡いの町清水上分2988-4	N33° 42′ 12″	E133° 21′ 25″	4773 3047(53SLT)
204	いの町-22	いの町	脇ノ山小学校【HONGAWA WAKINOYAMA】	吾川郡いの町脇ノ山228-7	N33° 46′ 44″	E133° 20′ 48″	4692 3886(53SLT)
205	いの町-23	いの町	吾北中学校	吾川郡いの町上八川甲3047	N33° 38′ 53″	E133° 20′ 34″	4632 2437(53SLT)
206	いの町-24	いの町	清水第一小学校	吾川郡いの町清水上分2327-3	N33° 41′ 01″	E133° 20′ 26″	4618 2831(53SLT)
207	いの町-25	いの町	松枝【MATSUEDA HONGAWA】	吾川郡いの町戸中字ナラノ木畝98-2	N33° 43′ 40″	E133° 19′ 44″	4518 3323(53SLT)
208	いの町-26	いの町	本川名の谷多目的広場	吾川郡いの町葛原宮谷231-4	N33° 45′ 25″	E133° 19′ 41″	4515 3646(53SLT)
209	いの町-27	いの町	本川中学校	吾川郡いの町長沢22-1	N33° 43′ 35″	E133° 18′ 24″	4312 3311(53SLT)
210	いの町-28	いの町	吾北運動場	吾川郡いの町下八川丁3800	N33° 36′ 19″	E133° 17′ 52″	4207 1969(53SLT)
211	いの町-29	いの町	吾北(吾北小川)【GOHOKU】	吾川郡いの町小川西津賀才227-1	N33° 37′ 47″	E133° 17′ 27″	4147 2241(53SLT)
212	いの町-30	いの町	吾北小学校	吾川郡いの町小川西津賀才553	N33° 37′ 50″	E133° 17′ 04″	4088 2251(53SLT)
213	いの町-31	いの町	桑瀬【HONGAWA KUWAZE】	吾川郡いの町桑瀬長又200-7	N33° 48′ 19″	E133° 16′ 24″	4017 4191(53SLT)
214	いの町-32	いの町	越裏門【HONGAWA ERIMON】	吾川郡いの町越裏門340-8	N33° 43′ 49″	E133° 14′ 00″	3633 3365(53SLT)
215	いの町-33	いの町	寺野【TERANO】	吾川郡いの町上八川丙104-1	N33° 38′ 58″	E133° 22′ 01″	4856 2449(53SLT)
216	いの町-34	いの町	川窪【KAWAKUBO】	吾川郡いの町清水上分ナロ2031	N33° 41′ 22″	E133° 22′ 53″	4999 2891(53SLT)
217	いの町-35	いの町	加田河川敷	吾川郡いの町加田793-1	N33° 32′ 57″	E133° 23′ 59″	5144 1333(53SLT)
218	いの町-36	いの町	中追【NAKAOI】	吾川郡いの町中追981-1	N33° 36′ 56″	E133° 22′ 57″	4995 2071(53SLT)
219	いの町-37	いの町	十田【TOUDA】	吾川郡いの町下八川十田3819	N33° 36′ 34″	E133° 16′ 29″	3996 2020(53SLT)
220	日高村-1	日高村	日高特別支援学校	高岡郡日高村下分60	N33° 32′ 21″	E133° 22′ 56″	4979 1223(53SLT)
221	日高村-2	日高村	日下小学校	高岡郡日高村本郷89	N33° 32′ 09″	E133° 22′ 26″	4901 1188(53SLT)
222	日高村-3	日高村	日高中学校	高岡郡日高村本郷3611	N33° 31′ 43″	E133° 21′ 55″	4820 1109(53SLT)
223	日高村-4	日高村	日高村総合運動公園多目的グラウンド	高岡郡日高村本郷2670	N33° 31′ 20″	E133° 20′ 45″	4638 1041(53SLT)
224	日高村-5	日高村	本村ヘリポート【ほんむら】	高岡郡日高村本村137-1	N33° 33′ 49″	E133° 20′ 34″	4617 1500(53SLT)
225	日高村-6	日高村	能津小学校(能津)	高岡郡日高村本村8	N33° 33′ 35″	E133° 20′ 14″	4565 1458(53SLT)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
226	日高村-7	日高村	加茂小学校	高岡郡日高村岩目地40	N33° 31′ 31″	E133° 19′ 42″	4476 1077(53SLT)
227	佐川町-1	佐川町	スポーツパークさかわ サッカー場駐車場(南側)	高岡郡佐川町甲	N33° 30′ 08″	E133° 18′ 31″	4289 0825(53SLT)
228	佐川町-2	佐川町	スポーツパークさかわ サッカー場駐車場(北側)	高岡郡佐川町甲	N33° 30′ 10″	E133° 18′ 30″	4286 0831(53SLT)
229	佐川町-3	佐川町	佐川中学校	高岡郡佐川町甲1936-1	N33° 29′ 53″	E133° 18′ 06″	4224 0779(53SLT)
230	佐川町-4	佐川町	黒岩【くろいわ】	高岡郡佐川町中野144-1	N33° 31′ 52″	E133° 17′ 14″	4096 1148(53SLT)
231	佐川町-5	佐川町	とがのあおぞら公園	高岡郡佐川町斗賀野東組2691	N33° 28′ 41″	E133° 17′ 07″	4068 0560(53SLT)
232	佐川町-6	佐川町	斗賀野小学校	高岡郡佐川町中組77	N33° 28′ 35″	E133° 17′ 05″	4062 0542(53SLT)
233	佐川町-7	佐川町	黒岩中学校	高岡郡佐川町黒原2799	N33° 32′ 39″	E133° 17′ 02″	4067 1293(53SLT)
234	佐川町-8	佐川町	佐川小学校	高岡郡佐川町乙2166	N33° 30′ 21″	E133° 16′ 58″	4050 0869(53SLT)
235	佐川町-9	佐川町	黒岩小学校	高岡郡佐川町黒原2799	N33° 32′ 44″	E133° 16′ 46″	4026 1310(53SLT)
236	佐川町-10	佐川町	尾川【おがわ】	高岡郡佐川町本郷耕	N33° 29′ 24″	E133° 15′ 25″	3807 0697(53SLT)
237	佐川町-11	佐川町	尾川小・中学校	高岡郡佐川町本郷耕1873	N33° 29′ 39″	E133° 15′ 04″	3753 0744(53SLT)
238	越知町-1	越知町	谷ノ内ヘリポート【タニノウチ】	高岡郡越知町片岡字中西平4381	N33° 35′ 08″	E133° 16′ 21″	3969 1754(53SLT)
239	越知町-2	越知町	明治西部公民館	高岡郡越知町鎌井田本村5766	N33° 34′ 13″	E133° 15′ 10″	3783 1588(53SLT)
240	越知町-3	越知町	越知中学校グラウンド(仁淀川左岸側)	高岡郡越知町今成2413	N33° 32′ 13″	E133° 14′ 59″	3748 1219(53SLT)
241	越知町-4	越知町	越知ヘリポート(町民総合運動場)【おち】	高岡郡越知町越知甲3280-5	N33° 31′ 39″	E133° 14′ 45″	3711 1115(53SLT)
242	越知町-5	越知町	宮の前公園	高岡郡越知町越知丙	N33° 32′ 04″	E133° 14′ 41″	3701 1192(53SLT)
243	越知町-6	越知町	桑藪ヘリポート【クヤブ】	高岡郡越知町桑藪	N33° 35′ 32″	E133° 14′ 37″	3702 1833(53SLT)
244	越知町-7	越知町	日ノ浦ヘリポート【ヒノウラ】	高岡郡越知町日ノ浦	N33° 34′ 45″	E133° 14′ 05″	3617 1689(53SLT)
245	越知町-8	越知町	横畠西部集落活動センター	高岡郡越知町横畠中1847	N33° 33′ 57″	E133° 13′ 41″	3553 1542(53SLT)
246	越知町-9	越知町	野老山ヘリポート【トコロヤマ】	高岡郡越知町野老山字ニエ1927	N33° 33′ 39″	E133° 12′ 22″	3348 1491(53SLT)
247	越知町-10	越知町	桐見川ヘリポート【キリミガワ】	高岡郡越知町桐見川864	N33° 30′ 23″	E133° 09′ 59″	2969 0893(53SLT)
248	越知町-11	越知町	清水ヘリポート【ヨコバタケ】	高岡郡越知町横畠中4384	N33° 33′ 59″	E133° 13′ 16″	3488 1549(53SLT)
249	仁淀川町-1	仁淀川町	安居【やすい】ヘリポート	吾川郡仁淀川町成川551-2	N33° 38′ 27″	E133° 11′ 46″	3271 2379(53SLT)
250	仁淀川町-2	仁淀川町	寺村【てらむら】ヘリポート	吾川郡仁淀川町寺村字中馬場2193	N33° 34′ 13″	E133° 11′ 32″	3221 1597(53SLT)
251	仁淀川町-3	仁淀川町	狩山【かりやま】ヘリポート	吾川郡仁淀川町日浦313	N33° 36′ 46″	E133° 11′ 30″	3224 2069(53SLT)
252	仁淀川町-4	仁淀川町	加枝【かえ】ヘリポート	吾川郡仁淀川町加枝683付近	N33° 34′ 07″	E133° 11′ 10″	3164 1580(53SLT)
253	仁淀川町-5	仁淀川町	葛原【くずはら】ヘリポート	吾川郡仁淀川町葛原字栗ノ木山1374-1	N33° 34′ 41″	E133° 10′ 27″	3055 1687(53SLT)
254	仁淀川町-6	仁淀川町	旧吾川中学校グラウンド	吾川郡仁淀川町大崎300	N33° 34′ 26″	E133° 10′ 16″	3026 1641(53SLT)
255	仁淀川町-7	仁淀川町	町民グラウンド	吾川郡仁淀川町藤ノ野647-4	N33° 34′ 31″	E133° 10′ 02″	2990 1657(53SLT)
256	仁淀川町-8	仁淀川町	池川山村広場	吾川郡仁淀川町土井字仔ジリ甲622-2外	N33° 36′ 23″	E133° 09′ 52″	2970 2002(53SLT)
257	仁淀川町-9	仁淀川町	久喜【くき】ヘリポート	吾川郡仁淀川町久喜	N33° 33′ 57″	E133° 09′ 51″	2960 1553(53SLT)
258	仁淀川町-10	仁淀川町	相ノ谷【あいのたに】ヘリポート	吾川郡仁淀川町竹ノ谷612付近	N33° 36′ 25″	E133° 09′ 12″	2867 2010(53SLT)
259	仁淀川町-11	仁淀川町	大野【おおの】ヘリポート	吾川郡仁淀川町大野字ナログヤン104-5	N33° 38′ 53″	E133° 08′ 42″	2798 2468(53SLT)
260	仁淀川町-12	仁淀川町	遅越【おそごえ】ヘリポート	吾川郡仁淀川町遅越 大平神社付近	N33° 33′ 41″	E133° 08′ 38″	2770 1507(53SLT)
261	仁淀川町-13	仁淀川町	長者農村広場	吾川郡仁淀川町長者乙6504-1	N33° 30′ 03″	E133° 07′ 52″	2640 0837(53SLT)
262	仁淀川町-14	仁淀川町	長者【ちょうじゃ】ヘリポート	吾川郡仁淀川町長者乙字北ヤシキ	N33° 29′ 54″	E133° 07′ 50″	2634 0810(53SLT)
263	仁淀川町-15	仁淀川町	仁淀中学校グラウンド	吾川郡仁淀川町川渡214	N33° 31′ 42″	E133° 07′ 44″	2625 1143(53SLT)
264	仁淀川町-16	仁淀川町	ツボイ(緑の広場)	吾川郡仁淀川町寄合	N33° 37′ 07″	E133° 07′ 36″	2622 2144(53SLT)
265	仁淀川町-17	仁淀川町	用居【もちい】ヘリポート	吾川郡仁淀川町用居北谷地区	N33° 38′ 37″	E133° 07′ 35″	2624 2422(53SLT)
266	仁淀川町-18	仁淀川町	二ノ滝【にのたき】ヘリポート	吾川郡仁淀川町二ノ滝335-1	N33° 33′ 53″	E133° 07′ 24″	2580 1547(53SLT)
267	仁淀川町-19	仁淀川町	森ノ越運動広場	吾川郡仁淀川町高瀬	N33° 32′ 31″	E133° 06′ 50″	2488 1296(53SLT)
268	仁淀川町-21	仁淀川町	大渡ダム【おおど】場外離着陸場(ヘリポート)	吾川郡仁淀川町高瀬3869	N33° 32′ 28″	E133° 06′ 42″	2467 1287(53SLT)
269	仁淀川町-22	仁淀川町	津江【つえ】ヘリポート	吾川郡仁淀川町津江字カケヒ谷	N33° 34′ 34″	E133° 05′ 31″	2291 1679(53SLT)
270	仁淀川町-23	仁淀川町	鳥形山山元事務所	吾川郡仁淀川町大植1076	N33° 28′ 55″	E133° 05′ 06″	2207 0636(53SLT)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
271	仁淀川町-24	仁淀川町	鳥形山生産一課事務所	吾川郡仁淀川町泉	N33° 29′ 42″	E133° 04′ 58″	2189 0781(53SLT)
272	仁淀川町-25	仁淀川町	吾川スカイパーク	吾川郡仁淀川町上名野川	N33° 34′ 32″	E133° 03′ 54″	2041 1677(53SLT)
273	仁淀川町-26	仁淀川町	大植【おおうえ】ヘリポート	吾川郡仁淀川町大植	N33° 28′ 34″	E133° 06′ 02″	2350 0570(53SLT)
274	仁淀川町-27	仁淀川町	別府小学校グラウンド	吾川郡仁淀川町森2452-1他	N33° 32′ 13″	E133° 07′ 46″	2627 1235(53SLT)
275	仁淀川町-28	仁淀川町	田村多目的広場	吾川郡仁淀川町田村189-9他	N33° 35′ 31″	E133° 09′ 41″	2933 1848(53SLT)
276	土佐市-1	土佐市	仁淀川新居水防場外離着陸場	土佐市新居上ノ村3568-1	N33° 28′ 16″	E133° 27′ 56″	5742 0457(53SLT)
277	土佐市-2	土佐市	りゅうヘリポート	土佐市宇佐町竜宇旧寺山608-9	N33° 25′ 40″	E133° 27′ 22″	5647 9978(53SLS)
278	土佐市-3	土佐市	しおかぜ公園	土佐市宇佐町宇佐2752-4	N33° 27′ 05″	E133° 27′ 06″	5610 0240(53SLT)
279	土佐市-4	土佐市	土佐市宇佐運動広場	土佐市宇佐町宇佐2753-97	N33° 27′ 09″	E133° 26′ 55″	5581 0253(53SLT)
280	土佐市-5	土佐市	土佐公園グラウンド	土佐市高岡町乙905-1	N33° 29′ 56″	E133° 24′ 16″	5179 0774(53SLT)
281	土佐市-6	土佐市	土佐公園駐車場	土佐市高岡町乙905-1	N33° 30′ 02″	E133° 24′ 15″	5176 0792(53SLT)
282	土佐市-7	土佐市	やつじヘリポート	土佐市谷地778	N33° 29′ 37″	E133° 20′ 09″	4540 0725(53SLT)
283	須崎市-1	須崎市	明徳義塾中等学校	須崎市浦ノ内下中山160	N33° 25′ 21″	E133° 25′ 57″	5427 9923(53SLS)
284	須崎市-2	須崎市	浦の内坂内グラウンド	須崎市浦ノ内東分2636	N33° 24′ 24″	E133° 21′ 36″	4750 9757(53SLS)
285	須崎市-3	須崎市	須崎市立坂内オートキャンプ場	須崎市浦ノ内東分2688	N33° 24′ 36″	E133° 21′ 34″	4745 9794(53SLS)
286	須崎市-4	須崎市	朝ヶ丘中学校	須崎市吾井郷乙1818	N33° 25′ 12″	E133° 17′ 37″	4135 9915(53SLS)
287	須崎市-5	須崎市	多ノ郷小学校	須崎市吾井郷乙1909-2	N33° 25′ 07″	E133° 17′ 32″	4121 9900(53SLS)
288	須崎市-6	須崎市	吾桑小学校	須崎市吾井郷乙488-1	N33° 25′ 54″	E133° 17′ 30″	4119 0045(53SLT)
289	須崎市-7	須崎市	大間ポンプ場西側グラウンド	須崎市潮田町	N33° 24′ 15″	E133° 17′ 15″	4075 9740(53SLS)
290	須崎市-8	須崎市	須崎総合高等学校	須崎市多ノ郷甲4167-3	N33° 24′ 25″	E133° 16′ 49″	4008 9772(53SLS)
291	須崎市-9	須崎市	須崎市(須崎斎場)(池ノ内)【すさき】	須崎市池ノ内970-3	N33° 23′ 26″	E133° 16′ 36″	3972 9591(53SLS)
292	須崎市-10	須崎市	須崎中学校	須崎市下分甲316	N33° 23′ 21″	E133° 16′ 28″	3951 9576(53SLS)
293	須崎市-11	須崎市	須崎高等学校 跡地	須崎市下分甲391-2	N33° 23′ 26″	E133° 16′ 22″	3936 9592(53SLS)
294	須崎市-12	須崎市	新荘川河川敷	須崎市下分	N33° 23′ 31″	E133° 15′ 37″	3819 9609(53SLS)
295	須崎市-13	須崎市	安和小学校	須崎市安和206	N33° 22′ 09″	E133° 15′ 23″	3779 9357(53SLS)
296	須崎市-14	須崎市	上分中学校	須崎市上分甲87-1	N33° 24′ 45″	E133° 14′ 11″	3601 9841(53SLS)
297	津野町-1	津野町	葉山小学校	高岡郡津野町姫野々503-1	N33° 26′ 31″	E133° 12′ 44″	3382 0171(53SLT)
298	津野町-2	津野町	姫野々【はやま】	高岡郡津野町姫野々732-1	N33° 26′ 09″	E133° 12′ 43″	3378 0103(53SLT)
299	津野町-3	津野町	葉山運動公園総合センターグラウンド	高岡郡津野町永野230-2	N33° 26′ 45″	E133° 12′ 08″	3290 0216(53SLT)
300	津野町-4	津野町	葉山中学校	高岡郡津野町白石丙149-1	N33° 26′ 45″	E133° 11′ 14″	3150 0218(53SLT)
301	津野町-5	津野町	床鍋【とこなべ】	高岡郡津野町貝ノ川床鍋777-2	N33° 24′ 42″	E133° 10′ 48″	3077 9841(53SLS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
302	津野町-6	津野町	精華小学校	高岡郡津野町大野7-1	N33° 26′ 30″	E133° 10′ 20″	3010 0175(53SLT)
303	津野町-8	津野町	駄場【つの】	高岡郡津野町白石	N33° 26′ 15″	E133° 08′ 09″	2671 0134(53SLT)
304	津野町-9	津野町	駄場公園みどりの広場	高岡郡津野町白石甲1166-5	N33° 26′ 23″	E133° 07′ 43″	2604 0160(53SLT)
305	津野町-10	津野町	白石地区集落活動拠点施設	高岡郡津野町白石甲1426-1	N33° 26′ 06″	E133° 07′ 34″	2580 0108(53SLT)
306	津野町-12	津野町	高原荘	高岡郡津野町力石5082	N33° 23′ 40″	E133° 01′ 53″	1691 9675(53SLS)
307	津野町-13	津野町	東津野中学校	高岡郡津野町力石2813	N33° 23′ 44″	E133° 01′ 33″	1639 9688(53SLS)
308	津野町-14	津野町	東津野B&G海洋センターグラウンド	高岡郡津野町芳生野甲200-5	N33° 23′ 59″	E133° 01′ 20″	1607 9735(53SLS)
309	津野町-15	津野町	中央小学校	高岡郡津野町芳生野甲3876	N33° 23′ 53″	E133° 01′ 20″	1606 9716(53SLS)
310	津野町-16	津野町	郷地区集落活動拠点施設	高岡郡津野町芳生野乙810	N33° 26′ 58″	E133° 01′ 11″	1594 0287(53SLT)
311	津野町-17	津野町	芳生野【ごう】	高岡郡津野町芳生野乙4734-1	N33° 26′ 21″	E133° 00′ 30″	1486 0175(53SLT)
312	津野町-18	津野町	天狗高原駐車場	高岡郡津野町芳生野乙4921-14	N33° 28′ 39″	E133° 00′ 20″	1468 0600(53SLT)
313	津野町-19	津野町	高野【たかの】	高岡郡津野町北川6565	N33° 23′ 52″	E132° 58′ 37″	1185 9721(53SLS)
314	椿原町-1	椿原町	影野地	高岡郡椿原町影野地250	N33° 21′ 10″	E132° 58′ 52″	1214 9222(53SLS)
315	椿原町-2	椿原町	松原ヘリポート	高岡郡椿原町松原225	N33° 19′ 11″	E132° 58′ 14″	1109 8857(53SLS)
316	椿原町-3	椿原町	旧越知面小学校グラウンド	高岡郡椿原町田野々1285	N33° 25′ 59″	E132° 56′ 43″	0898 0118(53SLT)
317	椿原町-4	椿原町	椿原高校グラウンド	高岡郡椿原町椿原1262	N33° 23′ 35″	E132° 55′ 49″	0750 9678(53SLS)
318	椿原町-6	椿原町	椿原ヘリポート	高岡郡椿原町飯母2890-1	N33° 23′ 12″	E132° 55′ 31″	0702 9608(53SLS)
319	椿原町-7	椿原町	椿原中学校グラウンド	高岡郡椿原町川西路2370	N33° 23′ 32″	E132° 55′ 19″	0672 9670(53SLS)
320	椿原町-8	椿原町	大越ランド	高岡郡椿原町広野637	N33° 23′ 56″	E132° 53′ 48″	0439 9749(53SLS)
321	椿原町-9	椿原町	四万川ヘリポート	高岡郡椿原町坂本川4-2	N33° 25′ 49″	E132° 52′ 01″	0169 0102(53SLT)
322	中土佐町-1	中土佐町	笹場浜グラウンド	高岡郡中土佐町上ノ加江(笹場)	N33° 18′ 19″	E133° 14′ 52″	3687 8650(53SLS)
323	中土佐町-2	中土佐町	上ノ加江漁協荷捌き場	高岡郡中土佐町上ノ加江2574	N33° 16′ 33″	E133° 14′ 33″	3632 8324(53SLS)
324	中土佐町-3	中土佐町	上ノ加江集学校	高岡郡中土佐町上ノ加江5624-1	N33° 16′ 20″	E133° 14′ 30″	3624 8285(53SLS)
325	中土佐町-4	中土佐町	笹場体育館	高岡郡中土佐町上ノ加江5163-4	N33° 18′ 15″	E133° 14′ 28″	3625 8639(53SLS)
326	中土佐町-5	中土佐町	小草ふれあい公園	高岡郡中土佐町上ノ加江6684	N33° 19′ 07″	E133° 14′ 25″	3620 8799(53SLS)
327	中土佐町-6	中土佐町	上ノ加江小学校	高岡郡中土佐町上ノ加江5581	N33° 16′ 33″	E133° 14′ 22″	3604 8325(53SLS)
328	中土佐町-7	中土佐町	久礼小学校	高岡郡中土佐町久礼7758	N33° 19′ 51″	E133° 13′ 32″	3485 8937(53SLS)
329	中土佐町-8	中土佐町	久礼中学校	高岡郡中土佐町久礼7753	N33° 19′ 45″	E133° 13′ 27″	3472 8919(53SLS)
330	中土佐町-9	中土佐町	大野見中学校	高岡郡中土佐町大野見吉野219	N33° 20′ 08″	E133° 08′ 32″	2710 9003(53SLS)
331	中土佐町-10	中土佐町	大野見北(大股)【北】	高岡郡中土佐町大野見大股	N33° 22′ 50″	E133° 07′ 09″	2505 9506(53SLS)
332	中土佐町-11	中土佐町	大野見南(梶ノ川)【南】	高岡郡中土佐町大野見梶ノ川	N33° 19′ 24″	E133° 06′ 27″	2385 8873(53SLS)
333	中土佐町-12	中土佐町	旧矢井賀小学校	高岡郡中土佐町矢井賀甲435	N33° 14′ 40″	E133° 14′ 31″	3621 7978(53SLS)
334	四万十町-1	四万十町	興津中学校	高岡郡四万十町興津1604	N33° 10′ 05″	E133° 12′ 30″	3294 7135(53SLS)
335	四万十町-2	四万十町	興津(おきつ)ヘリポート【しまんと おきつ】	高岡郡四万十町興津	N33° 10′ 30″	E133° 12′ 06″	3233 7213(53SLS)
336	四万十町-3	四万十町	東又小学校	高岡郡四万十町黒石502	N33° 13′ 30″	E133° 11′ 45″	3188 7768(53SLS)
337	四万十町-4	四万十町	農業担い手育成センター空地	高岡郡四万十町本堂420-1	N33° 13′ 22″	E133° 11′ 04″	3081 7745(53SLS)
338	四万十町-5	四万十町	四万十東ICヘリポート	高岡郡四万十町影野	N33° 16′ 38″	E133° 10′ 43″	3038 8350(53SLS)
339	四万十町-6	四万十町	高南	高岡郡四万十町見附萩野々1747	N33° 12′ 18″	E133° 10′ 07″	2930 7551(53SLS)
340	四万十町-7	四万十町	仁井田小学校	高岡郡四万十町仁井田1920	N33° 14′ 43″	E133° 09′ 39″	2866 7999(53SLS)
341	四万十町-8	四万十町	四万十町窪川運動場(多目的グラウンド)	高岡郡四万十町金上野949	N33° 11′ 30″	E133° 08′ 48″	2723 7407(53SLS)
342	四万十町-9	四万十町	四万十町窪川運動場ヘリポート【しまんと】	高岡郡四万十町金上野949	N33° 11′ 33″	E133° 08′ 43″	2710 7416(53SLS)
343	四万十町-10	四万十町	四万十町窪川運動場(野球場)	高岡郡四万十町金上野949	N33° 11′ 28″	E133° 08′ 42″	2708 7401(53SLS)
344	四万十町-11	四万十町	四万十緑林公園(窪川高校)	高岡郡四万十町北琴平町6-1	N33° 12′ 53″	E133° 07′ 57″	2596 7665(53SLS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
345	四万十町-12	四万十町	七里小学校	高岡郡四万十町七里甲1214	N33° 15′ 49″	E133° 07′ 51″	2590 8207(53SLS)
346	四万十町-13	四万十町	窪川中学校	高岡郡四万十町香月ヶ丘8-18	N33° 12′ 53″	E133° 07′ 42″	2557 7665(53SLS)
347	四万十町-14	四万十町	旧若井川小学校	高岡郡四万十町若井川528-1	N33° 10′ 35″	E133° 07′ 20″	2492 7241(53SLS)
348	四万十町-15	四万十町	米奥小学校	高岡郡四万十町米奥149	N33° 16′ 55″	E133° 06′ 36″	2399 8414(53SLS)
349	四万十町-16	四万十町	旧口神ノ川小学校	高岡郡四万十町口神ノ川208	N33° 11′ 48″	E133° 06′ 31″	2369 7468(53SLS)
350	四万十町-17	四万十町	川口小学校	高岡郡四万十町川口108	N33° 11′ 58″	E133° 04′ 55″	2121 7504(53SLS)
351	四万十町-18	四万十町	家地川地域活性化拠点施設	高岡郡四万十町家地川689-3	N33° 09′ 57″	E133° 04′ 24″	2034 7132(53SLS)
352	四万十町-19	四万十町	森ヶ内桜公園付近材木置き場	高岡郡四万十町窪川中津川2265	N33° 18′ 35″	E133° 04′ 06″	2017 8729(53SLS)
353	四万十町-20	四万十町	北ノ川小学校	高岡郡四万十町大正北ノ川358-20	N33° 11′ 17″	E133° 02′ 51″	1798 7383(53SLS)
354	四万十町-21	四万十町	旧中津川小学校運動場	高岡郡四万十町大正中津川268	N33° 16′ 06″	E132° 59′ 21″	1271 8284(53SLS)
355	四万十町-22	四万十町	旧大奈路小学校	高岡郡四万十町大正大奈路99	N33° 13′ 48″	E132° 58′ 54″	1193 7860(53SLS)
356	四万十町-23	四万十町	四万十オートキャンプ場ウエル花夢	高岡郡四万十町江師546	N33° 13′ 02″	E132° 58′ 39″	1152 7719(53SLS)
357	四万十町-24	四万十町	大正中学校	高岡郡四万十町大正291	N33° 11′ 46″	E132° 58′ 37″	1142 7485(53SLS)
358	四万十町-25	四万十町	四万十高校	高岡郡四万十町大正590-1	N33° 11′ 48″	E132° 58′ 26″	1113 7492(53SLS)
359	四万十町-26	四万十町	江師農村公園	高岡郡四万十町江師	N33° 13′ 05″	E132° 58′ 24″	1113 7729(53SLS)
360	四万十町-27	四万十町	轟公園	高岡郡四万十町大正1205-17	N33° 10′ 57″	E132° 58′ 21″	1097 7335(53SLS)
361	四万十町-28	四万十町	ふれあい広場	高岡郡四万十町大正	N33° 11′ 57″	E132° 58′ 21″	1101 7520(53SLS)
362	四万十町-29	四万十町	田野々小学校	高岡郡四万十町大正93	N33° 11′ 36″	E132° 58′ 18″	1092 7455(53SLS)
363	四万十町-30	四万十町	浦越ヘリポート【十和206】	高岡郡四万十町浦越	N33° 11′ 53″	E132° 56′ 53″	0873 7512(53SLS)
364	四万十町-31	四万十町	下津井【しまんとしもつい】	高岡郡四万十町下津井165	N33° 17′ 30″	E132° 56′ 35″	0847 8551(53SLS)
365	四万十町-32	四万十町	旧下津井小学校	高岡郡四万十町下津井58	N33° 17′ 31″	E132° 56′ 22″	0813 8555(53SLS)
366	四万十町-33	四万十町	茅吹手キャンプ場	高岡郡四万十町茅吹手	N33° 13′ 02″	E132° 55′ 37″	0680 7728(53SLS)
367	四万十町-34	四万十町	四万十川川原(昭和)	高岡郡四万十町昭和(三島キャンプ場北側)	N33° 13′ 24″	E132° 54′ 31″	0511 7800(53SLS)
368	四万十町-35	四万十町	昭和小・中学校	高岡郡四万十町昭和516	N33° 13′ 08″	E132° 53′ 47″	0396 7753(53SLS)
369	四万十町-36	四万十町	四万十町昭和ふるさと交流センター	高岡郡四万十町昭和671-2	N33° 13′ 16″	E132° 53′ 35″	0365 7778(53SLS)
370	四万十町-37	四万十町	とおわ(大井川)【しまんととおわ】	高岡郡四万十町大井川1451-1	N33° 13′ 08″	E132° 53′ 29″	0349 7753(53SLS)
371	四万十町-38	四万十町	小野農村公園	高岡郡四万十町小野	N33° 13′ 37″	E132° 52′ 22″	0178 7846(53SLS)
372	四万十町-39	四万十町	こいのぼり公園	高岡郡四万十町十川	N33° 14′ 05″	E132° 51′ 36″	0060 7935(53SLS)
373	四万十町-40	四万十町	十和中学校	高岡郡四万十町川口484	N33° 14′ 02″	E132° 50′ 53″	9949 7928(53SKS)
374	四万十町-41	四万十町	井崎農村公園	高岡郡四万十町井崎実弘	N33° 12′ 19″	E132° 50′ 48″	9929 7611(53SKS)
375	四万十町-42	四万十町	志和ヘリポート	高岡郡四万十町志和	N33° 13′ 36″	E133° 14′ 24″	3603 7780(53SLS)
376	四万十町-43	四万十町	海洋堂かっぱ館駐車場	高岡郡四万十町打井川字弘町46-7	N33° 09′ 48″	E133° 02′ 27″	1731 7112(53SLS)
377	四万十町-44	四万十町	奥打井川広場	高岡郡四万十町打井川字ダノバ148	N33° 08′ 17″	E133° 03′ 57″	1960 6828(53SLS)
378	四万十町-45	四万十町	大道ヘリポート	高岡郡四万十町大道6-1	N33° 15′ 17″	E132° 52′ 45″	0243 8153(53SLS)
379	黒潮町-1	黒潮町	鈴地区ヘリポート【すず】	幡多郡黒潮町鈴	N33° 07′ 26″	E133° 09′ 07″	2759 6654(53SLS)
380	黒潮町-2	黒潮町	拳ノ川小学校	幡多郡黒潮町拳ノ川243	N33° 08′ 43″	E133° 07′ 15″	2473 6896(53SLS)
381	黒潮町-3	黒潮町	土佐西南大規模公園(東公園グラウンド)	幡多郡黒潮町佐賀	N33° 04′ 56″	E133° 06′ 40″	2370 6199(53SLS)
382	黒潮町-4	黒潮町	土佐西南大規模公園(東公園駐車場)	幡多郡黒潮町佐賀	N33° 05′ 00″	E133° 06′ 39″	2367 6211(53SLS)
383	黒潮町-5	黒潮町	佐賀中学校	幡多郡黒潮町佐賀600	N33° 04′ 56″	E133° 06′ 24″	2328 6200(53SLS)
384	黒潮町-6	黒潮町	佐賀小学校	幡多郡黒潮町佐賀960	N33° 04′ 55″	E133° 06′ 18″	2313 6197(53SLS)
385	黒潮町-7	黒潮町	黒潮町役場佐賀支所庁舎前グラウンド	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	N33° 04′ 48″	E133° 06′ 09″	2289 6176(53SLS)
386	黒潮町-8	黒潮町	旧伊与喜小学校	幡多郡黒潮町伊与喜78	N33° 06′ 18″	E133° 06′ 00″	2271 6453(53SLS)
387	黒潮町-9	黒潮町	黒潮消防署【くろしお】	幡多郡黒潮町伊田2629-1	N33° 01′ 54″	E133° 04′ 53″	2082 5643(53SLS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
388	黒潮町-10	黒潮町	旧伊田小学校	幡多郡黒潮町伊田565	N33° 02′ 12″	E133° 04′ 27″	2016 5700(53SLS)
389	黒潮町-11	黒潮町	上川口小学校	幡多郡黒潮町上川口569	N33° 02′ 28″	E133° 03′ 27″	1861 5752(53SLS)
390	黒潮町-12	黒潮町	上川口港	幡多郡黒潮町上川口	N33° 02′ 22″	E133° 03′ 20″	1842 5734(53SLS)
391	黒潮町-13	黒潮町	蜷川健康支援センター	幡多郡黒潮町蜷川	N33° 03′ 34″	E133° 02′ 35″	1730 5958(53SLS)
392	黒潮町-14	黒潮町	南郷小学校	幡多郡黒潮町浮鞭717	N33° 02′ 16″	E133° 01′ 35″	1570 5721(53SLS)
393	黒潮町-15	黒潮町	湊川ふれあいセンター	幡多郡黒潮町奥湊川3091	N33° 03′ 46″	E133° 01′ 34″	1572 5998(53SLS)
394	黒潮町-16	黒潮町	大方球場	幡多郡黒潮町入野83-2	N33° 01′ 42″	E133° 01′ 11″	1505 5617(53SLS)
395	黒潮町-17	黒潮町	大方中学校	幡多郡黒潮町入野5220	N33° 01′ 44″	E133° 00′ 35″	1412 5625(53SLS)
396	黒潮町-18	黒潮町	大方高校	幡多郡黒潮町入野5508	N33° 01′ 34″	E133° 00′ 32″	1404 5594(53SLS)
397	黒潮町-19	黒潮町	入野小学校	幡多郡黒潮町入野5556	N33° 01′ 31″	E133° 00′ 31″	1401 5585(53SLS)
398	黒潮町-20	黒潮町	土佐西南大規模公園(下田の口)	幡多郡黒潮町下田の口	N33° 00′ 39″	E133° 00′ 03″	1325 5426(53SLS)
399	黒潮町-21	黒潮町	旧北郷小学校【ほくごう】	幡多郡黒潮町加持川850	N33° 03′ 25″	E132° 59′ 49″	1299 5938(53SLS)
400	黒潮町-22	黒潮町	三浦小学校	幡多郡黒潮町出口2480	N32° 59′ 26″	E132° 59′ 48″	1282 5202(53SLS)
401	黒潮町-23	黒潮町	田ノ口小学校	幡多郡黒潮町下田の口1925	N33° 00′ 56″	E132° 59′ 30″	1241 5480(53SLS)
402	黒潮町-24	黒潮町	旧馬荷小学校ヘリポート【うまに】	幡多郡黒潮町馬荷3259	N33° 02′ 29″	E132° 58′ 14″	1049 5771(53SLS)
403	黒潮町-26	黒潮町	土佐西南大規模公園 西公園	幡多郡黒潮町佐賀	N33° 03′ 46″	E133° 06′ 27″	2228 5983(53SLS)
404	黒潮町-27	黒潮町	黒潮町役場本庁舎 敷地内ヘリポート	幡多郡黒潮町入野5893	N33° 01′ 30″	E133° 00′ 19″	1370 5580(53SLS)
405	四万十市-1	四万十市	双海サーフビーチ駐車場	四万十市双海	N32° 58′ 10″	E132° 59′ 50″	1283 4968(53SLS)
406	四万十市-2	四万十市	とまろっと	四万十市鍋島	N32° 56′ 58″	E132° 59′ 37″	1245 4747(53SLS)
407	四万十市-3	四万十市	下田中学校	四万十市下田3216-1	N32° 56′ 41″	E132° 59′ 29″	1223 4695(53SLS)
408	四万十市-4	四万十市	四万十市鍋島地先	四万十市下田	N32° 57′ 22″	E132° 58′ 36″	1088 4824(53SLS)
409	四万十市-5	四万十市	竹島小学校	四万十市竹島3332	N32° 58′ 08″	E132° 58′ 36″	1091 4966(53SLS)
410	四万十市-6	四万十市	アロインス製薬㈱南側緑地	四万十市間崎1017-1	N32° 56′ 04″	E132° 58′ 31″	1070 4584(53SLS)
411	四万十市-7	四万十市	四万十市実崎地先	四万十市実崎	N32° 57′ 27″	E132° 58′ 17″	1039 4840(53SLS)
412	四万十市-8	四万十市	大文字コミュニティー広場	四万十市間崎	N32° 56′ 21″	E132° 58′ 17″	1035 4637(53SLS)
413	四万十市-9	四万十市	四万十カントリークラブ駐車場	四万十市間崎1495-2	N32° 57′ 01″	E132° 58′ 10″	1019 4760(53SLS)
414	四万十市-10	四万十市	大用ヘリポート【おおゆう】	四万十市大用字コエ1432	N33° 05′ 57″	E132° 57′ 54″	1010 6412(53SLS)
415	四万十市-11	四万十市	大用小学校	四万十市大用428	N33° 06′ 09″	E132° 57′ 44″	0984 6450(53SLS)
416	四万十市-12	四万十市	藤岡中学校	四万十市藤岡甲6959	N33° 02′ 29″	E132° 56′ 29″	0777 5776(53SLS)
417	四万十市-13	四万十市	中村警察署(駐車場)	四万十市右山2034-17	N32° 58′ 51″	E132° 56′ 28″	0761 5104(53SLS)
418	四万十市-14	四万十市	安並運動公園	四万十市安並字マメ沢4129	N33° 00′ 22″	E132° 56′ 20″	0746 5385(53SLS)
419	四万十市-15	四万十市	中村中学校	四万十市中村東町2丁目1-30	N32° 59′ 43″	E132° 56′ 14″	0728 5265(53SLS)
420	四万十市-16	四万十市	中村小学校	四万十市中村新町3丁目20	N32° 59′ 42″	E132° 56′ 11″	0720 5262(53SLS)
421	四万十市-17	四万十市	中村南小学校	四万十市不破上町1946	N32° 59′ 07″	E132° 56′ 08″	0710 5155(53SLS)
422	四万十市-18	四万十市	四万十川川原(具同)	四万十市中村岩崎町地先	N32° 59′ 13″	E132° 55′ 52″	0669 5174(53SLS)
423	四万十市-19	四万十市	渡川第2緑地(四万十川左岸)	四万十市中村大橋通1丁目2184	N32° 59′ 22″	E132° 55′ 47″	0656 5202(53SLS)
424	四万十市-20	四万十市	渡川緑地(四万十川右岸)	四万十市渡川3丁目地先	N32° 59′ 17″	E132° 55′ 32″	0617 5187(53SLS)
425	四万十市-21	四万十市	四万十川右岸鉄橋付近緑地	四万十市渡川1丁目地先	N32° 59′ 25″	E132° 55′ 26″	0602 5212(53SLS)
426	四万十市-22	四万十市	古尾林道ヘリポート【こび】	四万十市古尾	N33° 07′ 33″	E132° 55′ 15″	0603 6716(53SLS)
427	四万十市-23	四万十市	具同小学校	四万十市具同田黒1丁目4-1	N32° 59′ 23″	E132° 55′ 14″	0571 5207(53SLS)
428	四万十市-24	四万十市	四万十川水防ヘリポート(入田)	四万十市入田	N33° 00′ 08″	E132° 54′ 21″	0436 5348(53SLS)
429	四万十市-25	四万十市	東中筋中学校	四万十市国見222	N32° 58′ 39″	E132° 52′ 58″	0215 5078(53SLS)
430	四万十市-26	四万十市	公民館鴨川分館	四万十市奥鴨川	N33° 04′ 04″	E132° 52′ 25″	0150 6081(53SLS)
431	四万十市-28	四万十市	大川筋中学校	四万十市川登1106-10	N33° 01′ 50″	E132° 51′ 15″	9960 5672(53SKS)
432	四万十市-29	四万十市	かわらっこキャンプ場	四万十市田出の川24	N33° 02′ 42″	E132° 50′ 21″	9823 5835(53SKS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
433	四万十市-30	四万十市	四万十川川原(鵜ノ江)	四万十市鵜ノ江	N33° 03′ 04″	E132° 49′ 12″	9645 5907(53SKS)
434	四万十市-31	四万十市	西土佐口屋内河原	四万十市西土佐口屋内	N33° 05′ 56″	E132° 48′ 08″	9490 6440(53SKS)
435	四万十市-34	四万十市	西土佐地区運動場	四万十市西土佐用井111-17	N33° 10′ 10″	E132° 47′ 37″	9426 7224(53SKS)
436	四万十市-35	四万十市	西土佐小学校	四万十市西土佐用井1110-18	N33° 10′ 22″	E132° 47′ 37″	9427 7261(53SKS)
437	四万十市-36	四万十市	西土佐ふれあいホール	四万十市西土佐用井1101-5	N33° 10′ 25″	E132° 47′ 36″	9425 7270(53SKS)
438	四万十市-37	四万十市	西土佐中学校(駐車場)	四万十市西土佐用井1111-1	N33° 10′ 17″	E132° 47′ 35″	9422 7246(53SKS)
439	四万十市-42	四万十市	本村小学校	四万十市西土佐江川619	N33° 12′ 31″	E132° 47′ 22″	9397 7659(53SKS)
440	四万十市-43	四万十市	西土佐分校	四万十市西土佐津野川223-2	N33° 08′ 59″	E132° 46′ 56″	9315 7008(53SKS)
441	四万十市-44	四万十市	西ヶ方小学校	四万十市西土佐西ヶ方544-1	N33° 11′ 20″	E132° 46′ 00″	9180 7445(53SKS)
442	四万十市-45	四万十市	須崎小学校	四万十市西土佐須崎810-3	N33° 08′ 52″	E132° 45′ 04″	9025 6992(53SKS)
443	四万十市-46	四万十市	大宮ヘリポート【おおみや】	四万十市西土佐大宮ミヤダバ522	N33° 08′ 30″	E132° 44′ 18″	8904 6927(53SKS)
444	四万十市-47	四万十市	旧奥屋内小学校ヘリポート【おくやない】	四万十市西土佐奥屋内955-1	N33° 06′ 41″	E132° 42′ 27″	8609 6597(53SKS)
445	四万十市-48	四万十市	西土佐藤ノ川ヘリポート【ふじのかわ】	四万十市西土佐藤ノ川639-2	N33° 09′ 32″	E132° 50′ 25″	9859 7099(53SKS)
446	四万十市-49	四万十市	おおかわすじ	四万十市川登1030番地	N33° 09′ 32″	E132° 51′ 16″	9859 7099(53SKS)
447	四万十市-50	四万十市	西とみやま	四万十市古尾地内	N33° 05′ 34″	E132° 54′ 10″	0400 6300(53SLS)
448	四万十市-51	四万十市	江川ヘリポート(えかわ)	四万十市西土佐江川4865	N33° 13′ 34″	E132° 47′ 27″	9413 7854(53SKS)
449	四万十市-52	四万十市	KTこうちヘリポート	愛媛県北宇和郡松野町大字吉野3996番地1	N33° 12′ 06″	E132° 45′ 30″	91607580(53SKS)
450	三原村-1	三原村	三原小学校	幡多郡三原村柚ノ木47	N32° 54′ 35″	E132° 50′ 40″	9841 4334(53SKS)
451	三原村-2	三原村	三原中学校	幡多郡三原村宮ノ川1035	N32° 54′ 39″	E132° 50′ 37″	9834 4346(53SKS)
452	三原村-3	三原村	ふれあい広場	幡多郡三原村宮の川1270-16	N32° 55′ 17″	E132° 50′ 29″	9815 4464(53SKS)
453	土佐清水市-1	土佐清水市	あしずり灘	土佐清水市足摺岬先灘698	N32° 43′ 29″	E133° 00′ 27″	1328 2253(53SLS)
454	土佐清水市-2	土佐清水市	布中学校	土佐清水市布1670	N32° 52′ 23″	E132° 58′ 58″	1127 3902(53SLS)
455	土佐清水市-3	土佐清水市	土佐清水運動公園	土佐清水市浦尻4-8	N32° 46′ 43″	E132° 58′ 14″	0993 2857(53SLS)
456	土佐清水市-5	土佐清水市	土佐清水総合公園(体育館前)	土佐市清水市清水字笹原谷853-26	N32° 47′ 25″	E132° 57′ 35″	0894 2988(53SLS)
457	土佐清水市-6	土佐清水市	土佐清水総合公園	土佐市清水市清水字笹原谷853-26	N32° 47′ 27″	E132° 57′ 24″	0865 2995(53SLS)
458	土佐清水市-7	土佐清水市	下ノ加江新港	土佐清水市下ノ加江字小串149-2	N32° 51′ 45″	E132° 57′ 33″	0904 3789(53SLS)
459	土佐清水市-8	土佐清水市	下ノ加江運動広場	土佐清水市下ノ加江浜芝2808	N32° 51′ 44″	E132° 57′ 11″	0847 3787(53SLS)
460	土佐清水市-9	土佐清水市	下ノ加江中学校	土佐清水市下ノ加江2808-77	N32° 51′ 46″	E132° 57′ 08″	0839 3793(53SLS)
461	土佐清水市-10	土佐清水市	清水小学校	土佐清水市幸町7-1	N32° 46′ 53″	E132° 57′ 08″	0822 2891(53SLS)
462	土佐清水市-11	土佐清水市	あしずり港	土佐清水市養老吹越303	N32° 46′ 50″	E132° 56′ 00″	0645 2885(53SLS)
463	土佐清水市-12	土佐清水市	土佐清水分屯基地(基地内グラウンド)	土佐清水市下益野2078-2	N32° 48′ 26″	E132° 53′ 52″	0317 3187(53SLS)
464	土佐清水市-13	土佐清水市	三崎浦にここ公園	土佐清水市三崎浦2丁目928-3	N32° 47′ 23″	E132° 52′ 43″	0134 2997(53SLS)
465	土佐清水市-14	土佐清水市	三崎小学校	土佐清水市三崎浦4丁目3-1	N32° 47′ 30″	E132° 52′ 32″	0106 3019(53SLS)
466	土佐清水市-15	土佐清水市	航空自衛隊土佐清水場外離着陸場(中継所ヘリポート)	土佐清水市上野字島ノ内2521-10	N32° 51′ 16″	E132° 51′ 56″	0026 3717(53SLS)
467	土佐清水市-18	土佐清水市	爪白運動広場	土佐清水市爪白字ヨウゲンダ342	N32° 47′ 19″	E132° 51′ 18″	9913 2989(53SKS)
468	土佐清水市-19	土佐清水市	下川口漁港(東側)	土佐清水市下川口字前ノ浜1131-83	N32° 46′ 54″	E132° 50′ 33″	9794 2914(53SKS)
469	土佐清水市-20	土佐清水市	下川口漁港(西側)	土佐清水市下川口字前ノ浜1131-83	N32° 46′ 55″	E132° 50′ 26″	9776 2918(53SKS)
470	土佐清水市-21	土佐清水市	下川口中学校	土佐清水市下川口1	N32° 47′ 18″	E132° 49′ 33″	9639 2991(53SKS)
471	土佐清水市-23	土佐清水市	貝ノ川中学校	土佐清水市貝ノ川800	N32° 45′ 39″	E132° 48′ 38″	9490 2689(53SKS)
472	土佐清水市-24	土佐清水市	旧松尾小学校	土佐清水市松尾467番地1	N32° 44′ 03″	E132° 58′ 49″	1074 2362(53SLS)
473	土佐清水市-25	土佐清水市	旧立石小学校	土佐清水市立石1162番地3	N32° 53′ 49″	E132° 59′ 41″	1243 4165(53SLS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
474	土佐清水市-26	土佐清水市	足摺岬小学校	土佐清水市足摺岬579番地1	N32° 43′ 31″	E133° 00′ 40″	1361 2258(53SLS)
475	土佐清水市-27	土佐清水市	土佐清水市足摺岬東側駐車場	土佐清水市足摺岬字燈妙典183番1	N32° 43′ 50.4″	E133° 01′ 12.11″	14462316(53SLS)
476	土佐清水市-28	土佐清水市	土佐清水市防災ヘリポート	土佐清水市清水字笹原谷853-26	N32° 47′ 22″	E132° 57′ 23″	0862 2979(53SLS)
477	宿毛市-1	宿毛市	山奈小学校	宿毛市山奈町山田1999-1	N32° 58′ 18″	E132° 48′ 52″	9575 5027(53SKS)
478	宿毛市-2	宿毛市	宿毛市東部運動場	宿毛市平田町戸内6333-1	N32° 57′ 47″	E132° 48′ 43″	9550 4932(53SKS)
479	宿毛市-3	宿毛市	宿毛工業高等学校	宿毛市平田町戸内2272-2	N32° 57′ 58″	E132° 48′ 40″	9542 4966(53SKS)
480	宿毛市-4	宿毛市	東中学校	宿毛市平田町戸内2070	N32° 57′ 47″	E132° 48′ 25″	9503 4933(53SKS)
481	宿毛市-5	宿毛市	幡多けんみん病院【幡多けんみん病院】	宿毛市山奈町芳奈3-1	N32° 58′ 04″	E132° 48′ 22″	9496 4985(53SKS)
482	宿毛市-6	宿毛市	平田公園多目的グラウンド	宿毛市平田町戸内字扇3386-34	N32° 57′ 31″	E132° 48′ 10″	9463 4884(53SKS)
483	宿毛市-7	宿毛市	平田小学校	宿毛市平田町戸内4287	N32° 57′ 06″	E132° 47′ 48″	9404 4808(53SKS)
484	宿毛市-8	宿毛市	宿毛市総合運動公園(多目的グラウンド)	宿毛市山奈町芳奈4024	N32° 58′ 05″	E132° 46′ 51″	9260 4993(53SKS)
485	宿毛市-9	宿毛市	旧橋上小学校	宿毛市橋上町橋上1144-1	N32° 58′ 57″	E132° 46′ 14″	9167 5155(53SKS)
486	宿毛市-10	宿毛市	聖ヶ丘病院	宿毛市押ノ川1196	N32° 56′ 44″	E132° 45′ 55″	9109 4747(53SKS)
487	宿毛市-11	宿毛市	旧橋上中学校	宿毛市橋上町奥奈路103	N32° 59′ 05″	E132° 45′ 54″	9116 5181(53SKS)
488	宿毛市-13	宿毛市	千寿園裏の駐車場	宿毛市小筑紫町福良80-6	N32° 52′ 33″	E132° 43′ 50″	8768 3981(53SKS)
489	宿毛市-14	宿毛市	宿毛中学校グラウンド	宿毛市桜町18-6	N32° 56′ 26″	E132° 43′ 44″	8768 4700(53SKS)
490	宿毛市-15	宿毛市	旧宿毛高等学校小筑紫分校	宿毛市小筑紫町小筑紫	N32° 52′ 29″	E132° 43′ 20″	8690 3970(53SKS)
491	宿毛市-16	宿毛市	旧小筑紫小学校	宿毛市小筑紫町小筑紫32-3	N32° 53′ 00″	E132° 43′ 18″	8686 4065(53SKS)
492	宿毛市-17	宿毛市	小筑紫小学校小筑紫中学校	宿毛市小筑紫町小筑紫502-8	N32° 52′ 41″	E132° 43′ 17″	8683 4007(53SKS)
493	宿毛市-18	宿毛市	旧県立病院跡地	宿毛市長田町	N32° 56′ 15″	E132° 43′ 15″	8692 4666(53SKS)
494	宿毛市-19	宿毛市	宿毛高等学校	宿毛市与市明5-82	N32° 56′ 17″	E132° 43′ 10″	8679 4673(53SKS)
495	宿毛市-20	宿毛市	小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町田ノ浦937	N32° 54′ 23″	E132° 43′ 05″	8658 4322(53SKS)
496	宿毛市-22	宿毛市	住吉神社前の岸壁	宿毛市小筑紫町栄喜	N32° 52′ 54″	E132° 42′ 30″	8561 4050(53SKS)
497	宿毛市-23	宿毛市	高砂グラウンド	宿毛市高砂	N32° 55′ 38″	E132° 42′ 21″	8549 4555(53SKS)
498	宿毛市-24	宿毛市	旧栄喜小学校	宿毛市小筑紫町栄喜165	N32° 52′ 25″	E132° 42′ 21″	8536 3961(53SKS)
499	宿毛市-25	宿毛市	海風公園グラウンド	宿毛市新田	N32° 55′ 32″	E132° 42′ 18″	8541 4537(53SKS)
500	宿毛市-26	宿毛市	大島岸壁	宿毛市大島	N32° 55′ 02″	E132° 42′ 15″	8531 4445(53SKS)
501	宿毛市-27	宿毛市	大島小学校	宿毛市片島5-54	N32° 55′ 08″	E132° 42′ 04″	8503 4464(53SKS)
502	宿毛市-28	宿毛市	山里の家	宿毛市橋上町楠山41-1	N33° 02′ 19″	E132° 41′ 58″	8516 5792(53SKS)
503	宿毛市-29	宿毛市	片島中学校	宿毛市片島15-56	N32° 55′ 35″	E132° 41′ 55″	8481 4548(53SKS)
504	宿毛市-30	宿毛市	日平農村公園	宿毛市橋上町楠山580	N33° 03′ 17″	E132° 41′ 48″	8497 5974(53SKS)
505	宿毛市-31	宿毛市	片島港岸壁	宿毛市片島	N32° 55′ 14″	E132° 41′ 41″	8443 4484(53SKS)
506	宿毛市-32	宿毛市	宿毛市野球場	宿毛市大深浦131	N32° 55′ 43″	E132° 41′ 33″	8425 4574(53SKS)
507	宿毛市-33	宿毛市	国民宿舎椰子	宿毛市大島17-27	N32° 54′ 59″	E132° 41′ 25″	8401 4438(53SKS)
508	宿毛市-34	宿毛市	咸陽島公園	宿毛市大島78	N32° 55′ 00″	E132° 41′ 19″	8385 4442(53SKS)
509	宿毛市-35	宿毛市	西町公園	宿毛市西町5丁目592-9	N32° 55′ 51″	E132° 41′ 06″	8355 4600(53SKS)
510	宿毛市-36	宿毛市	咸陽小学校裏山	宿毛市樺	N32° 55′ 44″	E132° 40′ 39″	8284 4580(53SKS)
511	宿毛市-37	宿毛市	宿毛市港湾埠頭(宿毛新港)	宿毛市新港1915	N32° 55′ 15″	E132° 40′ 38″	8280 4490(53SKS)
512	宿毛市-38	宿毛市	咸陽小学校	宿毛市樺407-1	N32° 55′ 39″	E132° 40′ 35″	8274 4565(53SKS)
513	宿毛市-39	宿毛市	藻津漁港	宿毛市藻津	N32° 55′ 27″	E132° 39′ 35″	8117 4531(53SKS)
514	宿毛市-40	宿毛市	沖の島ヘリポート	宿毛市沖の島町母島字尻無尾山1717-16	N32° 44′ 24″	E132° 33′ 39″	7145 2510(53SKS)
515	宿毛市-41	宿毛市	沖の島小中学校	宿毛市沖の島町母島445	N32° 44′ 18″	E132° 33′ 21″	7098 2492(53SKS)
516	宿毛市-42	宿毛市	弘瀬港	宿毛市沖の島町弘瀬	N32° 42′ 55″	E132° 33′ 02″	7042 2238(53SKS)
517	宿毛市-43	宿毛市	弘瀬離島センター(旧弘瀬小中学校)	宿毛市沖の島町弘瀬562-1	N32° 43′ 08″	E132° 33′ 01″	7040 2278(53SKS)
518	宿毛市-44	宿毛市	弘瀬港防潮堤	宿毛市沖の島町弘瀬	N32° 42′ 54″	E132° 32′ 55″	7024 2235(53SKS)

1. 3. 2. 1 ヘリコプター離着陸場適地一覧(令和8年1月末時点)

通し番号	No	市町村名	名 称	所 在 地	位置		
					北緯	東経	UTM
519	宿毛市-45	宿毛市	母島港	宿毛市沖の島町母島	N32° 44′ 25″	E132° 32′ 44″	7002 2516(53SKS)
520	宿毛市-46	宿毛市	鵜来島離島センター前グラウンド	宿毛市沖の島町鵜来島78-2	N32° 47′ 58″	E132° 29′ 38″	6533 3183(53SKS)
521	宿毛市-47	宿毛市	宿毛市総合運動公園(防災広場)	宿毛市山奈町芳奈4024	N32° 57′ 59″	E132° 46′ 53″	9264 4973(53SKS)
522	宿毛市-48	宿毛市	大海ヘリポート	宿毛市小筑紫町大海	N32° 53′ 29″	E132° 42′ 50″	8617 4157(53SKS)
523	宿毛市-49	宿毛市	小筑紫ヘリポート	宿毛市小筑紫町小筑紫字七日島494-1	N32° 52′ 57″	E132° 43′ 16″	8680 4055(53SKS)
524	宿毛市-50	宿毛市	希望ヶ丘ヘリポート	宿毛市希望ヶ丘	N32° 55′ 58″	E132° 42′ 03″	8505 4618(53SKS)
525	宿毛市-51	宿毛市	宿毛小学校グラウンド	宿毛市桜町18-6	N32° 56′ 21″	E132° 43′ 43″	8764 4683(53SKS)
526	大月町-1	大月町	旧檜西小学校	幡多郡大月町赤泊437	N32° 47′ 00″	E132° 43′ 43″	8728 2955(53SKS)
527	大月町-2	大月町	大月町総合グラウンド	幡多郡大月町弘見字七本木2570	N32° 50′ 03″	E132° 42′ 42″	8581 3522(53SKS)
528	大月町-3	大月町	大月【大月町弘見】	幡多郡大月町弘見	N32° 50′ 27″	E132° 42′ 16″	8515 3598(53SKS)
529	大月町-4	大月町	旧橋浦小学校	幡多郡大月町橋浦159-3	N32° 49′ 24″	E132° 39′ 27″	8071 3413(53SKS)
530	大月町-5	大月町	大月町柏島【かしわじま】(旧柏島小学校)	幡多郡大月町柏島297	N32° 46′ 17″	E132° 37′ 31″	7757 2844(53SKS)
531	大月町-6	大月町	大月小・中学校	幡多郡大月町弘見4106-216	N32° 50′ 11″	E132° 42′ 49″	8599 3546(53SKS)
532	大月町-7	大月町	旧姫ノ井小学校	幡多郡大月町姫ノ井882	N32° 47′ 34″	E132° 44′ 26″	8841 3057(53SKS)
533	大月町-8	大月町	旧安満地小学校	幡多郡大月町安満地350-1	N32° 48′ 1″	E132° 39′ 28″	8068 3157(53SKS)
534	大月町-9	大月町	旧弘見小学校	幡多郡大月町弘見1058	N32° 50′ 44″	E132° 42′ 26″	8542 3649(53SKS)
535	大月町-10	大月町	旧月灘中学校	幡多郡大月町姫ノ井235-1	N32° 47′ 22″	E132° 45′ 02″	8934 3018(53SKS)
536	大月町-11	大月町	東部グラウンド	幡多郡大月町姫ノ井1668	N32° 47′ 29″	E132° 44′ 49″	8903 3042(53SKS)
537	大月町-12	大月町	ふれあいパーク大月(北側駐車場)	幡多郡大月町弘見2610	N32° 49′ 47″	E132° 42′ 34″	8561 3474(53SKS)

1. 3. 3 災害用物資の備蓄

1. 3. 3. 1 災害救助用備蓄物資

(高知県南海トラフ地震対策課調べ)

高知県

(令和8年4月1日)

備蓄場所	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
高知県庁地下倉庫	0	0	15
日本赤十字 高知県支部	0	0	0
県民文化ホール	0	0	350
高知県立大学 (池キャンパス)	0	0	600
春野運動公園	26,000	22,740	1,450
高知県立青少年センター	50,450	59,556	0
室戸総合庁舎	0	0	400
室戸市中央公園防災倉庫	5,400	0	5,180
安芸総合庁舎	0	0	380
室戸広域公園	12,900	9,720	0
安芸市総合運動場	5,600	7,896	0
東洋町防災拠点施設	0	1,080	680
東洋町野根地区防災備蓄倉庫	1,100	1,080	6,400
奈半利町 防災センター	1,350	1,320	830
田野町 防災センター	1,150	1,140	720
北川村 防災備蓄倉庫	300	300	190
馬路村防災倉庫	150	144	90
憩ヶ丘防災倉庫	700	660	420
安芸市桜ヶ丘大型防災備蓄倉庫	0	0	4,100
中央東福祉保健所	1,000	4,320	400
旧本山保健所	0	0	42,260
田井支所地下室	150	120	70
大川村倉庫(小松)	50	12	10
立田防災備蓄倉庫	9,600	0	6,030
本山町保健福祉センター	350	0	200
高知県消防学校防災資材倉庫	22,850	16,644	920
中央西福祉保健所	0	0	80
防災備蓄倉庫(2階)	4,300	4,260	2,680
是友防災倉庫	1,500	1,500	950
田村備蓄倉庫	250	240	160

備蓄場所	食糧 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
越知町備蓄倉庫	550	528	330
下分備蓄倉庫	200	180	110
大渡備蓄倉庫	0	0	0
佐川町役場備蓄倉庫	650	0	410
須崎総合庁舎	0	0	250
須崎第二総合庁舎	0	0	160
津野町備蓄倉庫	500	504	420
須崎土木四万十町事務所	0	0	0
四万十緑林公園備蓄倉庫	3,800	888	300
高知県立窪川高等学校	0	8,640	2,060
檮原町備蓄倉庫	300	264	170
大野見中央備蓄庫	1,300	1,320	0
きらら大正	650	660	400
昭和小学校	650	660	430
幡多総合庁舎（3階）	0	0	690
幡多総合庁舎（地下）	6,550	4,320	0
幡多土木宿毛事務所	0	0	290
土佐清水総合公園（県）	0	4,932	350
土佐清水総合公園（市）	0	5,520	3,680
宿毛市総合運動公園	9,000	10,248	3,600
八束防災拠点	3,500	3,480	2,190
防災備蓄第2倉庫	1,100	1,080	680
農業構造センター	150	156	100
基幹集落センター	4,150	2,088	3,470
計	178,200	178,200	96,655

※飲料水・食糧は、L2 想定全量(178,000 食・ℓ)整備が完了。

※毛布については、令和 9 年度に L2 想定全量(118,7770 枚)整備が完了予定。

1.3.4 供給・処理施設

1.3.4.1 し尿処理施設（15 施設）

地方公共団体名	施設名	管理体制	使用開始 年度	汚水処理	処理能力 (k1/日)
高知市	高知市東部環境センター	一部委託	1984	標 脱	390
安芸市	安芸市清浄苑	委託	2004	高負荷 膜分離	30
南国市	南国市環境センター	委託	1996	高負荷	70
土佐清水市	土佐清水市衛生センター	委託	2002	高負荷 膜分離	31
四万十市	衛生センター中村	委託	1984	標 脱	62
四万十市	クリーンセンター西土佐	委託	2003	高負荷	9
四万十町	汚泥再生処理施設若井グリーン ンセンター	委託	2013	高負荷 膜分離	44
黒潮町	黒潮町衛生センター	一部委託	1998	膜分離	40
香南香美衛生組合	香南香美衛生組合衛生センタ ー	直営	1988	標 脱	100
仁淀川下流衛生事 務組合	衛生センター	直営	1999	標 脱	120
高吾北広域町村事 務組合	高吾北広域町村事務組合高吾 北衛生センター	直営	1966	嫌 気 好 気	47
高幡東部清掃組合	汚泥再生処理センター きらら	直営	2016	高負荷 膜分離	64
室戸市	室戸清浄園	委託	2015	好希釈	35
幡多西部消防組合	幡西衛生処理センター	一部委託	2006	標 脱	62
中芸広域連合	中芸広域連合衛生センター	直営	1996	高負荷 膜分離	25
県合計					1,129

※処理方式 高負荷：高負荷脱窒素処理方式、 標 脱：標準脱窒素処理方式
 好希釈：好気性希釈ばっき・活性汚泥処理方式、 嫌 気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式、
 好 気：好気性消化・活性汚泥処理方式、 その他：その他

1.3.4.2 ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設（8施設）

市 町 村 名 一部事務組合名	施設名	管理体制	使用開始年度	処理対象物	処理能力 (t/日)
高知市	高知市清掃工場	直営	2001	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残渣	600
四万十町	クリーンセンター銀河	委託	2002	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残渣	25
高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター	直営	1993	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残渣、ごみ処 理残渣	60
香南清掃組合	香南清掃組合まほろばクリーン センター	直営	2017	可燃ごみ	120
幡多広域市町村 圏事務組合	幡多クリーンセンター	委託	2002	混合ごみ、可燃ごみ、 粗大ごみ、不燃ごみ、 し尿処理残渣、ごみ処 理残渣、その他	140
嶺北広域行政事 務組合	嶺北広域清掃センター	直営	1996	可燃ごみ	18
安芸広域市町村 圏事務組合	安芸広域メルトセンター	委託	2005	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残渣、ごみ処 理残渣	80
高知中央西部焼 却処理事務組合	北原クリーンセンター	一部委託	2001	可燃ごみ、ごみ処理残 渣	120
県合計					1,163

(2) 粗大ごみ処理施設（6施設）

地方公共団体名	施設名	管理体制	使用開始年度	処理対象物	処理能力 (t/日)
安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	直営	1995	不燃ごみ、粗大ごみ	5
土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗 大ごみ処理施設	直営	1998	不燃ごみ、資源ごみ、 粗大ごみ	10
土佐市	土佐市北原クリーンセンター粗 大ごみ圧縮機	直営	1988	資源ごみ、粗大ごみ	3
高吾北広域町村 事務組合	高吾北清掃センター粗大ごみ処 理施設	直営	1993	不燃ごみ、粗大ごみ	10
幡多広域市町村 圏事務組合	幡多クリーンセンター	委託	2002	粗大ごみ	5
嶺北広域行政事 務組合	嶺北広域清掃センター粗大ゴミ 処理工場	直営	1996	不燃ごみ、資源ごみ、 粗大ごみ	6
県合計					39

(3) 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設（13 施設）

地方公共団体名	施 設 名	管理体制	使用開始年度	処理対象物	処理能力 (t/日)
高知市	高知市菖蒲谷プラスチック減容工場	委託	1990	ペットボトル、プラスチック	27
安芸市	安芸市リサイクルプラザ	直営	2000	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、布類、不燃ごみ、粗大ごみ	18
須崎市	須崎市クリーンセンター横浪	一部委託	2004	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、可燃ごみ、不燃ごみ	6
宿毛市	宿毛市不燃物処理施設	委託	1982	金属類	20
土佐清水市	土佐清水市リサイクルセンター	直営	1999	金属類、ガラス類	5
四万十市	西土佐ごみ処理場	委託	1975	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、布類、粗大ごみ	9
奈半利町	奈半利町クリーンセンター不燃物処理施設	直営	2010	金属類、可燃ごみ、粗大ごみ	1
中土佐町	中土佐町ストックヤード施設	委託	2003	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、布類	2
四万十町	クリーンセンター銀河	委託	2002	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、可燃ごみ、粗大ごみ	6
高吾北広域町村事務組合	高吾北清掃センター資源ごみ選別施設	直営	1995	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、不燃ごみ、その他	10
幡多広域市町村圏事務組合	幡多クリーンセンターリサイクルプラザ	直営	2003	紙類、その他資源ごみ、ペットボトル	19
室戸市	佐喜浜リサイクルセンター	委託	1983	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類	5
高幡東部清掃組合	ごみ固形燃料化施設	直営	2002	可燃ごみ、生ごみ（厨芥類）	53
県合計					181

(4)最終処分場 (23 施設：うち埋立終了 4 施設及び休止 4 施設)

市町村・一部事務組合	施設名	管理体制	埋立開始年度	埋立物				埋立面積 (㎡)	備考
				可	不	残	他		
高知市	高知市三里最終処分場	一部委託	1985		○		○	63,300	
安芸市	安芸市一般廃棄物最終処分場	直営	1995		○	○	○	12,500	休止
南国市	南国市一般廃棄物最終処分場	委託	2002		○	○	○	16,300	
土佐市	土佐市一般廃棄物最終処分場	直営	1994		○	○	○	15,000	
須崎市	須崎市廃棄物埋立処分場	一部委託	2004		○		○	11,000	
宿毛市	宿毛市環境管理センター	委託	1996		○		○	13,700	
宿毛市	宿毛市母島不燃物処理場	直営	1990		○			760	休止
土佐清水市	土佐清水市不燃物処理センター	直営	1989		○		○	13,600	
香美市	香美市立一般廃棄物処理場	一部委託	1970		○		○	9,000	休止
奈半利町	奈半利町茄子谷廃棄物処分場	直営	1990		○			4,500	
田野町	田野町築地不燃物処理場	委託	2001		○	○	○	900	
安田町	安田町不燃物埋立処分地	直営	1980		○			8,462	休止
馬路村	馬路村処分場	委託	1988		○	○	○	3,225	埋立終了
いの町	いの町八田廃棄物処分場	直営	1975				○	5,000	埋立終了
中土佐町	中土佐町七浦不燃物埋立処理場	一部委託	1995		○			4,600	
中土佐町	中土佐町梅ノ川不燃物埋立処理場	一部委託	1987		○			800	
佐川町	佐川町大田川埋立地	直営	1974				○	2,526	埋立終了
津野町	津野町最終処分場	直営	1976		○		○	3,239	埋立終了
四万十町	クリーンセンター銀河	委託	2002			○	○	2,100	
大月町	大月町環境クリーンセンター	委託	1998		○	○	○	7,000	

市町村・一部事務組合	施設名	管理体制	埋立開始年度	埋立物				埋立面積 (㎡)	備考
				可	不	残	他		
高吾北広域町村事務組合	高吾北広域町村事務組合高吾北処理センター	直営	2002			○	○	2,400	
室戸市	室津埋立地	直営	1996		○			4,700	
嶺北広域行政事務組合	嶺北広域一般廃棄物最終処分場	直営	2001			○	○	3,200	
県合計								207,812	

埋立物：可・・・可燃ごみ、不・・・不燃ごみ、残・・・焼却残渣、他・・・その他

1.3.4.3 火葬場

名 称	所 在 地	設 置 主 体	火葬炉数
土佐清水市斎場	土佐清水市浦尻字大駄馬山 423-170	土佐清水市	2
宿毛市斎場	宿毛市山奈町芳奈 3 3 5 2 番地	宿毛市	2
幡多中央斎場	幡多郡黒潮町出口 2771 番 2	幡多中央環境施設組合	3
四万十町斎場	高岡郡四万十町天ノ川字小籠山 1 5 8 番地 3	四万十町	2
中土佐町斎場	高岡郡中土佐町久礼 7111 番地 24	中土佐町	2
やすらぎの丘須崎斎場	須崎市池ノ内 9 7 0 - 7	須崎斎場運営一部事務組合	4
高吾苑	高岡郡佐川町丙 2789 番地 2	高吾北広域町村事務組合	2
高知市斎場	高知市幸崎 75 番地	高知市	10 (大型2、普通8)
嶺北斎苑	土佐郡土佐町境 5 6 0	嶺北広域行政事務組合	3
香南斎場やすらぎ苑	香南市赤岡町 2018-1	香南斎場組合	7
杜の聖苑 (安芸市火葬場)	安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下モ 4035-イ	安芸市	2
中芸広域火葬場	安芸郡奈半利町乙 4 5 7 9 番地 4	中芸広域連合	2
室戸市火葬場	室戸市室津 2 8 8 4 番 1	室戸市	2
東洋町斎場	安芸郡東洋町大字野根丙 2601 番地 3	東洋町	1

1.3.5 道路・港湾・公共施設等

1.3.5.1 県内港湾の概要

令和8年4月10日時点

港 格	港 数	港 名	市町村名	備考
重要港湾	3	高知港	高知市	耐震強化岸壁
		須崎港	須崎市	
		宿毛湾港	宿毛市	
地方港湾	16	甲浦港	東洋町	
		佐喜浜港	室戸市	
		室津港		
		奈半利港	奈半利町	耐震強化岸壁
		手結港	香南市	
		久礼港	中土佐町	耐震強化岸壁
		上ノ加江港		
		佐賀港	黒潮町	
		上川口港	黒潮町	
		下田港	四万十市	
		下ノ加江港	土佐清水市	
		以布利港		
		清水港		
		あしずり港		
		三崎港		
		下川口港		
		(室津港)	室戸市	
		(上川口港)	黒潮町	
計	19			

1.3.5.2 県内漁港の概要

市町村名	県 管 理				市町村管理		合計
	第4種	第3種	第2種	第1種	第2種	第1種	
東洋町	-	-	-	野根	-	-	1
室戸市	-	室戸岬	椎名 三津	高岡 行当	-	清水, 日沖, 菜生, 元 新村, 傍士, 吉良川, 羽根	13
奈半利町	-	-	-	加領郷	-	-	1
安田町	-	-	-	-	-	安田	1
安芸市	-	-	安芸	-	-	伊尾木, 穴内, 赤野	4
芸西村	-	-	-	-	-	西分	1
香南市	-	-	-	赤岡	-	住吉, 吉川	3
高知市	-	-	-	-	-	春野	1
土佐市	-	宇佐	-	-	-	-	1
須崎市	-	-	-	-	野見	深浦, 池ノ浦, 久通 新荘, 中ノ島, 安和	7
中土佐町	-	-	-	上ノ加江	-	矢井賀	2
四万十町	-	-	浦分	小室	-	志和	3
黒潮町	-	佐賀	田野浦	伊田	-	鈴, 灘, 浮津, 入野	7
四万十市	-	-	-	-	-	双海, 平野, 名鹿	3
土佐清水市	-	清水	窪津	伊佐 三崎 下川口	-	立石, 布, 小浜, 津呂 松尾, 大浜, 中ノ浜, 養老 松崎, 竜串, 貝ノ川, 大津	17
大月町	-	-	-	古満目 柏島 泊浦	-	小才角, 尾浦, 西泊, 一切 檜ノ浦, 周防形, 安満地 橘浦, 竜ヶ迫	12
宿毛市	沖の島	-	大島 田ノ浦		藻津	栄喜, 大海, 湊浦 内外ノ浦, 大浦 池島, 宇須々木	11
合計	1	4	8	14	2	59	88

1.3.6 危険物等

1.3.6.1 危険物等施設 危険物規制対象数

製造所等の 別	総計	製造所	貯蔵所										取扱所							事業所
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所（再掲）	特定屋外タンク貯蔵所（再掲）	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所		第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	
消防 本部の別																				
県計	2,436	2	1,510	166	312	(14)	(9)	64	476	5	445	44	924	586		10	6		322	1,211
高知市	803	2	588	70	92	(14)	(7)	46	163		197	21	213	141		4	6		62	429
室戸市	58		25		5			1	13		6		33	23					10	41
安芸市	79		50		9				20		15	6	29	19					10	44
香南市	105		63	12	20				20		11		42	26					16	42
香美市	66		37	6	12			2	14		2	1	29	16					13	29
南国市	262		167	23	27			2	45		68	2	95	55					40	92
土佐市	117		77	6	26				23		22		40	25					15	55
土佐清水市	62		29		5			2	16	1	6		33	25		1			7	28
高幡消防組合	274		151	22	52		(2)	3	32		34	8	123	69		1			53	115
中芸広域連合	38		27	2	3				9		13		11	9					2	22
高吾北広域町村事務組合	75		42	4	8			2	12		16		33	20		2			11	28
仁淀消防組合	119		58	8	12				29	1	7	1	61	35					26	79
嶺北広域行政事務組合	48		25	4	1			1	15		4		23	16		1			6	38
幡多中央消防組合	153		81	6	17			1	38		17	2	72	53					19	106
幡多西部消防組合	177		90	3	23			4	27	3	27	3	87	54		1			32	63

注1. 本表は、令和7年3月31日現在の完成検査済証を交付した施設の数である。

2. 特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの（ ）内は、屋外タンク貯蔵所の再掲である。

1.3.6.2 都市ガス

(令和8年3月31日現在)

ガス・L P ガス貯蔵容量		供給戸数 (取付けメーター数)
ガスホルダー	68,000 m ³ ×1 基	43,828 戸
〃	39,200 m ³ ×1 基	

1.3.6.3 LP ガス製造許可事業所

(令和8年3月31日現在)

事業所名	所在地	貯槽 (t×基)
高知エネルギー (株) 高知工場	高知市仁井田 3 6 3 6 - 3 0	5 0 0 × 1 4 5 0 × 1 1 5 0 × 1 2 . 6 × 1
土佐ガス (株) 横浜工場	高知市横浜字ミソタ 7 2 1	3 0 × 2 0 . 5 × 3
土佐ガス (株) 北萩町オートガスタン্ড	高知市萩町一丁目 7 - 2 7	1 5 × 1
(株) ホームエネルギー四国 高知センター	高知市横浜 1 5 3 1	2 0 × 1 3 0 × 1
伊丹産業 (株) 高知工場	高知市五台山字タナスカ 4 9 9 2 - 2	2 0 × 3 0 . 5 × 1
四国ガス燃料 (株) 高知営業所	高知市五台山字タナスカ 4 9 9 3 - 1	5 0 × 2
四国ガス燃料 (株) 高知充填所	高知市仁井田字新築 4 5 8 6 - 1	5 0 × 2
太陽石油販売 (株) 春野充填所	高知市春野町弘岡下字高樋詰 3 6 0 0 - 1	2 0 × 1 1 5 × 1
入交トラストエナジー (株) 大津工場	高知市大津乙 1 7 3 9	1 0 × 1
(有) 鍋島燃料店	室戸市領家 6 2 9	2 0 × 1
(株) I S S 山崎機械 室戸工場	室戸市吉良川町乙 1 9 2 2 - 1	1 5 × 2
(株) I S S 富士鍛	室戸市羽根町甲 1 3 8 4 - 1	2 0 × 2
伊藤忠エネクスホームライフ (株) 高知東営業所	安芸郡奈半利町乙 3 7 6 5 番地 3	2 7 × 1
伊丹産業 (株) 南国営業所 南国 L P ガスタン্ড	南国市明見字五台山分 8 0 3 番地 4	1 5 × 1
(株) ヒワサキ 南国営業所	南国市物部高川原 6 2 0 - 1	2 0 × 2
伊藤忠エネクスホームライフ (株) 須崎営業所	須崎市桐間西 1 2 番地	0 . 5 × 4
(株) J A エナジーこうち L P ガス西部充填所	須崎市多ノ郷甲 3 7 5 1 - 1 3	2 0 × 1

事業所名	所在地	貯槽（t×基）
（株）ササオカ	須崎市浦ノ内立目717	20×1
アストモスリテイリング（株）四国カンパニー 中村支所	四万十市井沢921	30×1
（株）柿谷プロパン	四万十市具同北相ノ沢6200-4	30×1 0.5×1
（株）長尾ガス	宿毛市和田字峯ノ山3991-4	20×1 0.5×1
土佐ガス（株）清水工場	土佐清水市加久見砂間876	20×1
（株）J A エナジーこうち L P ガス東部充填所	香南市香我美町上分字小柳574-1	20×2 1×1
横井石販（株）高知基地	吾川郡いの町1428	30×1 20×1 0.5×1
（有）高知マルイプロパン	高岡郡越知町越知甲3161	20×1
土佐ガス（株）窪川工場	高岡郡四万十町榊山町10-20	20×1
（株）ヒワサキ 窪川基地	高岡郡四万十町東大奈路513	20×1
高知液化瓦斯（株）	高知市一宮2826	30×2 15×1 0.5×1

1.3.6.4 一般高圧ガス製造許可事業所

（令和8年3月31日現在）

事業所名	所在地	ガス名
土佐酸素（株）高知工場	高知市長浜771	酸素、窒素、空気、炭酸ガス、アルゴン、 混合ガス
南海化学（株）土佐工場	高知市棧橋通4丁目10-1	塩素
北村商事（株）メタルステーション	高知市仁井田朝日ヶ丘4606-2	酸素、炭酸ガス
（株）新来島高知重工 本社	高知市仁井田新築4319	酸素、炭酸ガス
（有）中之島造船所	高知市仁井田中州4515	酸素、炭酸ガス
（株）光栄鉄工所	高知市瀬戸2丁目13番40号	酸素、炭酸ガス
（株）新来島高知重工 第2工場	高知市仁井田新築4342	酸素、炭酸ガス
こうち生活協同組合	南国市三和琴平1丁目1743-12	炭酸ガス
エム・セテック（株）高知工場	須崎市妙見町378番地	アルゴン、窒素

事業所名	所在地	ガス名
エム・セテック（株）高知第２工場	須崎市大谷字西平山１１１７番１	アルゴン
土佐酸素（株）宿毛工場	宿毛市平田町戸内字扇３６６１番７２	酸素
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈３番地の１	酸素、窒素
ヤンマーアグリ（株）高知工場	香美市土佐山田町八王子２６３	炭酸ガス
（株）松村鉄工所 繁藤工場	香美市土佐山田町北滝本字井戸ノモト１７４－２	炭酸ガス
（株）松村鉄工所 大津工場	南国市岡豊町中島３７８－１１	炭酸ガス
（株）エスイージー 南国工場	南国市里改田２０３番地	炭酸ガス
三洋工業（株）	高知市春野町西諸木１１５４番地５	酸素、炭酸ガス
（有）四万十みはら菜園 四万十町事業所	高岡郡四万十町本堂７０７－７１	炭酸ガス
（株）暁産業	香南市吉川町古川３０１番地１	酸素
（有）四万十みはら菜園 三原村事業所	幡多郡三原村宮ノ川１２７０番地１１	炭酸ガス
（有）第二黒田水産 柏島ダイビングサービス パラディ	幡多郡大月町柏島５６２番地	空気
土佐酸素（株）高知水素ステーション	高知市相生町６－２２	水素
（株）エスイージー 日章工場	南国市日章あけぼの１番１、１番３、甲２４６番２	炭酸ガス
（有）アクアス	幡多郡大月町大字柏島１３０番地	空気

１．３．６．５ 特定高圧ガス消費者

（令和８年３月３１日現在）

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
南海化学（株）土佐工場	高知市棧橋通４丁目１０－１	液化塩素	１００，０００ｋｇ
北村商事（株）メタルステーション	高知市仁井田朝日ヶ丘４６０６－２	液化酸素	５，１４３ｋｇ
新高知重工（株）	高知市仁井田新築４３１９	液化酸素	２７，６３８ｋｇ
（有）中之島造船所	高知市仁井田中州４５１５	液化酸素	５，１３０ｋｇ
独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町７８２番地２５号	液化酸素	７，３９４ｋｇ
（株）特殊製鋼所	高知市稲荷町１２０	液化酸素	５，１３０ｋｇ

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
(有) 釜原鋳鋼所	南国市久礼田 2 2 2 - 1	液化酸素	9, 9 6 1 k g
(有) 森田工業	高知市長浜 5 8 6 9 番地	液化酸素	5, 1 0 9 k g
(株) 新高知重工 第二工場	高知市仁井田中州 4 3 4 2 番地	液化酸素	9, 2 4 2. 1 k g
いずみの病院	高知市薊野北町 2 丁目 1 0 番 5 3 号	液化酸素	5, 0 3 1 k g
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	高知市池 2 1 2 5 番地 1	液化酸素	1 0, 2 1 7. 7 k g
土佐ガス (株) 横浜工場	高知市横浜ミソタ 7 2 1 番地	液化石油ガス	6 5, 1 5 2 k g
高知エネルギー (株) 高知工場	高知市仁井田 3 6 3 6 番地 3 0	液化石油ガス	5 3 9, 6 8 0 k g
(株) I S S 富士鍛	室戸市羽根町甲 1 3 8 4	液化石油ガス	4 7, 6 3 0 k g
(株) I S S 山崎 室戸工場	室戸市吉良川町乙 1 9 2 2 - 1	液化石油ガス	3 5, 7 7 3 k g
国立大学法人 高知大学 医学部	南国市岡豊町小蓮	液化酸素	1 4, 2 2 1 k g
高知県厚生農業協同組合連合会 J A 高知病院	南国市明見字中野 5 2 6 - 1	液化酸素	7, 3 9 3. 6 8 k g
(株) ササオカ	須崎市浦ノ内立目摺木小アジロ 7 1 7 番 1	液化石油ガス	2 3, 0 5 6 k g
須崎くろしお病院	須崎市緑町 4 番 3 0 号	液化酸素	5, 1 3 4 k g
高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町 3 番地の 1	液化酸素	1 0, 2 1 7 k g
(株) 暁産業	香南市吉川町 3 0 1 - 1	液化酸素	7, 3 9 3 k g
(株) ダイネツ 高知工場	安芸郡奈半利町字法恩寺乙 2 3 8 番地 1 1	液化石油ガス	1 5, 3 1 3 k g
(有) 四万十みはら菜園	幡多郡三原村宮ノ川字テンノウ 1 2 7 0 番 1 1	液化石油ガス	3 0, 0 1 2 k g
土佐市立土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1 8 6 7	液化酸素	7 3 9. 3 m ²
ヤンマー農機製造(株) 高知工場	香美市土佐山田町 2 6 3	液化石油ガス	3, 8 8 0 k g
近森病院	高知市大川筋 1 丁目 1 番 1 6 号	液化酸素	12,564.12 k g
池田紙業 本社工場	吾川郡いの町波川 3 6 7 番地	液化石油ガス	5, 6 6 0 k g
池田紙業 新不織布工場	吾川郡いの町 5 8 8 番地	液化石油ガス	1 5, 0 2 7 k g

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
渭南病院	土佐清水市越前町6番1号	液化酸素・酸素ガス	5, 632kg
(有) 四万十みはら菜園	高岡郡四万十町本堂707-71	液化石油ガス	30, 012kg
日本赤十字社 高知赤十字病院	高知市秦南町1丁目4番63-11号	液化酸素・圧縮酸素・圧縮窒素・液化炭酸ガス	1, 459.3m ³
高知県あき総合病院	安芸市宝永町3-30	液化酸素	5, 032kg
(株) エスイージー 西工場	南国市篠原231	液化酸素	3, 575kg
入交トラストエナジー (株)	高知市大津乙1739号	液化石油ガス	10, 237kg
(株) エスイージー 日章工場	南国市あけぼの1番1、1番3	液化酸素	5, 032kg
(株) 東海理化電機製作所 高知工場	香南市赤岡町2258番地3	液化石油ガス	8, 490kg
園田鋼板 (株)	南国市篠原字鍵田644-6	液化酸素	5, 114kg

1.3.6.6 高圧ガス第一種貯蔵所

(令和8年3月31日現在)

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
(株) ニヤクコーポレーション 近畿四国支店 高知営業所	高知市中之島2番83号	液化石油ガス	22, 850kg
土佐酸素 (株)	高知市稲荷町2番15号	炭酸ガス等 (液化ガス) 酸素等 (圧縮ガス)	32, 060kg
四国アセチレン工業(株) 高知営業所	香南市吉川町字黒崎1195-1	酸素等 アセチレン等	3, 534m ³ 7, 260kg
三光商事 (株)	高知市萩町1丁目8番22号	酸素等	1, 658m ³
高知県厚生農業協同組合連合会 JA高知病院	南国市明見字中野526-1	酸素等 (液化ガス) 酸素等 (圧縮ガス)	12, 756kg 252m ³
土佐酸素 (株) 高知工場	高知市長浜771番地	酸素	2, 352m ³
(有) 四万十みはら菜園	幡多郡三原村宮ノ川字テンノウ1270番11	液化石油ガス	30, 012kg
協亜ガス工業(株) 中村営業所	四万十市岩田字東川2558-5	酸素等 (液化ガス) 酸素等 (圧縮ガス)	2, 140kg 1, 617m ³
高知県・高知市病院企業団高知 医療センター	高知市池2125番地1	酸素等 (液化ガス) 酸素等 (圧縮ガス)	10, 516.2kg 528.9m ³
(株) ダイネツ 高知工場	安芸郡奈半利町字法恩寺乙238番地11	液化石油ガス	15, 313kg

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
高知液化瓦斯（株）	高知市一宮 2 8 2 6	液化石油ガス	4 4, 7 5 0 k g
高松帝酸（株）	高知市南新田町 4 - 3 0	アセチレン等	6, 1 7 5. 5 m ³
四国ガス(株) 高知工場	高知市五台山 4 9 9 3 番 1	液化天然ガス	2 8, 1 0 0 k g
四国岩谷産業（株）高知営業所	高知市横浜 1 5 3 1	アセチレン等	3, 1 6 3. 6 m ³
（株）高知ガス	香美市土佐山田町逆川字大改地 1 1 6 3 番 1	液化石油ガス	1 8, 0 0 0 k g
（有）米キュウ	香南市香我美町徳王子 6 0 5 番地	液化石油ガス	2 1, 5 0 0 k g
近森病院	高知市大川筋 1 丁目 1 番 1 6 号	液化酸素等	1, 9 3 4. 6 8 m ³
池田紙業（株）新不織布工場	吾川郡いの町波川 5 8 8 番地	液化石油ガス	1 5, 0 2 7 k g
（有）四万十みはら菜園 四万十町事業所	高岡郡四万十町本堂 7 0 7 - 7 1	液化石油ガス	3 0, 0 1 2 k g
ダイドー・タケナカビパレッジ （株）	室戸市羽根町字山鳥甲 1 3 1 0 番地 1	液化天然ガス 圧縮窒素ガス	2 8, 9 8 4 k g 0. 1 8 8 m ³
ヤンマーアグリ(株)高知工場	香美市土佐山田町 2 6 3 番地	アセチレン等	1, 7 7 6. 7 6 m ³
四国ガス燃料(株)高知営業所 佐川出張所	高岡郡佐川町西組カゲ 1 2 4 0 番 2	液化石油ガス	1 6, 9 5 0 k g
高知赤十字病院	高知市秦南町 1 丁目 1 3 7 - 1	液化酸素等 圧縮酸素等	1 0, 1 4 1 k g 4 4 5. 2 m ³
高知大学 医学部	南国市岡豊町小蓮 1 8 5 番地 1	液化酸素等 圧縮酸素等	1 0, 2 6 1 k g 1, 3 0 9 m ³
日本パピリア(株)高知工場	吾川郡いの町内野北町 1 番地	液化天然ガス 圧縮窒素	6 6, 0 7 5 k g 4 1. 8 m ³
四国太陽日酸(株)高知営業所	高知市萩町 1 丁目 8 番 2 2 号	液化酸素等 炭酸等	6, 2 5 2 k g 1, 6 1 0 m ³
ニッポン高度紙工業(株) 本社・本社工場	高知市春野町弘岡上 6 4 8 番地	液化天然ガス 圧縮窒素	3 3, 9 3 3 k g 1 4 m ³
ニッポン高度紙工業(株) 安芸工場	安芸市植野 1 番地	液化天然ガス 圧縮窒素	3 3, 9 3 3 k g 1 4 m ³
白石工業(株) 土佐工場	須崎市桑田山乙 3 番地	液化天然ガス 圧縮窒素	4 3, 8 5 2 k g 4 2 m ³
(株)ヒワサキ 中の島貯蔵所	高知市中の島 2 番 7 5 号	液化石油ガス	4 0, 5 4 0 k g
E トランスポート（株）	高知市中の島 2 番 7 5 号	液化石油ガス	5 3, 2 0 0 k g
入交トラストエナジー（株）	高知市布師田金山 3 9 3 6 - 7 3	液化石油ガス	1 0 8, 4 0 0 k g

事業所名	所在地	ガス名	貯蔵量
伊藤忠エネクスホームライフ (株) 高知営業所	高知市五台山 4 9 8 3	液化石油ガス	7 7, 2 5 0 k g

1. 3. 6. 7 高知県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
(一般ガス関係)

ガス名	事業所名	所在地
アセチレン、炭酸ガス、 窒素、アルゴン、L P ガス (工業用)	高知溶材 (株)	高知市稲荷町 1 0 - 9
酸素、ヘリウム、水素、窒素、 フロン、炭酸ガス、アルゴン	土佐酸素 (株)	高知市稲荷町 2 - 1 5
酸素、窒素、炭酸ガス、アルゴン、 空気、水素、ヘリウム、フロン、 L P ガス (工業用)、特殊材料ガス	土佐酸素 (株) 高知工場	高知市長浜 7 7 1
塩素	南海化学(株) 土佐工場	高知市棧橋通 4 - 1 0 - 1
酸素、アセチレン、炭酸ガス、 アルゴン	廣瀬鉄工業 (株)	室戸市領家 7 1 6
酸素、窒素、炭酸ガス、ヘリウム、アセチレン、 水素、空気、アルゴン、フロン	土佐酸素 (株) 宿毛工場	宿毛市平田町戸内字扇 3 6 6 1 - 7 2
酸素、窒素、炭酸ガス、アセチレン、 アルゴン	(株) 楓商店	四万十市中村京町 3 - 1 0
酸素、窒素、炭酸ガス、アセチレン、アルゴン、 ヘリウム、フロン、L P ガス (工業用)	四国アセチレン工業(株) 高知営業所	南国市上末松字蔦井 1 0 2 5 - 6

(L P ガス関係)

ガス名	事業所名	所在地
L P ガス	(有) 鍋島燃料店	室戸市領家 6 2 9
L P ガス	伊藤忠エネクスホームライフ(株) 高知東営業所	安芸郡奈半利町乙 3 7 6 5 - 3
L P ガス	(株) J A エナジーこうち L P ガス東部充填所	香南市香我美町上分字小柳 5 7 4 - 1
L P ガス	(株) ヒワサキ 南国営業所	南国市物部字高川原 6 2 0 - 1
L P ガス	高知液化瓦斯 (株)	高知市一宮 2 8 2 6
L P ガス	伊丹産業 (株) 高知支店 高知工場	高知市五台山字タナスカ 4 9 9 2 - 2
L P ガス	高知エネルギー (株)	高知市仁井田 3 6 3 6 - 3 0

ガス名	事業所名	所在地
L P ガス	四国ガス燃料（株） 高知営業所	高知市仁井田新築４５８６－１
L P ガス	（株）ホームエネルギー四国 高知センター	高知市横浜１５３１
L P ガス	土佐ガス（株） 横浜工場	高知市横浜ミソタ７２１
L P ガス	横井石販（株） 高知基地	吾川郡いの町１４２８
L P ガス	（有）高知マルイプロパン	高岡郡越知町越知甲３１６１
L P ガス	（株）ヒワサキ 窪川基地	高岡郡四万十町東大奈路字丸山５１３
L P ガス	（株）柿谷プロパン	四万十市具同北相の沢６２００－４ （四万十市中村東下町５２）
L P ガス	（株）長尾ガス	宿毛市和田３９９１－４ （宿毛市中央７－２－３４）

1.3.7 消防

1.3.7.1 消防本部現勢

(1) 消防職員の現況

令和7年4月1日現在

		消防職員数			階 級 別 吏 員 数							
		吏員	その他	条例定員	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士
県 計		1,199	7	1,224	1	5	30	128	384	315	71	265
消防本部設置市	高 知 市	390	2	369	1	4	13	39	135	101		97
	室 戸 市	48		55			1	5	16	14	3	9
	安 芸 市	38		40			1	9	7	8	5	8
	香 南 市	50	1	52			1	8	13	10	3	15
	香 美 市	58		60			1	7	23	10	4	13
	南 国 市	66		71			1	8	18	18	3	18
	土 佐 市	49		50			1	11	14	9	4	10
	土佐清水市	37		37			1	3	9	11	3	10
	市 計	736	3	734	1	4	20	90	235	181	25	180
消防組合	高幡消防組合	144		155		1	4	11	48	36	14	30
	中芸広域連合	37		40			1	5	9	12	2	8
	高吾北広域町村事務組合	48		49			1	2	11	20	6	8
	仁淀消防組合	58		57			1	7	12	20	7	11
	嶺北広域行政事務組合	36	1	42			1	2	9	10	10	4
	幡多中央消防組合	79	1	82			1	5	35	20	4	14
	幡多西部消防組合	61	2	65			1	6	25	16	3	10
	消防組合計	463	4	490	0	1	10	38	149	134	46	85

(2) 消防資機材の現況

		消 防 資 機 材											
		消防本部・署・所							消防団			消防用無線	
		消防 ポン プ自 動車	はし ご付 (屈 折) 消防 車	化学 消防 車	小型 動力 ポン プ付 積載 車	小型 動力 ポン プ	救助 工作 車	救急 自動車	消防 ポン プ自 動車	小型 動力 ポン プ付 積載 車	小型 動力 ポン プ	基地 局及 び固 定局	移動局
県 計		73	2	2	8	17	14	72	69	209	71	115	1, 278
消防本部設置市	高 知 市	26	2	1		2	4	16	26	16	5	3	274
	室 戸 市	4			1			4	3	14	10	2	32
	安 芸 市	3				2		3	3	5	10	3	28
	香 南 市	2				1	1	3	2	0	0	1	26
	香 美 市	3				2	1	3	3	0	0	6	28
	南 国 市	5		1	1	1	1	4	5	0		2	53
	土 佐 市	2			1	2	1	4	2	0		1	124
	土佐清水市	3				2	1	3	3	27	1	3	123
	市 計	48	2	2	3	12	9	40	47	62	26	21	688
高幡消防組合	消防本部	4			3	1	2	8				4	85
	構成団体計	0	0	0	0	0	0	0	4	48	3	0	0
	須崎市								2	16			
	中土佐町								1	0	0		
	四万十町								1	0	0		
	津野町								0	15	3		
	梶原町								0	17			
中芸広域連合	消防本部	2			1			3		10	1	2	22
	構成団体計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	奈半利町								0	0	0		
	田野町								0	0			
	安田町								0	0			
	北川村								0	0			
	馬路村								0	0			
北 広 域 高 吾	消防本部	4						3				2	137
	構成団体計	0	0	0	0	0	0	0	3	19	2	0	0

		消 防 資 機 材											
		消防本部・署・所							消防団			消防用無線	
		消防 ポン プ自 動車	はし ご付 (屈 折) 消防 車	化学 消防 車	小型 動力 ポン プ付 積載 車	小型 動力 ポン プ	救助 工作 車	救急 自動車	消防 ポン プ自 動車	小型 動力 ポン プ付 積載 車	小型 動力 ポン プ	基地 局及 び固 定局	移動局
組 合	町 村 事 務	仁淀川町							1	0	0		
		佐川町							0	7			
		越知町							2	12	2		
仁 淀 消 防 組 合		消防本部	4				1	4				2	38
		構成団体計	0	0	0	0	0	0	4	27	24	0	0
		いの町							3	27	24		
		日高村							1	0			
嶺 北 広 域 行 政 事 務 組 合		消防本部	3			1		3				2	18
		構成団体計	0	0	0	0	0	0	3	41	13	0	0
		本山町							2	13	4		
		大豊町							1	15	1		
		土佐町							0	8	8		
		大川村								5			
消 防 組 合	幡 多 中 央	消防本部	5			3	1	5				5	232
		構成団体計	1	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
		四万十市	0			0	0	0	4	0	0		
		黒潮町	1					0	1	0	0		
消 防 組 合	幡 多 西 部	消防本部	2		1		1	6				7	58
		構成団体計	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
		宿毛市							1	0	0		
		大月町							1	0	0		
		三原村							0	0			
消防組合計		25	0	0	5	5	5	32	21	145	45	24	590
そ の 他		東洋町							1	0			
		芸西村							0	0			

1.3.7.2 消防団現勢

			団員現員	うち女性団員	条例定数	階 級 別 人 数						
						団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
県 計			7,190	348	8,490	34	85	274	320	499	1,114	4,864
消防本部設置市	高 知 市		699	63	900	1	5	34	34	77	77	471
	室 戸 市		265	9	294	1	2	10	14	28	62	148
	安 芸 市		233	9	282	1	2	10	10	30	41	139
	南 国 市		334	16	350	1	3	13	14	24	24	255
	土 佐 市		322	3	331	1	3	19	12	12	43	232
	土佐清水市		346	27	425	1	2	5	5	24	59	250
	香 南 市		234	16	315	1	5	10	12	21	67	118
	香 美 市		295	10	400	1	3	19	19	23	46	184
	市 計		2,728	153	3,297	8	25	120	120	239	419	1,797
消防組合	高幡消防組合	構成団体計	1,087	45	1,227	5	14	38	47	89	191	703
		須崎市	183	16	230	1	2	6	6	25	52	91
		中土佐町	123	11	150	1	3	3	6	13	34	63
		四万十町	335	2	385	1	4	18	18	21	48	225
		津野町	196	5	212	1	3	6	6	12	18	150
		梶原町	250	11	250	1	2	5	11	18	39	174
	中芸広域連合	構成団体計	191	11	241	5	10	8	8	13	48	99
		奈半利町	49		65	1	2	3	3	3	11	26
		田野町	25		33	1	2			2	10	10
		安田町	51	3	65	1	2	3	3	3	10	29
		北川村	24	2	27	1	2			2	5	14
		馬路村	42	6	51	1	2	2	2	3	12	20
	高吾北広域町村事務組合	構成団体計	540	14	633	3	6	13	22	39	87	370
		仁淀川町	209	3	260	1	2	3	12	12	24	155
		佐川町	167	2	185	1	2	5	5	13	27	114
		越知町	164	9	188	1	2	5	5	14	36	101

			団員現員	うち女性団員	条例定数	階 級 別 人 数						
						団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
消 防 組 合	消 防 組 合 仁 淀	構成団体計	422	17	553	2	8	19	20	23	53	297
		いの町	324	16	451	1	6	13	13	17	39	235
		日高村	98	1	102	1	2	6	7	6	14	62
	事 務 組 合 嶺 北 広 域 行 政	構成団体計	585	41	740	4	7	22	22	16	90	424
		本山町	163	4	220	1	2	6	7	7	27	113
		大豊町	196	21	240	1	2	7	7	7	41	131
		土佐町	194	16	240	1	2	8	8	2	20	153
		大川村	32		40	1	1	1			2	27
	消 防 組 合 幡 多 中 央	構成団体計	813	38	886	2	6	31	47	31	118	578
		四万十市	565	35	596	1	3	17	33	17	76	418
		黒潮町	248	3	290	1	3	14	14	14	42	160
	消 防 組 合 幡 多 西 部	構成団体計	655	23	708	3	6	19	29	42	88	468
		宿毛市	388	16	402	1	2	8	8	23	57	289
		大月町	230	7	253	1	2	7	17	19	31	153
		三原村	37		53	1	2	4	4			26
	消防組合計		4,293	189	4,988	24	57	150	195	253	675	2,939
そ の 他	東洋町		91	4	115	1	1	1	2	4	11	71
	芸西村		78	2	90	1	2	3	3	3	9	57

1.3.7.3 消防水利の現況

		消 防 水 利												
		消火栓		公 設					私 設					消火栓 防火水 槽等計
				防 火 水 槽				井 戸	防 火 水 槽				井 戸	
		公 設	私 設	100 m ³ 以 上	60 ～ 100 m ³ 未 満	40～ 60 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満		100 m ³ 以 上	60 ～ 100 m ³ 未 満	40～ 60 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満		
県 計		15,112	74	54	132	2,753	1,456	151	10	11	57	80	3	
消防本部設置市	高 知 市	8635	29	40	71	256	64	96	7	9	20	8	3	9,238
	室 戸 市	307				23	97							427
	安 芸 市	278		1		60	77				1			417
	香 南 市	972		2	3	201	6							1,184
	香 美 市	198		3	1	195	18				3			418
	南 国 市	278			7	128	3	34	2		10	1		463
	土 佐 市	428			4	44	30		1		9	68		584
	土佐清水市	323	3			55	78							459
	市 計	11,419	32	46	86	962	373	130	10	9	43	77	3	13,190
高幡消防組合	消防本部													
	構成団体計	606	41	2	7	393	315	20	0	0	8	0	0	1,392
	須崎市	283	41		1	43	55	20			6			449
	中土佐町	27		2	3	52	25							109
	四万十町	210			3	110	67							390
	津野町	86				87	112							285
	梶原町					101	56				2			159
中芸広域連合	消防本部	429	1	1	10	199	44	0	0	0	0	0	0	684
	構成団体計													
	奈半利町													
	田野町													
	安田町													
	北川村													
	馬路村													
高吾北広域	消防本部													
	構成団体計	483	0	0	3	211	154	0	0	0	0	0	0	851
	仁淀川町	403			3	108	30							544

		消 防 水 利													
		消火栓		公 設						私 設					消火栓 防火水 槽等計
		公 設	私 設	防 火 水 槽				井 戸	防 火 水 槽				井 戸		
				100 m ³ 以 上	60 ～ 100 m ³ 未 満	40～ 60 m ³ 未 満	20～ 40 m ³ 未 満		100 m ³ 以 上	60 ～ 100 m ³ 未 満	40～ 60 m ³ 未 満	20～ 40 m ³ 未 満			
事 務 村	佐川町	61				61	69							191	
	越知町	19				42	55							116	
仁 淀 消 防 組 合	消防本部														
	構成団体計	758	0	0	1	229	44	0	0	2	3	0	0	1,037	
	いの町	686				165	36			1	3			891	
	日高村	72			1	64	8			1				146	
嶺 北 事 務 組 合 域 行 政	消防本部														
	構成団体計	220	0	3	13	354	67	0	0	0	0	0	0	657	
	本山町	101			2	90	5							198	
	大豊町	69		1	11	131	35							247	
	土佐町	47		1		104	27							179	
	大川村	3		1		29								33	
消 防 組 合 幡 多 中 央	消防本部														
	構成団体計	259	0	1	10	277	186	0	0	0	3	3	0	739	
	四万十市	197			8	168	166					1		540	
	黒潮町	62		1	2	109	20				3	2		199	
消 防 組 合 幡 多 西 部	消防本部														
	構成団体計	805	0	0	2	38	231	0	0	0	0	0	0	1,076	
	宿毛市	637		0	2	31	152							822	
	大月町	168				7	53							228	
	三原村						26							26	
消防組合計		3,560	42	7	46	1,701	1,041	20	0	2	14	3	0	6,436	
そ の 他	東洋町	12		1		35	10	1						59	
	芸西村	121				55	32							208	

1.3.7.4 民間防火組織一覧

		合 計		幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火クラブ	
		クラブ数	人数	クラブ数	人数	クラブ数	人数	クラブ数	人数
県 計		237	14,373	146	11,842	16	536	75	1,995
消防本部設置市	高 知 市	95	9,366	90	9,308	2	12	3	46
	室 戸 市	8	199	8	199	0	0	0	0
	安 芸 市	8	369	7	328	0	0	1	41
	香 南 市	10	645	3	134	2	99	5	412
	香 美 市	2	112	1	95	0	0	1	17
	南 国 市	24	817	7	262	1	62	16	493
	土 佐 市	2	5	0	0	0	0	2	5
	土佐清水市	4	61	0	0	0	0	4	61
	計	153	11,574	116	10,326	5	173	32	1,075
高幡消防組合	本部計	26	1,262	16	813	6	301	4	148
	須崎市	1	75	1	75				
	中土佐町	2	114	1	79	1	35		
	四万十町	15	536	10	345	3	72	2	119
	津野町	3	69	2	51	0	0	1	18
	梶原町	5	468	2	263	2	194	1	11
中芸広域連合	本部計	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈半利町								
	田野町								
	安田町								
	北川村								
	馬路村								
町村事務組合 高吾北広域	本部計	8	149	1	42	0	0	7	107
	仁淀川町	6	92					6	92
	佐川町	1	15					1	15
	越知町	1	42	1	42				
組合 仁淀消防	本部計	17	759	13	661	1	21	3	77
	いの町								
	日高村								
行政 嶺北広域	本部計	1	39	0	0	0	0	1	39
	本山町								
	大豊町	1	39					1	39

		合 計		幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火クラブ	
		クラブ数	人数	クラブ数	人数	クラブ数	人数	クラブ数	人数
組 事 合 務	土佐町								
	大川村								
消 幡 防 多 組 中 合 央	本部計	15	224	0	0	4	41	11	183
	四万十市								
	黒潮町								
消 幡 防 多 組 西 合 部	本部計	16	224	0	0	0	0	16	224
	宿毛市							6	90
	大月町							10	134
	三原村								
組合消防本部計		82	2,618	30	1,516	11	363	42	778
そ の 他	東洋町	1	142	0	0	0	0	1	142
	芸西村	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 町村計	1	142	0	0	0	0	1	142

1.3.8 医療施設

1.3.8.1 医療救護施設

県保健医療支部名 支部設置機関	市町村	医療救護所（80）	救護病院(69)	災害拠点病院 (9)	広域的な災害 拠点病院(3)	
安芸 安芸福祉保健所 (安芸市)	室戸市	室戸市保健福祉センター・県立 室戸広域公園屋内運動場	室戸市立室戸診療所	あき総合病院		
	安芸市	土居小学校・安芸第一小学校・ 森澤病院・芸西病院	森澤病院 芸西病院			
	東洋町	東洋町防災拠点施設、旧名留 川小学校	海南病院(徳島県)			
	奈半利町	愛光園	田野病院			
	田野町	ふれあいセンター・田野町保健 センター・中芸高校	田野病院			
	安田町	安田中学校	田野病院			
	北川村	北川村総合保健福祉センター	田野病院			
	馬路村	馬路診療所	田野病院			
	芸西村	芸西村民会館・芸西病院	芸西病院			
中央東 中央東 福祉保健所 (香美市)	南国市	南国厚生病院・藤原病院・南国 病院・南国中央病院・領石蛸が 丘クリニック・たかはし内科小児 科	南国厚生病院	J A高知病院	高知医療セン ター	
			藤原病院			
			南国病院			
			南国中央病院			
	香南市	野市中央病院前救護所	野市中央病院			
	香美市	岩河整形外科駐車場及び隣接 地(同仁病院所有地)並びに香 美市医療救護所倉庫・香北病院 駐車場及び外来・大栃診療所	香北病院			
			前田メディカルクリニック			
			岩河整形外科			
	本山町	嶺北中央病院	嶺北中央病院			
	大豊町	大杉中央病院・大田口医院・高 橋医院	大杉中央病院			
大田口医院						
		高橋医院				
土佐町	田井医院・早明浦病院	嶺北中央病院				
		早明浦病院				
大川村	小松診療所	嶺北中央病院		高知大学医学 部附属病院		
高知市 高知市保健所 (高知市)	高知市		高知脳神経外科病院	近森病院		
			もみのき病院			
			高知生協病院			
			高知西病院			
			高知整形・脳外科病院			
			田中整形外科病院			
			細木病院			
			国吉病院			
			竹下病院			
			愛宕病院			
			潮江高橋病院			
			函南病院			
			三愛病院			
			いずみの病院	国立病院機構 高知病院		
			高知高須病院			
			高知厚生病院			
			長浜病院			
			海里マリン病院			
			永井病院			
			リハビリテーション病院			
すこやかな杜						

			島津病院			
県保健医療支部名 支部設置機関	市町村	医療救護所（80）	救護病院(69)	災害拠点病院 (9)	広域的な災害 拠点病院(3)	
中央西 中央西 福祉保健所 (佐川町)	土佐市	土佐市民病院	土佐市民病院 白菊園病院 井上病院	仁淀病院 土佐市民病院	高知医療セン ター 高知赤十字病 院 高知大学医学 部附属病院	
	いの町	仁淀病院駐車場	仁淀病院 さくら病院			
	仁淀川町	大崎診療所・安部病院・仁淀診 療所及び別府小学校又はグラウ ンド	高北病院 山崎外科整形外科病院 前田病院 北島病院 山崎病院 岡本内科			
	佐川町	高北病院駐車場	高北病院			
	越知町		山崎外科整形外科病院 前田病院 北島病院 山崎病院 岡本内科			
	日高村	日高村保健センター	高北病院 仁淀病院 さくら病院			
	須崎市	須崎市総合保健福祉センター・朝 ヶ丘中学校・上分小中学校	高陵病院 土佐市民病院			須崎くろしお 病院 くぼかわ病院
	中土佐町	久礼中学校・大野見診療所	なかとさ病院 くぼかわ病院			
	樺原町	樺原病院・四万川診療所・ 松原診療所	樺原病院			
	津野町	姫野々診療所・杉ノ川診療所・ つのやまクリニック	樺原病院 高陵病院			
四万十町	農村環境改善センター・大正診 療所・十和診療所	くぼかわ病院 大西病院				
幡 多 幡多福祉保健所 (四万十市)	宿毛市	聖ヶ丘病院・筒井病院・沖の島 へき地診療所・希望ヶ丘医療救 護所	大井田病院 聖ヶ丘病院 筒井病院 沖の島へき地診療所	幡多けんみん 病院		
	土佐清水 市	清水中学校・下ノ加江地区防災 コミュニティセンター・旧足摺岬 小学校・平ノ段区長場・下川口 地区防災コミュニティセンター	渭南病院 足摺病院 松谷病院			
	四万十市	四万十市立市民病院救護所・中 村病院救護所・木俣病院救護 所・森下病院救護所・竹本病院 救護所・国保西土佐診療所救護 所・具同地区救護所	四万十市立市民病院 中村病院 木俣病院 森下病院 竹本病院 国保西土佐診療所			
	大月町	大月病院(病院前駐車場救護 所)	大月病院			
	三原村	三原村国保診療所敷地内	筒井病院			
	黒潮町	国民健康保険拳ノ川診療所・伊	四万十市立市民病院			

		与喜小学校・国民健康保険佐賀診療所・高知県立幡多青少年の家・大方中学校・三浦小学校・大方クリニック	くぼかわ病院		
--	--	---	--------	--	--

1.3.8.2 災害用備蓄医薬品（医療用・一般用医薬品）

（１）医薬品備蓄医療機関

ア 災害急性期に必要となる医薬品等（19 医療機関）

供給要請元 (県医療支部)	支部用医薬品等備蓄医療機関
安芸支部	田野病院、あき総合病院
中央東支部	高知大学医学部附属病院、J A高知病院、野市中央病院
高知市支部	高知医療センター、高知赤十字病院、近森病院、国立病院機構高知病院、海里マリン病院
中央西支部	国立病院機構高知病院、仁淀病院、土佐市民病院、高北病院
高幡支部	須崎くろしお病院、くぼかわ病院、高陵病院
幡多支部	幡多けんみん病院、四万十市立市民病院、渭南病院

イ 歯科用医薬品等（18 医療機関）

供給要請元		備蓄医療機関
県医療本部		高知医療センター 高知大学医学部附属病院
県医療支部	高知市支部	高知県歯科医師会歯科保健センター
	高知市支部以外	高知県歯科医師会が支部ごとに選定する歯科診療所(15 歯科診療所)

*出典：平成 27 年 3 月 高知県災害時医療救護計画（令和 5 年 7 月一部改定）

（２）災害備蓄医薬品等総括表（歯科用医薬品等以外）

令和 5 年 7 月現在

薬効分類	一 般名（成分名）	規格	包装単位	参考製品名
1 細胞外液補充液 維持液 代用血液	局方生理食塩液	20 ml	50 本	局方生理食塩液
	局方生理食塩液	100 ml	10 本	局方生理食塩液
	局方生理食塩液	500 ml	30 本	局方生理食塩液
	局方生理食塩液	20ml シリンジ	50 本	局方生理食塩液
	局方 5 %ブドウ糖注射液	20 ml	50 本	5 %大塚糖液
	局方 5 %ブドウ糖注射液	100 ml	10 本	5 %大塚糖液

薬効分類	一 般名（成分名）	規格	包装単位	参考製品名
	局方 5 %ブドウ糖注射液	500 ml	30 本	5 %大塚糖液
	50%ブドウ糖注射液	20 ml	50 本	5 0 %大塚糖液
	維持液 3 号注射液	200 ml	20 本	ソルデム 3 A
	維持液 3 号注射液	500 ml	20 本	ソルデム 3 A
	乳酸リンゲル液	500 ml	30 本	ラクテック 注射液
2 解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム錠（60mg 1 T）	1 錠	100 錠	ロキソニン錠
	アセトアミノフェン錠 200mg	1 錠	100 錠	カロナール錠 200mg
	アセトアミノフェン細粒	0. 5g	1200 包	カロナール細粒 20%
	アセトアミノフェン坐剤（100mg1 個）	100mg	50 個	アンヒバ坐剤 100mg
	ジクロフェナクナトリウム坐剤（25 mg 1 個）	25 mg	50 本	ボルタレン・サポ
	局方スルピリン注射液（2 5 %）	2ml	100 本	メチロン注射液 2 5 %
	ペントゾシン注射液	15mg	50 本	ペントジン注射液 15mg
3 抗生物質 「注射」 「内服」 「合成抗菌剤」	メロペネム水和物	0. 5g	10 キット	メロペン点滴用
	塩酸セフォチアム(生食 100ml 付き)	1g	10 袋	ハンスポリン静注用1 gバックS
	セファゾリン（生食 100ml 付）	1g	10 キット	セファメジンαキット1 g
	セファクロル（250mg1P）	1 カブセル	100 カブセル	ケフールカブセル 250mg
	セファクロル細粒	1g	120 包	ケフール細粒 10%
	クラリスロマイシン（200 mg 1 T）	1 錠	100 錠	クラリス錠 2 0 0
	クラリスロマイシン細粒	0. 5g	120 包	クラリスドライシロップ10%小児用
	レボフロキサシン（500 mg 1 T）	1 錠	100 錠	クラビット錠
	トスフロキサシントシル酸塩	0. 5g	100 包	オゼックス細粒小児用 15%
4 殺菌消毒剤	ポピドンヨード(10%250ml)	250ml	1 本	イソジン液
	消毒綿（4 cm×4 cm）	60 枚	20 パック	イソプロ綿
	手指消毒剤	500 ml	1 本	ウェルパス
5 外皮用剤	硫酸ゲンタマイシン(10g)	10g	10 本	ゲンタシン軟膏 0. 1%
	吉草酸ヘタメタゾン・ゲンタマイシン(10g)	10g	10 本	リンデロンV G 軟膏 0. 12%
6 止血剤	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム(0. 5%20ml1A)	20ml	50 本	アドナ(AC-17)注射液（静注用）
	トラネキサム酸(10%10ml1A)	10ml	50 本	トランサミン注射液(10%)
7 強心剤 昇圧剤	塩酸ドバミン注（0. 3% 600 mg）	200ml	10 袋	プレドバ注 600mg
	塩酸ドブトミン注（0. 3% 600mg）	200ml	10 袋	ドブトレックス注 600mg
	局方アドレナリン注射液（0. 1%1ml1A）	1ml	10 筒	アドレナリン注 0. 1%シリンジ
	ノルアドレナリン注射液	1mg	10 本	ノルアドリナリン注 1mg
	ニトログリセリン(0. 3 mg)	1 錠	100 錠	ニトロペン錠
8 局所麻酔剤	局方リドカイン注射液(1%10ml1A)	10ml	10 本	キシロカインボリアンブ 1 %
	局方リドカインゼリー 2%	30ml	5 本	キシロカインゼリー 2%

薬効分類	一 般名（成分名）	規格	包装単位	参考製品名
	局方リドカイン(80g1本)	1本	1本	キシロカインスプレー
9 シップ薬剤	パップ剤	1枚	10枚	ホルタルンテープ 15mg 等
10 解毒剤	硫酸アトロピン注射液（0.05%1mL）	1ml	20本	アトロピン注 0.05%シリンジ
	炭酸水素ナトリウム注射液 8.4%	250 ml	10本	メイロン注 8.4%
11 その他医薬品 降圧剤 ステロイド 剤等	ニフェジピン	10 mg	100錠	アダラートCR
	マレイン酸エナラプリル	5 mg	100錠	レニベース錠
	アテノロール	50 mg	100錠	テノーミン錠
	塩酸ニカルジピン注射液	10 mg	10本	ヘルジピン注射液10mg10mL
	ヒドロコルチゾン 100 mg	2ml	10本	サクシゾン注射用
	フロセミド 20 mg	2ml	10本	ラシックス注射液
	洗浄用生理食塩水	500ml	20本	
	洗浄用精製水	500ml	20本	
12 衛生材料	ガーゼ滅菌パック(7.5×10 cm)1枚パック	100袋	10箱	ガーゼ
	ガーゼ滅菌パック(7.5×7.5 cm)2枚パック	50袋	10箱	
	ガーゼ滅菌パック(5×5 cm)1枚パック	100袋	10箱	
	包帯(3.8 cm×4.5m)	10巻	50箱	包帯
	包帯(7.5 cm×4.5m)	6巻	30箱	
	紙絆創膏(9 mm×10m)	1個	10個	絆創膏
	サージカルテープ(25 mm×9m)	1個	12個	
	救急絆創膏(S・M・L 300枚)	1枚	300枚	救急絆創膏
13 医療用品 医療器具	輸液セット静脈針付中間チューブ TS-A450PK	1セット	50セット	輸液セット
	輸液セット(小児用)静脈針なし TK-A200LK	1セット	50セット	輸液セット(小児用)
	輸液セット静脈針付 TB-A400L	1セット	50セット	輸血セット
	留置針 22 G SR-OT 22 3 2 C	1セット	50セット	留置針
	留置針 20 G SR-OT 20 3 2 C	1セット	50セット	留置針
	翼付静脈針 22 G SV-22CLK	1セット	50セット	翼付静脈針
	注射筒針付 23 G 2.5ml	1本	100本	ディスプレイサブル注射筒
	注射筒針付 22 G 5ml	1本	100本	
	注射筒針付 22 G 10ml	1本	100本	
	注射筒針なし 20ml	1本	50本	
	注射針 18 G	1本	100本	ディスプレイサブル注射針
	注射針 21 G	1本	100本	
	ホルダー・替刃	1枚	20枚	ディスプレイサブル替刃メス
	ピンセット	1丁	1丁	ピンセット(ディスプレイ)
	縫合針各種	1本	10本	縫合針

薬効分類	一 般 名（成分名）	規格	包装単位	参考製品名
	滅菌済縫合糸各種	1m	10m	滅菌済縫合糸
	手術用手袋 S・M・L	1 双	20 双	手術用手袋
	ラテックス手袋M	50 双	20 箱	ラテックス手袋

*出典：平成 27 年 3 月 高知県災害時医療救護計画（令和 5 年 7 月一部改定）

（３）災害備蓄医薬品等総括表（歯科用医薬品等）

令和 5 年 7 月現在

薬効分類	参考製品名	規格	包装単位	備蓄数量(*)
1 解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン	60mg	100 錠	合計 34 箱
	カロナール	200mg	100 錠	
2 抗生物質	フロモックス	100mg	100 錠	合計 34 箱
	ファロム	200mg	100 錠	
	メイアクトMS	100mg	100 錠	
3 止血剤	スポンゼル			19 箱
4 局所麻酔薬	オーラ注	1.8 ml	50 本	合計 30 箱
	3%シタネストオクタプレシン	1.8 ml	50 本	
5 注射用器具	歯科用カートリッジシリンジ			21 個
	注射針（30GS）		100 本	19 箱
6 外科用器具	抜歯鉗子			19 個
	持針器			19 個
	ディスポメス		20 本	19 箱
	糸付き縫合針		12 本	21 箱
7 外傷等の固定器具	MM シーネ		6 本	21 箱
	結紮線			23 個
	カッター			19 個
	ハサミ			19 個
	ペンチ			19 個
	ディスポ基本セット		100 個	24 箱
8 保存修復器具	歯科用セメントキット			18 個
	練板		3 冊	18 個
	根管拡大器具		6 本	38 箱
9 義歯等修理用器具	印象剤	5kg	1 セット	19 個
	ディスポ印象用トレイABCDEF		10 個	62 箱
	即時重合レジンキット	粉 250g・250ml 入り等		19 セット
	各種バー			18 箱

*出典：平成 27 年 3 月 高知県災害時医療救護計画（令和 5 年 7 月一部改定）

1. 防災組織関係

1.4.1 その他の組織

(高知県南海トラフ地震対策課調べ)

1.4.1.1 自主防災組織の現況

(令和7年4月1日)

	県全体 (A)			
	管内世帯数 a	自主防災 組織数	組織されている 地域の世帯数 b	組 織 率 b/a%
高知市	163,543	847	158,348	96.8
室戸市	6,686	103	6,686	100.0
安芸市	7,834	58	7,834	100.0
南国市	22,596	171	21,801	96.5
土佐市	12,565	130	11,923	94.9
須崎市	10,421	126	10,421	100.0
宿毛市	9,723	102	9,723	100.0
土佐清水市	6,691	57	6,661	99.6
四万十市	16,408	167	16,408	100.0
香南市	15,522	102	14,013	90.3
香美市	12,874	177	12,570	97.6
東洋町	1,302	40	1,302	100.0
奈半利町	1,618	20	1,526	94.3
田野町	1,258	13	1,258	100.0
安田町	1,164	31	1,164	100.0
北川村	622	13	622	100.0
馬路村	398	6	398	100.0
芸西村	1,777	33	1,777	100.0
本山町	1,730	22	1,730	100.0
大豊町	1,810	42	1,768	97.7
土佐町	1,858	39	1,851	99.6
大川村	196	1	196	100.0
いの町	10,217	144	10,165	99.5
仁淀川町	2,569	102	2,527	98.4
中土佐町	3,026	64	2,991	98.8
佐川町	5,881	97	5,566	94.6
越知町	2,531	57	2,531	100.0
梼原町	1,670	6	1,670	100.0
日高村	2,391	54	2,274	95.1
津野町	2,546	71	2,546	100.0
四万十町	7,904	89	7,904	100.0
大月町	2,458	35	2,458	100.0
三原村	718	14	718	100.0
黒潮町	5,254	66	5,254	100.0
計 (R7.4.1)	345,761	3,099	336,584	97.3

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1	ロイヤルガーデンはりまや町	高知県	高知市	はりまや町1-13-20
2	はりまや橋小学校	高知県	高知市	はりまや町2-14-8
3	北街ビル	高知県	高知市	はりまや町3-20-1
4	ビ・ウェル播磨屋	高知県	高知市	はりまや町3-21-2
5	ビ・ウェル播磨屋式番館	高知県	高知市	はりまや町3-21-23
6	土佐塾Seizo館	高知県	高知市	はりまや町3-7-18
7	土佐塾本館	高知県	高知市	はりまや町3-7-8
8	奏小学校	高知県	高知市	愛宕山18
9	江ノロコミュニティセンター	高知県	高知市	愛宕町1-10-7
10	ST愛宕	高知県	高知市	愛宕町1-11-6
11	よんでんライフケア高知	高知県	高知市	愛宕町3-11-38
12	木村会館	高知県	高知市	旭町3-121
13	一ツ橋レジデンス	高知県	高知市	一ツ橋町2-52
14	カーサー一ツ橋	高知県	高知市	一ツ橋町2-61
15	一宮小学校	高知県	高知市	一宮西町1-9-1
16	一宮市民会館・一宮児童館	高知県	高知市	一宮西町3-22-16
17	一宮ふれあいセンター	高知県	高知市	一宮中町1-5-20
18	一宮東小学校	高知県	高知市	一宮東町1-20-1
19	高知東高等学校	高知県	高知市	一宮徳谷23-1
20	マルハン高知一宮店(立体駐車場)	高知県	高知市	一宮南町1-11-11
21	サーパスシティ高知Ⅰ棟	高知県	高知市	一宮南町1-1-5
22	サーパスシティ高知Ⅱ棟	高知県	高知市	一宮南町1-1-6
23	一宮中学校	高知県	高知市	一宮南町1-3-1
24	高知土木事務所	高知県	高知市	稲荷町11-26
25	青柳公園	高知県	高知市	稲荷町1-3
26	セルヴィ21知寄町	高知県	高知市	稲荷町170-1
27	浦戸ふれあいセンター	高知県	高知市	浦戸274-9
28	浦戸小学校	高知県	高知市	浦戸410-1
29	桂浜公園	高知県	高知市	浦戸6
30	高知県立坂本龍馬記念館	高知県	高知市	浦戸830
31	桂浜荘	高知県	高知市	浦戸830-25
32	栄田町コミュニティ住宅1号棟	高知県	高知市	栄田町1-5-12
33	栄田町コミュニティ住宅2号棟	高知県	高知市	栄田町1-6-20
34	高知よさこい咲都合同庁舎	高知県	高知市	栄田町2-2-10
35	高知県公立大学法人 永国寺キャンパス教育研究棟	高知県	高知市	永国寺町2-22
36	ホテル高砂	高知県	高知市	駅前町2-1
37	土佐中・高等学校	高知県	高知市	塩屋崎町1-1-10
38	潮江中学校	高知県	高知市	塩屋崎町1-2-20
39	塩田町マンション	高知県	高知市	塩田町13-14
40	コーポミライクリエイト	高知県	高知市	塩田町13-4
41	保健福祉センター	高知県	高知市	塩田町18-10
42	横内小学校	高知県	高知市	横内242-12
43	総合福祉施設ヘリオス	高知県	高知市	横浜20-1
44	横浜中学校	高知県	高知市	横浜新町1-401
45	横浜新町小学校	高知県	高知市	横浜新町5-2201
46	瀬戸公園	高知県	高知市	横浜新町5-33
47	サーパス高須東式番館	高知県	高知市	介良乙1028-1
48	介良ふれあいセンター	高知県	高知市	介良乙2286
49	介良中学校	高知県	高知市	介良乙2620
50	介良小学校	高知県	高知市	介良乙2735-1
51	イチゴいちえ	高知県	高知市	介良乙3042-1
52	本江田川排水機場	高知県	高知市	介良乙3659-2
53	高知東郵便局	高知県	高知市	介良乙952-1
54	東部総合運動場体育センター	高知県	高知市	介良丙1000-2
55	介良市民会館	高知県	高知市	介良丙329
56	ソレイユe	高知県	高知市	海老ノ丸11-10
57	アルファステイツ高須	高知県	高知市	葛島1-10-57
58	マイセル高須	高知県	高知市	葛島1-10-68
59	ルーカス高須	高知県	高知市	葛島1-10-68
60	インペリアル西本2	高知県	高知市	葛島1-6-28
61	インペリアル西本1	高知県	高知市	葛島1-6-37
62	ロイヤルガーデン2	高知県	高知市	葛島1-6-6
63	ロイヤルガーデン	高知県	高知市	葛島1-6-8
64	ヴィラージュ葛島	高知県	高知市	葛島1-7-9
65	高知厚生病院	高知県	高知市	葛島1-9-50
66	高須公園	高知県	高知市	葛島3
67	平成ビル	高知県	高知市	葛島3-14-1

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
68	コーポマルミ	高知県	高知市	葛島3-14-3
69	コーポ田中1号館	高知県	高知市	葛島4-10-7
70	コーポ田中2号館	高知県	高知市	葛島4-10-8
71	サーパス高須	高知県	高知市	葛島4-3-14
72	東部健康福祉センター	高知県	高知市	葛島4-3-3
73	四電葛島アパート	高知県	高知市	葛島4-4-3
74	コーポ田中5号館	高知県	高知市	葛島4-7-20
75	鴨部市営住宅2号棟	高知県	高知市	鴨部1-13-2
76	鴨田小学校	高知県	高知市	鴨部1155
77	西部中学校	高知県	高知市	鴨部1-9-1
78	高知国際中学校・高知国際高等学校	高知県	高知市	鴨部2-5-70
79	西部健康福祉センター	高知県	高知市	鴨部860-1
80	丸ノ内緑地	高知県	高知市	丸ノ内1-20
81	高知公園	高知県	高知市	丸ノ内1-2-1
82	高知県庁本庁舎	高知県	高知市	丸ノ内1-2-20
83	高知地方裁判所	高知県	高知市	丸ノ内1-3-5
84	高知法務総合庁舎	高知県	高知市	丸の内1-4-1
85	城西公園	高知県	高知市	丸ノ内1-5-2
86	高知県庁西庁舎	高知県	高知市	丸ノ内1-7-52
87	高知丸の内高等学校	高知県	高知市	丸ノ内2-2-40
88	高知県庁北庁舎	高知県	高知市	丸ノ内2-4-1
89	J.ビルディング	高知県	高知市	丸ノ内2-8-17
90	丸池公園	高知県	高知市	丸池町9
91	一ツ橋小学校	高知県	高知市	吉田町4-10
92	久重小学校	高知県	高知市	久礼野2340-2
93	リバーサイドハイツ	高知県	高知市	吸江239
94	鏡中学校	高知県	高知市	鏡今井191
95	鏡小学校	高知県	高知市	鏡今井7
96	中山間地域構造改善センター	高知県	高知市	鏡小浜8
97	鏡川町市営住宅2号棟	高知県	高知市	鏡川町16
98	鏡川町市営住宅1号棟	高知県	高知市	鏡川町16
99	大利新宮の森公園	高知県	高知市	鏡大利554
100	ビ・ウェル九反田【RIVER FRONT】	高知県	高知市	九反田14-5
101	文化プラザ「かるぼーと」	高知県	高知市	九反田2-1
102	OMO7高知by星野リゾート	高知県	高知市	九反田9-15
103	五台山公園	高知県	高知市	五台山
104	東部総合運動場くろしおアリーナ	高知県	高知市	五台山1736-1
105	五台山ふれあいセンター	高知県	高知市	五台山2945-2
106	五台山小学校	高知県	高知市	五台山3371
107	青柳中学校	高知県	高知市	五台山3923
108	高知県農業協同組合本所	高知県	高知市	五台山5015-1
109	御畳瀬ふれあいセンター	高知県	高知市	御畳瀬252
110	旭中学校	高知県	高知市	口細山164-1
111	城東中学校	高知県	高知市	江陽町1-20
112	江陽小学校	高知県	高知市	江陽町1-30
113	土佐国道事務所	高知県	高知市	江陽町2-2
114	高知中央自動車学校	高知県	高知市	江陽町4-50
115	行川学園	高知県	高知市	行川472
116	潮江南小学校	高知県	高知市	高見町248-1
117	高須浄化センター敷地	高知県	高知市	高須
118	高須小学校	高知県	高知市	高須1-1-55
119	サーパス高須中央	高知県	高知市	高須1-16-2
120	百万石ビル	高知県	高知市	高須1-18-8
121	ビクシー高須	高知県	高知市	高須1-4-5
122	アムールハイツ高須	高知県	高知市	高須1-4-6
123	サーパス高須第3	高知県	高知市	高須1-8-15
124	ボンジュール宗円	高知県	高知市	高須2-13-10
125	セレクト高須	高知県	高知市	高須2-13-21
126	美和ハイツ3	高知県	高知市	高須2-15-44
127	ハイツフジオ	高知県	高知市	高須2-1-7
128	メゾン・レーヴ高須	高知県	高知市	高須2-17-20
129	岡林マンション	高知県	高知市	高須2-17-36
130	ピュアコート高須	高知県	高知市	高須2-18-11
131	マンションベスタ	高知県	高知市	高須2-3-21
132	アーバンヒル青山	高知県	高知市	高須2-6-64
133	サーパス高須一番館	高知県	高知市	高須3-14-30
134	サーパス高須二番館	高知県	高知市	高須3-14-31

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
135	メゾンキタムラ	高知県	高知市	高須3-1-45
136	カーサローズヴェール	高知県	高知市	高須3-1-59
137	レオパレスヴィラ高須	高知県	高知市	高須3-16-7
138	メゾン北村2	高知県	高知市	高須3-2-20
139	メゾン・ド・ケイ	高知県	高知市	高須3-2-47
140	コスモハイツ高須2 A棟	高知県	高知市	高須3-3-14
141	コスモハイツ高須2 B棟	高知県	高知市	高須3-3-15
142	コスモハイツ高須2 C棟	高知県	高知市	高須3-3-16
143	アバイド	高知県	高知市	高須3-4-44
144	セリーズ	高知県	高知市	高須砂地155
145	コーポ高須	高知県	高知市	高須新町1-1-14
146	ロゼ1	高知県	高知市	高須新町1-13-26
147	パークサイド高須2	高知県	高知市	高須新町1-5-11
148	青木脳神経外科形成外科	高知県	高知市	高須新町1-6-26
149	ビュア高須新町	高知県	高知市	高須新町1-7-7
150	高須ふれあいセンター	高知県	高知市	高須新町2-5-15
151	土佐塾高須教室	高知県	高知市	高須新町2-6-9
152	ルミエールSawa	高知県	高知市	高須新町2-7-8
153	バル・グランディ	高知県	高知市	高須新町3-1-20
154	グランディ	高知県	高知市	高須新町3-1-36
155	高須グランドハイツ	高知県	高知市	高須新町3-2-4
156	コーポ浜田	高知県	高知市	高須新町3-7-5
157	コーポ山崎	高知県	高知市	高須新町4-2-12
158	第3山崎マンション	高知県	高知市	高須新町4-7-8
159	ドルフ高須	高知県	高知市	高須新木1-29
160	ホワイエ高須	高知県	高知市	高須新木3-36
161	ジュース高須	高知県	高知市	高須東町13-1
162	ビュア高須2	高知県	高知市	高須東町14-11
163	東ノ丸マンション	高知県	高知市	高須本町2-50
164	弥右衛門公園	高知県	高知市	高埴12
165	高知県立弓道場	高知県	高知市	高埴12-1
166	Lb-1	高知県	高知市	桜井町1-3-36
167	ピ・ウェル新堀	高知県	高知市	桜井町1-5-28
168	ライオンズマンション高知桜井町	高知県	高知市	桜井町1-8-32
169	サーパスシティ桜井町	高知県	高知市	桜井町2-7-32
170	サーパスシティ城西桜通り	高知県	高知市	桜馬場2-28
171	小高坂市民会館	高知県	高知市	山ノ端町32-5
172	アステールK	高知県	高知市	栈橋通1-10-6
173	セントヴィレッジ	高知県	高知市	栈橋通1-11-13
174	栈橋住宅	高知県	高知市	栈橋通1-12-15
175	オリザビル	高知県	高知市	栈橋通1-12-17
176	シンセイ高知店(立体駐車場)	高知県	高知市	栈橋通1-1-30
177	カムリヴ	高知県	高知市	栈橋通1-13-12
178	ライフ	高知県	高知市	栈橋通1-14-2
179	潮江マンションA	高知県	高知市	栈橋通1-2-28
180	有料老人ホームつばさ	高知県	高知市	栈橋通1-7-18
181	高知工業高等学校	高知県	高知市	栈橋通2-11-6
182	潮江市民図書館	高知県	高知市	栈橋通2-1-50
183	アスパルこうち	高知県	高知市	栈橋通2-1-50
184	(株)四電工高知支店	高知県	高知市	栈橋通2-2-25
185	四国銀行 潮江支店	高知県	高知市	栈橋通3-31-3
186	潮江第三コミュニティ住宅	高知県	高知市	栈橋通3-32-26
187	セントラルディーボ栈橋店(立体駐車場)	高知県	高知市	栈橋通4-16-6
188	高知港湾合同庁舎	高知県	高知市	栈橋通5-4-55
189	ポートハイム28	高知県	高知市	栈橋通5-6-1
190	ステラ栈橋	高知県	高知市	栈橋通5-6-12
191	トランスポート避難ビル	高知県	高知市	栈橋通6-1-2
192	旧高知南中学・高等学校	高知県	高知市	栈橋通6-2-1
193	パチンコタマイ(立体駐車場)	高知県	高知市	知寄町2-2-7
194	マチレス若松	高知県	高知市	若松町9-41
195	朝倉第二小学校	高知県	高知市	若草南町23-56
196	種崎地区津波避難センター	高知県	高知市	種崎405-6
197	貴船ノ森津波避難センター	高知県	高知市	種崎662-6
198	種崎公園津波避難タワー	高知県	高知市	種崎773-1
199	種崎公園	高知県	高知市	種崎777-1
200	木村病院	高知県	高知市	寿町8-8
201	十津小学校	高知県	高知市	十津4-27-1

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
202	仁井田公園	高知県	高知市	十津6-3-1
203	春野公民館弘岡下分館	高知県	高知市	春野町弘岡下1500
204	春野公民館弘岡上分館	高知県	高知市	春野町弘岡上1646-1
205	ニッポン高度紙工業株式会社8号工場	高知県	高知市	春野町弘岡上648
206	ニッポン高度紙工業株式会社N-1号工場	高知県	高知市	春野町弘岡上648
207	春野弘岡中市民会館	高知県	高知市	春野町弘岡中134-1
208	春野西小学校	高知県	高知市	春野町弘岡中2501
209	春野公民館弘岡中分館	高知県	高知市	春野町弘岡中711
210	春野公民館甲殿分館	高知県	高知市	春野町甲殿341-1
211	甲殿西津波避難タワー	高知県	高知市	春野町甲殿782-2
212	春野秋山市民会館	高知県	高知市	春野町秋山107-1
213	春野公民館秋山分館	高知県	高知市	春野町秋山1111-3
214	春野公民館森山分館	高知県	高知市	春野町森山1207-4
215	春野公民館新川分館	高知県	高知市	春野町森山203-4
216	春野公民館仁ノ分館	高知県	高知市	春野町仁ノ384-5
217	春野あじさい会館	高知県	高知市	春野町西分1-1
218	春野公民館	高知県	高知市	春野町西分19
219	春野公民館西分分館	高知県	高知市	春野町西分2079-2
220	春野中学校	高知県	高知市	春野町西分328
221	春野文化ホールピアステージ	高知県	高知市	春野町西分340
222	戸原東津波避難タワー	高知県	高知市	春野町東諸木1344-2
223	戸原西津波避難タワー	高知県	高知市	春野町東諸木2591-2
224	春野公民館諸木分館	高知県	高知市	春野町東諸木3441-1
225	春野東小学校	高知県	高知市	春野町東諸木3978
226	春野公民館内ノ谷分館	高知県	高知市	春野町内ノ谷810
227	春野公民館南ヶ丘分館	高知県	高知市	春野町南ヶ丘1-2-1
228	春野公民館平和分館	高知県	高知市	春野町平和149
229	春野公民館芳原分館	高知県	高知市	春野町芳原784-1
230	朝倉ふれあいセンター	高知県	高知市	曙町1-14-12
231	オリエントホテル高知	高知県	高知市	升形5-37
232	第六小学校	高知県	高知市	升形9-4
233	筆山公園	高知県	高知市	小石木町
234	小石木市民会館	高知県	高知市	小石木町182-4
235	潮江市営住宅	高知県	高知市	小石木町204
236	アルファステイツ知寄2	高知県	高知市	小倉町4-3
237	下知水再生センター	高知県	高知市	小倉町5-25
238	高知大学教育学部附属小学校	高知県	高知市	小津町10-13
239	ビ・ウエル高知城公園	高知県	高知市	小津町2-3
240	龍馬学園グローバル校舎	高知県	高知市	小津町3-19
241	高知県立塩見記念青少年プラザ	高知県	高知市	小津町6-4
242	昭和町コミュニティ住宅	高知県	高知市	昭和町8-18
243	アーバンシンフォニー美門	高知県	高知市	上町1-10-44
244	ヤイロハイツ	高知県	高知市	上町1-11-43
245	第四小学校	高知県	高知市	上町2-1-11
246	城西館 千寿館	高知県	高知市	上町2-5-34
247	龍馬の生まれたまち記念館	高知県	高知市	上町2-6-33
248	クオリア上街鷹城館	高知県	高知市	上町3-1-16
249	高知県信用保証協会	高知県	高知市	上町3-13-14
250	グループホームさくらんぼ	高知県	高知市	上町3-4-24
251	アーバンハイツ上町	高知県	高知市	上町3-7-26
252	県営住宅鏡水団地	高知県	高知市	上町4-9-14
253	サーパス城見	高知県	高知市	城見町9-12
254	高知小津高等学校	高知県	高知市	城北町1-14
255	小高坂小学校	高知県	高知市	新屋敷1-11-5
256	萩公園	高知県	高知市	新田町16
257	ロイヤル新本町	高知県	高知市	新本町1-3-2
258	江ノ口小学校	高知県	高知市	新本町1-8-12
259	神田小学校	高知県	高知市	神田1174-1
260	神田公園	高知県	高知市	神田1338-3
261	西山市民会館	高知県	高知市	神田134-26
262	秦住宅2号棟	高知県	高知市	秦南町1-4-107
263	秦住宅1号棟	高知県	高知市	秦南町1-4-113
264	イオンモール高知	高知県	高知市	秦南町1-4-8
265	ガーデンハイム西村	高知県	高知市	秦南町1-5-46
266	砂地津波避難タワー	高知県	高知市	仁井田1014-3
267	高知高等技術学校	高知県	高知市	仁井田1188
268	三里小学校	高知県	高知市	仁井田1356

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
269	三里交番	高知県	高知市	仁井田1612-3
270	パールマリン	高知県	高知市	仁井田1618-18
271	大旺新洋(株)地震・津波対策ビル	高知県	高知市	仁井田1625-2
272	舟倉津波避難センター	高知県	高知市	仁井田1646-14
273	三里文化会館	高知県	高知市	仁井田1652-1
274	三里中学校	高知県	高知市	仁井田3363
275	神幸道津波避難タワー	高知県	高知市	仁井田4100-38
276	三里ふれあいセンター	高知県	高知市	仁井田4229-2
277	新築津波避難タワー	高知県	高知市	仁井田4314-3
278	ハビネス杉井流	高知県	高知市	杉井流6-10
279	横浜小学校	高知県	高知市	瀬戸東町1-26
280	セントラルディーボ知寄店(立体駐車場)	高知県	高知市	青柳町35-1
281	アルファステイツ知寄3	高知県	高知市	青柳町45-1
282	サーパス青柳町	高知県	高知市	青柳町53-3
283	ロゼ2	高知県	高知市	青柳町62-1
284	愛宕中学校	高知県	高知市	相模町1-54
285	セントラルディーボ相模店	高知県	高知市	相模町16-29
286	ビ・ウェル相模公園WEST	高知県	高知市	相模町17-14
287	中央公園	高知県	高知市	帯屋町1-11-27
288	ビ・ウェルおびさんロード	高知県	高知市	帯屋町1-13-8
289	ピッコロビル	高知県	高知市	帯屋町2-2-13-3
290	帯屋町チェントロ	高知県	高知市	帯屋町2-2-9
291	岡村ビル	高知県	高知市	帯屋町2-2-22
292	Apパーク高知(立体駐車場)	高知県	高知市	帯屋町2-5-11
293	高知江の口特別支援学校	高知県	高知市	大原町120-5
294	総合体育館	高知県	高知市	大原町158
295	杉本ビル大原町	高知県	高知市	大原町87-1
296	エレガント大川筋	高知県	高知市	大川筋2-6-8
297	城西中学校	高知県	高知市	大膳町3-4
298	高知商業高等学校	高知県	高知市	大谷6
299	大谷公園	高知県	高知市	大谷公園町16-85
300	マリベールグローリエ	高知県	高知市	大津乙1245-2
301	テポーレヒル	高知県	高知市	大津乙1245-7
302	(株)青柳本社工場	高知県	高知市	大津乙1741
303	高知県教育センター	高知県	高知市	大津乙181
304	高知健康科学大学(講義棟)	高知県	高知市	大津乙2500-2
305	県営住宅大津団地2号棟	高知県	高知市	大津乙318
306	県営住宅大津団地1号棟	高知県	高知市	大津乙318
307	大津中学校	高知県	高知市	大津乙740-1
308	ハーモナイズおおつ2号棟	高知県	高知市	大津乙845
309	ハーモナイズおおつ1号棟	高知県	高知市	大津乙845
310	ロゼ3	高知県	高知市	大津乙878-1
311	サンシティ2	高知県	高知市	大津乙879-2
312	大津ふれあいセンター	高知県	高知市	大津乙930-5
313	大津小学校	高知県	高知市	大津乙972
314	高知市役所たかじょう庁舎	高知県	高知市	鷹匠町2-1-43
315	ちより街テラス	高知県	高知市	知寄町2-1-37
316	サーパス知寄町1	高知県	高知市	知寄町2-4-10
317	サーパス知寄町2	高知県	高知市	知寄町2-4-9
318	朝日プラザ知寄町パサージュ	高知県	高知市	知寄町3-216
319	シャルム葛島	高知県	高知市	知寄町3-601-1
320	竹島公園	高知県	高知市	竹島町54-3
321	サーパス中の島 桜通り	高知県	高知市	中の島1-93
322	秦泉寺公園	高知県	高知市	中秦泉寺318-1
323	秦ふれあいセンター	高知県	高知市	中秦泉寺54-3
324	セントラル宝永店(立体駐車場)	高知県	高知市	中宝永町10-4
325	海老川市民会館	高知県	高知市	朝倉己419-3
326	松田市民会館	高知県	高知市	朝倉己959-1
327	沖田公園	高知県	高知市	朝倉甲201-1
328	朝倉中学校	高知県	高知市	朝倉丁604-1
329	朝倉市民会館	高知県	高知市	朝倉東町24-33
330	朝倉総合市民会館	高知県	高知市	朝倉戊585-1
331	朝倉小学校	高知県	高知市	朝倉本町2-11-20
332	潮見台公園	高知県	高知市	潮見台1-2601
333	介良潮見台小学校	高知県	高知市	潮見台1-2602-1
334	潮江東小学校	高知県	高知市	潮新町2-1-54
335	旧御置瀬小学校	高知県	高知市	長浜209

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
336	長浜市民会館	高知県	高知市	長浜4250
337	長浜地区津波避難タワー	高知県	高知市	長浜431-4
338	長浜小学校	高知県	高知市	長浜4811
339	ユニット型特別養護老人もとか	高知県	高知市	長浜4975
340	南海中学校	高知県	高知市	長浜5235
341	長浜公園	高知県	高知市	長浜5618-1
342	特別養護老人ホームつむぐ	高知県	高知市	長浜6598-4
343	鎮守の森公園緑地	高知県	高知市	長浜6602-6
344	長浜ふれあいセンター	高知県	高知市	長浜690-5
345	ウェルカムホテル高知	高知県	高知市	追手筋1-8-25
346	オーテピア	高知県	高知市	追手筋2-1-1
347	高知追手前高等学校	高知県	高知市	追手筋2-2-10
348	高知県立高知城歴史博物館	高知県	高知市	追手筋2-7-5
349	クレアフジモト	高知県	高知市	天神町14-23
350	エルミタージュ天神	高知県	高知市	天神町2-6
351	ジョンマンマンション	高知県	高知市	天神町4-21
352	メゾン・レーヴ潮江	高知県	高知市	土居町16-4
353	Hotel Ko's Style	高知県	高知市	土居町8-8
354	潮江高橋病院 北棟	高知県	高知市	土居町9-18
355	介護老人保健施設 梅壽苑	高知県	高知市	土居町9-18
356	土佐山公民館	高知県	高知市	土佐山122-1
357	土佐山学舎	高知県	高知市	土佐山桑尾13
358	土佐山健康福祉センター	高知県	高知市	土佐山桑尾1842-2
359	旧土佐山中学校(体育館)	高知県	高知市	土佐山弘瀬405
360	サーパス知寄	高知県	高知市	東雲町1-23
361	アルファステイツ東雲町2	高知県	高知市	東雲町8-55
362	泉野小学校	高知県	高知市	東秦泉寺788
363	高知北高等学校	高知県	高知市	東石立町160
364	サーパス月の瀬橋	高知県	高知市	東石立町40-1
365	東石立町市営住宅1号棟	高知県	高知市	東石立町81
366	東石立町市営住宅2号棟	高知県	高知市	東石立町81-2
367	Balcony8南の丸	高知県	高知市	南ノ丸町15-2
368	マルハン高知棧橋店(立体駐車場)	高知県	高知市	南ノ丸町3-1
369	高知県トラック会館	高知県	高知市	南ノ丸町5-17
370	123+Nはりまや橋店	高知県	高知市	南はりまや町1-8-1
371	源内山緑地	高知県	高知市	南河ノ瀬町
372	潮江市民会館	高知県	高知市	南河ノ瀬町161
373	(一財)四国電気保安協会	高知県	高知市	南久保5-8
374	初月ふれあいセンター	高知県	高知市	南久万119-1
375	初月小学校	高知県	高知市	南久万128
376	初月公園(予定地含む)	高知県	高知市	南久万189
377	高知労働総合庁舎	高知県	高知市	南金田1-39
378	サーパス南金田	高知県	高知市	南金田8-7
379	高知ハーモニー・ホスピタル(入院棟)	高知県	高知市	南金田9-8
380	潮江水再生センター	高知県	高知市	南新田町5-69
381	San Migel	高知県	高知市	南川添24
382	新高産業社屋	高知県	高知市	南竹島町53-3
383	ホテルベストブライズ高知	高知県	高知市	南宝永町16-12
384	福留開発社屋	高知県	高知市	南宝永町19-11
385	株式会社ラウンドワン 高知店	高知県	高知市	南宝永町4-12
386	下知コミュニティセンター	高知県	高知市	二葉町10-7
387	ハイツ六泉3	高知県	高知市	二葉町13-30
388	スカイパレス二葉	高知県	高知市	二葉町14-33
389	町田ビル	高知県	高知市	二葉町15-1
390	岡村ビル	高知県	高知市	二葉町7-10
391	高知パレスホテル 新館	高知県	高知市	廿代町1-18
392	高知パレスホテル 禁煙館	高知県	高知市	廿代町4-1
393	四国開発(株)高知本社	高知県	高知市	日の出町2-12
394	昭和小学校	高知県	高知市	日の出町7-61
395	サウスブリーズホテル	高知県	高知市	農人町5-29
396	リヴィエール大高	高知県	高知市	梅ノ辻21-14
397	フィッシングハヤシ	高知県	高知市	梅ノ辻5-1
398	梅ノ辻クリニック	高知県	高知市	梅ノ辻8-7
399	バル・ボナール	高知県	高知市	梅ノ辻9-7
400	(株)轟組	高知県	高知市	萩町1-5-13
401	城北中学校	高知県	高知市	八反町1-8-14
402	県営住宅八反町団地1号棟	高知県	高知市	八反町2-11-23

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
403	サーパス北本町	高知県	高知市	比島町1-4-10
404	ライオンズヒルズ高知	高知県	高知市	比島町2-10-45
405	比島公園	高知県	高知市	比島町4-8
406	潮江小学校	高知県	高知市	百石町2-4-40
407	南部健康福祉センター	高知県	高知市	百石町3-1-30
408	百石町市営住宅	高知県	高知市	百石町3-1-33
409	潮江第二コミュニティ住宅	高知県	高知市	百石町3-6-8
410	潮江第一コミュニティ住宅	高知県	高知市	百石町4-15-4
411	布師田ふれあいセンター	高知県	高知市	布師田1647
412	布師田小学校	高知県	高知市	布師田1781-1
413	高知刑務所	高知県	高知市	布師田3604-1
414	(有)マルキ南工場	高知県	高知市	布師田3962
415	高知県中小企業会館	高知県	高知市	布師田3992-2
416	福井公園	高知県	高知市	福井町1006-1
417	福寿園	高知県	高知市	福井町748
418	有料老人ホームとも	高知県	高知市	北久保2-39
419	JA高知ビル	高知県	高知市	北御座2-27
420	弥右衛門ふれあいセンター	高知県	高知市	北御座2-60
421	Dcmダイキ御座店	高知県	高知市	北御座4-6
422	旭東小学校	高知県	高知市	北端町50
423	北竹島町市営住宅2号棟	高知県	高知市	北竹島町29-1
424	北竹島町市営住宅1号棟	高知県	高知市	北竹島町29-1
425	高知中央郵便局	高知県	高知市	北本町1-10-18
426	JRクレメントイン高知	高知県	高知市	北本町1-10-59
427	龍馬情報ビジネス&フード専門学校	高知県	高知市	北本町1-12-6
428	更生保護施設高坂寮	高知県	高知市	北本町1-3-3
429	龍馬看護ふくし専門学校	高知県	高知市	北本町1-5-3
430	オリエントホテル高知和風吉萬	高知県	高知市	北本町2-1-22
431	ピ・ウェルフレックス北本町	高知県	高知市	北本町4-6-45
432	高知特別支援学校	高知県	高知市	本宮町125
433	旭小学校	高知県	高知市	本宮町15
434	旭緑地(予定地含む)	高知県	高知市	本宮町265-2
435	伊予銀行高知支店	高知県	高知市	本町2-1-9
436	百十四銀行高知支店	高知県	高知市	本町3-3-36
437	高知電気ビル	高知県	高知市	本町4-1-16
438	高知県自治会館	高知県	高知市	本町4-1-35
439	ピ・ウェル本町	高知県	高知市	本町4-1-48
440	高知県建設会館	高知県	高知市	本町4-2-15
441	ザ クラウンパレス新阪急高知	高知県	高知市	本町4-2-50
442	県民文化ホール	高知県	高知市	本町4-3-30
443	高知地方合同庁舎	高知県	高知市	本町4-3-41
444	高知市役所本庁舎	高知県	高知市	本町5-1-45
445	高知市役所第二庁舎	高知県	高知市	本町5-1-45
446	高知共済会館	高知県	高知市	本町5-3-20
447	不二興産ビル(立体駐車場)	高知県	高知市	本町5-4-21
448	高知会館	高知県	高知市	本町5-6-42
449	第2六泉寺ビル	高知県	高知市	六泉寺町221-1
450	高知河川国道事務所	高知県	高知市	六泉寺町96-7
451	いずみビル	高知県	高知市	和泉町6-1
452	株式会社高知丸高	高知県	高知市	薊野南町12-31
453	セントラルディーポー 宮店(立体駐車場)	高知県	高知市	薊野南町27-28
454	岡豊高等学校	高知県	高知市	岡豊町中島511-1
455	重倉公民館	高知県	高知市	重倉字力石490-6
456	日高特別支援学校高知しんほんまち分校	高知県	高知市	新本町2-13-51
457	勤労者交流館	高知県	高知市	丸池町1-1-14
458	すずめ共同作業所	高知県	高知市	丸池町1-1-15
459	久礼野公民館	高知県	高知市	久礼野字長谷口96
460	ピ・ウェル京町	高知県	高知市	はりまや町1-2-12
461	アルファステイツ高須新町	高知県	高知市	高須新町3-3-32
462	マイセル2	高知県	高知市	若松町1-6
463	比島町市営住宅	高知県	高知市	比島町2-2-1
464	ピ・ウェルフレックス弥右衛門	高知県	高知市	北川添19-10
465	一宮老人福祉センター	高知県	高知市	一宮西町3-22-15
466	ダイアパレスツ橋	高知県	高知市	一ツ橋1-136
467	サーパス中の島	高知県	高知市	中の島1-68
468	佐喜浜防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	佐喜浜町1334-2
469	佐喜浜保育所	高知県	室戸市	佐喜浜町1336-3

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
470	佐喜浜小学校	高知県	室戸市	佐喜浜町1700
471	佐喜浜中学校	高知県	室戸市	佐喜浜町3848
472	佐喜浜生活改善センター	高知県	室戸市	佐喜浜町1694-1
473	佐喜浜市民館	高知県	室戸市	佐喜浜町4921-18地先
474	三津防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	室戸岬町1823
475	椎名集落活動センター	高知県	室戸市	室戸岬町533-2
476	室戸市中央公園相撲場	高知県	室戸市	町6811
477	県立室戸体育館	高知県	室戸市	町6811
478	室戸高等学校	高知県	室戸市	室津221
479	大谷市民館	高知県	室戸市	浮津227
480	大谷老人憩の家	高知県	室戸市	浮津227
481	大谷保育所	高知県	室戸市	浮津149-1
482	大谷第二教育集会所	高知県	室戸市	室津2198-7
483	室戸勤労者体育センター	高知県	室戸市	室津2186-1
484	元防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	元甲1679-1, 1680-1
485	国立室戸青少年自然の家	高知県	室戸市	元乙1721
486	世界ジオパークセンター	高知県	室戸市	室戸岬町1810-2
487	(旧)三高小学校	高知県	室戸市	室戸岬町2953
488	高岡防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	室戸岬町3631-1
489	アクアファーム	高知県	室戸市	室戸岬町3507-1
490	シレストむろと	高知県	室戸市	室戸岬町3795-1
491	(旧)室戸岬小学校	高知県	室戸市	室戸岬町4414-1
492	室戸岬公民館	高知県	室戸市	室戸岬町3590-1
493	菜生市民館	高知県	室戸市	室戸岬町5775
494	菜生老人憩の家	高知県	室戸市	室戸岬町5816
495	室戸小学校	高知県	室戸市	浮津115
496	室戸市保健福祉センター	高知県	室戸市	領家87
497	室戸中学校	高知県	室戸市	浮津3番町92-1
498	元小学校	高知県	室戸市	元甲1854
499	行当市民館	高知県	室戸市	元甲2196
500	行当老人憩の家	高知県	室戸市	元甲2183-24
501	キラメッセ室戸	高知県	室戸市	吉良川町丙890-11
502	吉良川小学校	高知県	室戸市	吉良川町2771
503	吉良川公民館	高知県	室戸市	吉良川町甲2393
504	吉良川防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	吉良川町甲2744-1
505	吉良川第一保育所	高知県	室戸市	吉良川町甲3039
506	吉良川中学校	高知県	室戸市	吉良川町乙2000
507	吉良川市民館	高知県	室戸市	吉良川町乙5429
508	西灘老人憩の家	高知県	室戸市	吉良川町乙3157
509	羽根中学校	高知県	室戸市	羽根町乙774
510	羽根防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	羽根町乙1404
511	上段教育集会所	高知県	室戸市	羽根町乙2760
512	上段老人憩の家	高知県	室戸市	羽根町乙2755
513	中川内小・中学校	高知県	室戸市	羽根町甲1993-1
514	羽根小学校	高知県	室戸市	羽根町乙3793-3
515	羽根公民館	高知県	室戸市	羽根町乙1237
516	羽根市民館	高知県	室戸市	羽根町乙3021-18地先
517	羽根児童館	高知県	室戸市	羽根町乙3021-18地先
518	神の前公園	高知県	室戸市	領家80
519	室戸市中央公園	高知県	室戸市	室戸岬町6811
520	津波避難タワー1号(港町1丁目)	高知県	安芸市	港町1-674-10
521	港町集会所	高知県	安芸市	港町1-737-12
522	高知高須病院附属安芸診療所 (3階以上の階段・廊下及び屋上)	高知県	安芸市	港町2-635
523	EASTマリンクリニック (3階ホール及び3階以上の廊下・階段・屋上)	高知県	安芸市	矢ノ丸3-1-25
524	ホテルタマイ(立体駐車場)	高知県	安芸市	矢ノ丸1-6-31
525	安芸市女性の家	高知県	安芸市	矢ノ丸3-12-27
526	安芸市体育館	高知県	安芸市	矢ノ丸3-11
527	橋之元公園	高知県	安芸市	矢ノ丸1-7
528	江ノ川上公園	高知県	安芸市	矢ノ丸2-5
529	津波避難タワー2号(港町2丁目)	高知県	安芸市	矢ノ丸3-11
530	高知県安芸総合庁舎(屋上)	高知県	安芸市	矢ノ丸1-4-36
531	川向集会所	高知県	安芸市	矢ノ丸3-9-24
532	朝霧公園	高知県	安芸市	矢ノ丸1-11
533	矢ノ丸保育園園庭	高知県	安芸市	矢ノ丸3-13-21
534	安芸市民館別館	高知県	安芸市	本町5-17-2

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
535	森澤病院(3階以上の階段・廊下及び屋上)	高知県	安芸市	本町2-13-32
536	津波避難タワー3号(本町5丁目)	高知県	安芸市	本町5-2200-1
537	土佐くろしお鉄道安芸事業本部(駅ホーム)	高知県	安芸市	東浜300-4
538	柳田集会所	高知県	安芸市	東浜202-4
539	ひのでの館(屋上)	高知県	安芸市	日ノ出町7
540	日ノ出集会所	高知県	安芸市	日ノ出町9-24
541	すまいるあき(3階以上の駐車場)	高知県	安芸市	久世町9-20
542	安芸第一小学校(クラブハウス)	高知県	安芸市	久世町4-13
543	安芸第一小学校(屋上)	高知県	安芸市	久世町4-13
544	安芸第一小学校(校庭)	高知県	安芸市	久世町4-13
545	安芸第一小学校(西体育館)	高知県	安芸市	久世町4-13
546	宝永集会所	高知県	安芸市	宝永町7-41
547	安芸市民館本館	高知県	安芸市	染井町8-31
548	染井集会所	高知県	安芸市	染井町2-4
549	NTT西日本安芸電話交換所 (階段・踊り場及び屋上)	高知県	安芸市	寿町3-32
550	県立安芸中・高等学校(北舎屋上)	高知県	安芸市	清和町1-54
551	清和集会所	高知県	安芸市	清和町4-19
552	千歳集会所	高知県	安芸市	千歳町8-22
553	津久茂公民館	高知県	安芸市	津久茂町11-21
554	安芸市防災センター	高知県	安芸市	西浜190-1
555	安芸中学校(屋上)	高知県	安芸市	西浜95-1
556	安芸中学校(校庭)	高知県	安芸市	西浜95-1
557	安芸中学校(体育館)	高知県	安芸市	西浜95-1
558	馬ノ丁集会所	高知県	安芸市	西浜3718
559	ニッポン高度紙工業(グラウンド)	高知県	安芸市	植野1
560	黒鳥公民館	高知県	安芸市	黒鳥976
561	安芸市総合運動場	高知県	安芸市	桜ヶ丘町
562	球場前駅ホーム	高知県	安芸市	桜ヶ丘町2250
563	下山駅ホーム	高知県	安芸市	下山386
564	下山公民館	高知県	安芸市	下山410-2
565	下山集会所	高知県	安芸市	下山2449-1
566	下山小学校(校庭)	高知県	安芸市	下山456
567	下山小学校(体育館)	高知県	安芸市	下山456
568	東部生コンクリート(株)(骨材サイロヤード)	高知県	安芸市	下山1606
569	不動集会所	高知県	安芸市	下山2161-3
570	伊尾木公民館	高知県	安芸市	伊尾木195-1
571	伊尾木小学校(校庭)	高知県	安芸市	伊尾木3719
572	伊尾木小学校(体育館)	高知県	安芸市	伊尾木3719
573	伊尾木中村集会所	高知県	安芸市	伊尾木297-1
574	伊尾木保育所(園舎)	高知県	安芸市	伊尾木818
575	伊尾木保育所(園庭)	高知県	安芸市	伊尾木818
576	岡集会所	高知県	安芸市	伊尾木1230-1
577	宮田岡集会所	高知県	安芸市	伊尾木2605
578	西組集会所	高知県	安芸市	伊尾木772-25
579	中組集会所	高知県	安芸市	伊尾木3719-36
580	東組集会所	高知県	安芸市	伊尾木3719-1
581	津波避難タワー6号(川北片町)	高知県	安芸市	川北甲1451-10
582	津波避難タワー8号(伊尾木西組)	高知県	安芸市	伊尾木493-15
583	キセキレイの里(地域交流スペース)	高知県	安芸市	川北甲3731
584	ケアハウス安芸 (3階以上の食堂・廊下及び踊り場)	高知県	安芸市	川北甲1812-15
585	マリンプラザ (4階以上の階段・廊下及び踊り場)	高知県	安芸市	川北甲943-31
586	花集会所	高知県	安芸市	川北甲3314-1
587	久保田集会所	高知県	安芸市	川北甲2666
588	清水ヶ丘体育館	高知県	安芸市	川北甲5552
589	清水ヶ丘中学校(体育館)	高知県	安芸市	川北甲5685
590	清水ヶ丘中学校校庭	高知県	安芸市	川北甲5685
591	清水寺岡集会所	高知県	安芸市	川北甲4902-4
592	西ノ島集会所	高知県	安芸市	川北甲2043-4
593	川北岡集会所	高知県	安芸市	川北甲6715-2
594	川北公民館	高知県	安芸市	川北甲2588-1
595	川北小学校(屋上)	高知県	安芸市	川北甲2595
596	川北小学校(校庭)	高知県	安芸市	川北甲2595
597	川北小学校(体育館)	高知県	安芸市	川北甲2595
598	八幡集会所	高知県	安芸市	川北甲5437-1

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
599	津波避難タワー5号(川北西ノ島)	高知県	安芸市	川北甲2043-1
600	津波避難タワー7号(川北新町)	高知県	安芸市	川北甲7102-3
601	江川公民館	高知県	安芸市	川北乙587
602	内原野体育館	高知県	安芸市	川北乙1606
603	内原野団地集会所	高知県	安芸市	川北乙1723-2
604	春日玉造集会所	高知県	安芸市	土居1985-1
605	中之橋上公園	高知県	安芸市	土居1035
606	土居公民館	高知県	安芸市	土居695-3
607	土居小学校(屋上)	高知県	安芸市	土居1097
608	土居小学校(校庭)	高知県	安芸市	土居1097
609	土居小学校(体育館)	高知県	安芸市	土居1097
610	土居上中・下中集会所	高知県	安芸市	土居1464-1
611	津波避難タワー4号(土居)	高知県	安芸市	土居1885-1
612	土居保育所(園舎)	高知県	安芸市	土居1056
613	土居保育所(園庭)	高知県	安芸市	土居1056
614	福井ヶ内集会所	高知県	安芸市	土居9
615	僧津集会所	高知県	安芸市	僧津433
616	井ノロ公民館	高知県	安芸市	井ノロ甲2556-1
617	一ノ宮(過疎団地)集会所	高知県	安芸市	井ノロ甲1161
618	一ノ宮集会所	高知県	安芸市	井ノロ甲2185
619	高台寺集会所	高知県	安芸市	井ノロ甲689-3
620	井ノロ小学校(校庭)	高知県	安芸市	井ノロ乙81
621	井ノロ小学校(体育館)	高知県	安芸市	井ノロ乙81
622	井ノロ保育所(園舎)	高知県	安芸市	井ノロ乙72
623	井ノロ保育所(園庭)	高知県	安芸市	井ノロ乙72
624	横立集会所	高知県	安芸市	井ノロ乙860-3
625	宮ノ上集会所	高知県	安芸市	井ノロ乙2072-1
626	国重集会所	高知県	安芸市	井ノロ乙921-1
627	黒岩集会所	高知県	安芸市	井ノロ乙498
628	山田グラウンド	高知県	安芸市	井ノロ乙河川敷
629	松原集会所	高知県	安芸市	井ノロ乙1526
630	川北小学校奈比賀分校(校庭)	高知県	安芸市	奈比賀950
631	川北小学校奈比賀分校(体育館)	高知県	安芸市	奈比賀950
632	奈比賀公民館	高知県	安芸市	奈比賀365-1
633	東川公民館	高知県	安芸市	入河内588
634	東川小中学校(校庭)	高知県	安芸市	入河内710
635	東川小中学校(体育館)	高知県	安芸市	入河内710
636	黒瀬集会所	高知県	安芸市	黒瀬151-1
637	大井公民館	高知県	安芸市	大井乙146-1
638	八ノ谷集会所	高知県	安芸市	大井甲1055
639	別役公民館	高知県	安芸市	別役254-33
640	畑山ふるさと交流センター	高知県	安芸市	畑山乙381
641	畑山公民館	高知県	安芸市	畑山乙381
642	畑山公民館広場	高知県	安芸市	畑山乙381
643	栃ノ木公民館	高知県	安芸市	栃ノ木54-2
644	栃ノ木公民館広場	高知県	安芸市	栃ノ木54-2
645	栃ノ木東地集会所	高知県	安芸市	栃ノ木1011-1
646	上尾川小中学校(校舎) ※休校	高知県	安芸市	上尾川乙378
647	奥ノ谷集会所	高知県	安芸市	穴内甲1475
648	穴内西地集会所	高知県	安芸市	穴内甲3195-1
649	穴内立花集会所	高知県	安芸市	穴内甲2630-1
650	穴内駅ホーム	高知県	安芸市	穴内乙234
651	穴内公民館	高知県	安芸市	穴内乙1479
652	穴内小学校(校庭)	高知県	安芸市	穴内乙1674
653	穴内小学校(体育館)	高知県	安芸市	穴内乙1674
654	穴内大平・新城集会所	高知県	安芸市	穴内乙917-9
655	穴内保育所(園舎)	高知県	安芸市	穴内乙1688
656	穴内保育所(園庭)	高知県	安芸市	穴内乙1688
657	八丁ノ下集会所	高知県	安芸市	穴内乙196-1
658	八丁集会所	高知県	安芸市	穴内乙1342
659	桜浜集会所	高知県	安芸市	赤野甲214-イ
660	赤野山田集会所	高知県	安芸市	赤野甲938-2
661	太夫屋地集会所	高知県	安芸市	赤野甲2709
662	叶岡集会所	高知県	安芸市	赤野乙155-2
663	住吉集会所	高知県	安芸市	赤野乙91-8
664	赤野駅ホーム	高知県	安芸市	赤野乙2933
665	赤野公民館	高知県	安芸市	赤野乙44

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
666	赤野小学校(校庭)	高知県 安芸市 赤野乙1016
667	赤野小学校(体育館)	高知県 安芸市 赤野乙1016
668	赤野西寄集会所	高知県 安芸市 赤野乙2017
669	赤野保育所(園舎)	高知県 安芸市 赤野乙49-3
670	赤野保育所(園庭)	高知県 安芸市 赤野乙49-3
671	東赤野集会所	高知県 安芸市 赤野乙3061-1
672	安芸おひさま保育所(園舎)	高知県 安芸市 西浜570
673	安芸おひさま保育所(園庭)	高知県 安芸市 西浜570
674	津波避難タワー10号(伊尾木中組東)	高知県 安芸市 伊尾木3718-19
675	津波避難タワー9号(伊尾木中組西)	高知県 安芸市 伊尾木267-1
676	津波避難タワー11号(赤野住吉)	高知県 安芸市 赤野乙2933-210
677	津波避難タワー12号(日ノ出町)	高知県 安芸市 寿町1565-2
678	安芸広域メルトセンター	高知県 安芸市 伊尾木4034-1
679	黒滝自然館せいらん	高知県 南国市 黒滝243
680	奈路小学校	高知県 南国市 奈路721
681	白木谷小学校	高知県 南国市 白木谷761
682	たちばな幼稚園	高知県 南国市 穴崎57-3
683	久礼田小学校	高知県 南国市 久礼田532
684	久礼田保育所	高知県 南国市 久礼田907
685	国府小学校	高知県 南国市 国分1201-1
686	国府保育所	高知県 南国市 国分1132
687	北陵中学校	高知県 南国市 岡豊町笠ノ川848-1
688	岡豊小学校	高知県 南国市 岡豊町八幡903
689	岡豊保育所	高知県 南国市 岡豊町八幡922-1
690	岡豊高等学校	高知県 南国市 岡豊町中島511-1
691	長岡東部保育園	高知県 南国市 下末松233
692	長岡小学校	高知県 南国市 下末松97
693	鷹ヶ池中学校	高知県 南国市 東崎530
694	長岡西部保育所	高知県 南国市 幸町1-2-23
695	高知農業高等学校	高知県 南国市 東崎957-1
696	後免野田小学校	高知県 南国市 下野田276-2
697	野田公民館	高知県 南国市 下野田267-1
698	後免野田保育園	高知県 南国市 西野田町2-5-18
699	大篠小学校	高知県 南国市 大埔甲2073
700	大篠公民館	高知県 南国市 大埔甲2117
701	大篠保育園	高知県 南国市 大埔甲2504
702	高知東工業高等学校	高知県 南国市 篠原1590
703	明見保育所	高知県 南国市 明見764-1
704	香長中学校	高知県 南国市 大埔乙2038
705	岩村ふれあいセンター	高知県 南国市 福船371-4
706	香南中学校	高知県 南国市 立田324
707	日章小学校	高知県 南国市 田村乙2267-1
708	日章福祉交流センター	高知県 南国市 田村乙2207
709	あけぼの保育所	高知県 南国市 田村乙2231-2
710	前浜防災コミュニティセンター	高知県 南国市 前浜1534-1
711	伊都多神社	高知県 南国市 前浜441-イ
712	大湊小学校	高知県 南国市 前浜1614-1
713	南国市立スポーツセンター	高知県 南国市 前浜1344-3
714	三和防災コミュニティセンター	高知県 南国市 里改田236番地
715	三和憩いの広場	高知県 南国市 片山1004
716	里保育所	高知県 南国市 里改田1026
717	三和小学校	高知県 南国市 里改田1844-1
718	琴平神社	高知県 南国市 里改田2607
719	稲生小学校	高知県 南国市 稲生561-1
720	稲生ふれあい館	高知県 南国市 稲生542
721	十市保育園	高知県 南国市 十市2315-1
722	十市小学校	高知県 南国市 緑ヶ丘1-2001
723	錦城公園	高知県 南国市 緑ヶ丘2-2401-1
724	禪師峰寺	高知県 南国市 十市3084
725	JA高知病院	高知県 南国市 明見526-1
726	ケアハウス白山荘	高知県 南国市 稲生1303-1
727	高知空港旅客ターミナルビル	高知県 南国市 久枝乙58番地
728	高知大学農学部	高知県 南国市 物部乙200番
729	高知工業高等専門学校	高知県 南国市 物部乙200番1
730	岡豊高等学校	高知県 南国市 岡豊町中島511-1
731	津波避難施設 十市阿戸タワー	高知県 南国市 十市4393番地3
732	津波避難施設 十市坪池タワー	高知県 南国市 十市1660番地4

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
733	津波避難施設 浜改田浜田タワー	高知県	南国市	浜改田840番地4
734	津波避難施設 浜改田岩坂タワー	高知県	南国市	浜改田673番地3
735	津波避難施設 浜改田本村タワー	高知県	南国市	浜改田2257番地50
736	津波避難施設 浜改田中ノ丁タワー	高知県	南国市	浜改田300番地2
737	津波避難施設 前浜伊都多タワー	高知県	南国市	前浜414番地4
738	津波避難施設 前浜久保タワー	高知県	南国市	前浜585番地
739	津波避難施設 前浜浜窪タワー	高知県	南国市	前浜12番地2
740	津波避難施設 下島浜タワー	高知県	南国市	下島112番地
741	津波避難施設 久枝南タワー	高知県	南国市	久枝66番地8
742	津波避難施設 久枝北タワー	高知県	南国市	久枝乙416番地
743	津波避難施設 大湊小南タワー	高知県	南国市	前浜1577番地1
744	津波避難施設 下田村タワー	高知県	南国市	前浜2217番地1
745	明見避難場所	高知県	南国市	明見公民館西
746	高知南国道路避難場所1	高知県	南国市	藤ノ宮付近
747	高知南国道路避難場所2	高知県	南国市	北組付近
748	高知南国道路避難場所3	高知県	南国市	北組付近
749	高知南国道路避難場所4	高知県	南国市	北組付近
750	高知南国道路避難場所5	高知県	南国市	王子付近
751	高知南国道路避難場所6	高知県	南国市	物部付近
752	片山避難場所	高知県	南国市	長泉山中腹
753	東立石避難場所	高知県	南国市	一久橋北の山
754	里改田・立石避難場所	高知県	南国市	水源地
755	里改田避難場所	高知県	南国市	琴平神社
756	稲生立石避難場所	高知県	南国市	千屋崎ポンプ場北山腹
757	丸山避難場所1	高知県	南国市	笠ノ松トンネル南詰上部
758	丸山避難場所2	高知県	南国市	井ノ本
759	衣笠避難場所1	高知県	南国市	共同墓地
760	衣笠避難場所2	高知県	南国市	稲荷神社
761	北地避難場所1	高知県	南国市	田中石灰敷地内
762	北地避難場所2	高知県	南国市	入交石灰敷地内
763	間田避難場所1	高知県	南国市	山口団地西
764	間田避難場所2	高知県	南国市	間田公民館南
765	土居ノ谷避難場所1	高知県	南国市	技研製作所資材置場
766	土居ノ谷避難場所2	高知県	南国市	稲生小学校南東
767	土居ノ谷避難場所3	高知県	南国市	稲生小学校南
768	中谷・土居ノ谷避難場所1	高知県	南国市	福重神社
769	中谷・土居ノ谷避難場所2	高知県	南国市	名護神社
770	林谷・中谷避難場所	高知県	南国市	国見石灰跡地
771	西谷・林谷避難場所1	高知県	南国市	河泊神社
772	西谷・林谷避難場所2	高知県	南国市	熊野神社
773	小久保避難場所	高知県	南国市	井上アパート南山腹
774	芦ヶ谷避難場所	高知県	南国市	八幡神社南山腹
775	西和避難場所	高知県	南国市	末廣宮西
776	人形谷避難場所	高知県	南国市	人形谷公民館北西
777	東坪池避難場所	高知県	南国市	東沢土地改良区西
778	西坪池避難場所	高知県	南国市	ローソン東の山
779	札場避難場所	高知県	南国市	JA十市園芸課北
780	大小浜避難場所	高知県	南国市	大小浜集会所北
781	八丁・大小浜避難場所	高知県	南国市	禅師峰寺
782	丸山避難場所	高知県	南国市	との山中腹
783	丹生神社	高知県	土佐市	宇佐町井尻344-1地先
784	稲荷神社裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3059地先
785	橋田裏山1	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3130
786	宇佐市民公園	高知県	土佐市	宇佐町宇佐888-1
787	海洋高校屋上	高知県	土佐市	宇佐町福島1-4
788	竜北山	高知県	土佐市	宇佐町竜569-1
789	竜砂防ダム下	高知県	土佐市	宇佐町竜573-1地先
790	竜横浪	高知県	土佐市	宇佐町竜608-11
791	大西前公園	高知県	土佐市	家俊121-1
792	戸波公園	高知県	土佐市	家俊163-1
793	高岡商店街ふれあい公園	高知県	土佐市	高岡町乙3554-1
794	鳴川公園	高知県	土佐市	高岡町乙790-137
795	土佐公園	高知県	土佐市	高岡町乙905-1
796	なかよし公園	高知県	土佐市	高岡町甲1868-2
797	市民公園	高知県	土佐市	高岡町甲2179
798	高岡緑地公園	高知県	土佐市	高岡町甲577-1
799	甫洲公園津波避難タワー	高知県	土佐市	新居1089

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
800	新居甫測公園	高知県	土佐市	新居1089
801	光の村	高知県	土佐市	新居2764－1地先
802	上ノ村2	高知県	土佐市	新居3124外
803	仁淀タワー	高知県	土佐市	新居38－33
804	白菊園裏山	高知県	土佐市	新居4729外
805	池ノ浦1	高知県	土佐市	新居4769
806	池ノ浦2	高知県	土佐市	新居4788
807	立石4裏山	高知県	土佐市	新居4796地先
808	杉王神社裏山	高知県	土佐市	新居4805地先
809	サイレン山	高知県	土佐市	新居4862-1
810	吉田	高知県	土佐市	新居4878－イ地先
811	宇佐坂	高知県	土佐市	新居4900－イ地先
812	本村東	高知県	土佐市	新居4921－2先
813	山ノ神	高知県	土佐市	新居4934
814	ファームボンド	高知県	土佐市	新居4972－2地先
815	上ノ村1	高知県	土佐市	新居5064
816	新居市民公園	高知県	土佐市	新居959-1
817	万願寺	高知県	土佐市	用石1120－4地先
818	大谷1	高知県	土佐市	用石1610
819	用石公民館	高知県	土佐市	用石2178-2
820	間古	高知県	土佐市	用石2190-1
821	森	高知県	土佐市	用石2209-1
822	大谷2	高知県	土佐市	用石2276-1
823	天神	高知県	土佐市	用石2302-1
824	北山東	高知県	土佐市	用石2369－1外
825	小野の茶屋裏山	高知県	土佐市	用石673
826	南城東公園	高知県	土佐市	蓮池519-2
827	城南公園	高知県	土佐市	蓮池793-4
828	城山公園	高知県	土佐市	蓮池883
829	宇佐津波避難タワー	高知県	土佐市	宇佐町宇佐1133-6
830	鍋島頭裏山	高知県	土佐市	浦ノ内247－1地先
831	松本家裏山	高知県	土佐市	浦ノ内4地先
832	仙月山	高知県	土佐市	宇佐町井尻328－1地先
833	宇津賀裏山	高知県	土佐市	宇佐町井尻347－1地先
834	池田家裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐1868－2地先
835	宇佐公園	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2753-50
836	十郎谷	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2894地先
837	グラウンド裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2901－1外
838	福岡裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2904－9地先
839	渭浜砂防ダム上	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2905地先
840	タンク山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2940-2
841	西郷砂防ダム上	高知県	土佐市	宇佐町宇佐2940－2地先
842	宇佐防災公園	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3016-2
843	東郷裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3060地先
844	南中裏山	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3089－1地先
845	東郷2	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3106地先
846	橋田裏山2	高知県	土佐市	宇佐町宇佐3119地先
847	安和小学校(体育館も含む)	高知県	須崎市	安和
848	高速道路緊急退出路(高速道路用地上市道)	高知県	須崎市	安和
849	ジンデ墓地	高知県	須崎市	安和
850	さくら公園	高知県	須崎市	安和
851	安和市営住宅駐車場	高知県	須崎市	安和
852	田ノ浦団地高台	高知県	須崎市	安和
853	地域の高台(大星)	高知県	須崎市	浦ノ内西分
854	中ノ浦消防コミュニティ北側高台	高知県	須崎市	浦ノ内西分
855	地域の高台(大島)	高知県	須崎市	浦ノ内西分
856	地域の高台(長万)	高知県	須崎市	浦ノ内西分
857	地域の高台(浦ノ内小)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
858	地域の高台(清水)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
859	地域の高台(中平・熊野神社)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
860	地域の高台(戸波浦トンネル手前)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
861	地域の高台(中平)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
862	シイノキワダ高台	高知県	須崎市	浦ノ内東分
863	根間崎公園	高知県	須崎市	浦ノ内東分
864	地域の高台(鳴無)	高知県	須崎市	浦ノ内東分
865	地域の高台(須ノ浦方向)	高知県	須崎市	浦ノ内須ノ浦

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
866	地域の高台(鳴無公会堂方向)	高知県 須崎市 浦ノ内東分
867	地域の高台(坂内)	高知県 須崎市 浦ノ内東分
868	丸富木材株式会社	高知県 須崎市 浦ノ内東分
869	地域の高台(摺木)	高知県 須崎市 浦ノ内立目摺木
870	浦ノ内トンネル付近(立目)	高知県 須崎市 浦ノ内立目摺木
871	浦ノ内トンネル付近(出見)	高知県 須崎市 浦ノ内出見
872	地域の高台(花山神社奥)	高知県 須崎市 浦ノ内出見
873	地域の高台(出見果樹園)	高知県 須崎市 浦ノ内出見
874	地域の高台(出見果樹園②)	高知県 須崎市 浦ノ内出見
875	旧浦ノ内小学校	高知県 須崎市 浦ノ内塩間
876	地域の高台(釧尾大明神)	高知県 須崎市 浦ノ内塩間
877	地域の高台(塩間②)	高知県 須崎市 浦ノ内塩間
878	東部コミュニティセンター高台	高知県 須崎市 浦ノ内塩間
879	大神宮	高知県 須崎市 浦ノ内塩間
880	地域の高台(灰方栗島神社付近)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
881	地域の高台(県道)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
882	地域の高台(灰方坂本線)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
883	地域の高台(灰方田条線)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
884	地域の高台(埋立:水産試験場付近)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
885	地域の高台(埋立:宇佐付近)	高知県 須崎市 浦ノ内灰方
886	地域の高台(下中山)	高知県 須崎市 浦ノ内下中山
887	地域の高台(下中山②)	高知県 須崎市 浦ノ内下中山
888	地域の高台(下中山③)	高知県 須崎市 浦ノ内下中山
889	明德義塾中高等学校	高知県 須崎市 浦ノ内下中山
890	地域の高台(浦場)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
891	地域の高台(浦場②)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
892	地域の高台(大鹿)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
893	地域の高台(今川神社)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
894	地域の高台(今川内②)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
895	地域の高台(スカイライン)	高知県 須崎市 浦ノ内今川内
896	地域の高台(熊野神社)	高知県 須崎市 浦ノ内福良
897	地域の高台(福良②)	高知県 須崎市 浦ノ内福良
898	池ノ浦簡易水道配水池	高知県 須崎市 浦ノ内福良
899	地域の高台(須ノ浦)	高知県 須崎市 浦ノ内須ノ浦
900	地域の高台(若宮神社)	高知県 須崎市 浦ノ内須ノ浦
901	地域の高台(スカイライン②)	高知県 須崎市 浦ノ内須ノ浦
902	県道横浪公園線(スカイライン)	高知県 須崎市 浦ノ内福良
903	多ノ郷小学校(体育館も含む)	高知県 須崎市 吾井郷乙
904	朝ヶ丘中学校	高知県 須崎市 吾井郷乙
905	地域の高台(下村)	高知県 須崎市 吾井郷乙
906	高速道路料金所	高知県 須崎市 吾井郷甲
907	吾桑駅	高知県 須崎市 吾井郷甲
908	天満宮のババ	高知県 須崎市 吾井郷甲
909	吾桑保育園	高知県 須崎市 吾井郷乙
910	地域の高台(小浜)	高知県 須崎市 吾井郷乙
911	地域の高台(鯛ノ川)	高知県 須崎市 吾井郷乙
912	国見集会所	高知県 須崎市 吾井郷乙
913	清流荘	高知県 須崎市 上分丙
914	地域の高台(賀茂神社)	高知県 須崎市 上分丙
915	落合神明宮	高知県 須崎市 上分乙
916	角谷山	高知県 須崎市 下分乙
917	角谷坂	高知県 須崎市 下分乙
918	角谷トンネル北口	高知県 須崎市 下分乙
919	岡本1区上組	高知県 須崎市 下分甲
920	須崎斎場	高知県 須崎市 池ノ内
921	今清神社	高知県 須崎市 幸町
922	大善寺	高知県 須崎市 西町
923	西町配水池	高知県 須崎市 下分甲
924	高保木トンネル下側	高知県 須崎市 下分甲
925	高保木トンネル上側	高知県 須崎市 下分甲
926	波介土取り場	高知県 須崎市 下分甲
927	金毘羅宮	高知県 須崎市 下分甲
928	坂ノ川公民館	高知県 須崎市 下分甲
929	琴平宮	高知県 須崎市 下分乙
930	元享院	高知県 須崎市 下分乙
931	矢ノ谷	高知県 須崎市 下分乙
932	柿ノ木谷	高知県 須崎市 下分乙

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
933	明神様	高知県 須崎市 下郷
934	桜馬場	高知県 須崎市 下郷
935	観音様	高知県 須崎市 下分甲
936	中氏(山下地区)	高知県 須崎市 下分甲
937	天満宮	高知県 須崎市 下分甲
938	若宮様	高知県 須崎市 下分甲
939	花鳥トンネル	高知県 須崎市 池ノ内
940	星神社	高知県 須崎市 池ノ内
941	琴平神社(池ノ内)	高知県 須崎市 池ノ内
942	竈戸神社	高知県 須崎市 池ノ内
943	お馬トンネル上の広場	高知県 須崎市 池ノ内
944	港の見える広場	高知県 須崎市 須崎
945	金毘羅神社	高知県 須崎市 須崎
946	城山公園	高知県 須崎市 須崎
947	地域の高台(久保宇津)	高知県 須崎市 安和
948	地域の高台(須崎市旧清掃員詰所)	高知県 須崎市 大間西町
949	糺鴨神社經由裏山(憩いの広場)	高知県 須崎市 須崎
950	須崎第2地方合同庁舎	高知県 須崎市 青木町
951	高知県須崎第2総合庁舎	高知県 須崎市 東古市町
952	高知県須崎総合庁舎	高知県 須崎市 西古市町
953	岡本1区中組	高知県 須崎市 下分甲
954	岡本1区下組	高知県 須崎市 下分甲
955	須崎中学校裏山	高知県 須崎市 下分甲
956	地域の高台(池ノ内)	高知県 須崎市 池ノ内
957	須崎総合高校	高知県 須崎市 多ノ郷甲
958	地域の高台(正ノ岡)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
959	東川内分譲地	高知県 須崎市 多ノ郷甲
960	地域の高台(串ノ浦)	高知県 須崎市 多ノ郷乙
961	県道284号線の上方面	高知県 須崎市 多ノ郷乙
962	地域の高台(箕越)	高知県 須崎市 多ノ郷乙
963	エム・セテック(株)高知第2工場	高知県 須崎市 大谷
964	地域の高台(神田星神社)	高知県 須崎市 神田
965	地域の高台(神田和田)	高知県 須崎市 神田
966	地域の高台(神田和田②)	高知県 須崎市 神田
967	地域の高台(飛田)	高知県 須崎市 神田
968	地域の高台(飛田②)	高知県 須崎市 神田
969	地域の高台(神田子安地藏)	高知県 須崎市 神田
970	地域の高台(神田)	高知県 須崎市 神田
971	須崎生コン(株)駐車場	高知県 須崎市 神田
972	地域の高台(押岡下)	高知県 須崎市 押岡
973	地域の高台(押岡中)	高知県 須崎市 押岡
974	地域の高台(押岡上)	高知県 須崎市 押岡
975	押岡公園	高知県 須崎市 押岡
976	須崎市役所	高知県 須崎市 山手町
977	(株)新創高台	高知県 須崎市 多ノ郷甲
978	須崎自動車学校	高知県 須崎市 多ノ郷甲
979	多ノ郷平和公園	高知県 須崎市 多ノ郷甲
980	エム・セテック(株)高知工場	高知県 須崎市 妙見町
981	土崎天満宮	高知県 須崎市 妙見町
982	城山トンネル方向	高知県 須崎市 多ノ郷甲
983	地域の高台(宮ノ川内中神社)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
984	地域の高台(あおい保育園跡)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
985	地域の高台(宮ノ川内下)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
986	地域の高台(宮ノ川内下②)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
987	地域の高台(多ノ郷和田)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
988	ナカンサコ登り口	高知県 須崎市 久通
989	地域の高台(中ノ川内公民館)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
990	地域の高台(宮ノ下)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
991	地域の高台(宮ノ中)	高知県 須崎市 多ノ郷甲
992	地域の高台(勢井)	高知県 須崎市 大谷
993	若宮八幡宮の上方面	高知県 須崎市 大谷
994	野見市営住宅裏	高知県 須崎市 大谷
995	地域の高台(宮ノ西)	高知県 須崎市 大谷
996	テレビ塔へあがる道(宮ノ西)	高知県 須崎市 大谷
997	テレビ塔へあがる道(宮ノ東)	高知県 須崎市 大谷
998	須賀神社付近(宮ノ東)	高知県 須崎市 大谷
999	地域の高台(恵比寿)	高知県 須崎市 大谷

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1000	地域の高台(小浦西)	高知県 須崎市 大谷
1001	地域の高台(小浦中)	高知県 須崎市 大谷
1002	地域の高台(小浦東)	高知県 須崎市 大谷
1003	アラバ	高知県 須崎市 大谷
1004	河原中ノ島線	高知県 須崎市 大谷
1005	地域の高台(白浜)	高知県 須崎市 大谷
1006	地域の高台(蜂ヶ尻)	高知県 須崎市 大谷
1007	地域の高台(中ノ島)	高知県 須崎市 大谷
1008	地域の高台(戸島)	高知県 須崎市 大谷
1009	野見神明宮(經由県道)	高知県 須崎市 野見
1010	天理教野見分教会(經由県道)	高知県 須崎市 野見
1011	野見江雲寺(經由県道)	高知県 須崎市 野見
1012	江雲寺所有地	高知県 須崎市 野見
1013	地域の高台(大谷)	高知県 須崎市 大谷
1014	地域の高台(くすのき園北側)	高知県 須崎市 大谷
1015	地域の高台(白浜②)	高知県 須崎市 大谷
1016	須崎高校跡裏山	高知県 須崎市 下分甲
1017	本谷中避難場所	高知県 須崎市 安和
1018	大神谷避難場所	高知県 須崎市 安和
1019	デイサービスくりの木	高知県 須崎市 安和
1020	地域の高台(西糺町県駐車場)	高知県 須崎市 西糺町
1021	鷹谷新山付近(宮ノ東)	高知県 須崎市 大谷
1022	法印山(大谷)	高知県 須崎市 大谷
1023	貝ノ後口山(大谷)(地域の高台(宮ノ東))	高知県 須崎市 大谷
1024	大谷漁協倉庫西	高知県 須崎市 大谷
1025	地域の高台(小浦西②)	高知県 須崎市 大谷
1026	南古市町津波避難施設	高知県 須崎市 南古市町
1027	妙見町街区公園	高知県 須崎市 妙見町
1028	おひさま保育園	高知県 須崎市 吾井郷乙
1029	地域の高台(大谷港)	高知県 須崎市 大谷
1030	旧松田川小学校体育館	高知県 宿毛市 和田2816-1
1031	小筑紫保育園	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦937
1032	沖の島総合開発センター(沖の島支所)	高知県 宿毛市 沖の島町母島1003番地
1033	沖の島小中学校	高知県 宿毛市 沖の島町母島445
1034	古屋野老人憩いの家	高知県 宿毛市 沖の島町母島1368番地
1035	弘瀬離島センター(旧弘瀬小・中学校)	高知県 宿毛市 沖の島町弘瀬562番地1
1036	弘瀬老人憩いの家	高知県 宿毛市 沖の島町弘瀬362番地2
1037	石原集会所	高知県 宿毛市 小筑紫町石原500番地1
1038	裏山	高知県 宿毛市 藻津
1039	畑へ	高知県 宿毛市 藻津
1040	裏山	高知県 宿毛市 藻津
1041	大峰神社の上	高知県 宿毛市 藻津
1042	高台へ	高知県 宿毛市 藻津
1043	高台へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1044	網作業場	高知県 宿毛市 宇須々木
1045	裏山へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1046	裏山へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1047	裏山へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1048	裏山	高知県 宿毛市 宇須々木
1049	裏山へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1050	墓地へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1051	松岡宅裏	高知県 宿毛市 宇須々木
1052	和泉宅横畑へ	高知県 宿毛市 宇須々木
1053	山口恵生宅前	高知県 宿毛市 宇須々木
1054	山口春亀宅前	高知県 宿毛市 宇須々木
1055	裏山	高知県 宿毛市 宇須々木
1056	お宮へ	高知県 宿毛市 樺
1057	近くの裏山へ(畑)	高知県 宿毛市 樺
1058	聖神社	高知県 宿毛市 樺
1059	威陽小学校裏山へ	高知県 宿毛市 樺
1060	墓地	高知県 宿毛市 樺
1061	港南台へ(頂上付近)	高知県 宿毛市 港南台
1062	5丁目の登坂へ	高知県 宿毛市 西町
1063	5丁目公園	高知県 宿毛市 西町
1064	3丁目の高台へ	高知県 宿毛市 西町
1065	要工務店裏	高知県 宿毛市 池島
1066	旧道	高知県 宿毛市 池島
1067	灯台	高知県 宿毛市 池島
1068	山へ(みかん畑)	高知県 宿毛市 樺
1069	裏山へ	高知県 宿毛市 自由ヶ丘
1070	みかん畑へ	高知県 宿毛市 大深浦
1071	山へ(アンテナ)	高知県 宿毛市 大深浦

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1072	自由ヶ丘の坂へ(頂上)	高知県 宿毛市 自由ヶ丘
1073	天満宮	高知県 宿毛市 池島
1074	墓地	高知県 宿毛市 池島
1075	裏山へ(お墓)	高知県 宿毛市 大深浦
1076	裏山へ(上段)	高知県 宿毛市 小深浦
1077	裏山へ	高知県 宿毛市 大深浦
1078	裏山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1079	山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1080	星神社	高知県 宿毛市 小深浦626
1081	資器材等倉庫	高知県 宿毛市 小深浦
1082	みかん山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1083	みかん山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1084	裏山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1085	朝日ヶ丘団地の上へ	高知県 宿毛市 小深浦
1086	資材置き場 上	高知県 宿毛市 小深浦
1087	一宮塩竈神社の裏山	高知県 宿毛市 片島
1088	太子堂裏山へ	高知県 宿毛市 片島
1089	港ヶ丘団地	高知県 宿毛市 片島
1090	旧測候所	高知県 宿毛市 片島
1091	民宿サカエ裏山	高知県 宿毛市 片島
1092	八軒屋避難道へ	高知県 宿毛市 片島
1093	裏山へ	高知県 宿毛市 片島
1094	安喜渡船上の山	高知県 宿毛市 片島
1095	大島小学校裏山へ	高知県 宿毛市 片島
1096	裏山へ	高知県 宿毛市 片島
1097	ハイタカ神社	高知県 宿毛市 大島7-19
1098	国民宿舎椰子	高知県 宿毛市 大島17-27
1099	大島中央線	高知県 宿毛市 大島
1100	水ヶ浦上へ	高知県 宿毛市 大島
1101	春日神社	高知県 宿毛市 大島
1102	恵比須神社跡	高知県 宿毛市 大島1
1103	墓地へ	高知県 宿毛市 大島
1104	墓地頂上	高知県 宿毛市 大島
1105	観音堂	高知県 宿毛市 四季の丘
1106	白皇神社	高知県 宿毛市 四季の丘
1107	稲荷神社	高知県 宿毛市 四季の丘
1108	集会所前	高知県 宿毛市 四季の丘
1109	厳島神社	高知県 宿毛市 貝塚
1110	宿毛授産園	高知県 宿毛市 貝塚19-21
1111	与市明交差点上	高知県 宿毛市 与市明
1112	萩原天満宮	高知県 宿毛市 萩原
1113	宿毛天満宮	高知県 宿毛市 桜町14-25
1114	東福寺の横の基地	高知県 宿毛市 桜町
1115	西谷児童公園奥	高知県 宿毛市 桜町
1116	忠霊塔	高知県 宿毛市 桜町
1117	清掃公社	高知県 宿毛市 二ノ宮3845-1
1118	水道課	高知県 宿毛市 松田町9-18
1119	石鎚神社	高知県 宿毛市 中央2丁目4-6
1120	文珠堂	高知県 宿毛市 二ノ宮
1121	正八幡宮	高知県 宿毛市 二ノ宮
1122	中ノ森(田)	高知県 宿毛市 二ノ宮
1123	高田(高台)	高知県 宿毛市 二ノ宮
1124	白皇神社	高知県 宿毛市 和田
1125	鬼子母神社	高知県 宿毛市 和田
1126	裏山墓地	高知県 宿毛市 和田
1127	空地へ	高知県 宿毛市 和田
1128	仁井田神社	高知県 宿毛市 和田
1129	稲毛神社	高知県 宿毛市 和田
1130	裏山へ	高知県 宿毛市 和田
1131	山へ	高知県 宿毛市 和田
1132	小森集会所	高知県 宿毛市 和田
1133	東宮神社	高知県 宿毛市 和田
1134	旧すみれ保育園	高知県 宿毛市 和田569-1
1135	荒瀬山林道(堰堤横)	高知県 宿毛市 坂ノ下
1136	道路奥へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1137	裏山へ(堰堤前)	高知県 宿毛市 坂ノ下
1138	裏山へ(畑)	高知県 宿毛市 坂ノ下
1139	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1140	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1141	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1142	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1143	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1144	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1145	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1146	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1147	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1148	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1149	裏山へ	高知県 宿毛市 坂ノ下
1150	みかん山へ(北側)	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1151	みかん山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1152	みかん山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1153	竹林へ	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1154	愛宕神社	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1155	裏山へ(看板)	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1156	旧みなみ保育園	高知県 宿毛市 宿毛市小筑紫町田ノ浦1045
1157	小浦地区墓地	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦
1158	裏山へ(頂上)	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1159	若宮へ(頂上)	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1160	八坂神社裏(左上)	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1161	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1162	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1163	道路上へ	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1164	奥へ	高知県 宿毛市 小筑紫町内外ノ浦
1165	仁井田神社(上)	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1166	薬師寺上(墓)	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1167	裏山へ(畑の上)	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1168	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1169	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1170	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1171	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町呼崎
1172	墓地へ	高知県 宿毛市 小筑紫町湊
1173	道路上へ	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1174	市道頂上	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1175	八坂神社	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1176	大海避難場所	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1177	若宮神社上へ	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1178	墓地へ	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1179	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町大海
1180	堀り抜き北側の畑	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1181	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1182	三木精米所奥へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1183	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1184	寺田米穀店奥	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1185	集会所の山	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1186	海津見神社(境内)	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1187	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1188	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1189	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1190	倉庫奥へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1191	裏山へ(上)	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1192	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1193	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1194	鳳彩寺(上の墓)	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1195	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1196	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町伊与野
1197	七日島	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1198	墓地	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1199	天満宮	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1200	尾崎山(頂上)	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1201	尾崎山(中腹)	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1202	西南設備奥の山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1203	小筑紫診療所裏山	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1204	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1205	海積神社	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫
1206	千寿園の裏へ	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1207	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1208	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1209	裏山へ(道路奥)	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1210	裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1211	住吉神社	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1212	九兵谷	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1213	高台へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1214	墓地へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1215	道路奥へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1216	観音	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1217	高木徳博上	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1218	保育所裏山	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1219	茅野宅へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1220	八坂神社裏山へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1221	墓地へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1222	道路奥へ	高知県 宿毛市 小筑紫町栄喜
1223	寺院	高知県 宿毛市 沖の島町鶴来島
1224	春日神社	高知県 宿毛市 沖の島町鶴来島
1225	長浜老人憩いの家	高知県 宿毛市 沖の島町弘瀬253番地

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1226	つつじ霊園上り口	高知県 宿毛市 与市明
1227	広場	高知県 宿毛市 二ノ宮
1228	裏山へ	高知県 宿毛市 小深浦
1229	集会所奥の広場	高知県 宿毛市 二ノ宮
1230	正和霊園	高知県 宿毛市 和田235番地2
1231	二ノ宮団地裏山	高知県 宿毛市 二ノ宮
1232	牛舎跡奥の山	高知県 宿毛市 小筑紫町福良
1233	清掃公社上り口	高知県 宿毛市 二ノ宮
1234	駅前公園津波避難タワー	高知県 宿毛市 駅前町2丁目801番地
1235	三浦公園津波避難タワー	高知県 宿毛市 中央5丁目2424番地11
1236	水呉	高知県 土佐清水市 旭町
1237	鹿島ヶ丘	高知県 土佐清水市 旭町23
1238	旭ヶ丘	高知県 土佐清水市 旭町60
1239	橋田宅裏	高知県 土佐清水市 以布利
1240	西松	高知県 土佐清水市 以布利
1241	ハナダバ	高知県 土佐清水市 以布利
1242	金刀比羅宮	高知県 土佐清水市 以布利
1243	甚太谷口	高知県 土佐清水市 以布利
1244	上ダバ	高知県 土佐清水市 以布利
1245	障害者支援施設太陽の家	高知県 土佐清水市 以布利55
1246	特別養護老人ホームしおさい	高知県 土佐清水市 以布利83-5
1247	旧三鉾生コン跡	高知県 土佐清水市 以布利853
1248	土佐清水市消防署	高知県 土佐清水市 以布利980-143
1249	畑	高知県 土佐清水市 浦尻
1250	八坂神社	高知県 土佐清水市 浦尻
1251	中平公文宅上の山	高知県 土佐清水市 浦尻
1252	上原吾一宅裏山	高知県 土佐清水市 浦尻
1253	以布利谷	高知県 土佐清水市 浦尻
1254	浦尻公会堂上の畑	高知県 土佐清水市 浦尻
1255	ニツチ山	高知県 土佐清水市 浦尻
1256	つつじヶ丘公園	高知県 土佐清水市 越前町
1257	お墓	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1258	お墓	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1259	集会所裏山	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1260	橋本幸三宅上	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1261	お墓の上	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1262	鍵掛防災倉庫	高知県 土佐清水市 下ノ加江
1263	ナカマエ	高知県 土佐清水市 下ノ加江1636
1264	下地区急傾上	高知県 土佐清水市 下ノ加江1636
1265	安田實・安田資招宅裏山	高知県 土佐清水市 下ノ加江1727
1266	観音さん	高知県 土佐清水市 下ノ加江2279
1267	木下宅倉庫上	高知県 土佐清水市 下ノ加江2289
1268	下ノ加江市民センター裏山	高知県 土佐清水市 下ノ加江240-5
1269	カルト谷	高知県 土佐清水市 下ノ加江2429-2
1270	馬路上水タンク	高知県 土佐清水市 下ノ加江2632
1271	下若宮宮	高知県 土佐清水市 下ノ加江267
1272	八坂神社	高知県 土佐清水市 下ノ加江2754
1273	摺木谷急傾上	高知県 土佐清水市 下ノ加江2789-1
1274	鍵掛集会所	高知県 土佐清水市 下ノ加江2847
1275	上若宮宮	高知県 土佐清水市 下ノ加江290
1276	小山	高知県 土佐清水市 下ノ加江407-1
1277	旧坂本医院の上(安田宅裏山)	高知県 土佐清水市 下ノ加江509
1278	薬師寺	高知県 土佐清水市 下ノ加江606
1279	下ノ加江保育園の上	高知県 土佐清水市 下ノ加江690-1
1280	観音山	高知県 土佐清水市 下ノ加江781-1
1281	小川(コガ)	高知県 土佐清水市 下ノ加江986
1282	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	高知県 土佐清水市 下ノ加江字西高岡165-2
1283	荒神山	高知県 土佐清水市 下ノ段
1284	天満宮裏山	高知県 土佐清水市 下ノ段
1285	倉松信雄宅裏山	高知県 土佐清水市 下益野
1286	天満宮	高知県 土佐清水市 下益野

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1287	川島さん宅空地	高知県 土佐清水市 下益野
1288	西光寺	高知県 土佐清水市 下益野
1289	春日神社	高知県 土佐清水市 下川口
1290	忠魂墓地	高知県 土佐清水市 下川口
1291	経塚さん	高知県 土佐清水市 下川口
1292	天満宮上	高知県 土佐清水市 下川口
1293	天満宮横	高知県 土佐清水市 下川口
1294	(旧)東中筋中学校校舎	高知県 四万十市 国見222
1295	(旧)西ヶ方小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐西ヶ方544-1
1296	大用中学校 体育館	高知県 四万十市 大用393
1297	(旧)利岡小学校校舎	高知県 四万十市 利岡137
1298	利岡小学校校舎	高知県 四万十市 利岡132
1299	利岡小学校体育館	高知県 四万十市 利岡132
1300	(旧)中筋中学校 校舎	高知県 四万十市 有岡1008
1301	(旧)中筋中学校 体育館	高知県 四万十市 有岡1008
1302	中村プリンスホテル	高知県 四万十市 中村弥生町4-1
1303	新ロイヤルホテル四万十	高知県 四万十市 中村小姓町26
1304	菩提寺	高知県 四万十市 竹島397
1305	(旧)大川筋中学校校舎	高知県 四万十市 川登1106-10
1306	(旧)大川筋中学校体育館	高知県 四万十市 川登1106-10
1307	中半体育館	高知県 四万十市 西土佐中半408-1
1308	大宮下集会所	高知県 四万十市 西土佐大宮1746-1
1309	西土佐総合支所庁舎	高知県 四万十市 西土佐江川崎2445-1
1310	江川流域交流センター	高知県 四万十市 西土佐江川1467
1311	奥屋内下集会所	高知県 四万十市 西土佐奥屋内1148-2
1312	八束小学校校舎	高知県 四万十市 実崎1230
1313	八束小学校 体育館	高知県 四万十市 実崎1230
1314	名鹿集会所	高知県 四万十市 名鹿465
1315	(旧)東中筋中学校 体育館	高知県 四万十市 国見222
1316	国土交通省中村河川国道事務所古津賀宿舎	高知県 四万十市 古津賀2286-12
1317	具同小学校 体育館	高知県 四万十市 具同田黒1-4-1
1318	とまろっと	高知県 四万十市 下田3548
1319	四万十いやしの里	高知県 四万十市 下田3363
1320	光明寺	高知県 四万十市 下田2454
1321	中村第一ホテル	高知県 四万十市 駅前町5-15
1322	土佐西南大規模公園(平野地区)	高知県 四万十市 平野
1323	藪ヶ市公会堂	高知県 四万十市 西土佐藪ヶ市184-7
1324	藤ノ川集会所	高知県 四万十市 西土佐藤ノ川717-2
1325	大宮上集会所	高知県 四万十市 西土佐大宮1329-7
1326	下桁集会所	高知県 四万十市 西土佐須崎685
1327	へきち集会所体育館	高知県 四万十市 西土佐江川2940
1328	南津地区保健福祉サテライト	高知県 四万十市 西土佐口屋内101-1
1329	玖木公民館	高知県 四万十市 西土佐玖木132-5
1330	土佐西南大規模公園(下田地区)	高知県 四万十市 下田
1331	中医学研究所	高知県 四万十市 下田2158
1332	中筋老人憩の家	高知県 四万十市 有岡1249
1333	農業公社	高知県 四万十市 西土佐江川崎3385
1334	竹島小学校校舎	高知県 四万十市 竹島3332
1335	竹島小学校 体育館	高知県 四万十市 竹島3332
1336	(旧)竹屋敷小中学校校舎	高知県 四万十市 竹屋敷929-ロ
1337	(旧)竹屋敷小中学校 体育館	高知県 四万十市 竹屋敷929-ロ
1338	大用小学校校舎	高知県 四万十市 大用428
1339	大用中学校校舎	高知県 四万十市 大用393
1340	双海防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 双海688
1341	西土佐中学校校舎	高知県 四万十市 西土佐用井1111-1
1342	西土佐中学校体育館	高知県 四万十市 西土佐用井1111-1
1343	西土佐小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐用井1110-33
1344	西土佐小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐用井1110-33
1345	(旧)藤ノ川小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐藤ノ川640-2
1346	(旧)藤ノ川小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐藤ノ川640-2
1347	中村高等学校西土佐分校校舎	高知県 四万十市 西土佐津野川223
1348	中村高等学校西土佐分校体育館	高知県 四万十市 西土佐津野川223
1349	四万十学舎校舎	高知県 四万十市 西土佐中半408-1
1350	(旧)大宮小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐大宮522
1351	(旧)大宮小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐大宮522
1352	(旧)西ヶ方小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐西ヶ方544-1

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1353	(旧)須崎小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐須崎81-3
1354	(旧)須崎小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐須崎81-3
1355	(旧)本村小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐江川619
1356	(旧)本村小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐江川619
1357	権谷せせらぎ交流館交流館	高知県 四万十市 西土佐江川2940
1358	竹島防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 竹島409
1359	中村高等学校 体育館	高知県 四万十市 中村丸の内24
1360	四万十市役所	高知県 四万十市 中村大橋通4-10
1361	文化センター	高知県 四万十市 中村桜町2-1
1362	中村小学校 校舎	高知県 四万十市 中村新町3-20
1363	中村小学校 体育館	高知県 四万十市 中村新町3-20
1364	中村中学校 体育館	高知県 四万十市 中村東町2-1-30
1365	中村中学校 校舎	高知県 四万十市 中村東町2-1-30
1366	(旧)田野川小学校校舎	高知県 四万十市 田野川1240
1367	(旧)田野川小学校体育館	高知県 四万十市 田野川1240
1368	中村南小学校 校舎	高知県 四万十市 不破上町1949-1
1369	中村南小学校 体育館	高知県 四万十市 不破上町1949-1
1370	(旧)片魚中学校校舎	高知県 四万十市 片魚139-7
1371	(旧)片魚小学校校舎	高知県 四万十市 片魚316
1372	中筋小学校校舎	高知県 四万十市 有岡931
1373	蔵岡中学校校舎	高知県 四万十市 蔵岡甲6959
1374	蔵岡中学校体育館	高知県 四万十市 蔵岡甲6959
1375	蔵岡保育所園舎	高知県 四万十市 蔵岡甲6797
1376	蔵岡小学校校舎	高知県 四万十市 蔵岡甲6685
1377	蔵岡小学校 体育館	高知県 四万十市 蔵岡甲6685
1378	(旧)口屋内小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐口屋内280-1
1379	(旧)口屋内小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐口屋内280-1
1380	(旧)下家地小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐下家地1379
1381	(旧)下家地小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐下家地1379
1382	(旧)奥屋内小学校校舎	高知県 四万十市 西土佐奥屋内955-1
1383	(旧)奥屋内小学校体育館	高知県 四万十市 西土佐奥屋内955-1
1384	深木防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 深木2409-1
1385	(旧)常六小学校校舎	高知県 四万十市 常六272
1386	(旧)勝間小学校校舎	高知県 四万十市 勝間114-1
1387	坂本防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 坂本610
1388	井沢防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 井沢38-2
1389	山路防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 山路2396-4
1390	幡多公設地方卸売市場	高知県 四万十市 佐岡499-1
1391	東中筋小学校校舎	高知県 四万十市 国見460
1392	東中筋小学校 体育館	高知県 四万十市 国見460
1393	幡多農業高等学校 体育館	高知県 四万十市 古津賀3711
1394	中村特別支援学校 体育館	高知県 四万十市 古津賀3091
1395	具同小学校校舎	高知県 四万十市 具同田黒1-4-1
1396	中村西中学校 校舎	高知県 四万十市 具同7058-1
1397	中村西中学校 体育館	高知県 四万十市 具同7058-1
1398	HondaCars四万十	高知県 四万十市 具同5380-1
1399	四万十CCクラブハウス	高知県 四万十市 間崎1495-2
1400	下田中学校 校舎	高知県 四万十市 下田3216-1
1401	下田中学校 体育館	高知県 四万十市 下田3216-1
1402	アピアさつき	高知県 四万十市 右山五月町8-13
1403	国土交通省中村河川国道事務所別棟	高知県 四万十市 右山2033-14
1404	国土交通省地域防災センター	高知県 四万十市 井沢1031-52
1405	市民スポーツセンター	高知県 四万十市 安並4231
1406	武道館	高知県 四万十市 安並4178
1407	四万十市総合文化センター(しまんとびあ)	高知県 四万十市 右山五月町7-7
1408	平野地区集会所	高知県 四万十市 平野2871
1409	とまろっと	高知県 四万十市 下田3548
1410	四万十いやしの里	高知県 四万十市 下田3363
1411	(旧)中医学研究所	高知県 四万十市 下田2162
1412	Y7吉川町錦津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原1010-3
1413	Y2吉川町清水八反津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原1230-5
1414	Y1吉川町浜口南部津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原1536-3
1415	Y9吉川町浜口北部津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原1985
1416	吉川防災コミュニティセンター	高知県 香南市 吉川町吉原287-1
1417	吉川総合センター	高知県 香南市 吉川町吉原352
1418	Y5吉川町東南津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原415-3
1419	Y4吉川町西南津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原555-25

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1420	Y3吉川町西北津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町吉原80-2
1421	Y6吉川町中北津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町古川1293-1
1422	Y8吉川町松ヶ瀬津波避難タワー	高知県 香南市 吉川町古川1566-4
1423	古川八幡宮	高知県 香南市 吉川町古川369
1424	古川山	高知県 香南市 吉川町古川482先北側
1425	香我美幼稚園	高知県 香南市 香我美町下分710-1
1426	香我美おれんじ保育所	高知県 香南市 香我美町下分711-2
1427	香我美小学校	高知県 香南市 香我美町下分750
1428	月見山第2霊園駐車場上	高知県 香南市 香我美町岸本1035上
1429	K1香我美町岸本1区津波避難タワー	高知県 香南市 香我美町岸本308
1430	K3香我美町岸本8区津波避難タワー	高知県 香南市 香我美町岸本439-2
1431	K2香我美町岸本10区津波避難タワー	高知県 香南市 香我美町岸本535-1
1432	山北公民館	高知県 香南市 香我美町山北1557-1
1433	香我美中学校	高知県 香南市 香我美町山北41-1
1434	香我美トレーニングセンター	高知県 香南市 香我美町徳王子2220-1
1435	香我美市民館	高知県 香南市 香我美町徳王子2220-1
1436	香我美運動広場	高知県 香南市 香我美町徳王子2220-1
1437	八幡宮	高知県 香南市 香我美町徳王子3876
1438	A2赤岡町幸津波避難タワー	高知県 香南市 赤岡町130-1
1439	轟神社	高知県 香南市 赤岡町1561
1440	城山高校	高知県 香南市 赤岡町1612
1441	香南市消防署	高知県 香南市 赤岡町2032-2
1442	香取神社	高知県 香南市 赤岡町766-2
1443	須留田八幡宮	高知県 香南市 赤岡町2221
1444	A4赤岡町南町津波避難タワー	高知県 香南市 赤岡町346-2
1445	A3赤岡町東荒津波避難タワー	高知県 香南市 赤岡町688-1
1446	歴史の丘公園	高知県 香南市 赤岡町851
1447	赤岡小学校体育館	高知県 香南市 赤岡町861-1
1448	A1赤岡町松ヶ瀬津波避難タワー	高知県 香南市 赤岡町9-41
1449	野市東小学校	高知県 香南市 中ノ村770
1450	野市東こども園	高知県 香南市 東野449-6
1451	手結山トンネル西口	高知県 香南市 夜須町手結1468前
1452	福島高台	高知県 香南市 夜須町手結156
1453	香南会香南学園駐車場	高知県 香南市 夜須町手結3
1454	香南会香南学園登口	高知県 香南市 夜須町手結476-2先
1455	薬師堂上の公園	高知県 香南市 夜須町手結7-3
1456	野中井戸	高知県 香南市 夜須町手結79-1先
1457	塩谷高台	高知県 香南市 夜須町手結山1304西高台
1458	住吉高台	高知県 香南市 夜須町手結山1616-1北歩道
1459	西池尻高台	高知県 香南市 夜須町手結山466西高台
1460	東池尻高台	高知県 香南市 夜須町手結山875
1461	城山高台	高知県 香南市 夜須町出口784北高台
1462	西山八幡宮	高知県 香南市 夜須町西山254
1463	千切高台	高知県 香南市 夜須町千切1112先
1464	YS1夜須町第6地区西部津波避難タワー	高知県 香南市 夜須町千切588-1
1465	YS2夜須町第6地区東部津波避難タワー	高知県 香南市 夜須町千切892-1
1466	YS3ヤ・シィパーク津波避難タワー	高知県 香南市 夜須町坪井
1467	坪井高台	高知県 香南市 夜須町坪井1035先
1468	観音山	高知県 香南市 夜須町坪井1049
1469	坪井神社	高知県 香南市 夜須町坪井1507
1470	夜須運動広場	高知県 香南市 夜須町坪井1691
1471	月見山駐車場	高知県 香南市 夜須町坪井902-1先
1472	N1野市町横井津波避難タワー	高知県 香南市 野市町下井1465-4
1473	上岡山	高知県 香南市 野市町上岡2538-2
1474	高規格道路(土居地区)	高知県 香南市 野市町土居1184-1地先
1475	高規格道路(東野地区)	高知県 香南市 野市町東野1256-6地先
1476	日吉神社	高知県 香南市 野市町東野2350
1477	佐古小学校	高知県 香南市 野市町母代寺104
1478	佐古保育所	高知県 香南市 野市町母代寺180-1
1479	佐古防災コミュニティセンター	高知県 香南市 野市町母代寺71-1
1480	宝田神社	高知県 香南市 夜須町出口1033
1481	A5赤岡町別所山津波避難タワー	高知県 香南市 赤岡町1428-53
1482	K4香我美町岸本小学校跡津波避難タワー	高知県 香南市 香我美町岸本95
1483	夜須こども園	高知県 香南市 夜須町坪井1437
1484	野市東防災コミュニティセンター	高知県 香南市 野市町東野363-1
1485	N2野市町八丁地津波避難タワー	高知県 香南市 野市町下井1134
1486	東町中部公民館	高知県 香南市 土佐山田町東本町4-2-30

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1487	土佐山田中央集会所	高知県	香美市	土佐山田町旭町1-3-18
1488	山田高等学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町旭町3-1-3
1489	山田小学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町西本町2-4-5
1490	秦山町一丁目公民館	高知県	香美市	土佐山田町秦山町1-4-1
1491	地域福祉センター土佐山田(プラザ八王子)	高知県	香美市	土佐山田町262-1
1492	中組南部集会所	高知県	香美市	土佐山田町1023-イ
1493	中央公民館	高知県	香美市	土佐山田町宝町2-1-27
1494	土佐山田体育館	高知県	香美市	土佐山田町宝町2-7-15
1495	平田公民館	高知県	香美市	土佐山田町楠目224-3
1496	楠目小学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町楠目391-2
1497	市民グラウンド	高知県	香美市	土佐山田町楠目831
1498	楠目地区公民館	高知県	香美市	土佐山田町楠目1045
1499	鏡野中学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町楠目1973
1500	油石農業振興集会所	高知県	香美市	土佐山田町楠目2544
1501	植公民館	高知県	香美市	土佐山田町植148
1502	秦山公園野球場(土佐山田スタジアム)	高知県	香美市	土佐山田町植1252-2
1503	秦山公園(ふれあい広場)	高知県	香美市	土佐山田町植1252-2
1504	舟入小学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町山田1218
1505	明治地区多目的集会所	高知県	香美市	土佐山田町山田1385-1
1506	八王子公民館	高知県	香美市	土佐山田町山田1749
1507	加茂公民館	高知県	香美市	土佐山田町加茂335-2
1508	香美農林合同庁舎	高知県	香美市	土佐山田町加茂777
1509	林田集会所	高知県	香美市	土佐山田町林田561-1
1510	船谷公民館	高知県	香美市	土佐山田町船谷343-1
1511	片地地区多目的集会所	高知県	香美市	土佐山田町宮ノ口1-2
1512	片地小学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町宮ノ口9
1513	高知工科大学(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町宮ノ口185
1514	仁井田公民館	高知県	香美市	土佐山田町佐野1642
1515	森林研修センター	高知県	香美市	土佐山田町大平80
1516	佐岡体育館	高知県	香美市	土佐山田町本村351
1517	大後入公民館	高知県	香美市	土佐山田町大後入419
1518	西後入公民館	高知県	香美市	土佐山田町西後入214
1519	上改田公民館	高知県	香美市	土佐山田町上改田170-2
1520	香長小学校(体育館)	高知県	香美市	土佐山田町須江32
1521	農山村コミュニティセンター	高知県	香美市	土佐山田町須江36-1
1522	須江公民館	高知県	香美市	土佐山田町須江386-1
1523	新改公民館	高知県	香美市	土佐山田町新改398-4
1524	宮上谷公民館	高知県	香美市	土佐山田町曾我部川1282
1525	新改北部構造改善センター	高知県	香美市	土佐山田町平山484-1
1526	北滝本複合集会所	高知県	香美市	土佐山田町北滝本177
1527	河ノ川部落集会所	高知県	香美市	土佐山田町角茂谷1841
1528	繁藤地区コミュニティセンター	高知県	香美市	土佐山田町繁藤3-1
1529	繁藤老人憩の家	高知県	香美市	土佐山田町繁藤755-12
1530	松本部落公民館	高知県	香美市	土佐山田町松本117-1
1531	岩次公民館	高知県	香美市	土佐山田町岩次46-2
1532	岩村地区公民館	高知県	香美市	土佐山田町神通寺370
1533	白石多目的運動広場	高知県	香美市	香北町白石434
1534	白石公会堂	高知県	香美市	香北町白石472-1
1535	根須公会堂	高知県	香美市	香北町根須535-4
1536	香北体育センター	高知県	香美市	香北町吉野1188
1537	農村広場	高知県	香美市	香北町吉野1225
1538	佐敷公民館	高知県	香美市	香北町西川甲1601-3
1539	保健福祉センター香北	高知県	香美市	香北町菰生野336-1
1540	菰生野コミュニティセンター	高知県	香美市	香北町菰生野493
1541	大宮小学校(体育館)	高知県	香美市	香北町美良布654-1
1542	香北中学校(体育館)	高知県	香美市	香北町美良布892
1543	香北武道館	高知県	香美市	香北町美良布908-1
1544	基幹集落センター	高知県	香美市	香北町美良布1097
1545	健康センターセレネ前広場	高知県	香美市	香北町美良布1211
1546	本田集落センター	高知県	香美市	香北町美良布1511-3
1547	下野尻多目的運動広場	高知県	香美市	香北町下野尻61
1548	下野尻集落センター	高知県	香美市	香北町下野尻368
1549	太郎丸公会堂	高知県	香美市	香北町太郎丸158-1
1550	北岩改公会堂	高知県	香美市	香北町岩改17-2
1551	岩改小学校跡(広場)	高知県	香美市	香北町岩改972-2
1552	萩野公民館	高知県	香美市	香北町萩野1223-3
1553	橋川野集落センター	高知県	香美市	香北町橋川野161

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1554	白川上集会所	高知県	香美市	香北町白川561-3
1555	曉霞公民館(広場)	高知県	香美市	香北町五百蔵1027-4
1556	有瀬公民館	高知県	香美市	香北町有瀬772-1
1557	日ノ御子公会堂	高知県	香美市	香北町日ノ御子548
1558	谷相公民館	高知県	香美市	香北町谷相2073-2
1559	三谷地区集会所	高知県	香美市	香北町谷相2478-1
1560	朴ノ木公会堂	高知県	香美市	香北町朴ノ木561
1561	永野コミュニティセンター	高知県	香美市	香北町永野2151-1
1562	梅久保公民館	高知県	香美市	香北町梅久保234
1563	清爪公会堂	高知県	香美市	香北町清爪527-1
1564	猪野々集会所	高知県	香美市	香北町猪野々456
1565	庄谷相多目的集会所	高知県	香美市	物部町庄谷相1234-1
1566	中谷川公会堂	高知県	香美市	物部町中谷川318
1567	浦山公会堂	高知県	香美市	物部町仙頭1854-3
1568	特別養護老人ホーム菰生郷	高知県	香美市	物部町大栃89-1
1569	奥物部ふれあいプラザ	高知県	香美市	物部町大栃878-3
1570	高齢者生活福祉センター「こづみ」	高知県	香美市	物部町大栃898-1
1571	大栃区長事務所	高知県	香美市	物部町大栃1092-5
1572	大栃小学校(体育館)	高知県	香美市	物部町大栃1177-3
1573	南組公会堂	高知県	香美市	物部町大栃1226
1574	香美市役所物部支所	高知県	香美市	物部町大栃1390-1
1575	久保組公会堂	高知県	香美市	物部町大栃1575-1
1576	大栃中学校(体育館)	高知県	香美市	物部町大栃1800ーイ
1577	旧大栃高等学校(多目的棟1・2階)	高知県	香美市	物部町大栃1926
1578	中屋公会堂	高知県	香美市	物部町大栃2064-3
1579	大北組公会堂	高知県	香美市	物部町大栃2236
1580	山崎老人憩の家	高知県	香美市	物部町山崎756-4
1581	塩公会堂	高知県	香美市	物部町山崎1023-1
1582	影仙頭集落センター	高知県	香美市	物部町仙頭902
1583	小浜農産物直販所	高知県	香美市	物部町小浜732-4
1584	根木屋公会堂	高知県	香美市	物部町根木屋309
1585	岡ノ内公会堂	高知県	香美市	物部町岡ノ内188-1
1586	旧岡ノ内小中学校(グラウンド)	高知県	香美市	物部町岡ノ内235-6
1587	農林漁業体験実習館	高知県	香美市	物部町別府373-5
1588	高井多目的集会所	高知県	香美市	物部町久保高井131-1
1589	旧久保小学校(グラウンド)	高知県	香美市	物部町久保沼井207
1590	影公会堂	高知県	香美市	物部町久保影120-1
1591	笹上公会堂	高知県	香美市	物部町笹1063-2
1592	五王堂分団屯所	高知県	香美市	物部町五王堂943-7
1593	旧五王堂小学校(グラウンド)	高知県	香美市	物部町五王堂1115
1594	黒代公会堂	高知県	香美市	物部町黒代295
1595	神池分団屯所	高知県	香美市	物部町神池2045-3
1596	椿佐古公会堂	高知県	香美市	物部町椿佐古369・370
1597	平井公会堂	高知県	香美市	物部町柳瀬1359
1598	市宇公会堂	高知県	香美市	物部町市宇470-1
1599	甲浦中学校	高知県	東洋町	大字白浜6-2
1600	甲浦小学校	高知県	東洋町	大字河内27
1601	東洋町町民会館(屋上)	高知県	東洋町	大字生見758-3
1602	野根地区老人憩の家	高知県	東洋町	大字野根丙2456-1
1603	つづら地区集会所	高知県	東洋町	大字野根丙725-1
1604	押野地区集会所	高知県	東洋町	大字野根甲366-1
1605	内田地区集会所	高知県	東洋町	大字野根丙105-2
1606	名留川地区集会所	高知県	東洋町	大字野根乙418
1607	別役地区集会所	高知県	東洋町	大字野根丁222-8
1608	大斗地区集会所	高知県	東洋町	大字野根乙2318
1609	川口地区集会所	高知県	東洋町	大字野根乙1337-1
1610	真砂瀬地区集会所	高知県	東洋町	大字野根乙1933
1611	小池地区防災避難タワー	高知県	東洋町	大字河内151-1
1612	白浜地区第1防災避難タワー	高知県	東洋町	大字白浜69-4
1613	白浜地区第2防災避難タワー	高知県	東洋町	大字白浜148
1614	生見地区防災避難タワー	高知県	東洋町	大字白浜158-8
1615	野根地区第1津波避難タワー	高知県	東洋町	大字野根丙2306-9
1616	野根地区防災活動拠点施設	高知県	東洋町	大字野根丙1694-2
1617	東洋町地域防災センター	高知県	東洋町	大字生見758-3
1618	池地区集会所	高知県	東洋町	大字野根丙2446
1619	旧川口地区集会所	高知県	東洋町	大字野根乙1362
1620	野根地区防災避難施設	高知県	東洋町	大字野根丙2003-1
1621	奈半利町民会館	高知県	奈半利町	乙1297-2

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1622	福祉センター	高知県	奈半利町	乙1032
1623	奈半利小学校	高知県	奈半利町	乙1648
1624	奈半利中学校	高知県	奈半利町	乙1315-3
1625	旧加領郷小学校	高知県	奈半利町	甲61-1
1626	須川集会所	高知県	奈半利町	甲1610
1627	愛光園	高知県	奈半利町	乙478-1
1628	3号津波避難タワー	高知県	奈半利町	乙1779-1
1629	4号津波避難タワー	高知県	奈半利町	乙1747-1
1630	5号津波避難タワー	高知県	奈半利町	乙2678
1631	6号津波避難タワー	高知県	奈半利町	乙2904-6
1632	中芸高校	高知県	田野町	1203-4
1633	田野町役場3階・屋上	高知県	田野町	1828-5
1634	第4津波避難タワー	高知県	田野町	2397
1635	第3津波避難タワー	高知県	田野町	2464-2
1636	第2津波避難タワー	高知県	田野町	2659-1
1637	八幡神社	高知県	田野町	2851-1
1638	田野中学校・体育館	高知県	田野町	3778-1
1639	八王子宮	高知県	田野町	4497-1
1640	第6津波避難タワー	高知県	田野町	539-1
1641	第1津波避難タワー	高知県	田野町	747-2
1642	第5津波避難タワー	高知県	田野町	814
1643	田野小学校2階・体育館	高知県	田野町	924-1
1644	久江ノ上集会所	高知県	北川村	大字久江ノ上269-2
1645	久木体育館	高知県	北川村	大字久木545
1646	宗ノ上集会所	高知県	北川村	大字宗ノ上152-1
1647	小島集会所	高知県	北川村	大字小島96-1
1648	菅ノ上集会所	高知県	北川村	大字菅ノ上283
1649	西谷集会所	高知県	北川村	大字西谷405
1650	電源開発(株)厚生館	高知県	北川村	大字長山177
1651	長山交流センター	高知県	北川村	大字長山595-1
1652	北部集会所	高知県	北川村	大字島766-1
1653	ニタ又集会所	高知県	北川村	大字ニタ又148-2
1654	柏木交流センター	高知県	北川村	大字柏木122
1655	崎山集会所	高知県	北川村	大字柏木757-2
1656	平鍋集会所	高知県	北川村	大字平鍋191-4
1657	木積集会所	高知県	北川村	大字木積106
1658	野川交流センター	高知県	北川村	大字野川1571
1659	北川村農村婦人の家	高知県	北川村	大字野友乙213
1660	北川村農業センター	高知県	北川村	大字野友乙288
1661	みどり保育園	高知県	北川村	大字野友甲1522-1
1662	北川小学校	高知県	北川村	大字野友甲1545
1663	北川中学校	高知県	北川村	大字野友甲1548
1664	野友集会所	高知県	北川村	大字野友甲612
1665	北川村民会館	高知県	北川村	大字野友甲618-1
1666	総合保健福祉センター	高知県	北川村	大字野友甲710-2
1667	和田集会所	高知県	北川村	大字和田506
1668	北川村小規模多機能施設ゆずの花	高知県	北川村	野友甲710-1
1669	馬路小学校	高知県	馬路村	大字馬路497
1670	馬路中学校	高知県	馬路村	大字馬路497
1671	馬路小・中体育館	高知県	馬路村	大字馬路497
1672	馬路村コミュニティセンター本館	高知県	馬路村	大字馬路3564-1
1673	馬路村コミュニティセンター宿泊施設	高知県	馬路村	大字馬路3564-1
1674	朝日出地区会館	高知県	馬路村	大字馬路110-1
1675	日浦地区会館	高知県	馬路村	大字馬路3787-1
1676	相名地区会館	高知県	馬路村	大字馬路3190-1
1677	東川地区会館	高知県	馬路村	大字馬路1514
1678	中ノ川地区会館	高知県	馬路村	大字馬路1620-1
1679	魚梁瀬小・中体育館	高知県	馬路村	大字魚梁瀬10-149

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1680	芸西村山の家	高知県	芸西村	久重608-1
1681	和食駅	高知県	芸西村	和食甲69-1
1682	㈱アオイコーポレーション敷地	高知県	芸西村	西分乙1273-1
1683	洋寿荘	高知県	芸西村	西分乙297
1684	旧洋寿荘跡地	高知県	芸西村	西分乙631
1685	高台	高知県	芸西村	西分甲1129-1
1686	高台	高知県	芸西村	西分甲1143
1687	高台	高知県	芸西村	西分甲1145
1688	永正寺	高知県	芸西村	西分甲1143
1689	郷西集会所	高知県	芸西村	西分甲1145
1690	長谷集会所	高知県	芸西村	西分甲2196-1
1691	松原集会所	高知県	芸西村	西分甲2562-ロ
1692	メルキュール高知土佐リゾート&スパ	高知県	芸西村	西分甲2995
1693	飯森	高知県	芸西村	西分甲2995
1694	黒潮カントリー入口	高知県	芸西村	西分甲3789
1695	西の丘団地北道路	高知県	芸西村	西分甲4033-2
1696	長谷寄津波避難タワー	高知県	芸西村	西分甲5082-3
1697	第二集会所	高知県	芸西村	西分甲5082-3
1698	第一集会所	高知県	芸西村	西分甲5082-313
1699	松原津波避難タワー	高知県	芸西村	西分甲5082-348
1700	西分浜西集会所	高知県	芸西村	西分甲5082-36
1701	西分浜中集会所	高知県	芸西村	西分甲5082-365
1702	西分駅	高知県	芸西村	西分甲5082-389
1703	白石宅北	高知県	芸西村	西分甲5250
1704	お地藏さん北	高知県	芸西村	西分甲5340
1705	郷中・東集会所	高知県	芸西村	西分甲641-1
1706	天満宮	高知県	芸西村	西分甲852
1707	神楽伝承館	高知県	芸西村	道家486-2
1708	中集会所	高知県	芸西村	馬ノ上1061-1
1709	西集会所	高知県	芸西村	馬ノ上1061-1
1710	瓜生谷コミュニティセンター	高知県	芸西村	馬ノ上3481-4
1711	芝集会所	高知県	芸西村	馬ノ上400-3
1712	土居集会所	高知県	芸西村	馬ノ上732
1713	井上集会所	高知県	芸西村	馬ノ上815-2
1714	津野集会所	高知県	芸西村	和食乙228-1
1715	老人福祉センター	高知県	芸西村	和食甲1290
1716	中村集会所	高知県	芸西村	和食甲1327
1717	正路集会所	高知県	芸西村	和食甲1602
1718	下組集会所	高知県	芸西村	和食甲1778-1
1719	下中集会所	高知県	芸西村	和食甲2115
1720	芸西村立中学校校舎	高知県	芸西村	和食甲2265
1721	北組集会所	高知県	芸西村	和食甲2476
1722	西組集会所	高知県	芸西村	和食甲2860
1723	八幡宮広場	高知県	芸西村	和食甲3914
1724	芸西村の家	高知県	芸西村	和食甲4525
1725	津波避難施設(浜浦集会所)	高知県	芸西村	和食甲4646-2
1726	叶木集会所	高知県	芸西村	和食甲4646-80
1727	琴ヶ浜松林	高知県	芸西村	和食甲4647-2
1728	琴ヶ浜集会所	高知県	芸西村	和食甲4647-30
1729	村道吉野線	高知県	芸西村	和食甲5369
1730	村道宮ノ東線	高知県	芸西村	和食甲5547
1731	極楽集会所	高知県	芸西村	和食甲5812-8
1732	琴ヶ浜ふれあいセンター	高知県	芸西村	和食甲84-1
1733	三寄集会所	高知県	本山町	井窪30-1
1734	瓜生野コミュニティセンター	高知県	本山町	瓜生野544-1
1735	屋所集会所	高知県	本山町	屋所147
1736	上関集会所	高知県	本山町	下関1366-1
1737	下関公民館	高知県	本山町	下関203-1
1738	吉延集会所	高知県	本山町	吉延796
1739	吉野小学校体育館	高知県	本山町	吉野161
1740	吉野小学校グラウンド	高知県	本山町	吉野186
1741	吉野公民館	高知県	本山町	吉野410
1742	東部コミュニティセンター	高知県	本山町	高角437-1
1743	シェアオフィス「もとやま」駐車場	高知県	本山町	高角437-8
1744	寺家公民館	高知県	本山町	寺家517-1
1745	南部複合集会所(大石)	高知県	本山町	大石355
1746	汗見川ふれあいの郷集会所、清流館	高知県	本山町	沢ヶ内626

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1747	上奈路複合集会所	高知県 本山市 北山甲268-1
1748	北山西集会所	高知県 本山市 北山丙439
1749	本山市社会福祉会館	高知県 本山市 本山1041
1750	一区コミュニティセンター	高知県 本山市 本山143-4
1751	婦全の森グラウンド	高知県 本山市 本山2133
1752	婦全の森体育館	高知県 本山市 本山2133
1753	二区コミュニティセンター	高知県 本山市 本山303-イ
1754	三区コミュニティセンター	高知県 本山市 本山453-1
1755	本山小学グラウンド	高知県 本山市 本山458
1756	本山小学校体育館	高知県 本山市 本山458
1757	本山市プラチナセンター	高知県 本山市 本山569-1
1758	嶺北高等学校グラウンド	高知県 本山市 本山727
1759	嶺北高等学校体育館	高知県 本山市 本山727
1760	四区コミュニティセンター	高知県 本山市 本山837-1
1761	古田集会所	高知県 本山市 木能津704
1762	伊勢川集会所	高知県 土佐町 田井4331
1763	松ヶ丘コミュニティセンター	高知県 土佐町 田井3163
1764	上野上集会所	高知県 土佐町 田井2141-2
1765	上野多目的集会施設	高知県 土佐町 田井1581-2
1766	農村環境改善センター	高知県 土佐町 田井1488-1
1767	おこぜハウス	高知県 土佐町 田井1679
1768	田井多目的集会施設	高知県 土佐町 田井1201-3
1769	中島集会所	高知県 土佐町 田井958-4
1770	中島城ノ台ふれあい集会所	高知県 土佐町 田井878-3
1771	三島多目的集会施設	高知県 土佐町 田井503-2
1772	土佐町小中体育館	高知県 土佐町 宮古野1
1773	道の駅土佐さめうら	高知県 土佐町 田井448-2
1774	田井町民体育館	高知県 土佐町 田井979
1775	大河内消防屯所	高知県 土佐町 境1426-9
1776	大谷集会所	高知県 土佐町 土居118-1
1777	中央基幹集落センター	高知県 土佐町 土居284-1
1778	保健福祉センター	高知県 土佐町 土居 206
1779	中村集会所	高知県 土佐町 土居353-1
1780	上ノ土居集会所	高知県 土佐町 土居331-1
1781	陳ノ内集会所	高知県 土佐町 土居275-1
1782	中央福祉センター	高知県 土佐町 土居989-1
1783	土佐町児童館	高知県 土佐町 駒野
1784	老人憩いの家	高知県 土佐町 土居 1017-2
1785	相川多目的集会施設	高知県 土佐町 相川407
1786	相川町民体育館	高知県 土佐町 高須305
1787	相川コミュニティセンター	高知県 土佐町 高須 305
1788	高須集落センター	高知県 土佐町 高須453-3
1789	白石集会所	高知県 土佐町 南泉572
1790	宮古野ふれあい交流館	高知県 土佐町 宮古野165-2
1791	松木野集会所	高知県 土佐町 溜井1821-5
1792	溜井多目的集会施設	高知県 土佐町 溜井1366-2
1793	南境集会所	高知県 土佐町 境60-5
1794	東境集会所「泉の里」	高知県 土佐町 境329-3
1795	和田町民体育館	高知県 土佐町 和田1085
1796	南川分団消防屯所	高知県 土佐町 南川1437
1797	南川中村集会所	高知県 土佐町 南川
1798	南川会館	高知県 土佐町 南川1224-2
1799	瀬戸町民体育館	高知県 土佐町 瀬戸658
1800	瀬戸コミュニティセンター	高知県 土佐町 瀬戸658
1801	峰石原集会所	高知県 土佐町 東石原2140-1
1802	石原町民体育館	高知県 土佐町 西石原1228
1803	石原コミュニティセンター	高知県 土佐町 西石原1228
1804	東石原集会所	高知県 土佐町 東石原909
1805	役場地蔵寺支所	高知県 土佐町 地蔵寺1212
1806	地蔵寺町民体育館	高知県 土佐町 地蔵寺1212
1807	地蔵寺支所	高知県 土佐町 地蔵寺1212
1808	中地蔵寺集会所	高知県 土佐町 地蔵寺1249-2
1809	相川町民体育館	高知県 土佐町 高須305
1810	相川コミュニティセンター	高知県 土佐町 高須305
1811	立割集会所	高知県 土佐町 地蔵寺375
1812	平石消防屯所	高知県 土佐町 地蔵寺3050-1
1813	平石町民体育館	高知県 土佐町 地蔵寺3172

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1814	平石コミュニティーセンター	高知県	土佐町	地藏寺3172
1815	大川小中学校体育館	高知県	大川村	中切517番地2
1816	旧川口小学校	高知県	大川村	上小南川306番地12
1817	自然教育センター白滝	高知県	大川村	朝谷26番地
1818	大藪コミュニティーセンター	高知県	大川村	大藪137番地4
1819	伊野中学校校舎1Fから2F・体育館・運動場	高知県	いの町	1152
1820	伊野中学校校舎3F、屋上	高知県	いの町	1152
1821	すこやかセンター伊野多目的広場、駐車場	高知県	いの町	1400
1822	是友防災備蓄倉庫防災研修室、屋上、広場	高知県	いの町	158-2他
1823	いの町役場立体駐車場	高知県	いの町	1700
1824	琴平公園	高知県	いの町	2256-1
1825	伊野公民館公民館	高知県	いの町	3597
1826	天理教伊野大教会	高知県	いの町	3645
1827	仁淀川漁協3階会議室	高知県	いの町	4055-5
1828	JA高知県伊野支所ホール	高知県	いの町	駅前町221
1829	越裏門小学校運動場	高知県	いの町	越裏門340-8
1830	吾北運動場運動場	高知県	いの町	下八川丁3800
1831	旧神谷中学校運動場	高知県	いの町	加田2479
1832	星神社神社地	高知県	いの町	加田2896-1
1833	観音様神社地	高知県	いの町	加田429
1834	川内小学校運動場	高知県	いの町	鎌田216
1835	紙の博物館博物館	高知県	いの町	幸町110-1
1836	紙の博物館駐車場	高知県	いの町	幸町110-1
1837	サンシャインラヴィーナ駐車場	高知県	いの町	枝川1133
1838	高知ニュードライバー学院ホール	高知県	いの町	枝川282
1839	枝川小学校運動場、体育館	高知県	いの町	枝川2964-1
1840	伊野商業高等学校運動場	高知県	いの町	332-1
1841	高知西バイパス管理道	高知県	いの町	枝川5439他
1842	八代公園	高知県	いの町	枝川5858-ロ
1843	道の駅土佐和紙工芸村駐車場	高知県	いの町	鹿敷1226
1844	丸英製紙第2工場	高知県	いの町	鹿敷401-1
1845	とさ自由学校運動場	高知県	いの町	勝賀瀬4387
1846	住吉神社神社地	高知県	いの町	勝賀瀬
1847	吾北小学校運動場	高知県	いの町	小川西津賀才553
1848	吾北中学校運動場	高知県	いの町	上八川甲3047
1849	神谷小・中学校運動場	高知県	いの町	神谷694
1850	清水公民館公民館、駐車場	高知県	いの町	清水下分1000
1851	清水第一小学校運動場	高知県	いの町	清水上分2327-3
1852	南の谷集落センター屋上	高知県	いの町	大内2437
1853	小八十広場空地	高知県	いの町	大内
1854	大内農村婦人の家屋上	高知県	いの町	大内637-1
1855	本川中学校運動場	高知県	いの町	長沢22-1
1856	サンブラザ新鮮館天王駐車場	高知県	いの町	天王南4-1-2
1857	天王コミュニティーセンター駐車場、センター	高知県	いの町	天王南5-2-9
1858	いの町総合運動場テニスコート	高知県	いの町	天王南6-9
1859	内野公園	高知県	いの町	内野北町103
1860	亀の井ホテル高知宿泊施設	高知県	いの町	波川1569
1861	高知県立農業大学校駐車場	高知県	いの町	波川234
1862	いの町総合運動場野球場、グラウンド	高知県	いの町	八田1711
1863	伊野南中学校ピロティ	高知県	いの町	八田2300
1864	伊野南中学校運動場	高知県	いの町	八田2300
1865	伊野南小学校運動場	高知県	いの町	八田2321
1866	水辺の駅あいの里駐車場	高知県	いの町	柳瀬本村551
1867	伊野小学校運動場	高知県	いの町	柳町12
1868	伊野小学校体育館3F防災倉庫・メンテナンス通路	高知県	いの町	柳町12
1869	本川小学校運動場	高知県	いの町	脇ノ山228-7
1870	高知県伊野合同庁舎屋上	高知県	いの町	1381
1871	日本製紙パピリア高知工場大土佐寮(階段踊場、洗濯室、屋上)	高知県	いの町	2287-1
1872	仁淀ハイツ(3Fから6Fの通路及び階段踊場、屋上通路)	高知県	いの町	西町71他
1873	日本製紙パピリア高知工場西地社宅(通路、階段踊場)	高知県	いの町	西町79
1874	高知県立農業大学校グラウンド	高知県	いの町	波川232
1875	高知県立農業大学校体育館	高知県	いの町	波川234
1876	ケアハウスいのの屋上	高知県	いの町	波川560-2
1877	若宮様神社地	高知県	いの町	八田
1878	脇ノ山公民館公民館、駐車場	高知県	いの町	脇ノ山264-2
1879	旧天理教渦ノ谷布教所	高知県	いの町	加田2633-1

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
1880	西岡酒店社宅・3Fから4Fの通路、階段及び踊場	高知県	いの町	幸町3
1881	和光山本願寺	高知県	いの町	2847
1882	中追西共同館	高知県	いの町	中追2188
1883	中追東農業共同館	高知県	いの町	中追442
1884	加枝地区集会所広場	高知県	仁淀川町	加枝1233
1885	久喜集会所広場	高知県	仁淀川町	久喜2748-1
1886	森の越グラウンド	高知県	仁淀川町	高瀬3870-1
1887	旧寺村小学校グラウンド	高知県	仁淀川町	寺村1021-1
1888	沢渡多目的集会施設広場	高知県	仁淀川町	別枝2504-13
1889	別枝広場	高知県	仁淀川町	別枝957-8
1890	旧名野川小学校グラウンド	高知県	仁淀川町	名野川405-1
1891	高齢者総合福祉施設「用居集いの館」広場	高知県	仁淀川町	用居甲361-1
1892	瓜生野集会所広場	高知県	仁淀川町	用居丁440-8
1893	招魂社広場	高知県	仁淀川町	土居甲290-2
1894	仁淀川町移住交流拠点施設周辺	高知県	仁淀川町	竹ノ谷612-13
1895	池川山村広場	高知県	仁淀川町	土居甲661
1896	長者農村広場	高知県	仁淀川町	長者乙2616-1
1897	田村多目的広場	高知県	仁淀川町	田村189-9
1898	旧吾川中学校グラウンド	高知県	仁淀川町	大崎325-1
1899	大崎保育所グラウンド	高知県	仁淀川町	大崎157-4
1900	別府小学校グラウンド	高知県	仁淀川町	森2457
1901	仁淀中学校グラウンド	高知県	仁淀川町	川渡214
1902	旧別枝小学校グラウンド	高知県	仁淀川町	別枝1775-1
1903	旧長者小学校グラウンド	高知県	仁淀川町	長者乙2506-1
1904	池川中学校グラウンド	高知県	仁淀川町	土居甲864
1905	大野地区コミュニティセンター広場	高知県	仁淀川町	大野685-1
1906	月美荘前広場	高知県	仁淀川町	日浦183-3
1907	安居ヘリポート周辺	高知県	仁淀川町	成川551-2
1908	檜山集会所広場	高知県	仁淀川町	大屋758-1
1909	久礼小学校グラウンド	高知県	中土佐町	久礼7758-1
1910	久礼中学校グラウンド	高知県	中土佐町	久礼7753
1911	上ノ加江小学校グラウンド	高知県	中土佐町	上ノ加江5581
1912	襟野々公民館	高知県	佐川町	永野1311
1913	花ノ木集会所	高知県	佐川町	永野1555
1914	茅ヶ森集会所(南谷集会所)	高知県	佐川町	永野2618-1
1915	木戸集会所(古用地集会所)	高知県	佐川町	永野3050
1916	永野南組公会堂	高知県	佐川町	永野699-1
1917	川原田公民館	高知県	佐川町	永野701口
1918	岡崎公民館	高知県	佐川町	乙1172-2
1919	鳥の巣公民館	高知県	佐川町	乙128-4
1920	虎杖野公民館	高知県	佐川町	乙1552
1921	中組公民館	高知県	佐川町	乙1732-1
1922	富士見町公民館(富士見集会所)	高知県	佐川町	乙1849-1
1923	三野集会所	高知県	佐川町	乙2303-5
1924	伏尾団地公民館	高知県	佐川町	乙2432-34
1925	室原公民館	高知県	佐川町	乙262
1926	青去公民館	高知県	佐川町	乙2878
1927	荷稻公民館	高知県	佐川町	乙3013-2
1928	小富士集会所	高知県	佐川町	乙3347-4
1929	馬の原公民館	高知県	佐川町	乙4634
1930	下山公民館	高知県	佐川町	乙6099
1931	本村東公民館	高知県	佐川町	加茂1166-4
1932	本村西公民館	高知県	佐川町	加茂1426
1933	長竹公民館	高知県	佐川町	加茂3238
1934	横山公民館	高知県	佐川町	加茂4300-2
1935	竹ノ倉公民館	高知県	佐川町	加茂4572
1936	弘岡公民館	高知県	佐川町	加茂524-2
1937	集落活動センター加茂の里	高知県	佐川町	加茂621-1
1938	加茂住民センター	高知県	佐川町	加茂674-10
1939	東部公民館(和楽)	高知県	佐川町	甲1076-3
1940	紫円公民館	高知県	佐川町	甲1220
1941	旧佐川中学校武道館	高知県	佐川町	甲1233
1942	新町中央集会所	高知県	佐川町	甲1425-10
1943	佐川地場産センター	高知県	佐川町	甲1532
1944	松崎公民館	高知県	佐川町	甲1665-1
1945	中本町公民館	高知県	佐川町	甲1852-1
1946	蔵法院公民館	高知県	佐川町	甲519-ロ

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
1947	上郷公民館	高知県 佐川町 甲758-2
1948	台住公民館	高知県 佐川町 黒原1526
1949	原公民館	高知県 佐川町 黒原3160
1950	山本公民館	高知県 佐川町 黒原3503
1951	黒岩多目的集会所	高知県 佐川町 黒原402-1
1952	集落活動センターくろいわ	高知県 佐川町 黒原905-1
1953	四ツ白太刀踊伝承館	高知県 佐川町 四ツ白718-4
1954	庄田公民館	高知県 佐川町 庄田61
1955	瑞応公民館	高知県 佐川町 瑞応136
1956	西山耕公民館	高知県 佐川町 西山耕88-5
1957	ふれあいセンター「けいとう」	高知県 佐川町 西山組1061
1958	岩井口公民館	高知県 佐川町 西組1271
1959	塚谷公民館	高知県 佐川町 西組1700
1960	二ノ部公民館	高知県 佐川町 西組224-1
1961	山瀬公民館	高知県 佐川町 西組514-2
1962	上伏尾公民館	高知県 佐川町 西組736-1
1963	下伏尾公民館	高知県 佐川町 西組907-1
1964	舟床公民館	高知県 佐川町 川ノ内組1030地先
1965	大田川公民館	高知県 佐川町 大田川320
1966	川ノ内公民館	高知県 佐川町 中組1469-3
1967	芝ノ坊公民館	高知県 佐川町 中組155
1968	角口・狩場集会所	高知県 佐川町 中組1738
1969	薄木公民館	高知県 佐川町 中組386-2
1970	野添公民館	高知県 佐川町 中組569
1971	中野公民館	高知県 佐川町 中野65-4
1972	入寺山公民館	高知県 佐川町 東組1875
1973	下美都岐公民館	高知県 佐川町 東組1986-1
1974	上美都岐公民館	高知県 佐川町 東組2020
1975	とかの集落活動センターあおぞら	高知県 佐川町 東組2692
1976	二ツ野公民館	高知県 佐川町 二ツ野501-6
1977	桂公民館	高知県 佐川町 丙1139
1978	九反田公民館	高知県 佐川町 丙3595
1979	柳瀬公民館	高知県 佐川町 丙3727-2
1980	市の瀬公民館	高知県 佐川町 丙4268-2
1981	川内ヶ谷上集会所	高知県 佐川町 丙6170
1982	平野公民館	高知県 佐川町 平野118-1
1983	峰公民館	高知県 佐川町 峰耕819
1984	松ノ木公民館	高知県 佐川町 本郷耕1118-2
1985	堂野々公民館	高知県 佐川町 本郷耕1493-1
1986	古畑公会堂	高知県 佐川町 本郷耕156
1987	下郷・高平公民館	高知県 佐川町 本郷耕2037
1988	中村公民館	高知県 佐川町 本郷耕2043-1
1989	集落活動センターたいこ岩	高知県 佐川町 本郷耕381
1990	殖生ノ川公民館	高知県 佐川町 永野2018-1
1991	薬師堂・源重公民館	高知県 佐川町 黒原5471-12
1992	大平公民館	高知県 佐川町 東組986-3
1993	尾川地区住民センター	高知県 佐川町 本郷耕1897-6
1994	遊行寺集会所	高知県 越知町 越知乙399-1
1995	子育て支援センター	高知県 越知町 越知甲1055
1996	越知小学校	高知県 越知町 越知甲1963-1
1997	東町集会所	高知県 越知町 越知甲1979
1998	基幹集落センター	高知県 越知町 越知甲2387
1999	黒住教会	高知県 越知町 越知甲2486
2000	公営住宅小舟団地集会所	高知県 越知町 越知甲88
2001	楠神集会所	高知県 越知町 越知丁666-1
2002	文徳集会所	高知県 越知町 越知丙144-13
2003	横畠西部集落活動センター	高知県 越知町 横畠中1847
2004	栗ノ木集会所	高知県 越知町 横畠中2773-1
2005	清水集会所	高知県 越知町 横畠中4190-1
2006	袖野集会所	高知県 越知町 横畠中513
2007	堂ノ岡集会所	高知県 越知町 横畠東1-2
2008	横畠本村集会所	高知県 越知町 横畠東271-1
2009	榎ノ森集会所	高知県 越知町 横畠東823
2010	柚ノ木集会所	高知県 越知町 横畠南2014
2011	後山集会所	高知県 越知町 横畠南3620
2012	筏津集会所	高知県 越知町 横畠北181
2013	深瀬集会所	高知県 越知町 横畠北764

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2014	日ノ浦集会所	高知県	越知町	鎌井田日ノ浦502
2015	鎌井田老人里の家	高知県	越知町	鎌井田本村682
2016	明治西部公民館	高知県	越知町	鎌井田本村8720-1
2017	宮地集会所	高知県	越知町	宮地568-1
2018	桐見川合同集会所	高知県	越知町	桐見川5180
2019	桐見川公民館	高知県	越知町	桐見川866
2020	宮ヶ奈路集会所	高知県	越知町	黒瀬1565
2021	黒瀬集会所	高知県	越知町	黒瀬261
2022	今成集会所	高知県	越知町	今成25-1
2023	柴尾集会所	高知県	越知町	柴尾1009-3
2024	浅尾集会所	高知県	越知町	浅尾748
2025	中大平公民館	高知県	越知町	中大平1452
2026	南ノ川集会所	高知県	越知町	南ノ川2978-3
2027	片岡集会所	高知県	越知町	片岡1055
2028	明治東部公民館	高知県	越知町	片岡1217
2029	谷ノ内高齢者活動促進施設	高知県	越知町	片岡4375
2030	熊秋集会所	高知県	越知町	野老山1283-3
2031	野老山集会所	高知県	越知町	野老山1898
2032	野老山公民館	高知県	越知町	野老山2033
2033	中村集会所	高知県	越知町	野老山3560
2034	ハヶ窪集会所	高知県	越知町	野老山4172-1
2035	上ノ峠集会所	高知県	越知町	越知丁3302
2036	横畠西部老人里の家	高知県	越知町	横畠中1765
2037	稲村集会所	高知県	越知町	横畠北3074
2038	桑藪集会所	高知県	越知町	鎌井田桑藪1242-2
2039	清助集会所	高知県	越知町	鎌井田清助153-1
2040	京仲集会所	高知県	越知町	鎌井田本村5530
2041	栃ノ木集会所	高知県	越知町	桐見川280
2042	桐見川1区集会所	高知県	越知町	桐見川2890-1
2043	桐見川2区集会所	高知県	越知町	桐見川4530
2044	五味集会所	高知県	越知町	五味382
2045	佐之国集会所	高知県	越知町	佐之国2539
2046	山室農林協同館	高知県	越知町	山室183
2047	大平集会所	高知県	越知町	大平1077
2048	堂林集会所	高知県	越知町	長者甲1593
2049	小日浦集会所	高知県	越知町	南ノ川1334
2050	南ノ川2区集会所	高知県	越知町	南ノ川3278
2051	南片岡農林協同館	高知県	越知町	南片岡1578
2052	光岩集会所	高知県	日高村	下分1999-2
2053	小村集会所(日下公民館《下分分館》)	高知県	日高村	下分1882-1
2054	下分ふれあいプラザ	高知県	日高村	下分1668
2055	八坂集会所	高知県	日高村	下分2618
2056	江尻集会所	高知県	日高村	下分2618
2057	中村集会所	高知県	日高村	下分6376-2
2058	日高特別支援学校	高知県	日高村	下分60
2059	父原集会所	高知県	日高村	本郷592-16
2060	妹背集会所	高知県	日高村	本郷1166-イ
2061	本郷多目的集会所	高知県	日高村	本郷1478-9
2062	日下小学校	高知県	日高村	本郷89
2063	本郷ふれあいプラザ	高知県	日高村	本郷3492-3
2064	宇井集会所	高知県	日高村	本郷3022-4
2065	井峯・下の谷集会所	高知県	日高村	岩目地1504-1
2066	鹿児集会所	高知県	日高村	本郷2712
2067	平野集会所	高知県	日高村	岩目地1176-2
2068	竜石集会所	高知県	日高村	岩目地746-3
2069	日高村岩目地ふれあいプラザ	高知県	日高村	岩目地631-1
2070	日高中学校	高知県	日高村	本郷3611
2071	九頭集会所	高知県	日高村	九頭491
2072	日高村社会福祉センター	高知県	日高村	沖名5
2073	石田集会所	高知県	日高村	沖名4084-2
2074	沖名集会所	高知県	日高村	沖名753-3
2075	南込山集会所	高知県	日高村	沖名3053
2076	産業郷土資料館	高知県	日高村	沖名1620-1
2077	柱谷集会所	高知県	日高村	柱谷48-4
2078	名越屋集会所	高知県	日高村	名越屋410-2
2079	大花集会所	高知県	日高村	大花538-4
2080	加茂小学校	高知県	日高村	岩目地40

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
2081	長畑集会所	高知県 日高村 長畑778-3
2082	鴨地集会所	高知県 日高村 鴨地1165-2
2083	本郷消防屯所	高知県 日高村 本郷1476-1
2084	能津公民館	高知県 日高村 本村8
2085	国岡集会所	高知県 日高村 下分3099-2
2086	暮月集会所	高知県 日高村 下分1210
2087	大和田集会所	高知県 日高村 本郷2113-6
2088	北込山集会所	高知県 日高村 沖名1549-3
2089	高齢者ふれあいスポーツセンター	高知県 日高村 本郷2670
2090	本村集会所	高知県 日高村 本村593-1
2091	能津小学校	高知県 日高村 本村8
2092	日下保育園	高知県 日高村 沖名102
2093	加茂保育園	高知県 日高村 岩目地640
2094	宮谷集会所	高知県 日高村 沖名1435-2
2095	猿田集会所	高知県 日高村 沖名2026-ロ
2096	長崎集会所	高知県 日高村 沖名245-1
2097	渋川集会所	高知県 日高村 沖名3275
2098	大川内集会所	高知県 日高村 沖名4691-2
2099	田福集会所	高知県 日高村 沖名8559
2100	岩目地西集会所	高知県 日高村 岩目地173-1
2101	岩目地東集会所	高知県 日高村 岩目地419-2
2102	奥の谷集会所	高知県 日高村 下分3562-8
2103	鍛冶屋集会所	高知県 日高村 下分3866-1
2104	大橋東集会所	高知県 日高村 下分91-6
2105	梅ヶ坂集会所	高知県 日高村 本郷1391-1
2106	駅前集会所	高知県 日高村 本郷184-2
2107	木屋ヶ谷集会所	高知県 日高村 本郷155
2108	加茂中学校	高知県 日高村 岩目地164
2109	西田老人憩いの家	高知県 日高村 下分1603-5
2110	西越老人憩いの家	高知県 日高村 本郷3492-1
2111	宮ノ谷集会所	高知県 日高村 宮ノ谷564-3
2112	新土居健康管理施設	高知県 津野町 新土居400-2
2113	津野町総合保健福祉センター「里楽」	高知県 津野町 姫野々431-1
2114	津野町立葉山小学校体育館	高知県 津野町 姫野々503-1
2115	津野町葉山運動公園総合センター	高知県 津野町 永野246
2116	農村交流施設 森の巣箱	高知県 津野町 貝ノ川床鍋392-2
2117	津野町立葉山中学校体育館	高知県 津野町 白石丙155
2118	精華体育館	高知県 津野町 大野7-1
2119	勤労者体育センター	高知県 津野町 黒川740-1
2120	白石地区集落活動拠点施設	高知県 津野町 白石甲1426-1
2121	船戸体育館	高知県 津野町 船戸1310
2122	津野町立中央小学校体育館	高知県 津野町 芳生野甲200-1
2123	津野町東津野B&G海洋センター	高知県 津野町 芳生野甲200-5
2124	津野町立東津野中学校体育館	高知県 津野町 力石2813
2125	郷地区集落活動拠点施設	高知県 津野町 芳生野乙810
2126	高野地区高齢者交流センター「平安の家」	高知県 津野町 北川2284-3
2127	ふれあい住宅前広場	高知県 津野町 力石4653-1
2128	宮木集会所前広場	高知県 津野町 北川567-1外
2129	避難タワー1号塔(製材所跡)	高知県 四万十町 興津1336
2130	向山避難広場	高知県 四万十町 興津乙2362-6
2131	避難タワー4号塔(多目的集会所付近)	高知県 四万十町 興津1394-1
2132	避難タワー3号塔(松崎)	高知県 四万十町 興津1819-5
2133	志和防災活動拠点施設	高知県 四万十町 志和444-3
2134	浦分地区避難広場①(西宝寺)	高知県 四万十町 興津乙2357-3
2135	薬師堂避難広場	高知県 四万十町 志和1181
2136	志和浦地区避難広場②(薬師寺横)	高知県 四万十町 志和482-4
2137	避難タワー2号塔(沖ノ下)	高知県 四万十町 興津3976
2138	志和郷地区避難広場①(天満宮横)	高知県 四万十町 志和1030
2139	興津地区防災拠点施設 (興津保育所・デイサービスセンターとくら貝) (興津地区防災活動拠点施設)	高知県 四万十町 興津2517-2
2140	小室地区避難広場①(志霊塔)	高知県 四万十町 興津2807
2141	志和浦地区避難広場①(小学校横)	高知県 四万十町 志和445
2142	志和地区防災拠点広場(小学校裏山)	高知県 四万十町 志和1173-4
2143	県道志和線避難広場	高知県 四万十町 志和201-2
2144	志和郷地区避難広場②(ヒョク谷)	高知県 四万十町 志和1094-2
2145	小室地区避難広場②(小室本村)	高知県 四万十町 興津2217-6
2146	鶴津線避難広場	高知県 四万十町 志和1051-20

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
2147	浦分地区避難広場②(灯台口)	高知県 四万十町 興津1988-3
2148	旧大月町清掃センター	高知県 大月町 弘見3795-45
2149	馬路地区墓地	高知県 大月町 弘見3794-3
2150	芝岡忠彰邸付近	高知県 大月町 弘見870
2151	谷タバコ乾燥場	高知県 大月町 弘見610
2152	田城集会所	高知県 大月町 弘見3818-1
2153	添ノ川集会所	高知県 大月町 添ノ川272
2154	谷和典タバコ乾燥場	高知県 大月町 弘見669
2155	弘見体育館	高知県 大月町 弘見1058
2156	大月町農村環境改善センター	高知県 大月町 弘見2018-1
2157	柿本邸付近	高知県 大月町 弘見891-5
2158	大月町役場	高知県 大月町 弘見2230
2159	芝集会所	高知県 大月町 弘見1397-6
2160	大月小学校	高知県 大月町 弘見2406-1
2161	大月中学校	高知県 大月町 弘見2400
2162	郷集会所	高知県 大月町 弘見4038
2163	ふれあいパーク大月	高知県 大月町 弘見2610
2164	亀尾集会所	高知県 大月町 弘見2789
2165	長沢集会所	高知県 大月町 弘見3046-2
2166	集落入口広場	高知県 大月町 弘見3742
2167	笠木集会所	高知県 大月町 弘見3487-5
2168	大駄場集会所	高知県 大月町 弘見4303
2169	加藤邸前	高知県 大月町 清王645
2170	清王集会所	高知県 大月町 清王233-2
2171	鉢土集会所	高知県 大月町 鉢土609-1
2172	宮崎牧場付近	高知県 大月町 芳ノ沢1893-4
2173	旧芳ノ沢小学校グラウンド	高知県 大月町 芳ノ沢1222
2174	立集会所	高知県 大月町 頭集407-1
2175	頭集老人憩いの家	高知県 大月町 頭集289-1
2176	宮崎克明邸裏山	高知県 大月町 頭集663-4
2177	浦尻避難所	高知県 大月町 平山580-4
2178	ふれあい公園	高知県 大月町 平山362-3
2179	山下邸付近	高知県 大月町 平山19
2180	忠魂墓地	高知県 大月町 古満目340-1
2181	八幡宮	高知県 大月町 古満目337
2182	あじろ山	高知県 大月町 古満目187
2183	遠見山	高知県 大月町 古満目38
2184	天満宮	高知県 大月町 古満目335
2185	水主組合事務所	高知県 大月町 古満目142-5
2186	古満目地区交流センター	高知県 大月町 古満目85
2187	田中氏畑	高知県 大月町 柏島673
2188	山の神	高知県 大月町 柏島692-1
2189	フィンハウスの畑	高知県 大月町 柏島642-9
2190	石碑前避難所	高知県 大月町 柏島1001-2
2191	柏島公民館	高知県 大月町 柏島9
2192	バス駐車場	高知県 大月町 一切214-2
2193	旧一切小学校体育館	高知県 大月町 一切175
2194	中野正史邸上	高知県 大月町 一切211-3
2195	ダイビング中山上	高知県 大月町 一切70
2196	安満地体育館	高知県 大月町 安満地350-1
2197	お寺	高知県 大月町 安満地324
2198	釜ノ谷	高知県 大月町 安満地195
2199	中山	高知県 大月町 安満地181
2200	泊崎	高知県 大月町 安満地433
2201	蜂の巣防火水槽	高知県 大月町 安満地81
2202	今城池	高知県 大月町 橘浦
2203	エビス鼻	高知県 大月町 橘浦403
2204	寺屋敷	高知県 大月町 橘浦344-1
2205	宮山	高知県 大月町 橘浦566
2206	奥	高知県 大月町 橘浦208
2207	坂本邸上	高知県 大月町 橘浦206
2208	赤岸	高知県 大月町 橘浦175
2209	水源地	高知県 大月町 橘浦70-1
2210	山本邸上	高知県 大月町 橘浦21
2211	旧橘浦小学校	高知県 大月町 橘浦158
2212	ムネン峠	高知県 大月町 泊浦107
2213	童王山	高知県 大月町 泊浦116
2214	山口邸上	高知県 大月町 泊浦146
2215	クボタ	高知県 大月町 泊浦391-4
2216	地藏バナ降り口	高知県 大月町 芳ノ沢1929-12
2217	タツチ入口	高知県 大月町 芳ノ沢1923-13
2218	白皇神社	高知県 大月町 芳ノ沢1750
2219	坂本谷入口	高知県 大月町 芳ノ沢134
2220	本村集会所	高知県 大月町 芳ノ沢760-1
2221	竜ヶ迫集会所	高知県 大月町 竜ヶ迫1528-66
2222	西ホドオカ	高知県 大月町 小才角601
2223	地藏山	高知県 大月町 小才角663

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
2224	貯水槽	高知県 大月町 小才角385
2225	コンビラ宮	高知県 大月町 小才角800-1
2226	脇ノ川	高知県 大月町 802
2227	松崎	高知県 大月町 才角1697-1
2228	中前	高知県 大月町 才角466
2229	寺前	高知県 大月町 才角532-ロ
2230	中ヶ市	高知県 大月町 才角1622
2231	八幡山	高知県 大月町 才角1651
2232	下西ノ地	高知県 大月町 才角614
2233	桜公園	高知県 大月町 才角1676
2234	国営農地分岐	高知県 大月町 才角1777
2235	配水タンク付近	高知県 大月町 大浦1759-ツ
2236	休場	高知県 大月町 大浦1754-40
2237	巾着山	高知県 大月町 大浦1424-28
2238	中地	高知県 大月町 大浦1730
2239	倉ヶ谷	高知県 大月町 大浦1717
2240	タビラ	高知県 大月町 大浦1008
2241	上ヶ市	高知県 大月町 赤泊140
2242	音無神社	高知県 大月町 赤泊629
2243	赤泊集会所	高知県 大月町 赤泊133
2244	檜西体育館	高知県 大月町 赤泊437
2245	金刀比羅宮	高知県 大月町 西泊713
2246	北村邸奥	高知県 大月町 西泊379
2247	中山造成地	高知県 大月町 西泊718-1
2248	お大師さん	高知県 大月町 檜ノ浦372
2249	岩越正友邸裏山	高知県 大月町 檜ノ浦63
2250	奥田学美氏畑	高知県 大月町 檜ノ浦313
2251	どんぐり公園	高知県 大月町 檜ノ浦225-1
2252	エコロジーキャンプ場	高知県 大月町 周防形500
2253	ホテルベルリーフ大月	高知県 大月町 周防形404
2254	岩井崎	高知県 大月町 周防形404-2
2255	サカントウ	高知県 大月町 周防形402-1
2256	西平山	高知県 大月町 周防形393-イ
2257	焼野	高知県 大月町 周防形403-38
2258	東平山墓地所	高知県 大月町 周防形365-1
2259	東平山	高知県 大月町 周防形379
2260	白皇山	高知県 大月町 周防形377
2261	長谷道	高知県 大月町 周防形366
2262	東部グラウンド	高知県 大月町 姫ノ井1668
2263	ふる里センター	高知県 大月町 姫ノ井1414-1
2264	姫ノ井体育館	高知県 大月町 姫ノ井882
2265	東部体育館	高知県 大月町 姫ノ井223
2266	老人福祉センター	高知県 大月町 姫ノ井208-1
2267	唐岩集会所	高知県 大月町 姫ノ井1856
2268	安満地区防災活動センター	高知県 大月町 安満地350-1
2269	大浦地区防災活動センター	高知県 大月町 大浦1756-3
2270	檜西地区防災活動センター	高知県 大月町 赤泊437
2271	平山地区防災活動センター	高知県 大月町 平山362-12
2272	柏島地区防災活動センター	高知県 大月町 柏島262-1
2273	周防形屯所	高知県 大月町 周防形285
2274	旧柏島小学校跡地	高知県 大月町 柏島297
2275	稲荷神社	高知県 大月町 橘浦492
2276	橘浦集会所	高知県 大月町 橘浦247-2
2277	1班川波(修)家付近	高知県 大月町 春遠1543-18
2278	2班福島家付近	高知県 大月町 春遠885
2279	3班堀本家付近	高知県 大月町 春遠356
2280	4班渡辺入鶴家付近	高知県 大月町 春遠393
2281	5班田邊家付近	高知県 大月町 春遠106-2
2282	6班渡辺隆盛家付近	高知県 大月町 春遠98
2283	7班白皇神社前広場	高知県 大月町 春遠1430-1
2284	下切集会所	高知県 三原村 下切584-3
2285	亀ノ川集会所	高知県 三原村 亀ノ川367-1
2286	広野集会所	高知県 三原村 広野929
2287	柚ノ木多目的集会所	高知県 三原村 柚ノ木1243-3
2288	宮ノ川集会所	高知県 三原村 宮ノ川898-1
2289	来栖野集会所	高知県 三原村 来栖野240-1
2290	皆尾集会所	高知県 三原村 皆尾1351
2291	芳井集会所	高知県 三原村 芳井185-123
2292	下長谷集会所	高知県 三原村 下長谷1579-4
2293	上下長谷集会所	高知県 三原村 上下長谷155-1
2294	上長谷集会所	高知県 三原村 上長谷1727-1
2295	狼内集会所	高知県 三原村 狼内452-2
2296	成山集会所	高知県 三原村 成山362-8
2297	星ヶ丘集会所	高知県 三原村 宮ノ川1271-8
2298	三原小学校	高知県 三原村 柚ノ木47

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2299	三原中学校	高知県	三原村	宮ノ川1035
2300	三原村農業構造改善センター	高知県	三原村	宮ノ川1113-2
2301	三原村中央公民館	高知県	三原村	宮ノ川1120
2302	特別養護老人ホーム星ヶ丘	高知県	三原村	1271-10
2303	グループホームほうばい	高知県	三原村	宮ノ川1420-5
2304	福堂集落センター	高知県	黒潮町	馬荷1938
2305	民家裏山(深瀬地区)	高知県	黒潮町	藤縄
2306	こびろ岡高台	高知県	黒潮町	上田の口
2307	土佐西南大規模公園展望台	高知県	黒潮町	入野176-2
2308	大方生華園第2	高知県	黒潮町	出口4-9
2309	黒潮町立南部保育所	高知県	黒潮町	田野浦164-2
2310	グループホーム しらゆり	高知県	黒潮町	下田の口2153
2311	あったかふれあいセンターにしきの広場	高知県	黒潮町	入野5191-22
2312	黒潮町立大方中央保育所	高知県	黒潮町	入野5695
2313	黒潮町ディサービスセンター 鹿島ヶ浦	高知県	黒潮町	佐賀3177-10
2314	黒潮町特別養護老人ホーム かしま荘	高知県	黒潮町	佐賀3177
2315	熊野浦集会所	高知県	黒潮町	熊野浦205-159
2316	荷稻集会所	高知県	黒潮町	荷稻472-2
2317	幡東森林組合	高知県	黒潮町	熊井346-8
2318	佐賀橋川集会所	高知県	黒潮町	佐賀橋川773
2319	高敷地の民家(ホキ)	高知県	黒潮町	加持(高敷地の民家(ホキ))
2320	入野墓地公園	高知県	黒潮町	入野(入野墓地公園)
2321	中山	高知県	黒潮町	加持(中山)
2322	野田の坂	高知県	黒潮町	佐賀(野田の坂)
2323	防災広場	高知県	黒潮町	入野(防災広場)
2324	大身山	高知県	黒潮町	加持(大身山)
2325	寺山(加持本村)	高知県	黒潮町	加持(寺山(加持本村))
2326	竹島ツ	高知県	黒潮町	加持(竹島ツ)
2327	高敷地の民家高台	高知県	黒潮町	加持(高敷地の民家高台)
2328	坂口	高知県	黒潮町	加持(坂口)
2329	北イケノ谷	高知県	黒潮町	下田の口(北イケノ谷)
2330	本田	高知県	黒潮町	田野浦(本田)
2331	白皇神社	高知県	黒潮町	田野浦(白皇神社)
2332	土居間	高知県	黒潮町	田野浦(土居間)
2333	田村神社(オウジサン)	高知県	黒潮町	加持(田村神社(オウジサン))
2334	田ノロ小学校裏山	高知県	黒潮町	下田の口(田ノロ小学校裏山)
2335	鉄塔	高知県	黒潮町	加持(鉄塔)
2336	三嶋神社	高知県	黒潮町	加持(三嶋神社)
2337	上の山(伊田)	高知県	黒潮町	伊田(上の山(伊田))
2338	西の窪	高知県	黒潮町	加持(西の窪)
2339	坊山	高知県	黒潮町	有井川(坊山)
2340	高敷地の民家(上馬地)	高知県	黒潮町	佐賀(高敷地の民家(上馬地))
2341	上分集会所裏山	高知県	黒潮町	佐賀(上分集会所裏山)
2342	民家裏山(上分地区)	高知県	黒潮町	佐賀(民家裏山(上分地区))
2343	大和田山避難広場	高知県	黒潮町	佐賀(大和田山避難広場)
2344	滝本神社裏山	高知県	黒潮町	佐賀(滝本神社裏山)
2345	高敷地の民家(中馬地)	高知県	黒潮町	佐賀(高敷地の民家(中馬地))
2346	町分避難広場	高知県	黒潮町	佐賀(町分避難広場)
2347	保喜裏山	高知県	黒潮町	有井川(保喜裏山)
2348	土佐神社(城山)	高知県	黒潮町	佐賀(土佐神社(城山))
2349	東公園背後地高台	高知県	黒潮町	佐賀(東公園背後地高台)
2350	墓地裏山(横浜)	高知県	黒潮町	佐賀(墓地裏山(横浜))
2351	民家裏山(家野地)	高知県	黒潮町	佐賀(民家裏山(家野地))
2352	白石団地裏山	高知県	黒潮町	佐賀(白石団地裏山)
2353	白石地区避難広場	高知県	黒潮町	佐賀(白石地区避難広場)
2354	東公園	高知県	黒潮町	佐賀(東公園)
2355	土取り場	高知県	黒潮町	加持
2356	宮尾	高知県	黒潮町	加持
2357	岡ノ下	高知県	黒潮町	加持
2358	猿飼高台	高知県	黒潮町	加持
2359	コンビラサン	高知県	黒潮町	加持
2360	キオリヤマ	高知県	黒潮町	加持
2361	オンデガハナ	高知県	黒潮町	加持
2362	アグリ	高知県	黒潮町	加持
2363	古城(田村)	高知県	黒潮町	加持
2364	大方生華園	高知県	黒潮町	田野浦518
2365	中野上の高台	高知県	黒潮町	伊田

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2366	坂本八幡様高台	高知県	黒潮町	伊田
2367	恵比寿神社裏山	高知県	黒潮町	伊田
2368	伊田郷集会所裏山(大畑峠)	高知県	黒潮町	伊田
2369	伊田トンネル上(西口)	高知県	黒潮町	伊田
2370	タキウ谷(中継所)	高知県	黒潮町	伊田
2371	コンピラ宮	高知県	黒潮町	伊田
2372	コウジン山(伊田)	高知県	黒潮町	伊田
2373	ツル井の畝	高知県	黒潮町	伊田
2374	ミネノ下	高知県	黒潮町	上田の口
2375	長袖様	高知県	黒潮町	有井川
2376	横浜地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	佐賀3078-2
2377	坂折集会所	高知県	黒潮町	佐賀2560-6
2378	小川集落センター	高知県	黒潮町	加持121-1
2379	奥湊川老人憩の家	高知県	黒潮町	奥湊川3102
2380	口湊川集会所	高知県	黒潮町	口湊川996
2381	蛭川生活改善センター	高知県	黒潮町	蛭川802
2382	中ノ川集会所	高知県	黒潮町	中ノ川166
2383	旧黒潮町立早咲保育所	高知県	黒潮町	入野3803-2
2384	大方誠心園	高知県	黒潮町	加持33
2385	上川口浦集会所	高知県	黒潮町	上川口733-8
2386	有井川多目的研修集会施設	高知県	黒潮町	有井川1809-1
2387	黒潮町立浜松教育集会所	高知県	黒潮町	入野841-5
2388	旧黒潮町立伊田保育所	高知県	黒潮町	伊田808
2389	旧黒潮町立上川口保育所	高知県	黒潮町	上川口564-2
2390	市野々川団地集会所	高知県	黒潮町	市野々川9-2
2391	旧黒潮町立横浜保育所	高知県	黒潮町	佐賀3537-1
2392	黒潮町立加持ふれあいセンター	高知県	黒潮町	加持3181
2393	黒潮町立南郷小学校	高知県	黒潮町	浮鞭717
2394	蛭川健康支援センター	高知県	黒潮町	蛭川666
2395	黒潮町立拳ノ川小学校	高知県	黒潮町	拳ノ川243
2396	鞭集会所	高知県	黒潮町	浮鞭1944-1
2397	黒潮町立佐賀町民館	高知県	黒潮町	佐賀2995-40
2398	本谷集会所	高知県	黒潮町	加持川1843-1
2399	拳ノ川消防屯所	高知県	黒潮町	拳ノ川1789
2400	浜の宮集会所	高知県	黒潮町	入野2310-2
2401	下馬荷集落センター	高知県	黒潮町	馬荷3239
2402	王無集会所	高知県	黒潮町	上川口1499-2
2403	錦野児童公園	高知県	黒潮町	入野5343-3
2404	黒潮町総合センター	高知県	黒潮町	佐賀1080-1
2405	東城山	高知県	黒潮町	佐賀299-1
2406	観音堂	高知県	黒潮町	佐賀3278
2407	大方橋川集会所	高知県	黒潮町	大方橋川539-2
2408	旧黒潮町立北郷小学校	高知県	黒潮町	加持川850
2409	大屋式集会所	高知県	黒潮町	加持川853
2410	馬地集会所	高知県	黒潮町	佐賀2757-2
2411	佐賀交流センターみらい(旧黒潮町立佐賀保育所)	高知県	黒潮町	佐賀967-1
2412	市野々川集会所	高知県	黒潮町	市野々川955-2
2413	不破原集会所	高知県	黒潮町	不破原425-3
2414	田野浦地区防災活動拠点施設(田野浦消防屯所)	高知県	黒潮町	田野浦652-2
2415	黒潮町立伊与喜小学校	高知県	黒潮町	伊与喜78
2416	中馬荷集落センター	高知県	黒潮町	馬荷2854-4
2417	特別養護老人ホーム シーサイドホーム	高知県	黒潮町	有井川12-1
2418	入野地区防災まちづくり拠点施設(入野消防屯所)	高知県	黒潮町	入野5919-1
2419	池の坂	高知県	黒潮町	入野
2420	9班人家東の畑高台	高知県	黒潮町	有井川
2421	ナライバ	高知県	黒潮町	出口
2422	高敷地の民家(梶原地区)	高知県	黒潮町	不破原
2423	広場(堂ノ本地区②)	高知県	黒潮町	伊与喜
2424	西のはな	高知県	黒潮町	出口
2425	ニイガダバ	高知県	黒潮町	田野浦
2426	お地藏様	高知県	黒潮町	藤縄
2427	シホ田谷	高知県	黒潮町	下田の口
2428	上ミダバ	高知県	黒潮町	出口
2429	荷稲郵便局裏	高知県	黒潮町	荷稲
2430	西坂取谷	高知県	黒潮町	入野
2431	民家前広場(神田地区)	高知県	黒潮町	伊与喜
2432	民家下の県道(椿ヶ谷地区)	高知県	黒潮町	川奥

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2433	畑(スケガ谷グチ地区)	高知県	黒潮町	市野瀬
2434	八幡宮(浮津)	高知県	黒潮町	浮鞭
2435	民家裏山(ヤシキ地区)	高知県	黒潮町	藤縄
2436	高敷地の民家(下馬地)	高知県	黒潮町	佐賀
2437	広場(竹ノハナ地区)	高知県	黒潮町	伊与喜
2438	広場(カミサイノウ地区)	高知県	黒潮町	佐賀橋川
2439	白皇神社	高知県	黒潮町	白浜
2440	民家前広場(才小谷地区)	高知県	黒潮町	不破原
2441	高敷地の民家(熊野浦久保浦)	高知県	黒潮町	熊野浦
2442	シオタノウエ	高知県	黒潮町	下田の口
2443	城山避難広場	高知県	黒潮町	佐賀
2444	中浅ヶ谷	高知県	黒潮町	入野
2445	吉門しめじ工場	高知県	黒潮町	熊井
2446	ヲゴ山	高知県	黒潮町	下田の口
2447	坂折地区コミュニティー広場	高知県	黒潮町	佐賀
2448	小学校跡地	高知県	黒潮町	出口
2449	南郷小学校裏山	高知県	黒潮町	浮鞭
2450	広場(サル谷地区)	高知県	黒潮町	市野々川
2451	旧鈴保育所裏山	高知県	黒潮町	鈴
2452	広場(ワカバ谷地区)	高知県	黒潮町	伊与喜
2453	民家広場(深瀬地区)	高知県	黒潮町	藤縄
2454	金子石材工場	高知県	黒潮町	熊井
2455	白浜駅裏山	高知県	黒潮町	白浜
2456	高敷地の民家(熊野浦西谷)	高知県	黒潮町	熊野浦
2457	今西しめじ工場(若山地区)	高知県	黒潮町	拳ノ川
2458	広場(山ノ森地区)	高知県	黒潮町	佐賀橋川
2459	八坂神社	高知県	黒潮町	荷稻
2460	王無児童公園	高知県	黒潮町	上川口1528-27
2461	オクラ忠魂墓地	高知県	黒潮町	佐賀
2462	伊田郷集会所	高知県	黒潮町	伊田871ーイ
2463	ウエノヤマ	高知県	黒潮町	下田の口
2464	灘南	高知県	黒潮町	灘
2465	高敷地の町道(熊野浦久保浦)	高知県	黒潮町	熊野浦
2466	広場(田中地区)	高知県	黒潮町	市野々川
2467	コウジン山(下田の口)	高知県	黒潮町	下田の口
2468	旧養鶏場舎跡地	高知県	黒潮町	佐賀
2469	広場(竹本地区)	高知県	黒潮町	市野々川
2470	民家裏山(イノタニ地区)	高知県	黒潮町	藤縄
2471	東城山	高知県	黒潮町	入野
2472	かじはな高台	高知県	黒潮町	口湊川
2473	シモ保喜広場	高知県	黒潮町	有井川
2474	水道配水池(鈴)	高知県	黒潮町	鈴
2475	八幡宮(蛭川)	高知県	黒潮町	蛭川
2476	大方中央保育所裏山	高知県	黒潮町	入野
2477	高敷地の民家(藤本地区)	高知県	黒潮町	不破原
2478	金毘羅神社	高知県	黒潮町	有井川
2479	井の岬トンネル東側	高知県	黒潮町	灘
2480	民家宅前駐車場	高知県	黒潮町	熊井
2481	畑(タカヒラ地区)	高知県	黒潮町	市野瀬
2482	広場(神ノ前地区)	高知県	黒潮町	市野々川
2483	森間	高知県	黒潮町	田野浦
2484	旧黒潮町立伊田小学校	高知県	黒潮町	伊田565
2485	待王坂山金毘羅さん	高知県	黒潮町	上川口
2486	家の前貯水槽付近	高知県	黒潮町	田野浦
2487	広場(主屋式地区)	高知県	黒潮町	伊与喜
2488	町道敷き高台(町道荷稻鈴線)	高知県	黒潮町	鈴
2489	民宿みやこ広場	高知県	黒潮町	上川口
2490	松ヶ谷	高知県	黒潮町	下田の口
2491	民家裏山(大蔵北)	高知県	黒潮町	蛭川
2492	サコノウエ	高知県	黒潮町	下田の口
2493	横浜避難広場	高知県	黒潮町	佐賀
2494	戦死者墓地(鈴)	高知県	黒潮町	鈴
2495	ミネノダバ	高知県	黒潮町	上田の口
2496	国道脇倉庫(城谷地区)	高知県	黒潮町	不破原
2497	高山	高知県	黒潮町	上川口
2498	広場(堂ノ本地区①)	高知県	黒潮町	伊与喜
2499	共同墓地	高知県	黒潮町	出口

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2500	ニュー白浜裏山	高知県	黒潮町	灘
2501	ビニールハウス(西ノ路地区)	高知県	黒潮町	拳ノ川
2502	荒神様東隣(国土交通省整備箇所)	高知県	黒潮町	灘
2503	桂蔵禅寺	高知県	黒潮町	上川口
2504	入次墓地	高知県	黒潮町	口湊川
2505	ドヤマ高台	高知県	黒潮町	田野浦
2506	広場(キドヲ地区)	高知県	黒潮町	佐賀橋川
2507	民家下の県道(ゴハイマキ地区)	高知県	黒潮町	川奥
2508	県道の広場(上ミランヂ地区)	高知県	黒潮町	市野々川
2509	鋤神社	高知県	黒潮町	灘
2510	田ノ口古墳裏山	高知県	黒潮町	下田の口
2511	西カマガ谷	高知県	黒潮町	上田の口
2512	民家裏山(大蔵南)	高知県	黒潮町	蜷川
2513	忠魂墓地(上川口)	高知県	黒潮町	有井川
2514	浮津高台	高知県	黒潮町	浮鞭
2515	ヤモウジ国営農地高台	高知県	黒潮町	浮鞭
2516	須賀神社	高知県	黒潮町	有井川
2517	ビニールハウス(ヨコボキ地区)	高知県	黒潮町	拳ノ川
2518	森の畝	高知県	黒潮町	有井川
2519	古城	高知県	黒潮町	上田の口
2520	生華園裏山	高知県	黒潮町	田野浦
2521	民家前広場(成又地区)	高知県	黒潮町	小黒ノ川
2522	横浜トンネル西口	高知県	黒潮町	佐賀
2523	畑(中島地区)	高知県	黒潮町	小黒ノ川
2524	新町集会所	高知県	黒潮町	入野1438ーイ
2525	上の山	高知県	黒潮町	出口
2526	荒神さん	高知県	黒潮町	上川口
2527	下浜西の上	高知県	黒潮町	田野浦
2528	天満宮(鈴)	高知県	黒潮町	鈴
2529	西間国営	高知県	黒潮町	田野浦
2530	打越	高知県	黒潮町	田野浦
2531	アサガ谷	高知県	黒潮町	入野
2532	かまとぎ場	高知県	黒潮町	入野
2533	ショウブガダニ山	高知県	黒潮町	有井川
2534	砂防ダム付近広場	高知県	黒潮町	佐賀
2535	広場(小谷口地区)	高知県	黒潮町	伊与喜
2536	たばこ乾燥場	高知県	黒潮町	入野
2537	荒神山避難広場	高知県	黒潮町	佐賀
2538	高敷地の民家(川向地区)	高知県	黒潮町	不破原
2539	町道敷き高台(さかな街道)	高知県	黒潮町	鈴
2540	壇上	高知県	黒潮町	入野
2541	熊井バス停	高知県	黒潮町	熊井
2542	庄屋森	高知県	黒潮町	上田の口
2543	外バタケ	高知県	黒潮町	出口
2544	天満宮(鞭)	高知県	黒潮町	浮鞭
2545	広場(ナガタ地区)	高知県	黒潮町	佐賀橋川
2546	庄司様	高知県	黒潮町	有井川
2547	カシワ	高知県	黒潮町	下田の口
2548	西間	高知県	黒潮町	田野浦
2549	不破原橋左岸	高知県	黒潮町	不破原
2550	拳ノ川農協前駐車場	高知県	黒潮町	拳ノ川
2551	寺山(上川口)	高知県	黒潮町	上川口
2552	東谷山	高知県	黒潮町	上川口
2553	高敷地の民家(ナロ地区)	高知県	黒潮町	藤縄
2554	東高山	高知県	黒潮町	上川口
2555	しらゆり裏山	高知県	黒潮町	上田の口
2556	黒潮町立大方くじら保育所	高知県	黒潮町	上川口1068-1
2557	民家前広場(ダバヤシキ地区)	高知県	黒潮町	小黒ノ川
2558	黒潮町立三浦小学校	高知県	黒潮町	出口2480
2559	入野本村集会所	高知県	黒潮町	入野1510-8
2560	ネスト・ウェストガーデン土佐	高知県	黒潮町	入野184
2561	黒潮町立大方中学校	高知県	黒潮町	入野5220
2562	米原集会所	高知県	黒潮町	蜷川2630
2563	仲分川集会所	高知県	黒潮町	蜷川3649-1
2564	旧黒潮町立拳ノ川保育所	高知県	黒潮町	拳ノ川46-1
2565	高知県立幡多青少年の家	高知県	黒潮町	上川口1166
2566	浜の宮地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	入野6931-3

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所		
2567	黒潮町立佐賀小学校	高知県	黒潮町	佐賀960
2568	通所介護施設しおかぜ	高知県	黒潮町	有井川12-1
2569	伊与喜消防屯所	高知県	黒潮町	伊与喜26-1
2570	大井川集会所	高知県	黒潮町	大井川71
2571	町地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	入野1405
2572	早咲集会所	高知県	黒潮町	入野3799
2573	王迎児童公園(王迎集会所)	高知県	黒潮町	上川口1252-2
2574	御坊畑集会所	高知県	黒潮町	御坊畑130
2575	熊井集会所	高知県	黒潮町	熊井279-3
2576	黒潮町立入野小学校	高知県	黒潮町	入野5556
2577	黒潮町保健福祉センター	高知県	黒潮町	入野2017-1
2578	黒潮町立大方町民館	高知県	黒潮町	入野833-1
2579	鈴集会所(漁民研修センター)	高知県	黒潮町	鈴211-9
2580	上分集会所	高知県	黒潮町	佐賀1604
2581	保健福祉支援センターこぶし	高知県	黒潮町	拳ノ川17-3
2582	黒潮町立大方児童館	高知県	黒潮町	入野873-2
2583	土佐ユートピアカントリークラブ	高知県	黒潮町	浮鞭3878
2584	旧黒潮町立馬荷小学校	高知県	黒潮町	馬荷3259
2585	田の口地区防災まちづくり拠点施設(田の口消防屯所)	高知県	黒潮町	下田の口1036-5
2586	伴太郎集会所	高知県	黒潮町	蜷川3713-13
2587	弘野集会所	高知県	黒潮町	浮鞭300
2588	旧黒潮町立東部保育所	高知県	黒潮町	浮鞭3954-1
2589	黒潮町立佐賀中学校	高知県	黒潮町	佐賀600
2590	旧黒潮町立鈴小学校	高知県	黒潮町	鈴210
2591	黒潮町立蜷川ふれあいセンター	高知県	黒潮町	蜷川666
2592	上川口郷集落センター	高知県	黒潮町	上川口885-8
2593	JA高知はた佐賀支所	高知県	黒潮町	佐賀888
2594	出口避難集会所(出口消防屯所合築)	高知県	黒潮町	出口626
2595	田野浦多目的研修集会施設	高知県	黒潮町	田野浦2706-1
2596	浮津集落センター	高知県	黒潮町	浮鞭3588-1
2597	介護療養型老人保健施設ことぶき	高知県	黒潮町	出口2070
2598	佐賀地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	佐賀713-1
2599	黒潮町立田ノ口小学校	高知県	黒潮町	下田の口1925
2600	芝農村公園	高知県	黒潮町	入野6167
2601	上田の口集会所	高知県	黒潮町	上田の口67
2602	加持本村集会所	高知県	黒潮町	加持2186-4
2603	市野瀬集会所	高知県	黒潮町	市野瀬547-1
2604	灘集会所	高知県	黒潮町	灘432
2605	浮津避難集会所	高知県	黒潮町	浮鞭2704
2606	団地内空地	高知県	黒潮町	下田の口822-117
2607	黒潮町立友愛集会所	高知県	黒潮町	入野854-3
2608	川奥集会所	高知県	黒潮町	川奥289
2609	白浜集会所	高知県	黒潮町	白浜19
2610	旧黒潮町立鈴保育所	高知県	黒潮町	鈴258
2611	高知県立大方高等学校	高知県	黒潮町	入野5507
2612	漁民研修センター	高知県	黒潮町	佐賀773-6
2613	田村集会所	高知県	黒潮町	加持3320-1
2614	大方あかつき館屋上	高知県	黒潮町	入野6931-3
2615	小黒ノ川集会所	高知県	黒潮町	小黒の川156
2616	黒潮消防署	高知県	黒潮町	伊田2629-1
2617	緑野集会所	高知県	黒潮町	下田の口822-142
2618	伊与喜集会所	高知県	黒潮町	伊与喜354
2619	伊田浦老人憩の家	高知県	黒潮町	伊田654
2620	拳ノ川集会所	高知県	黒潮町	拳ノ川233-1
2621	ふるさと総合センター	高知県	黒潮町	入野176-2
2622	出口集会所	高知県	黒潮町	出口272-2
2623	早咲地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	入野3359
2624	藤縄集会所	高知県	黒潮町	藤縄784-3
2625	黒潮町立湊川ふれあいセンター	高知県	黒潮町	奥湊川3091
2626	芝集会所	高知県	黒潮町	入野1196-1
2627	田野浦避難集会所	高知県	黒潮町	田野浦1028
2628	錦野老人憩の家	高知県	黒潮町	入野5196-67
2629	旧黒潮町立上田の口保育所	高知県	黒潮町	上田の口107
2630	万行地区津波避難タワー	高知県	黒潮町	入野891
2631	下田のロコミュニティセンター	高知県	黒潮町	下田の口72
2632	鞭地区防災まちづくり拠点施設(鞭消防屯所)	高知県	黒潮町	浮鞭1821
2633	黒潮町立上川口小学校	高知県	黒潮町	上川口569

1.5.1.1 指定緊急避難場所の一覧

令和8年4月1日現在
高知県

No.	施設・場所名	住所
2634	黒潮町立佐賀保育所	高知県 黒潮町 伊与喜699-1
2635	佐賀漁協	高知県 黒潮町 佐賀381

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
1	高知市	はりまや橋小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	はりまや町2-14-8
2	高知市	はりまや橋小学校	高知県	高知市	はりまや町2-14-8
3	高知市	みづきコミュニティセンター	高知県	高知市	みづき3-502
4	高知市	秦小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三・第四)	高知県	高知市	愛宕山18
5	高知市	秦小学校	高知県	高知市	愛宕山18
6	高知市	江ノロコミュニティセンター	高知県	高知市	愛宕町1-10-7
7	高知市	旭町2丁目コミュニティ住宅 集会室	高知県	高知市	旭町2-8-1
8	高知市	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	高知県	高知市	永国寺町5-15
9	高知市	木村会館	高知県	高知市	旭町3-121
10	高知市	一宮小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	一宮西町1-9-1
11	高知市	一宮小学校	高知県	高知市	一宮西町1-9-1
12	高知市	一宮市民会館・一宮児童館	高知県	高知市	一宮西町3-22-16
13	高知市	一宮ふれあいセンター	高知県	高知市	一宮中町1-5-20
14	高知市	一宮東小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	一宮東町1-20-1
15	高知市	一宮東小学校	高知県	高知市	一宮東町1-20-1
16	高知市	高知東高等学校	高知県	高知市	一宮徳谷23-1
17	高知市	一宮徳谷公民館	高知県	高知市	一宮徳谷3-24
18	高知市	一宮中学校	高知県	高知市	一宮南町1-3-1
19	高知市	浦戸ふれあいセンター	高知県	高知市	浦戸274-9
20	高知市	浦戸小学校	高知県	高知市	浦戸410-1
21	高知市	高知県立坂本龍馬記念館	高知県	高知市	浦戸830
22	高知市	桂浜荘	高知県	高知市	浦戸830-25
23	高知市	高知県立大学法人 永国寺キャンパス	高知県	高知市	永国寺町5-15
24	高知市	潮江中学校	高知県	高知市	塩屋崎町1-2-20
25	高知市	保健福祉センター	高知県	高知市	塩田町18-10
26	高知市	横内小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	横内242-12
27	高知市	横内小学校	高知県	高知市	横内242-12
28	高知市	横浜中学校	高知県	高知市	横浜新町1-401
29	高知市	横浜新町小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	横浜新町5-2201
30	高知市	横浜新町小学校	高知県	高知市	横浜新町5-2201
31	高知市	横浜文化センター	高知県	高知市	横浜東町4-1
32	高知市	介良ふれあいセンター	高知県	高知市	介良乙2286
33	高知市	介良中学校	高知県	高知市	介良乙2620
34	高知市	介良小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	介良乙2735-1
35	高知市	介良小学校	高知県	高知市	介良乙2735-1
36	高知市	東部総合運動場体育センター	高知県	高知市	介良丙1000-2
37	高知市	介良市民会館	高知県	高知市	介良丙329
38	高知市	介良児童館(介良西部会館)	高知県	高知市	介良丙329-6
39	高知市	東部健康福祉センター	高知県	高知市	葛島4-3-3
40	高知市	鴨田小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	鴨部1155
41	高知市	鴨田小学校	高知県	高知市	鴨部1155
42	高知市	西部中学校	高知県	高知市	鴨部1-9-1
43	高知市	高知国際中学・高知国際高等学校	高知県	高知市	鴨部2-5-70
44	高知市	西部健康福祉センター	高知県	高知市	鴨部860-1
45	高知市	高知市ひまわり園	高知県	高知市	丸ノ内1-6-46
46	高知市	高知県立武道館	高知県	高知市	丸ノ内1-8-3
47	高知市	高知城ホール	高知県	高知市	丸ノ内2-1-10
48	高知市	高知丸の内高等学校	高知県	高知市	丸ノ内2-2-40
49	高知市	一ツ橋小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	吉田町4-10
50	高知市	一ツ橋小学校	高知県	高知市	吉田町4-10
51	高知市	久重小学校	高知県	高知市	久礼野2340-2
52	高知市	柿ノ又公民館	高知県	高知市	鏡柿ノ又72
53	高知市	鏡中学校	高知県	高知市	鏡今井191
54	高知市	鏡小学校	高知県	高知市	鏡今井7
55	高知市	吉原公民館	高知県	高知市	鏡狩山95
56	高知市	中山間地域構造改善センター	高知県	高知市	鏡小浜8
57	高知市	集落活動センター梅の木	高知県	高知市	鏡梅ノ木1236-1
58	高知市	文化プラザ「かるぼーと」	高知県	高知市	九反田2-1
59	高知市	東部総合運動場くろしおアリーナ	高知県	高知市	五台山1736-1
60	高知市	五台山ふれあいセンター	高知県	高知市	五台山2945-2
61	高知市	五台山小学校	高知県	高知市	五台山3371
62	高知市	五台山小学校放課後児童クラブ	高知県	高知市	五台山3371
63	高知市	青柳中学校	高知県	高知市	五台山3923
64	高知市	県立牧野植物園	高知県	高知市	五台山4200-6
65	高知市	御豊瀬ふれあいセンター	高知県	高知市	御豊瀬252
66	高知市	旭中学校	高知県	高知市	口細山1164-1
67	高知市	卸売市場	高知県	高知市	弘化台12-12
68	高知市	城東中学校	高知県	高知市	江陽町1-20
69	高知市	江陽小学校放課後児童クラブ棟	高知県	高知市	江陽町1-30
70	高知市	江陽小学校	高知県	高知市	江陽町1-30
71	高知市	行川学園	高知県	高知市	行川472
72	高知市	行川小学校放課後子ども教室	高知県	高知市	行川882-1
73	高知市	潮江南小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	高見町248-1
74	高知市	潮江南小学校	高知県	高知市	高見町248-1
75	高知市	高須小学校	高知県	高知市	高須1-1-55
76	高知市	高須小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	高須1-1-55
77	高知市	高須ふれあいセンター	高知県	高知市	高須新町2-5-15
78	高知市	高知県立弓道場	高知県	高知市	高埴12-1
79	高知市	小高坂市民会館	高知県	高知市	山ノ端町32-5
80	高知市	小高坂児童館(小高坂総合会館)	高知県	高知市	山ノ端町32-4
81	高知市	高知工業高等学校	高知県	高知市	棧橋通2-11-6
82	高知市	潮江市民図書館	高知県	高知市	棧橋通2-1-50
83	高知市	アスナルこうち	高知県	高知市	棧橋通2-1-50
84	高知市	高知県民体育館	高知県	高知市	棧橋通2-1-53

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
85	高知市	旧高知南中学・高等学校	高知県	高知市	棧橋通6-2-1
86	高知市	朝倉第二小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	若草南町23-56
87	高知市	朝倉第二小学校	高知県	高知市	若草南町23-56
88	高知市	種崎地区津波避難センター	高知県	高知市	種崎405-6
89	高知市	貴船ノ森津波避難センター	高知県	高知市	種崎662-6
90	高知市	十津小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	十津4-27-1
91	高知市	十津小学校	高知県	高知市	十津4-27-1
92	高知市	春野公民館弘岡下分館	高知県	高知市	春野町弘岡下1500
93	高知市	弘岡中集会所	高知県	高知市	春野町弘岡下20-6
94	高知市	春野高等学校	高知県	高知市	春野町弘岡下3860
95	高知市	春野公民館弘岡上分館	高知県	高知市	春野町弘岡上1646-1
96	高知市	春野弘岡中市民会館	高知県	高知市	春野町弘岡中134-1
97	高知市	春野西小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	春野町弘岡中2501
98	高知市	春野西小学校	高知県	高知市	春野町弘岡中2501
99	高知市	春野公民館弘岡中分館	高知県	高知市	春野町弘岡中711
100	高知市	春野公民館甲殿分館	高知県	高知市	春野町甲殿341-1
101	高知市	春野秋山市市民会館	高知県	高知市	春野町秋山107-1
102	高知市	春野公民館秋山分館	高知県	高知市	春野町秋山1111-3
103	高知市	春野公民館森山分館	高知県	高知市	春野町森山1207-4
104	高知市	春野公民館新川分館	高知県	高知市	春野町森山203-4
105	高知市	春野公民館仁ノ分館	高知県	高知市	春野町仁ノ384-5
106	高知市	春野公民館西畑分館	高知県	高知市	春野町西畑1034-4
107	高知市	春野あじさい会館	高知県	高知市	春野町西分1-1
108	高知市	春野公民館	高知県	高知市	春野町西分19
109	高知市	春野公民館西分分館	高知県	高知市	春野町西分2079-2
110	高知市	春野中学校	高知県	高知市	春野町西分328
111	高知市	春野文化ホールピアステージ	高知県	高知市	春野町西分340
112	高知市	春野公民館諸木分館	高知県	高知市	春野町東諸木3441-1
113	高知市	春野東小学校	高知県	高知市	春野町東諸木3978
114	高知市	高知県立障害者スポーツセンター	高知県	高知市	春野町内ノ谷1-1
115	高知市	春野公民館内ノ谷分館	高知県	高知市	春野町内ノ谷810
116	高知市	春野公民館南ケ丘分館	高知県	高知市	春野町南ケ丘1-2-1
117	高知市	春野公民館平和分館	高知県	高知市	春野町平和149
118	高知市	春野総合運動公園	高知県	高知市	春野町芳原2485
119	高知市	春野公民館芳原分館	高知県	高知市	春野町芳原784-1
120	高知市	朝倉ふれあいセンター	高知県	高知市	曙町1-14-12
121	高知市	高知大学	高知県	高知市	曙町2-5-1
122	高知市	第六小学校放課後児童クラブ	高知県	高知市	升形9-4
123	高知市	第六小学校	高知県	高知市	升形9-4
124	高知市	小石木市民会館	高知県	高知市	小石木町182-4
125	高知市	筆山文化会館	高知県	高知市	小石木町30-4
126	高知市	下知水再生センター	高知県	高知市	小倉町5-25
127	高知市	高知大学教育学部附属小・中学校	高知県	高知市	小津町10-91
128	高知市	第四小学校	高知県	高知市	上町2-1-11
129	高知市	第四小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	上町2-1-11
130	高知市	龍馬の生まれたまち記念館	高知県	高知市	上町2-6-33
131	高知市	高知小津高等学校	高知県	高知市	城北町1-14
132	高知市	小高坂小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	新屋敷1-11-5
133	高知市	小高坂小学校	高知県	高知市	新屋敷1-11-5
134	高知市	江ノロ小学校放課後児童クラブ	高知県	高知市	新本町1-8-12
135	高知市	江ノロ小学校	高知県	高知市	新本町1-8-12
136	高知市	神田小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	神田1174-1
137	高知市	神田小学校	高知県	高知市	神田1174-1
138	高知市	西山市民会館	高知県	高知市	神田134-26
139	高知市	豊田集会所	高知県	高知市	神田2270-4
140	高知市	三里小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	仁井田1356
141	高知市	三里小学校	高知県	高知市	仁井田1356
142	高知市	舟倉津波避難センター	高知県	高知市	仁井田1646-14
143	高知市	三里文化会館	高知県	高知市	仁井田1652-1
144	高知市	三里中学校	高知県	高知市	仁井田3363
145	高知市	三里ふれあいセンター	高知県	高知市	仁井田4229-2
146	高知市	横浜小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	瀬戸東町1-26
147	高知市	横浜小学校	高知県	高知市	瀬戸東町1-26
148	高知市	愛宕中学校	高知県	高知市	相模町1-54
149	高知市	総合体育館	高知県	高知市	大原町158
150	高知市	城西中学校	高知県	高知市	大膳町3-4
151	高知市	高知商業高等学校	高知県	高知市	大谷6
152	高知市	舟戸公民館	高知県	高知市	大津乙181
153	高知市	高知県教育センター	高知県	高知市	大津乙181
154	高知市	高知中央高等学校	高知県	高知市	大津乙324-1
155	高知市	大津中学校	高知県	高知市	大津乙740-1
156	高知市	大津ふれあいセンター	高知県	高知市	大津乙930-5
157	高知市	大津小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	大津乙972
158	高知市	大津小学校	高知県	高知市	大津乙972
159	高知市	高知県立大学 池キャンパス	高知県	高知市	池2751-1
160	高知市	秦ふれあいセンター	高知県	高知市	中秦泉寺54-3
161	高知市	高知ろう学校	高知県	高知市	中万々78
162	高知市	海老川市民会館	高知県	高知市	朝倉己419-3
163	高知市	松田市民会館	高知県	高知市	朝倉己959-1
164	高知市	朝倉中学校	高知県	高知市	朝倉丁604-1
165	高知市	朝倉市民会館	高知県	高知市	朝倉東町24-33
166	高知市	朝倉総合市民会館	高知県	高知市	朝倉戊585-1
167	高知市	朝倉小学校放課後児童クラブ(第一第二・第三)	高知県	高知市	朝倉本町2-11-20
168	高知市	朝倉小学校	高知県	高知市	朝倉本町2-11-20

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
169	高知市	介良潮見台小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	潮見台1-2602-1
170	高知市	介良潮見台小学校	高知県	高知市	潮見台1-2602-1
171	高知市	潮江東小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	潮新町2-1-54
172	高知市	潮江東小学校	高知県	高知市	潮新町2-1-54
173	高知市	旧御堂瀬小学校	高知県	高知市	長浜209
174	高知市	荒川電工テクニカルセンター	高知県	高知市	長浜365
175	高知市	長浜市民会館	高知県	高知市	長浜4250
176	高知市	長浜児童館	高知県	高知市	長浜4300-6
177	高知市	長浜小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	長浜4811
178	高知市	長浜小学校	高知県	高知市	長浜4811
179	高知市	南海中学校	高知県	高知市	長浜5235
180	高知市	てくとこ長浜	高知県	高知市	長浜6193
181	高知市	宇賀公民館	高知県	高知市	長浜6327-1
182	高知市	長浜ふれあいセンター	高知県	高知市	長浜690-5
183	高知市	長浜集会所	高知県	高知市	長浜字馬場ノ元5276-1
184	高知市	高知追手前高等学校	高知県	高知市	追手筋2-2-10
185	高知市	土佐山公民館	高知県	高知市	土佐山122-1
186	高知市	梶谷公民館	高知県	高知市	土佐山梶谷1673-3
187	高知市	土佐山学舎	高知県	高知市	土佐山桑尾13
188	高知市	土佐山健康福祉センター	高知県	高知市	土佐山桑尾1842-2
189	高知市	旧土佐山中学校(体育館)	高知県	高知市	土佐山弘瀬405
190	高知市	高川公民館	高知県	高知市	土佐山高川1276-4
191	高知市	土佐山夢産地パーク交流館	高知県	高知市	土佐山高川1592
192	高知市	高知市石工山青少年の家	高知県	高知市	土佐山高川1898-33
193	高知市	土佐山西川複合集会所	高知県	高知市	土佐山西川141
194	高知市	中切公民館	高知県	高知市	土佐山中切902-5
195	高知市	泉野小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	東秦泉寺788
196	高知市	泉野小学校	高知県	高知市	東秦泉寺788
197	高知市	高知北高等学校	高知県	高知市	東石立町160
198	高知市	潮江市民会館	高知県	高知市	南河ノ瀬町161
199	高知市	河ノ瀬児童館(学習室)	高知県	高知市	南河ノ瀬町33
200	高知市	初月ふれあいセンター	高知県	高知市	南久万119-1
201	高知市	初月小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	南久万128
202	高知市	初月小学校	高知県	高知市	南久万128
203	高知市	潮江水再生センター	高知県	高知市	南新田町5-69
204	高知市	下知コミュニティセンター	高知県	高知市	二葉町10-7
205	高知市	昭和小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	日の出町7-61
206	高知市	昭和小学校	高知県	高知市	日の出町7-61
207	高知市	城北中学校	高知県	高知市	八反町1-8-14
208	高知市	潮江小学校放課後児童クラブ(第一・第二・第三)	高知県	高知市	百石町2-4-40
209	高知市	潮江小学校	高知県	高知市	百石町2-4-40
210	高知市	南部健康福祉センター	高知県	高知市	百石町3-1-30
211	高知市	布師田ふれあいセンター	高知県	高知市	布師田1647
212	高知市	布師田小学校	高知県	高知市	布師田1781-1
213	高知市	高知刑務所	高知県	高知市	布師田3604-1
214	高知市	福寿園	高知県	高知市	福井町748
215	高知市	弥生衛門ふれあいセンター	高知県	高知市	北御座2-60
216	高知市	高知中学・高等学校	高知県	高知市	北端町100
217	高知市	旭東小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	北端町50
218	高知市	旭東小学校	高知県	高知市	北端町50
219	高知市	土佐塾中学・高等学校	高知県	高知市	北中山85
220	高知市	高知特別支援学校	高知県	高知市	本宮町125
221	高知市	旭小学校放課後児童クラブ(第一・第二)	高知県	高知市	本宮町15
222	高知市	旭小学校	高知県	高知市	本宮町15
223	高知市	県民文化ホール	高知県	高知市	本町4-3-30
224	高知市	高知学芸中学・高等学校	高知県	高知市	横山町11-12
225	高知市	岡豊高等学校	高知県	高知市	岡豊町中島511-1
226	高知市	重倉公民館	高知県	高知市	重倉字力石490-6
227	高知市	勤労者交流館	高知県	高知市	丸池町1-1-14
228	高知市	ちより保育園	高知県	高知市	丸池町9-55
229	高知市	小高坂保育園	高知県	高知市	新屋敷2-18-45
230	高知市	宮前保育園	高知県	高知市	宮前町139-2
231	高知市	高知自動車学校	高知県	高知市	本宮町223
232	高知市	旭保育園	高知県	高知市	旭町28-12
233	高知市	石立保育園	高知県	高知市	東石立町138-1
234	高知市	吸江寺	高知県	高知市	吸江122
235	高知市	高知ゴルフ倶楽部	高知県	高知市	重倉945
236	高知市	一宮保育園	高知県	高知市	一宮西町414-16
237	高知市	久重保育園	高知県	高知市	久礼野906-1
238	高知市	三谷公民館	高知県	高知市	三谷375
239	高知市	七ツ淵南公民館	高知県	高知市	七ツ淵398
240	高知市	弘法寺	高知県	高知市	北秦泉寺737
241	高知市	土佐蔵島神社	高知県	高知市	北秦泉寺793
242	高知市	秦中央保育園	高知県	高知市	中秦泉寺55-1
243	高知市	朝倉保育園	高知県	高知市	朝倉東町24-41
244	高知市	若葉保育園	高知県	高知市	若草南町23-47
245	高知市	正法寺	高知県	高知市	針木北23-26
246	高知市	神田みどり保育園	高知県	高知市	神田47-4
247	高知市	長浜保育園	高知県	高知市	長浜4118-2
248	高知市	大津保育園	高知県	高知市	大津乙181-4
249	高知市	中野保育園	高知県	高知市	介良373
250	高知市	愛善保育園	高知県	高知市	介良乙2269
251	高知市	介良西部保育園	高知県	高知市	介良丙789-1
252	高知市	かがみ保育園	高知県	高知市	鏡今井198

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
253	高知市	かがみ保育園 乳児・給食棟	高知県	高知市	鏡今井130
254	高知市	桑尾公会堂	高知県	高知市	土佐山桑尾1411-4
255	高知市	東川公会堂	高知県	高知市	土佐山東川976-12
256	高知市	とさやま保育園	高知県	高知市	土佐山桑尾1827
257	高知市	春野弘岡上保育園	高知県	高知市	春野町弘岡上1294
258	高知市	春野弘岡中保育園	高知県	高知市	春野町弘岡中1717
259	高知市	春野中央保育園	高知県	高知市	春野町西分2397
260	高知市	春野西保育園	高知県	高知市	春野町森山2080
261	高知市	春野平和保育園	高知県	高知市	春野町平和3394
262	高知市	さえんば保育園	高知県	高知市	菜園場町9-4
263	高知市	清和女子中・高等学校	高知県	高知市	明見98
264	高知市	久礼野公民館	高知県	高知市	久礼野字長谷口96
265	高知市	領家公民館	高知県	高知市	領家337
266	高知市	一宮老人福祉センター	高知県	高知市	一宮西町3-22-15
267	高知市	栄田公民館	高知県	高知市	栄田町1-6-29
268	高知市	比島町集会所	高知県	高知市	比島町1-12-6
269	高知市	百石町二丁目公民館	高知県	高知市	百石町2-25-19
270	高知市	百石町二丁目東公民館	高知県	高知市	百石町2-32-19
271	高知市	百石町四丁目公民館	高知県	高知市	百石町4-20-13
272	高知市	北竹島町第二公民館	高知県	高知市	北竹島町4-8
273	高知市	河ノ瀬保育園	高知県	高知市	南河ノ瀬町8-9
274	高知市	西谷公民館	高知県	高知市	布師田1660-2
275	高知市	高知競馬場	高知県	高知市	長浜宮田2000
276	高知市	浅三西公民館	高知県	南国市	百石町3-5-1
277	高知市	新本町公民館	高知県	南国市	新本町2-5-34-5
278	室戸市	佐喜浜防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	佐喜浜町1334-2
279	室戸市	佐喜浜保育所	高知県	室戸市	佐喜浜町1336-3
280	室戸市	佐喜浜小学校	高知県	室戸市	佐喜浜町1700
281	室戸市	佐喜浜中学校	高知県	室戸市	佐喜浜町3848
282	室戸市	佐喜浜生活改善センター	高知県	室戸市	佐喜浜町1694-1
283	室戸市	佐喜浜市民館	高知県	室戸市	佐喜浜町4921-18地先
284	室戸市	三津防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	室戸岬町1823
285	室戸市	椎名集落活動センター	高知県	室戸市	室戸岬町533-2
286	室戸市	室戸市中央公園相模場	高知県	室戸市	室戸岬町6811
287	室戸市	県立室戸体育館	高知県	室戸市	室戸岬町6811
288	室戸市	室戸高等学校	高知県	室戸市	室津221
289	室戸市	大谷市民館	高知県	室戸市	浮津227
290	室戸市	大谷老人憩の家	高知県	室戸市	浮津227
291	室戸市	大谷保育所	高知県	室戸市	浮津149-1
292	室戸市	大谷第二教育集会所	高知県	室戸市	室津2198-7
293	室戸市	室戸勤労者体育センター	高知県	室戸市	室津2186-1
294	室戸市	元防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	元甲1679-1, 1680-1
295	室戸市	国立室戸青少年自然の家	高知県	室戸市	元乙1721
296	室戸市	世界ジオパークセンター	高知県	室戸市	室戸岬町1810-2
297	室戸市	(旧)三高小学校	高知県	室戸市	室戸岬町2953
298	室戸市	高岡防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	室戸岬町3631-1
299	室戸市	アクアファーム	高知県	室戸市	室戸岬町3507-1
300	室戸市	シレストむろと	高知県	室戸市	室戸岬町3795-1
301	室戸市	(旧)室戸岬小学校	高知県	室戸市	室戸岬町4414-1
302	室戸市	室戸岬公民館	高知県	室戸市	室戸岬町3590-1
303	室戸市	菜生市民館	高知県	室戸市	室戸岬町5775
304	室戸市	菜生老人憩の家	高知県	室戸市	室戸岬町5816
305	室戸市	室戸小学校	高知県	室戸市	浮津115
306	室戸市	室戸市保健福祉センター	高知県	室戸市	領家87
307	室戸市	室戸中学校	高知県	室戸市	浮津3番町92-1
308	室戸市	元小学校	高知県	室戸市	元甲1854
309	室戸市	行当市民館	高知県	室戸市	元甲2196
310	室戸市	行当老人憩の家	高知県	室戸市	元甲2183-24
311	室戸市	キラメッセ室戸	高知県	室戸市	吉良川町丙890-11
312	室戸市	吉良川小学校	高知県	室戸市	吉良川町2771
313	室戸市	吉良川公民館	高知県	室戸市	吉良川町甲2393
314	室戸市	吉良川防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	吉良川町甲2744-1
315	室戸市	吉良川第一保育所	高知県	室戸市	吉良川町甲3039
316	室戸市	吉良川中学校	高知県	室戸市	吉良川町乙2000
317	室戸市	吉良川市民館	高知県	室戸市	吉良川町乙5429
318	室戸市	西灘老人憩の家	高知県	室戸市	吉良川町乙3157
319	室戸市	羽根中学校	高知県	室戸市	羽根町乙774
320	室戸市	羽根防災コミュニティセンター	高知県	室戸市	羽根町乙1404
321	室戸市	上段教育集会所	高知県	室戸市	羽根町乙2760
322	室戸市	上段老人憩の家	高知県	室戸市	羽根町乙2755
323	室戸市	中川内小・中学校	高知県	室戸市	羽根町甲1993-1
324	室戸市	羽根小学校	高知県	室戸市	羽根町乙3793-3
325	室戸市	羽根公民館	高知県	室戸市	羽根町乙1237
326	室戸市	羽根市民館	高知県	室戸市	羽根町乙3021-18地先
327	室戸市	羽根児童館	高知県	室戸市	羽根町乙3021-18地先
328	安芸市	安芸市総合運動場多目的体育館(安芸ドーム)	高知県	安芸市	桜ヶ丘町
329	安芸市	安芸市立安芸おひさま保育所	高知県	安芸市	西浜570
330	安芸市	安芸市立伊尾木保育所	高知県	安芸市	伊尾木818
331	安芸市	安芸市立清水ヶ丘体育館	高知県	安芸市	川北甲5552
332	安芸市	安芸市立清水ヶ丘中学校	高知県	安芸市	川北甲5685
333	安芸市	安芸市立江川公民館	高知県	安芸市	川北乙587
334	安芸市	安芸市立内原野体育館	高知県	安芸市	川北乙1606
335	安芸市	安芸市立井ノ口公民館	高知県	安芸市	井ノ口甲2556-1
336	安芸市	安芸市立井ノ口保育所	高知県	安芸市	井ノ口乙72

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
337	安芸市	安芸市立井ノ口小学校	高知県	安芸市	井ノ口乙81
338	安芸市	安芸市立東川公民館	高知県	安芸市	入河内588
339	安芸市	安芸市立東川小中学校	高知県	安芸市	入河内710
340	安芸市	安芸市立大井公民館	高知県	安芸市	大井乙146-1
341	安芸市	安芸市畑山ふるさと交流センター	高知県	安芸市	畑山乙381
342	安芸市	安芸市立穴内小学校	高知県	安芸市	穴内乙1674
343	安芸市	安芸市立穴内保育所	高知県	安芸市	穴内乙1688
344	南国市	黒滝自然館せいらん	高知県	南国市	黒滝243
345	南国市	奈路小学校	高知県	南国市	奈路721
346	南国市	奈路防災コミュニティセンター	高知県	南国市	奈路198
347	南国市	白木谷小学校	高知県	南国市	白木谷761
348	南国市	瓶岩体育館	高知県	南国市	亀岩166
349	南国市	たちばな幼稚園	高知県	南国市	尖崎57-3
350	南国市	久礼田小学校	高知県	南国市	久礼田532
351	南国市	久礼田体育館	高知県	南国市	久礼田534-1
352	南国市	久礼田保育所	高知県	南国市	久礼田907
353	南国市	国府小学校	高知県	南国市	国分1201-1
354	南国市	国府保育所	高知県	南国市	国分1132
355	南国市	国府公民館	高知県	南国市	国分1133-1
356	南国市	北陵中学校	高知県	南国市	岡豊町笠ノ川848-1
357	南国市	岡豊小学校	高知県	南国市	岡豊町八幡903
358	南国市	岡豊保育所	高知県	南国市	岡豊町八幡922-1
359	南国市	岡豊ふれあい館	高知県	南国市	岡豊町八幡239
360	南国市	岡豊高等学校	高知県	南国市	岡豊町中島511-1
361	南国市	長岡東部保育園	高知県	南国市	下末松233
362	南国市	SUNSUNなごか	高知県	南国市	下末松104-2
363	南国市	長岡小学校	高知県	南国市	下末松97
364	南国市	鷹ヶ池中学校	高知県	南国市	東崎530
365	南国市	長岡西部体育館	高知県	南国市	元町2-4-2
366	南国市	長岡西部保育所	高知県	南国市	幸町1-2-23
367	南国市	高知農業高等学校	高知県	南国市	東崎957-1
368	南国市	後免野田小学校	高知県	南国市	下野田276-2
369	南国市	野田公民館	高知県	南国市	下野田267-1
370	南国市	後免野田保育園	高知県	南国市	西野田町2-5-18
371	南国市	後免町防災コミュニティセンター	高知県	南国市	後免町2-1-12
372	南国市	大篠小学校	高知県	南国市	大埔甲2073
373	南国市	地域交流センター(MIARE!)	高知県	南国市	大埔甲2117
374	南国市	大篠保育園	高知県	南国市	大埔甲2504
375	南国市	高知東工業高等学校	高知県	南国市	篠原1590
376	南国市	市立図書館	高知県	南国市	篠原1801-5
377	南国市	明見保育所	高知県	南国市	明見764-1
378	南国市	香長中学校	高知県	南国市	大埔乙2038
379	南国市	清和女子中・高等学校	高知県	南国市	明見98
380	南国市	岩村ふれあいセンター	高知県	南国市	福船371-4
381	南国市	香南中学校	高知県	南国市	立田324
382	南国市	日章小学校	高知県	南国市	田村乙2267-1
383	南国市	日章福祉交流センター	高知県	南国市	田村乙2207
384	南国市	あけぼの保育所	高知県	南国市	田村乙2231-2
385	南国市	前浜防災コミュニティセンター	高知県	南国市	前浜1534-1
386	南国市	大湊小学校	高知県	南国市	前浜1614-1
387	南国市	南国市立スポーツセンター	高知県	南国市	前浜1344-3
388	南国市	三和防災コミュニティセンター	高知県	南国市	南国市里改田236
389	南国市	三和スポーツ交流センター	高知県	南国市	片山1017-2
390	南国市	里保育所	高知県	南国市	里改田1026
391	南国市	三和小学校	高知県	南国市	里改田1844-1
392	南国市	稲生小学校	高知県	南国市	稲生561-1
393	南国市	稲生ふれあい館	高知県	南国市	稲生542
394	南国市	十市保育園	高知県	南国市	十市2315-1
395	南国市	高齢者多世代交流プラザ	高知県	南国市	十市2315-1
396	南国市	十市小学校	高知県	南国市	緑ヶ丘1-2001
397	南国市	十市農業協同組合	高知県	南国市	十市3535
398	南国市	植田公民館	高知県	南国市	植田881
399	南国市	上廿枝公民館	高知県	南国市	廿枝1641-1
400	南国市	剣尾公民館	高知県	南国市	十市559
401	南国市	西島公民館	高知県	南国市	廿枝565-1
402	南国市	上末松南公民館	高知県	南国市	上末松480-2
403	南国市	金地公民館	高知県	南国市	金地448-2
404	南国市	新川町公民館	高知県	南国市	大埔甲1512-1
405	南国市	八木公民館	高知県	南国市	大埔乙987-1
406	南国市	城陸公民館	高知県	南国市	大埔甲1284-5
407	南国市	永田公民館	高知県	南国市	立田683-1
408	南国市	住吉野公民館	高知県	南国市	大埔乙3175
409	南国市	篠原北公民館	高知県	南国市	篠原1234
410	南国市	下陸内公民館	高知県	南国市	物部161
411	南国市	山崎公民館	高知県	南国市	大埔甲1460-23
412	南国市	明見公民館	高知県	南国市	明見427-1
413	土佐市	高知県立日高養護学校	高知県	日高村	下分60
414	土佐市	宇佐小学校	高知県	土佐市	宇佐町宇佐1133-1
415	土佐市	USAくろしおセンター	高知県	土佐市	宇佐町宇佐888-1
416	土佐市	高知海洋高等学校	高知県	土佐市	宇佐町福島1-4
417	土佐市	高知県農業協同組合戸波支所	高知県	土佐市	家俊1070
418	土佐市	戸波中学校	高知県	土佐市	家俊1074
419	土佐市	戸波児童センター	高知県	土佐市	家俊1899-1
420	土佐市	戸波総合市民センター	高知県	土佐市	家俊1901-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
421	土佐市	戸波小学校	高知県 土佐市 家俊2478
422	土佐市	高知リハビリテーション学院(校舎)	高知県 土佐市 高岡町乙1139-3
423	土佐市	高知リハビリテーション学院(体育館)	高知県 土佐市 高岡町乙1139-3
424	土佐市	高岡第二小学校	高知県 土佐市 高岡町乙1797-4
425	土佐市	土佐市教育研究所	高知県 土佐市 高岡町乙225
426	土佐市	天理教高岡大教会	高知県 土佐市 高岡町乙244
427	土佐市	土佐合同庁舎	高知県 土佐市 高岡町乙3229
428	土佐市	高岡第一小学校	高知県 土佐市 高岡町乙3440-1
429	土佐市	土佐市複合文化施設	高知県 土佐市 高岡町乙3451-1
430	土佐市	船越団地集会所	高知県 土佐市 高岡町乙790-302
431	土佐市	高岡市民館	高知県 土佐市 高岡町甲1055-2
432	土佐市	土佐市保健福祉センター	高知県 土佐市 高岡町甲1792-1
433	土佐市	高岡中学校	高知県 土佐市 高岡町甲1905-1
434	土佐市	土佐市役所	高知県 土佐市 高岡町甲2017-1
435	土佐市	市民体育館	高知県 土佐市 高岡町甲2165-1
436	土佐市	高岡高等学校	高知県 土佐市 高岡町甲2200
437	土佐市	グランディール	高知県 土佐市 高岡町甲730-1
438	土佐市	土佐市いつみふれあいセンター	高知県 土佐市 市野々34-1
439	土佐市	出間公民館	高知県 土佐市 出間659-1
440	土佐市	新居小学校	高知県 土佐市 新居1189-1
441	土佐市	新居コミュニティセンター	高知県 土佐市 新居894-1
442	土佐市	高知県農業協同組合新居支所	高知県 土佐市 新居968-1
443	土佐市	谷地集会所	高知県 土佐市 谷地152-1
444	土佐市	高石小学校	高知県 土佐市 中島279
445	土佐市	波介小学校	高知県 土佐市 波介3346-3
446	土佐市	波介コミュニティセンター	高知県 土佐市 波介4369
447	土佐市	北原小学校(校舎)	高知県 土佐市 北地606-2
448	土佐市	北原小学校(体育館)	高知県 土佐市 北地606-2
449	土佐市	北原公民館	高知県 土佐市 北地695
450	土佐市	蓮池コミュニティセンター	高知県 土佐市 蓮池1332
451	土佐市	蓮池小学校	高知県 土佐市 蓮池1347-2
452	土佐市	高知大学総合研究センター海洋生物研究教育施設	高知県 土佐市 宇佐町井尻194
453	土佐市	三陽荘	高知県 土佐市 宇佐町竜504-1
454	須崎市	上分小中学校	高知県 須崎市 上分甲
455	須崎市	上分公民館	高知県 須崎市 上分丙
456	須崎市	笹野消防コミュニティセンター	高知県 須崎市 上分甲
457	須崎市	安和小学校	高知県 須崎市 安和
458	須崎市	須崎総合高校 体育館及び食堂棟	高知県 須崎市 多ノ郷甲
459	須崎市	妙見山交流会館	高知県 須崎市 妙見町
460	須崎市	エム・セテック株式会社 高知工場	高知県 須崎市 妙見町
461	須崎市	多ノ郷小学校	高知県 須崎市 吾井郷乙
462	須崎市	おひさま保育園	高知県 須崎市 吾井郷乙
463	須崎市	エム・セテック株式会社 高知第2工場	高知県 須崎市 大谷
464	須崎市	朝ヶ丘中学校	高知県 須崎市 吾井郷乙
465	須崎市	吾桑公民館	高知県 須崎市 吾井郷乙
466	須崎市	桑田山消防コミュニティセンター	高知県 須崎市 桑田山乙
467	須崎市	吾桑小学校	高知県 須崎市 吾井郷乙
468	須崎市	須崎市立スポーツセンター よこなみアリーナ	高知県 須崎市 浦ノ内東分
469	須崎市	浦ノ内小学校	高知県 須崎市 浦ノ内東分
470	宿毛市	山里の家	高知県 宿毛市 橋上町楠山41-1
471	宿毛市	坂本多目的集会所	高知県 宿毛市 橋上町坂本177-1
472	宿毛市	橋上中学校	高知県 宿毛市 橋上町奥奈路103
473	宿毛市	橋上小学校	高知県 宿毛市 橋上町橋上1144-1
474	宿毛市	神有多目的集会所	高知県 宿毛市 橋上町神有549-5
475	宿毛市	楠山多目的集会所	高知県 宿毛市 橋上町楠山31-2
476	宿毛市	橋上保育園	高知県 宿毛市 橋上町橋上1007-4
477	宿毛市	奥奈路老人憩の家	高知県 宿毛市 橋上町奥奈路196-6
478	宿毛市	芳奈老人憩の家	高知県 宿毛市 山奈町芳奈1449-1
479	宿毛市	山田保育園	高知県 宿毛市 山奈町山田2322-1
480	宿毛市	山奈小学校	高知県 宿毛市 山奈町山田1999-1
481	宿毛市	手代岡隣保館	高知県 宿毛市 山奈町山田892-16
482	宿毛市	手代岡共同作業場	高知県 宿毛市 山奈町山田934-5
483	宿毛市	東部支所	高知県 宿毛市 平田町戸内2093-2
484	宿毛市	東中学校	高知県 宿毛市 平田町戸内2070
485	宿毛市	東部農村環境改善センター	高知県 宿毛市 平田町戸内3357-2
486	宿毛市	平田小学校	高知県 宿毛市 平田町戸内4287
487	宿毛市	平田保育園	高知県 宿毛市 平田町戸内3357-4
488	宿毛市	貝礎老人憩の家	高知県 宿毛市 平田町戸内2344
489	宿毛市	貝礎隣保館	高知県 宿毛市 平田町黒川4492-7
490	宿毛市	高知県立宿毛工業高等学校	高知県 宿毛市 平田町戸内2272-2
491	宿毛市	高知県立幡多看護専門学校	高知県 宿毛市 山奈町芳奈3-2
492	宿毛市	寺尾地区集会所	高知県 宿毛市 平田町戸内392
493	宿毛市	威陽小学校	高知県 宿毛市 権407-1
494	宿毛市	片島中学校	高知県 宿毛市 片島15-56
495	宿毛市	大島小学校	高知県 宿毛市 片島5-54
496	宿毛市	大島公民館	高知県 宿毛市 大島6-24
497	宿毛市	宿毛市総合社会福祉センター	高知県 宿毛市 高砂4-56
498	宿毛市	西地区防災コミュニティセンター	高知県 宿毛市 西町5丁目592番9
499	宿毛市	西町地域振興住宅集会所	高知県 宿毛市 西町4丁目594-17
500	宿毛市	きぼうがおか保育園	高知県 宿毛市 希望ヶ丘4番地
501	宿毛市	宿毛中学校	高知県 宿毛市 桜町18-6
502	宿毛市	宿毛小学校	高知県 宿毛市 桜町18-6
503	宿毛市	宿毛文教センター	高知県 宿毛市 中央2丁目7-14
504	宿毛市	旧松田川小学校体育館	高知県 宿毛市 和田2816-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
505	宿毛市	宿毛市防災センター	高知県 宿毛市 和田1412-1
506	宿毛市	旧すみれ保育園	高知県 宿毛市 和田569-1
507	宿毛市	正和老人憩の家	高知県 宿毛市 和田904-3
508	宿毛市	押ノ川老人憩の家	高知県 宿毛市 押ノ川1666
509	宿毛市	旧みなみ保育園	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦1045
510	宿毛市	小筑紫保育園	高知県 宿毛市 小筑紫町田ノ浦937
511	宿毛市	小筑紫小学校	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫502-8
512	宿毛市	小筑紫基幹集落センター	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫220-1
513	宿毛市	小筑紫中学校	高知県 宿毛市 小筑紫町小筑紫502-8
514	宿毛市	千寿園	高知県 宿毛市 小筑紫町福良80-6
515	宿毛市	石原集会所	高知県 宿毛市 小筑紫町石原120
516	宿毛市	鶴来島離島センター	高知県 宿毛市 沖の島町鶴来島78-2
517	宿毛市	沖の島町総合センター	高知県 宿毛市 沖の島町母島1003
518	宿毛市	沖の島小中学校	高知県 宿毛市 沖の島母島445
519	宿毛市	弘瀬老人憩の家	高知県 宿毛市 沖の島町弘瀬362-2
520	土佐清水市	消防庁舎	高知県 土佐清水市 以布利980-143
521	土佐清水市	下浦青年会館	高知県 土佐清水市 下ノ加江187-1
522	土佐清水市	下ノ加江市民センター	高知県 土佐清水市 下ノ加江240-5
523	土佐清水市	下ノ加江小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 下ノ加江481
524	土佐清水市	下ノ加江保育園	高知県 土佐清水市 下ノ加江690-1
525	土佐清水市	下ノ加江地区防災コミュニティセンター	高知県 土佐清水市 下ノ加江字西高岡165-2
526	土佐清水市	旧益野小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 下益野888-1
527	土佐清水市	下川口小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 下川口681-3
528	土佐清水市	下川口市民センター	高知県 土佐清水市 下川口984-2
529	土佐清水市	旧養老小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 加久見1464-279
530	土佐清水市	貝ノ川小学校(校舎)	高知県 土佐清水市 貝ノ川800
531	土佐清水市	窪津小学校(校舎)	高知県 土佐清水市 窪津1421-2
532	土佐清水市	清水小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 幸町7-1
533	土佐清水市	清水小学校(校舎)	高知県 土佐清水市 幸町7-1
534	土佐清水市	新三崎保育園	高知県 土佐清水市 三崎577-1
535	土佐清水市	三崎市民センター	高知県 土佐清水市 三崎浦1-8-1
536	土佐清水市	三崎小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 三崎浦4-3-1
537	土佐清水市	下川口保育園	高知県 土佐清水市 宗呂丙1977
538	土佐清水市	旧宗呂小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 宗呂丙1977
539	土佐清水市	下川口地区防災コミュニティセンター	高知県 土佐清水市 宗呂丙1977
540	土佐清水市	旧松尾小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 松尾467-1
541	土佐清水市	きらら清水保育園	高知県 土佐清水市 清水854-140
542	土佐清水市	清水中学校(体育館)	高知県 土佐清水市 清水855-70
543	土佐清水市	清水中学校(校舎)	高知県 土佐清水市 清水855-70
544	土佐清水市	あんきな家清水ヶ丘	高知県 土佐清水市 清水ヶ丘30-2
545	土佐清水市	市民体育館	高知県 土佐清水市 清水字笹原谷853-3
546	土佐清水市	足摺岬保育園	高知県 土佐清水市 足摺岬579-1
547	土佐清水市	足摺岬小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 足摺岬579-1
548	土佐清水市	幡陽小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 大岐2835-29
549	土佐清水市	幡陽小学校(校舎)	高知県 土佐清水市 大岐2835-29
550	土佐清水市	大岐福祉センター	高知県 土佐清水市 大岐2930-1
551	土佐清水市	中浜小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 中浜161-1
552	土佐清水市	中央公民館	高知県 土佐清水市 天神町11-15
553	土佐清水市	布福祉センター	高知県 土佐清水市 布1160-3
554	土佐清水市	布小学校(体育館)	高知県 土佐清水市 布1810-1
555	土佐清水市	布小学校(校舎)	高知県 土佐清水市 布1810-1
556	土佐清水市	三崎地区防災コミュニティセンター	高知県 土佐清水市 斧積字中ノ段588-1
557	土佐清水市	旧立石小学校	高知県 土佐清水市 立石1462
558	土佐清水市	竜串福祉センター	高知県 土佐清水市 竜串10-1
559	土佐清水市	竜串ふれあいセンター	高知県 土佐清水市 竜串10-6
560	土佐清水市	旧清水中学校(体育館)	高知県 土佐清水市 浦尻4-1
561	四万十市	(旧)津野川小学校	高知県 四万十市 西土佐津野川208
562	四万十市	ケアハウス四万十	高知県 四万十市 中村山手通45-2
563	四万十市	(旧)蔵岡中学校	高知県 四万十市 蔵岡甲6959
564	四万十市	(旧)利岡小学校	高知県 四万十市 利岡137
565	四万十市	利岡小学校	高知県 四万十市 利岡132
566	四万十市	(旧)中筋中学校	高知県 四万十市 有岡1008
567	四万十市	(旧)大川筋中学校	高知県 四万十市 川登1106-10
568	四万十市	八束小学校	高知県 四万十市 実崎1230
569	四万十市	(旧)東中筋中学校	高知県 四万十市 国見222
570	四万十市	(旧)下田中学校	高知県 四万十市 下田3216-1
571	四万十市	名鹿集会所	高知県 四万十市 山路465
572	四万十市	竹島小学校	高知県 四万十市 竹島3332
573	四万十市	(旧)竹屋敷小中学校	高知県 四万十市 竹屋敷929-ロ
574	四万十市	大用小学校	高知県 四万十市 大用428
575	四万十市	大用中学校	高知県 四万十市 大用393
576	四万十市	双海防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 双海688
577	四万十市	西土佐中学校	高知県 四万十市 西土佐用井1111-1
578	四万十市	西土佐小学校	高知県 四万十市 西土佐用井1110-33
579	四万十市	かわせみ	高知県 四万十市 西土佐用井1110-1
580	四万十市	(旧)藤ノ川小学校	高知県 四万十市 西土佐藤ノ川640-2
581	四万十市	中村高等学校西土佐分校 体育館	高知県 四万十市 西土佐津野川223
582	四万十市	中平体育館	高知県 四万十市 西土佐中平408-1
583	四万十市	(旧)大宮小学校	高知県 四万十市 西土佐大宮522
584	四万十市	(旧)西ヶ方小学校	高知県 四万十市 西土佐西ヶ方544-1
585	四万十市	(旧)須崎小学校	高知県 四万十市 西土佐須崎81-3
586	四万十市	(旧)本村小学校	高知県 四万十市 西土佐江川619
587	四万十市	権谷せせらぎ交流館へきち集会所	高知県 四万十市 西土佐江川2940
588	四万十市	竹島防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 竹島409

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
589	四万十市	中村高等学校(体育館)	高知県 四万十市 中村丸の内24
590	四万十市	中村小学校	高知県 四万十市 中村新町3-20
591	四万十市	中村中学校	高知県 四万十市 中村東町2-1-30
592	四万十市	(旧)田野川小学校	高知県 四万十市 田野川1240
593	四万十市	中村南小学校	高知県 四万十市 不破上町1949-1
594	四万十市	(旧)片魚中学校	高知県 四万十市 片魚139-7
595	四万十市	(旧)片魚小学校	高知県 四万十市 片魚316
596	四万十市	中筋小学校	高知県 四万十市 有岡931
597	四万十市	「アオ」	高知県 四万十市 中村一条通4-5-23
598	四万十市	虹の丘	高知県 四万十市 右山1973-6
599	四万十市	蔵岡保育所(園舎)	高知県 四万十市 蔵岡甲6797
600	四万十市	蔵岡小学校	高知県 四万十市 蔵岡甲6685
601	四万十市	わかふじ寮	高知県 四万十市 蔵岡甲6451-2
602	四万十市	(旧)口屋内小学校	高知県 四万十市 西土佐口屋内280-1
603	四万十市	(旧)下家地小学校	高知県 四万十市 西土佐下家地1379
604	四万十市	(旧)奥屋内小学校	高知県 四万十市 西土佐奥屋内955-1
605	四万十市	深木防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 深木2409-1
606	四万十市	(旧)常六小学校	高知県 四万十市 常六272
607	四万十市	(旧)勝間小学校(校舎)	高知県 四万十市 勝間114-1
608	四万十市	山路防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 山路2396-4
609	四万十市	坂本防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 坂本610
610	四万十市	東中筋小学校	高知県 四万十市 国見460
611	四万十市	光優	高知県 四万十市 古津賀3742-17
612	四万十市	幡多農業高等学校(体育館)	高知県 四万十市 古津賀3711
613	四万十市	中村特別支援学校(体育館)	高知県 四万十市 古津賀3091
614	四万十市	わかふじ寮	高知県 四万十市 古津賀1801-1
615	四万十市	具同小学校	高知県 四万十市 具同田黒1-4-1
616	四万十市	中村西中学校	高知県 四万十市 具同7058-1
617	四万十市	四万十CCクラブハウス	高知県 四万十市 間崎1495-2
618	四万十市	夢の丘	高知県 四万十市 右山2041-18
619	四万十市	四万十の郷	高知県 四万十市 安並5803
620	四万十市	井沢防災コミュニティセンター	高知県 四万十市 井沢38-2
621	四万十市	市民スポーツセンター	高知県 四万十市 安並4231
622	四万十市	武道館	高知県 四万十市 安並4178
623	四万十市	八東保育所	高知県 四万十市 間崎1498-3
624	四万十市	四万十市総合文化センター(しまんとびあ)	高知県 四万十市 右山五月町7-7
625	四万十市	平野地区集会所	高知県 四万十市 平野2871
626	四万十市	とまろっと	高知県 四万十市 下田3548
627	四万十市	四万十いやしの里	高知県 四万十市 下田3363
628	四万十市	(旧)中医学研究所	高知県 四万十市 下田2162
629	香南市	吉川防災コミュニティセンター	高知県 香南市 吉川町吉原287-1
630	香南市	香我美幼稚園	高知県 香南市 香我美町下分710-1
631	香南市	香我美おれんじ保育所	高知県 香南市 香我美町下分711-2
632	香南市	香我美小学校	高知県 香南市 香我美町下分750
633	香南市	山北公民館	高知県 香南市 香我美町山北1557-1
634	香南市	香我美中学校	高知県 香南市 香我美町山北41-1
635	香南市	香我美トレーニングセンター	高知県 香南市 香我美町徳王子2220-1
636	香南市	香我美市民館	高知県 香南市 香我美町徳王子2220-1
637	香南市	城山高校	高知県 香南市 赤岡町1612
638	香南市	赤岡小学校体育館	高知県 香南市 赤岡町861-1
639	香南市	北部会館	高知県 香南市 夜須町夜須川444-4
640	香南市	野市小学校	高知県 香南市 野市町西野618
641	香南市	野市幼稚園	高知県 香南市 野市町西野630
642	香南市	野市保育所	高知県 香南市 野市町西野645
643	香南市	野市総合体育館	高知県 香南市 野市町大谷736
644	香南市	野市東小学校	高知県 香南市 野市町中ノ村770
645	香南市	野市東こども園	高知県 香南市 野市町東野449-6
646	香南市	野市中学校	高知県 香南市 野市町東野72
647	香南市	佐古小学校	高知県 香南市 野市町母代寺104
648	香南市	佐古保育所	高知県 香南市 野市町母代寺180-1
649	香南市	佐古防災コミュニティセンター	高知県 香南市 野市町母代寺71-1
650	香南市	野市図書館	高知県 香南市 野市町西野594-1
651	香南市	のいちふれあいセンター	高知県 香南市 野市町西野534-1
652	香南市	富家防災コミュニティセンター	高知県 香南市 野市町鬼田55-1
653	香南市	野市東防災コミュニティセンター	高知県 香南市 野市町東野363-1
654	香南市	山南防災コミュニティセンター	高知県 香南市 香我美町下分1792-1
655	香南市	夜須こども園	高知県 香南市 夜須町坪井1437
656	香美市	東町中部公民館	高知県 香美市 土佐山田町東本町4-2-30
657	香美市	土佐山田中央集会所	高知県 香美市 土佐山田町旭町1-3-18
658	香美市	山田高等学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町旭町3-1-3
659	香美市	山田小学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町西本町2-4-5
660	香美市	秦山町一丁目公民館	高知県 香美市 土佐山田町秦山町1-4-1
661	香美市	地城福祉センター土佐山田(ブラザ八王子)	高知県 香美市 土佐山田町262-1
662	香美市	中組南部集会所	高知県 香美市 土佐山田町1023-イ
663	香美市	中央公民館	高知県 香美市 土佐山田町宝町2-1-27
664	香美市	土佐山田体育館	高知県 香美市 土佐山田町宝町2-7-15
665	香美市	平田公民館	高知県 香美市 土佐山田町桶目224-3
666	香美市	桶目小学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町桶目391-2
667	香美市	鏡野中学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町桶目1973
668	香美市	油石農業振興集会所	高知県 香美市 土佐山田町桶目2544
669	香美市	植公民館	高知県 香美市 土佐山田町植148
670	香美市	秦山公園野球場(土佐山田スタジアム)	高知県 香美市 土佐山田町植1252-2
671	香美市	舟入小学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町山田1218
672	香美市	明治地区多目的集会所	高知県 香美市 土佐山田町山田1385-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
673	香美市	八王子公民館	高知県 香美市 土佐山田町山田1749
674	香美市	加茂公民館	高知県 香美市 土佐山田町加茂335-2
675	香美市	香美農林合同庁舎	高知県 香美市 土佐山田町加茂777
676	香美市	林田集会所	高知県 香美市 土佐山田町林田561-1
677	香美市	船谷公民館	高知県 香美市 土佐山田町船谷343-1
678	香美市	片地地区多目的集会所	高知県 香美市 土佐山田町宮ノ口1-2
679	香美市	片地小学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町宮ノ口9
680	香美市	高知工科大学(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町宮ノ口185
681	香美市	仁井田公民館	高知県 香美市 土佐山田町佐野1642
682	香美市	森林研修センター	高知県 香美市 土佐山田町大平80
683	香美市	佐岡体育館	高知県 香美市 土佐山田町本村351
684	香美市	大後入公民館	高知県 香美市 土佐山田町大後入419
685	香美市	西後入公民館	高知県 香美市 土佐山田町西後入214
686	香美市	上改田公民館	高知県 香美市 土佐山田町上改田170-2
687	香美市	香長小学校(体育館)	高知県 香美市 土佐山田町須江32
688	香美市	農山村コミュニティセンター	高知県 香美市 土佐山田町須江36-1
689	香美市	須江公民館	高知県 香美市 土佐山田町須江386-1
690	香美市	新改公民館	高知県 香美市 土佐山田町新改398-4
691	香美市	宮上谷公民館	高知県 香美市 土佐山田町萱我部川1282
692	香美市	新改北部構造改善センター	高知県 香美市 土佐山田町平山484-1
693	香美市	北滝複合集会所	高知県 香美市 土佐山田町北滝本177
694	香美市	河ノ川部落集会所	高知県 香美市 土佐山田町角茂谷1841
695	香美市	繁藤地区コミュニティセンター	高知県 香美市 土佐山田町繁藤3-1
696	香美市	繁藤老人憩の家	高知県 香美市 土佐山田町繁藤755-12
697	香美市	松本部落公民館	高知県 香美市 土佐山田町松本117-1
698	香美市	岩次公民館	高知県 香美市 土佐山田町岩次46-2
699	香美市	白石公会堂	高知県 香美市 香北町白石472-1
700	香美市	根須公会堂	高知県 香美市 香北町根須535-4
701	香美市	香北体育センター	高知県 香美市 香北町吉野1188
702	香美市	佐敷公民館	高知県 香美市 香北町西川甲1601-3
703	香美市	保健福祉センター 香北	高知県 香美市 香北町菰生野336-1
704	香美市	菰生野コミュニティセンター	高知県 香美市 香北町菰生野493
705	香美市	大宮小学校(体育館)	高知県 香美市 香北町美良布654-1
706	香美市	香北中学校(体育館)	高知県 香美市 香北町美良布892
707	香美市	香北武道館	高知県 香美市 香北町美良布908-1
708	香美市	基幹集落センター	高知県 香美市 香北町美良布1097
709	香美市	本田集落センター	高知県 香美市 香北町美良布1511-3
710	香美市	下野尻集落センター	高知県 香美市 香北町下野尻368
711	香美市	太郎丸公会堂	高知県 香美市 香北町太郎丸158-1
712	香美市	北岩改公会堂	高知県 香美市 香北町岩改17-2
713	香美市	萩野公民館	高知県 香美市 香北町萩野1223-3
714	香美市	橋川野集落センター	高知県 香美市 香北町橋川野161
715	香美市	白川上集会所	高知県 香美市 香北町白川561-3
716	香美市	有瀬公民館	高知県 香美市 香北町有瀬772-1
717	香美市	日ノ御子公会堂	高知県 香美市 香北町日ノ御子548
718	香美市	谷相公民館	高知県 香美市 香北町谷相2073-2
719	香美市	三谷地区集会所	高知県 香美市 香北町谷相2478-1
720	香美市	朴ノ木公会堂	高知県 香美市 香北町朴ノ木561
721	香美市	永野コミュニティセンター	高知県 香美市 香北町永野2151-1
722	香美市	梅久保公民館	高知県 香美市 香北町梅久保234
723	香美市	清爪公会堂	高知県 香美市 香北町清爪527-1
724	香美市	猪野々集会所	高知県 香美市 香北町猪野々456
725	香美市	庄谷相多目的集会所	高知県 香美市 物部町庄谷相1234-1
726	香美市	中谷川公会堂	高知県 香美市 物部町中谷川318
727	香美市	浦山公会堂	高知県 香美市 物部町仙頭1854-3
728	香美市	奥物部ふれあいプラザ	高知県 香美市 物部町大板878-3
729	香美市	高齢者生活福祉センター「こづみ」	高知県 香美市 物部町大板898-1
730	香美市	大板区長事務所	高知県 香美市 物部町大板1092-5
731	香美市	大板小学校(体育館)	高知県 香美市 物部町大板1177-3
732	香美市	南組公会堂	高知県 香美市 物部町大板1226
733	香美市	久保組公会堂	高知県 香美市 物部町大板1575-1
734	香美市	大板中学校(体育館)	高知県 香美市 物部町大板1800-イ
735	香美市	中屋公会堂	高知県 香美市 物部町大板2064-3
736	香美市	大北組公会堂	高知県 香美市 物部町大板2236
737	香美市	塩公会堂	高知県 香美市 物部町山崎1023-1
738	香美市	岡ノ内公会堂	高知県 香美市 物部町岡ノ内188-1
739	香美市	農林漁業体験実習館	高知県 香美市 物部町別府373-5
740	香美市	高井多目的集会所	高知県 香美市 物部町久保高井131-1
741	香美市	神池分団屯所	高知県 香美市 物部町神池2045-3
742	香美市	椿佐古公会堂	高知県 香美市 物部町椿佐古369・370
743	香美市	平井公会堂	高知県 香美市 物部町柳瀬1359
744	東洋町	甲浦東部長生会憩の家	高知県 東洋町 甲浦19-4
745	東洋町	甲浦中町地区集会所	高知県 東洋町 甲浦333-1
746	東洋町	甲浦西地区集会所	高知県 東洋町 甲浦708-12
747	東洋町	甲浦中学校	高知県 東洋町 白浜6-2
748	東洋町	甲浦地区公民館	高知県 東洋町 白浜12-1
749	東洋町	白浜老人里の家	高知県 東洋町 白浜198-9
750	東洋町	甲浦小学校	高知県 東洋町 河内27
751	東洋町	甲浦地区老人里の家	高知県 東洋町 河内98
752	東洋町	小池地区老人憩の家	高知県 東洋町 河内151-1
753	東洋町	甲浦保育園	高知県 東洋町 河内198
754	東洋町	ふれあい館なごみ	高知県 東洋町 河内350
755	東洋町	河内地区老人憩の家	高知県 東洋町 河内1071-1
756	東洋町	生見地区集会所	高知県 東洋町 生見158

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
757	東洋町	東洋町町民会館	高知県 東洋町 生見758-3
758	東洋町	東洋町地域福祉センター	高知県 東洋町 生見756-8
759	東洋町	野根地区老人憩の家	高知県 東洋町 野根内2456-1
760	東洋町	池第2地区集会所	高知県 東洋町 野根内2237-1
761	東洋町	東町地区集会所	高知県 東洋町 野根内2115-1
762	東洋町	野根地区公民館	高知県 東洋町 野根内1975
763	東洋町	文化会館	高知県 東洋町 野根内1963-2
764	東洋町	浦地区集会所	高知県 東洋町 野根内1645-2
765	東洋町	銀杏保育園	高知県 東洋町 野根内1364
766	東洋町	中村地区集会所	高知県 東洋町 野根内1271
767	東洋町	野根小学校	高知県 東洋町 野根内1084-3
768	東洋町	野根中学校	高知県 東洋町 野根内994-1
769	東洋町	中島地区集会所	高知県 東洋町 野根内846-1
770	東洋町	つづら地区集会所	高知県 東洋町 野根内725-1
771	東洋町	押野地区集会所	高知県 東洋町 野根甲366-1
772	東洋町	内田地区集会所	高知県 東洋町 野根内105-2
773	東洋町	名留川地区集会所	高知県 東洋町 野根乙418
774	東洋町	別役地区集会所	高知県 東洋町 野根丁222-8
775	東洋町	大斗地区集会所	高知県 東洋町 野根乙2318
776	東洋町	川口地区集会所	高知県 東洋町 野根乙1337-1
777	東洋町	真砂瀬地区集会所	高知県 東洋町 野根乙1933
778	東洋町	野根地区防災活動拠点施設	高知県 東洋町 野根内1694-2
779	東洋町	東洋町自然休養村管理センター	高知県 東洋町 白浜 88-3
780	東洋町	東洋町地域防災センター	高知県 東洋町 生見758-3
781	東洋町	池相間地区集会所	高知県 東洋町 野根内2446
782	東洋町	旧川口地区集会所	高知県 東洋町 野根乙1362
783	東洋町	野根地区防災避難施設	高知県 東洋町 野根内2003-1
784	東洋町	甲浦集落活動センター	高知県 東洋町 白浜198-9
785	奈半利町	奈半利町民会館	高知県 奈半利町 乙1297-2
786	奈半利町	保健センター	高知県 奈半利町 乙1269-1
787	奈半利町	福祉センター	高知県 奈半利町 乙1032
788	奈半利町	町役場	高知県 奈半利町 乙1659-1
789	奈半利町	奈半利小学校	高知県 奈半利町 乙1648
790	奈半利町	奈半利中学校	高知県 奈半利町 乙1315-3
791	奈半利町	加領郷小学校	高知県 奈半利町 甲61-1
792	奈半利町	加領郷漁民センター	高知県 奈半利町 甲84-12
793	奈半利町	法恩寺集会所	高知県 奈半利町 乙296-3
794	奈半利町	中里集会所	高知県 奈半利町 乙3355
795	奈半利町	下長田集会所	高知県 奈半利町 乙2570
796	奈半利町	六本校集会所	高知県 奈半利町 甲2293-9
797	奈半利町	宇川集会所	高知県 奈半利町 甲2896
798	奈半利町	須川集会所	高知県 奈半利町 甲1610
799	奈半利町	久礼岩集会所	高知県 奈半利町 甲1292
800	奈半利町	平集会所	高知県 奈半利町 甲1971-2
801	奈半利町	百石集会所	高知県 奈半利町 乙2997
802	奈半利町	東浜第1集会所	高知県 奈半利町 乙852
803	奈半利町	東浜第2集会所	高知県 奈半利町 乙929-1
804	奈半利町	東浜第3集会所	高知県 奈半利町 乙1114-1
805	奈半利町	平松集会所	高知県 奈半利町 乙1174-1
806	奈半利町	奈半利町消防団第一分団屯所	高知県 奈半利町 乙1644-1
807	奈半利町	奈半利町消防団第二分団屯所	高知県 奈半利町 乙796-2
808	奈半利町	奈半利町消防団第三分団屯所	高知県 奈半利町 甲84-12
809	奈半利町	愛光園	高知県 奈半利町 乙478-1
810	奈半利町	ヘルシーケアなほり	高知県 奈半利町 乙3740-1
811	奈半利町	樋ノ口いこいの家	高知県 奈半利町 乙2889-6
812	奈半利町	車瀬いこいの家	高知県 奈半利町 乙4012-3
813	奈半利町	コミュニティセンター	高知県 奈半利町 乙1327-1
814	奈半利町	大原西ノ平地区生活改善センター	高知県 奈半利町 甲829-4
815	奈半利町	みんなのおうち	高知県 奈半利町 乙1779-1
816	奈半利町	生活体験学校	高知県 奈半利町 丙84
817	奈半利町	認定こども園なほり	高知県 奈半利町 乙452
818	奈半利町	ホテルなほり	高知県 奈半利町 乙593-1
819	奈半利町	有料老人ホーム奈半利	高知県 奈半利町 乙4597-1
820	奈半利町	奈半利町防災センター	高知県 奈半利町 乙440-1
821	田野町	中芸高校	高知県 田野町 1203-4
822	田野町	田野町保健センター	高知県 田野町 1456-41
823	田野町	田野町ふれあいセンター	高知県 田野町 1456-42
824	田野町	田野町役場	高知県 田野町 1828-5
825	田野町	田野中学校	高知県 田野町 3778-1
826	田野町	田野町体育センター	高知県 田野町 747
827	田野町	田野小学校	高知県 田野町 924-1
828	安田町	瀬切集会所	高知県 安田町 大字瀬切382-2
829	安田町	中里拓心会館	高知県 安田町 大字中里86
830	安田町	小川集会所	高知県 安田町 大字小川48-2
831	安田町	与床集会所	高知県 安田町 大字与床321
832	安田町	別所集会所	高知県 安田町 大字別所46
833	安田町	日浦集会所	高知県 安田町 大字正弘1386
834	安田町	西ノ川集会所	高知県 安田町 大字西ノ川1133-1
835	安田町	中ノ川集会所	高知県 安田町 大字中ノ川558
836	安田町	旧中山小中学校校体育館	高知県 安田町 大字正弘1538-イ
837	安田町	中山公民館	高知県 安田町 大字正弘716-イ
838	安田町	正弘集会所	高知県 安田町 大字正弘585-1
839	安田町	和田集会所	高知県 安田町 大字正弘60
840	安田町	内京坊集会所	高知県 安田町 大字内京坊476

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
841	安田町	間下集会所	高知県 安田町 大字間下414
842	安田町	井ノ岡集会所	高知県 安田町 大字東島3674-7
843	安田町	中村西集会所	高知県 安田町 大字東島868-2
844	安田町	東島老人憩の家	高知県 安田町 大字西島72-1
845	安田町	中村東集会所	高知県 安田町 大字東島4894-3
846	安田町	ヲカ集会所	高知県 安田町 大字東島3391-12
847	安田町	射場集会所	高知県 安田町 大字東島839-1
848	安田町	城集会所	高知県 安田町 大字東島2571
849	安田町	西島老人里の家	高知県 安田町 大字西島392
850	安田町	安田町文化センター	高知県 安田町 大字西島40-2
851	安田町	安田町高齢者福祉センター	高知県 安田町 大字西島72-1
852	安田町	安田さくら園	高知県 安田町 大字西島2-1
853	安田町	庄田集会所	高知県 安田町 大字安田2036
854	安田町	安田小学校体育館	高知県 安田町 大字安田1538
855	安田町	安田町地域ふれあいセンター	高知県 安田町 大字安田2111-1
856	安田町	多目的施設	高知県 安田町 大字安田2168
857	安田町	不動集会所	高知県 安田町 大字安田2687-1
858	安田町	薬師第1集会所	高知県 安田町 大字安田2752-52
859	安田町	薬師第2集会所	高知県 安田町 大字唐浜2259-1
860	安田町	安田町立福祉館	高知県 安田町 大字唐浜1257-2
861	安田町	東谷集会所	高知県 安田町 大字唐浜1131
862	安田町	唐浜東集会所	高知県 安田町 大字唐浜2376-1
863	安田町	唐浜集会所	高知県 安田町 大字唐浜815
864	安田町	安田町津波避難タワー1号	高知県 安田町 大字唐浜742
865	安田町	西北集会所	高知県 安田町 大字唐浜61-1
866	安田町	安田町津波避難タワー3号	高知県 安田町 大字唐浜2332-1
867	北川村	久江ノ上集会所	高知県 北川村 大字久江ノ上269-2
868	北川村	久木体育館	高知県 北川村 大字久木545
869	北川村	宗ノ上集会所	高知県 北川村 大字宗ノ上152-1
870	北川村	小島集会所	高知県 北川村 大字小島96-1
871	北川村	菅ノ上集会所	高知県 北川村 大字菅ノ上283
872	北川村	西谷集会所	高知県 北川村 大字西谷405
873	北川村	電源開発(株)厚生館	高知県 北川村 大字長山177
874	北川村	長山交流センター	高知県 北川村 大字長山595-1
875	北川村	北部集会所	高知県 北川村 大字島766-1
876	北川村	ニタ又集会所	高知県 北川村 大字ニタ又148-2
877	北川村	柏木交流センター	高知県 北川村 大字柏木122
878	北川村	崎山集会所	高知県 北川村 大字柏木757-2
879	北川村	平鍋集会所	高知県 北川村 大字平鍋191-4
880	北川村	木積集会所	高知県 北川村 大字木積106
881	北川村	野川交流センター	高知県 北川村 大字野川1571
882	北川村	北川村農村婦人の家	高知県 北川村 大字野友乙213
883	北川村	北川村農業センター	高知県 北川村 大字野友乙288
884	北川村	北川中学校(体育館)	高知県 北川村 大字野友甲1391-1
885	北川村	みどり保育園	高知県 北川村 大字野友甲1522-1
886	北川村	北川小学校	高知県 北川村 大字野友甲1545
887	北川村	北川中学校	高知県 北川村 大字野友甲1548
888	北川村	野友集会所	高知県 北川村 大字野友甲612
889	北川村	北川村民会館	高知県 北川村 大字野友甲618-1
890	北川村	和田集会所	高知県 北川村 大字和田506
891	馬路村	馬路小学校	高知県 馬路村 大字馬路497
892	馬路村	馬路中学校	高知県 馬路村 大字馬路497
893	馬路村	馬路小・中体育館	高知県 馬路村 大字馬路497
894	馬路村	朝日出地区会館	高知県 馬路村 大字馬路110-1
895	馬路村	日浦地区会館	高知県 馬路村 大字馬路3787-1
896	馬路村	相名地区会館	高知県 馬路村 大字馬路3190-1
897	馬路村	東川地区会館	高知県 馬路村 大字馬路1514
898	馬路村	中ノ川地区会館	高知県 馬路村 大字馬路1620-1
899	馬路村	魚梁瀬小・中体育館	高知県 馬路村 大字魚梁瀬10-149
900	芸西村	芸西村山の家	高知県 芸西村 久重608-1
901	芸西村	郷西集会所	高知県 芸西村 西分甲1145
902	芸西村	長谷集会所	高知県 芸西村 西分甲2196-1
903	芸西村	長谷寄ふれあいセンター	高知県 芸西村 西分甲2202-1
904	芸西村	ほっとハウス	高知県 芸西村 西分甲2555-2
905	芸西村	松原集会所	高知県 芸西村 西分甲2562-ロ
906	芸西村	メルキュール高知土佐リゾート&スパ	高知県 芸西村 西分甲2995
907	芸西村	第二集会所	高知県 芸西村 西分甲5082-3
908	芸西村	第一集会所	高知県 芸西村 西分甲5082-313
909	芸西村	西分浜西集会所	高知県 芸西村 西分甲5082-36
910	芸西村	西分浜中集会所	高知県 芸西村 西分甲5082-365
911	芸西村	kochi黒潮カントリークラブ	高知県 芸西村 西分甲5207
912	芸西村	西分防災拠点施設	高知県 芸西村 西分甲5940
913	芸西村	郷中・東集会所	高知県 芸西村 西分甲641-1
914	芸西村	神楽伝承館	高知県 芸西村 道家486-2
915	芸西村	中集会所	高知県 芸西村 馬ノ上1061-1
916	芸西村	西集会所	高知県 芸西村 馬ノ上1061-1
917	芸西村	馬ノ上ふれあいセンター	高知県 芸西村 馬ノ上1201-3
918	芸西村	馬ノ上防災拠点施設	高知県 芸西村 馬ノ上1320-5
919	芸西村	瓜生谷コミュニティーセンター	高知県 芸西村 馬ノ上3481-4
920	芸西村	芝集会所	高知県 芸西村 馬ノ上400-3
921	芸西村	土居集会所	高知県 芸西村 馬ノ上732
922	芸西村	井上集会所	高知県 芸西村 馬ノ上815-2
923	芸西村	津野集会所	高知県 芸西村 和食乙228-1
924	芸西村	和食防災拠点施設	高知県 芸西村 和食甲1240

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
925	芸西村	芸西村民会館	高知県 芸西村 和食甲1262
926	芸西村	老人福祉センター	高知県 芸西村 和食甲1290
927	芸西村	中村集会所	高知県 芸西村 和食甲1327
928	芸西村	正路集会所	高知県 芸西村 和食甲1672-6
929	芸西村	下組集会所	高知県 芸西村 和食甲1778-1
930	芸西村	下中集会所	高知県 芸西村 和食甲2115
931	芸西村	芸西村立中学校体育館	高知県 芸西村 和食甲2265
932	芸西村	芸西村立中学校校舎	高知県 芸西村 和食甲2265
933	芸西村	地域交流センター	高知県 芸西村 和食甲2462
934	芸西村	北組集会所	高知県 芸西村 和食甲2476
935	芸西村	西組集会所	高知県 芸西村 和食甲2860
936	芸西村	芸西村の家	高知県 芸西村 和食甲4525
937	芸西村	芸西村立柔剣道場	高知県 芸西村 和食甲4525
938	芸西村	芸西村民体育館	高知県 芸西村 和食甲4525
939	芸西村	津波避難施設(浜浦集会所)	高知県 芸西村 和食甲4646-2
940	芸西村	叶木集会所	高知県 芸西村 和食甲4646-80
941	芸西村	琴ヶ浜集会所	高知県 芸西村 和食甲4647-30
942	芸西村	極楽集会所	高知県 芸西村 和食甲5812-8
943	芸西村	琴ヶ浜ふれあいセンター	高知県 芸西村 和食甲84-1
944	本山町	屋所集会所	高知県 本山町 屋所147
945	本山町	上関集会所	高知県 本山町 下関1366-1
946	本山町	吉野小学校体育館	高知県 本山町 吉野161
947	本山町	汗見川ふれあいの郷集会所、清流館	高知県 本山町 沢ヶ内626
948	本山町	上奈路複合集会所	高知県 本山町 北山甲268-1
949	本山町	北山西集会所	高知県 本山町 北山西439
950	本山町	本山町社会福祉会館	高知県 本山町 本山1041
951	本山町	婦全の森体育館	高知県 本山町 本山2153
952	本山町	三区コミュニティセンター	高知県 本山町 本山453-1
953	本山町	本山小学校体育館	高知県 本山町 本山458
954	本山町	本山町プラチナセンター	高知県 本山町 本山569-1
955	本山町	嶺北高等学校体育館	高知県 本山町 本山727
956	本山町	四区コミュニティセンター	高知県 本山町 本山837-1
957	本山町	瓜生野コミュニティセンター	高知県 本山町 瓜生野544-1
958	大豊町	落合部消防屯所	高知県 大豊町 粟生206-4
959	大豊町	国際サロン粟生(粟生集会所)	高知県 大豊町 粟生311-5
960	大豊町	安野々集会所	高知県 大豊町 安野々29
961	大豊町	東庵谷集会所	高知県 大豊町 庵谷2115-2
962	大豊町	西庵谷公民館	高知県 大豊町 庵谷2608-1
963	大豊町	磯谷集会所	高知県 大豊町 磯谷74-6
964	大豊町	永淵集会所	高知県 大豊町 永淵443-4
965	大豊町	奥大田集会所	高知県 大豊町 奥大田112
966	大豊町	峰集会所	高知県 大豊町 角茂谷1115
967	大豊町	郷の家	高知県 大豊町 角茂谷163-3
968	大豊町	西梶ヶ内集会所	高知県 大豊町 梶ヶ内192-1
969	大豊町	葛原第二公民館	高知県 大豊町 葛原1326
970	大豊町	葛原公民館	高知県 大豊町 葛原552
971	大豊町	大豊町立岩原公民館(岩原老人憩の家)	高知県 大豊町 岩原10-4
972	大豊町	岩原集会所	高知県 大豊町 岩原1114-1
973	大豊町	久寿軒集会所	高知県 大豊町 久寿軒1477-1
974	大豊町	大豊町立久寿軒公民館(久寿軒老人憩の家)	高知県 大豊町 久寿軒624
975	大豊町	穴内集会所	高知県 大豊町 穴内1097
976	大豊町	大豊町立穴内公民館(穴内会館)	高知県 大豊町 穴内2300-1
977	大豊町	戸手野交流庵	高知県 大豊町 戸手野1387
978	大豊町	戸手野集会所	高知県 大豊町 戸手野309
979	大豊町	大豊町立天坪公民館(天坪地区複合集会所)	高知県 大豊町 戸手野708-3
980	大豊町	大豊町農工センター	高知県 大豊町 高須231
981	大豊町	黒石公民館	高知県 大豊町 黒石1-1
982	大豊町	大豊町総合ふれあいセンター	高知県 大豊町 黒石345-7
983	大豊町	大田口屋内運動場	高知県 大豊町 黒石363-5
984	大豊町	佐賀山集落センター	高知県 大豊町 佐賀山160-3
985	大豊町	東寺内集会所	高知県 大豊町 寺内184-3
986	大豊町	西寺内集会所	高知県 大豊町 寺内621-1
987	大豊町	大豊町立大田口公民館	高知県 大豊町 寺内676-1
988	大豊町	大杉老人憩の家	高知県 大豊町 杉40
989	大豊町	旧大杉保育所	高知県 大豊町 杉50-1
990	大豊町	大杉屋内運動場	高知県 大豊町 杉92
991	大豊町	西川集会所	高知県 大豊町 西川830-4
992	大豊町	西土居公民館	高知県 大豊町 西土居60-1
993	大豊町	柚木集会所	高知県 大豊町 西峯1047-1
994	大豊町	愛郷館	高知県 大豊町 西峯1880
995	大豊町	蔭集会所	高知県 大豊町 西峯205-3
996	大豊町	旧西峰小学校屋内運動場	高知県 大豊町 西峯2397
997	大豊町	大豊町立西峰公民館	高知県 大豊町 西峯2403-2
998	大豊町	土居公民館	高知県 大豊町 西峯2754
999	大豊町	西峯三谷集会所	高知県 大豊町 西峯3454-1
1000	大豊町	川井集会所	高知県 大豊町 川井276-1
1001	大豊町	川戸集会所	高知県 大豊町 川戸226-2
1002	大豊町	川口南公会堂	高知県 大豊町 川口2054-1
1003	大豊町	大豊町立川口公民館	高知県 大豊町 川口557-2
1004	大豊町	川口屋内運動場	高知県 大豊町 川口665
1005	大豊町	船戸集会所	高知県 大豊町 船戸55-6
1006	大豊町	大久保集会所	高知県 大豊町 大久保734-3
1007	大豊町	大豊町立大砂子公民館	高知県 大豊町 大砂子118-3
1008	大豊町	大久保部消防屯所	高知県 大豊町 大砂子12-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)		
1009	大豊町	大滝集会所	高知県	大豊町	大滝266-5
1010	大豊町	大豊町立東豊永公民館(東豊永生涯学習センター)	高知県	大豊町	大滝498-6
1011	大豊町	谷公民館	高知県	大豊町	谷589-2
1012	大豊町	中屋集会所	高知県	大豊町	中屋133-5
1013	大豊町	大豊学園屋内運動場	高知県	大豊町	中村大王1067-2
1014	大豊町	大王下集会所	高知県	大豊町	中村大王3526
1015	大豊町	大王上集会所	高知県	大豊町	中村大王689-2
1016	大豊町	津家集会所	高知県	大豊町	津家432
1017	大豊町	三津子野集会所	高知県	大豊町	怒田1525-1
1018	大豊町	ふるさと館	高知県	大豊町	怒田584
1019	大豊町	大豊町立豊永公民館(ゆとりすと交流センター)	高知県	大豊町	東土居222-1
1020	大豊町	豊永部消防屯所(豊永集会所)	高知県	大豊町	東土居222-2
1021	大豊町	豊永保育所	高知県	大豊町	東土居237-3
1022	大豊町	旧大豊小学校屋内運動場	高知県	大豊町	東土居251
1023	大豊町	上桃源集会所	高知県	大豊町	桃源411
1024	大豊町	南大王集会所	高知県	大豊町	南大王94-1
1025	大豊町	日浦集会所	高知県	大豊町	日浦482-2
1026	大豊町	旧天坪小学校屋内運動場	高知県	大豊町	馬瀬1205
1027	大豊町	八畝集会所	高知県	大豊町	八畝1170
1028	大豊町	八川公民館	高知県	大豊町	八川121-3
1029	大豊町	筏木集会所	高知県	大豊町	筏木163-1
1030	大豊町	岩原部消防屯所	高知県	大豊町	筏木246-1
1031	大豊町	立川中和刈屋多目的集会所	高知県	大豊町	立川下名14-2
1032	大豊町	一ノ瀬集会所	高知県	大豊町	立川下名1516-2
1033	大豊町	大豊町立立川公民館(立川生活改善センター)	高知県	大豊町	立川下名493
1034	大豊町	立川三谷集会所	高知県	大豊町	立川下名905-1
1035	大豊町	仁尾ヶ内集会所	高知県	大豊町	立川上名326-1
1036	大豊町	和田地区集会所	高知県	大豊町	和田259-3
1037	大豊町	目付集会所	高知県	大豊町	和田43-3
1038	大豊町	和田上部集会所	高知県	大豊町	和田544
1039	大豊町	北川部消防屯所	高知県	大豊町	久寿軒1252
1040	土佐町	伊勢川集会所	高知県	土佐町	田井4331
1041	土佐町	松ヶ丘コミュニティーセンター	高知県	土佐町	田井3163
1042	土佐町	上野上集会所	高知県	土佐町	田井2141-2
1043	土佐町	上野多目的集会施設	高知県	土佐町	田井1581-2
1044	土佐町	農村環境改善センター	高知県	土佐町	田井1488-1
1045	土佐町	おこぜハウス	高知県	土佐町	田井1679
1046	土佐町	田井多目的集会施設	高知県	土佐町	田井1201-3
1047	土佐町	中島集会所	高知県	土佐町	田井958-4
1048	土佐町	中島城ノ台ふれあい集会所	高知県	土佐町	田井878-3
1049	土佐町	三島多目的集会施設	高知県	土佐町	田井503-2
1050	土佐町	土佐町小中体育館	高知県	土佐町	宮古野1
1051	土佐町	道の駅土佐さめうら	高知県	土佐町	田井448-2
1052	土佐町	田井町民体育館	高知県	土佐町	田井979
1053	土佐町	大河内消防屯所	高知県	土佐町	境1426-9
1054	土佐町	大谷集会所	高知県	土佐町	土居118-1
1055	土佐町	中央基幹集落センター	高知県	土佐町	土居284-1
1056	土佐町	保健福祉センター	高知県	土佐町	土居 206
1057	土佐町	中村集会所	高知県	土佐町	土居353-1
1058	土佐町	上ノ土居集会所	高知県	土佐町	土居331-1
1059	土佐町	陳ノ内集会所	高知県	土佐町	土居275-1
1060	土佐町	中央福祉センター	高知県	土佐町	土居989-1
1061	土佐町	土佐町児童館	高知県	土佐町	駒野
1062	土佐町	老人憩いの家	高知県	土佐町	土居 1017-2
1063	土佐町	相川多目的集会施設	高知県	土佐町	相川407
1064	土佐町	相川町民体育館	高知県	土佐町	高須305
1065	土佐町	相川コミュニティーセンター	高知県	土佐町	高須 305
1066	土佐町	高須集落センター	高知県	土佐町	高須453-3
1067	土佐町	白石集会所	高知県	土佐町	南泉572
1068	土佐町	宮古野ふれあい交流館	高知県	土佐町	宮古野165-2
1069	土佐町	松木野集会所	高知県	土佐町	溜井1821-5
1070	土佐町	溜井多目的集会施設	高知県	土佐町	溜井1366-2
1071	土佐町	南境集会所	高知県	土佐町	境60-5
1072	土佐町	東境集会所「泉の里」	高知県	土佐町	境329-3
1073	土佐町	和田町民体育館	高知県	土佐町	和田1085
1074	土佐町	南川分団消防屯所	高知県	土佐町	南川1437
1075	土佐町	南川中村集会所	高知県	土佐町	南川
1076	土佐町	南川会館	高知県	土佐町	南川1224-2
1077	土佐町	瀬戸町民体育館	高知県	土佐町	瀬戸658
1078	土佐町	瀬戸コミュニティーセンター	高知県	土佐町	瀬戸658
1079	土佐町	峰石原集会所	高知県	土佐町	東石原2140-1
1080	土佐町	石原町民体育館	高知県	土佐町	西石原1228
1081	土佐町	石原コミュニティーセンター	高知県	土佐町	西石原1228
1082	土佐町	東石原集会所	高知県	土佐町	東石原909
1083	土佐町	役場地藏寺支所	高知県	土佐町	地藏寺1212
1084	土佐町	地藏寺町民体育館	高知県	土佐町	地藏寺1212
1085	土佐町	地藏寺支所	高知県	土佐町	地藏寺1212
1086	土佐町	中地藏寺集会所	高知県	土佐町	地藏寺1249-2
1087	土佐町	相川町民体育館	高知県	土佐町	高須305
1088	土佐町	相川コミュニティーセンター	高知県	土佐町	高須305
1089	土佐町	立割集会所	高知県	土佐町	地藏寺375
1090	土佐町	平石消防屯所	高知県	土佐町	地藏寺3050-1
1091	土佐町	平石町民体育館	高知県	土佐町	地藏寺3172
1092	土佐町	平石コミュニティーセンター	高知県	土佐町	地藏寺3172

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1093	大川村	大川小中学校体育館	高知県 大川村 中切517番地2
1094	大川村	旧川口小学校	高知県 大川村 上小南川306番地12
1095	大川村	自然教育センター白滝	高知県 大川村 朝谷26番地
1096	大川村	大蔵コミュニティセンター	高知県 大川村 大蔵137番地4
1097	いの町	伊野中学校	高知県 いの町 1152
1098	いの町	すこやかセンター伊野	高知県 いの町 1400
1099	いの町	駅南老人里の家	高知県 いの町 1407
1100	いの町	是友防災備蓄倉庫	高知県 いの町 158-2他
1101	いの町	駅前町集会所	高知県 いの町 1648
1102	いの町	新町集会所	高知県 いの町 1713-5
1103	いの町	枝川南高齢者生きがいセンター	高知県 いの町 23-1
1104	いの町	谷老人里の家	高知県 いの町 2960-1
1105	いの町	いの町商工会	高知県 いの町 3165-1
1106	いの町	伊野商業高等学校	高知県 いの町 332-1
1107	いの町	伊野体育館	高知県 いの町 3596
1108	いの町	伊野公民館	高知県 いの町 3597
1109	いの町	天神集会所	高知県 いの町 4126-2
1110	いの町	音竹老人憩の家	高知県 いの町 5217
1111	いの町	20-3区集会所(ウェルネス伊野)	高知県 いの町 6032-2
1112	いの町	是友公民館	高知県 いの町 6479-1
1113	いの町	北山・駅東集会所	高知県 いの町 駅東町57
1114	いの町	越裏門公民館	高知県 いの町 越裏門246-6
1115	いの町	越裏門小学校	高知県 いの町 越裏門340-8
1116	いの町	下八川公民館	高知県 いの町 下八川乙408-2
1117	いの町	下八川小学校体育館	高知県 いの町 下八川丁3800
1118	いの町	加田老人憩の家	高知県 いの町 加田300
1119	いの町	加茂老人憩の家	高知県 いの町 加茂町56
1120	いの町	葛原集会所	高知県 いの町 葛原10-1
1121	いの町	川内小学校	高知県 いの町 鎌田216
1122	いの町	出合研修館	高知県 いの町 桑瀬225-4
1123	いの町	いの町立図書館	高知県 いの町 元町41番地
1124	いの町	戸中集会所	高知県 いの町 戸中100-7
1125	いの町	グリーンワーカー研修館	高知県 いの町 戸中74-14
1126	いの町	高敷二区集会所	高知県 いの町 高敷224-3
1127	いの町	高敷一区集会所	高知県 いの町 高敷7-2
1128	いの町	東浦老人憩の家(東浦公民館)	高知県 いの町 枝川1945-1
1129	いの町	中山公民館	高知県 いの町 枝川233-21
1130	いの町	枝川コミュニティセンター	高知県 いの町 枝川2462
1131	いの町	枝川北高齢者生きがいセンター	高知県 いの町 枝川2895-6
1132	いの町	枝川小学校	高知県 いの町 枝川2964-1
1133	いの町	八代地区多目的構造改善センター	高知県 いの町 枝川3254
1134	いの町	北浦集会所(北浦公民館)	高知県 いの町 枝川664
1135	いの町	寺川老人憩の家	高知県 いの町 寺川36
1136	いの町	道の駅土佐和紙工芸村	高知県 いの町 鹿敷1226
1137	いの町	小川公民館	高知県 いの町 小川新別946-1
1138	いの町	吾北小学校体育館	高知県 いの町 小川西津賀才553
1139	いの町	清雲寺	高知県 いの町 小川東津賀才191
1140	いの町	柳野公民館	高知県 いの町 小川柳野850-1
1141	いの町	東谷公民館	高知県 いの町 小川縦ノ木山22-2
1142	いの町	妙見集会所	高知県 いの町 小川縦ノ木山4732-6
1143	いの町	小野公民館	高知県 いの町 小野1087-1
1144	いの町	吾北中央公民館	高知県 いの町 上八川甲2010
1145	いの町	吾北体育館	高知県 いの町 上八川甲3105
1146	いの町	三水防災コミュニティ	高知県 いの町 上八川甲7274-1
1147	いの町	上東小学校	高知県 いの町 上八川丙4904
1148	いの町	毛田老人里の家	高知県 いの町 神谷2012
1149	いの町	神谷小・中学校	高知県 いの町 神谷694
1150	いの町	保木集会所	高知県 いの町 神谷739
1151	いの町	土佐七色の里	高知県 いの町 成山911-1
1152	いの町	清水公民館	高知県 いの町 清水下分1000
1153	いの町	清水第二小学校	高知県 いの町 清水上分2106
1154	いの町	清水第一小学校	高知県 いの町 清水上分2327-3
1155	いの町	大森集会所	高知県 いの町 大森170-2
1156	いの町	高知県消防学校	高知県 いの町 大内2030
1157	いの町	南の谷コミュニティセンター	高知県 いの町 大内2437-1
1158	いの町	大内農村婦人の家	高知県 いの町 大内637-1
1159	いの町	池ノ内コミュニティセンター	高知県 いの町 池ノ内1027-3
1160	いの町	肩拔公民館	高知県 いの町 池ノ内326-3
1161	いの町	中追西共同館	高知県 いの町 中追2188
1162	いの町	中追東農業共同館	高知県 いの町 中追442
1163	いの町	中野川集会所	高知県 いの町 中野川228-2
1164	いの町	本川プラチナ交流センター	高知県 いの町 長沢123-8
1165	いの町	本川中学校体育館	高知県 いの町 長沢17-2
1166	いの町	本川基幹集落センター	高知県 いの町 長沢34-6
1167	いの町	天王コミュニティセンター	高知県 いの町 天王南5-2-9
1168	いの町	高知県立高知青少年の家	高知県 いの町 天王北1-14
1169	いの町	楠瀬集会所	高知県 いの町 楠瀬1157
1170	いの町	三瀬中学校	高知県 いの町 楠瀬54
1171	いの町	亀の井ホテル高知	高知県 いの町 波川1569
1172	いの町	高知県農業大学校	高知県 いの町 波川234
1173	いの町	波川公民館	高知県 いの町 波川606-2
1174	いの町	高知県立青少年体育館	高知県 いの町 八田1767
1175	いの町	伊野南中学校	高知県 いの町 八田2300
1176	いの町	伊野南小学校	高知県 いの町 八田2321

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1177	いの町	八田コミュニティセンター	高知県 いの町 八田360
1178	いの町	奈呂集会所	高知県 いの町 八田奈呂
1179	いの町	榎老人里の家	高知県 いの町 榎582-4
1180	いの町	出来地小学校	高知県 いの町 柳瀬上分357
1181	いの町	出来地集会所	高知県 いの町 柳瀬上分397-1
1182	いの町	石見老人里の家	高知県 いの町 柳瀬石見1209
1183	いの町	柳瀬小学校	高知県 いの町 柳瀬本村539
1184	いの町	伊野小学校	高知県 いの町 柳町12
1185	いの町	本川小学校体育館	高知県 いの町 脇ノ山228-7
1186	いの町	十田集会所	高知県 いの町 下八川十田1599
1187	いの町	とさ自由学校体育館	高知県 いの町 勝賀瀬4387
1188	いの町	高知道手前高校吾北分校体育館	高知県 いの町 上八川甲2075-1
1189	いの町	旧中央小学校	高知県 いの町 上八川丙115
1190	いの町	水辺の駅あいの里	高知県 いの町 柳瀬本村551
1191	いの町	脇ノ山公民館	高知県 いの町 脇ノ山264-2
1192	仁淀川町	下名野川地域集会所	高知県 仁淀川町 下名野川368-4
1193	仁淀川町	加枝集会所	高知県 仁淀川町 加枝1233
1194	仁淀川町	久喜集会所	高知県 仁淀川町 久喜2748-1
1195	仁淀川町	秋葉の宿及び宿泊施設	高知県 仁淀川町 高瀬3869
1196	仁淀川町	坂本地区多目的集会施設	高知県 仁淀川町 坂本536-1
1197	仁淀川町	寺村地域集会所	高知県 仁淀川町 寺村1240-2
1198	仁淀川町	寺村分団屯所	高知県 仁淀川町 寺村1558-1
1199	仁淀川町	宗津集会所	高知県 仁淀川町 宗津401-4
1200	仁淀川町	別府小学校及び体育館	高知県 仁淀川町 森2457
1201	仁淀川町	仁淀多目的研修集会所施設	高知県 仁淀川町 森2572-1
1202	仁淀川町	農業者トレーニングセンター	高知県 仁淀川町 森4231
1203	仁淀川町	ふたば保育所	高知県 仁淀川町 森4279-1
1204	仁淀川町	森山地域集会所	高知県 仁淀川町 森山201-2
1205	仁淀川町	川口地区集会所	高知県 仁淀川町 川口25-1
1206	仁淀川町	仁淀中学校及び体育館	高知県 仁淀川町 川渡214
1207	仁淀川町	川渡コミュニティセンター	高知県 仁淀川町 川渡95
1208	仁淀川町	大崎地域集会所	高知県 仁淀川町 大崎158
1209	仁淀川町	旧吾川中学校体育館	高知県 仁淀川町 大崎300
1210	仁淀川町	泉川多目的集会施設	高知県 仁淀川町 大植2988-2
1211	仁淀川町	大西地区多目的集会施設	高知県 仁淀川町 大西784-1
1212	仁淀川町	大渡コミュニティセンター	高知県 仁淀川町 大渡184-1
1213	仁淀川町	大野地区コミュニティセンター	高知県 仁淀川町 大野685-1
1214	仁淀川町	相ノ谷集会所	高知県 仁淀川町 竹ノ谷545
1215	仁淀川町	池川中学校	高知県 仁淀川町 竹ノ谷940
1216	仁淀川町	旧長者保育所	高知県 仁淀川町 長者乙2502-2
1217	仁淀川町	長者複合集会施設	高知県 仁淀川町 長者乙2502-4
1218	仁淀川町	旧長者小学校及び体育館	高知県 仁淀川町 長者乙2506
1219	仁淀川町	田村集会所	高知県 仁淀川町 田村643
1220	仁淀川町	安居地区多目的集会施設	高知県 仁淀川町 土居88-4
1221	仁淀川町	池川体育館	高知県 仁淀川町 土居甲839
1222	仁淀川町	池川コミュニティセンター	高知県 仁淀川町 土居甲916-3
1223	仁淀川町	狩山地区多目的集会施設	高知県 仁淀川町 日浦187-2
1224	仁淀川町	別枝上区多目的集会施設	高知県 仁淀川町 別枝1771
1225	仁淀川町	沢渡多目的集会施設	高知県 仁淀川町 別枝2504-14
1226	仁淀川町	旧名野川小学校及び体育館	高知県 仁淀川町 名野川450
1227	仁淀川町	高齢者総合福祉施設「用居集いの館」	高知県 仁淀川町 用居甲361-1
1228	仁淀川町	高齢者向住宅月美荘	高知県 仁淀川町 日浦185-1
1229	仁淀川町	名野川自然環境活用センター	高知県 仁淀川町 名野川440
1230	中土佐町	長沢地区多目的集会所	高知県 中土佐町 久礼1981-1
1231	中土佐町	大坂地区多目的集会所	高知県 中土佐町 久礼228-20
1232	中土佐町	大北集会所	高知県 中土佐町 久礼3954、3956
1233	中土佐町	道の川交流館	高知県 中土佐町 久礼4663-1
1234	中土佐町	萩原集会所	高知県 中土佐町 久礼4990
1235	中土佐町	人権啓発センター	高知県 中土佐町 久礼5251-1
1236	中土佐町	築港東公民館	高知県 中土佐町 久礼5513
1237	中土佐町	大野集会所	高知県 中土佐町 久礼5822
1238	中土佐町	中土佐町民交流会館	高知県 中土佐町 久礼6584、久礼6584-1
1239	中土佐町	中土佐町納骨堂	高知県 中土佐町 久礼6999
1240	中土佐町	久礼保育所	高知県 中土佐町 久礼7749-1
1241	中土佐町	久礼中学校	高知県 中土佐町 久礼7753
1242	中土佐町	久礼中学校体育館	高知県 中土佐町 久礼7753
1243	中土佐町	久礼小学校	高知県 中土佐町 久礼7758-1
1244	中土佐町	久礼小学校体育館	高知県 中土佐町 久礼7758-1
1245	中土佐町	黒潮本陣	高知県 中土佐町 久礼8009-11
1246	中土佐町	黒潮本陣コテージ	高知県 中土佐町 久礼8009-11
1247	中土佐町	山内集会所	高知県 中土佐町 上ノ加江1423-2
1248	中土佐町	善賢寺	高知県 中土佐町 上ノ加江2332
1249	中土佐町	上ノ加江老人憩いの家	高知県 中土佐町 上ノ加江2742-3
1250	中土佐町	上ノ加江公民館	高知県 中土佐町 上ノ加江2767-2
1251	中土佐町	旧世界村小学校 いっしょに遊ぼう ぼうけん ぼうけん ぼうけん	高知県 中土佐町 上ノ加江5163-4
1252	中土佐町	笹場体育館	高知県 中土佐町 上ノ加江5163-4
1253	中土佐町	上ノ加江小学校	高知県 中土佐町 上ノ加江5581
1254	中土佐町	上ノ加江小学校体育館	高知県 中土佐町 上ノ加江5581
1255	中土佐町	上ノ加江体育館	高知県 中土佐町 上ノ加江5624-1
1256	中土佐町	上ノ加江 農業構造改革センター	高知県 中土佐町 上ノ加江779-1
1257	中土佐町	中土佐町スポーツ文化センター	高知県 中土佐町 上ノ加江788-1
1258	中土佐町	下ル川集落センター	高知県 中土佐町 大野見下ル川1435
1259	中土佐町	大野見庁舎	高知県 中土佐町 大野見吉野12
1260	中土佐町	吉野老人憩いの家	高知県 中土佐町 大野見吉野193

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1261	中土佐町	大野見中学校	高知県 中土佐町 大野見吉野219
1262	中土佐町	大野見小学校	高知県 中土佐町 大野見吉野219
1263	中土佐町	大野見小・中学校体育館	高知県 中土佐町 大野見吉野219
1264	中土佐町	大野見保健福祉センター	高知県 中土佐町 大野見吉野232
1265	中土佐町	大野見体育館	高知県 中土佐町 大野見吉野232
1266	中土佐町	大野見青年の家	高知県 中土佐町 大野見吉野232
1267	中土佐町	久万秋公民館	高知県 中土佐町 大野見久万秋231
1268	中土佐町	北の里	高知県 中土佐町 大野見寺野109
1269	中土佐町	寺野体育館	高知県 中土佐町 大野見寺野155
1270	中土佐町	神母野集落センター	高知県 中土佐町 大野見神母野1025-1
1271	中土佐町	四万十源流の里	高知県 中土佐町 大野見神母野652
1272	中土佐町	大股農業共同館	高知県 中土佐町 大野見大股619
1273	中土佐町	集落活動センターみなみ	高知県 中土佐町 大野見竹原689
1274	中土佐町	竹原体育館	高知県 中土佐町 大野見竹原689
1275	中土佐町	喜田多目的集会所	高知県 中土佐町 大野見奈路572
1276	中土佐町	萩中集落センター	高知県 中土佐町 大野見萩中1237
1277	中土佐町	野老野公民館	高知県 中土佐町 大野見野老野507
1278	中土佐町	横野々集会所	高知県 中土佐町 大野見横野々245
1279	中土佐町	小矢井賀資機材倉庫	高知県 中土佐町 矢井賀乙520-3765
1280	中土佐町	大井賀資機材倉庫	高知県 中土佐町 矢井賀甲184-2
1281	中土佐町	旧矢井賀小学校	高知県 中土佐町 矢井賀甲435
1282	中土佐町	旧矢井賀小学校体育館	高知県 中土佐町 矢井賀甲435
1283	中土佐町	矢井賀資機材倉庫	高知県 中土佐町 矢井賀甲663-19
1284	中土佐町	山内資機材倉庫	高知県 中土佐町 上ノ加江5462-2他
1285	佐川町	佐川ふれあいセンター遊学館・さかわ児童館	高知県 佐川町 永野1704
1286	佐川町	佐川町立佐川小学校体育館佐川町立佐川小学校校舎	高知県 佐川町 乙2166
1287	佐川町	佐川町立佐川中学校体育館佐川町立佐川中学校校舎	高知県 佐川町 甲1936-1
1288	佐川町	佐川町総合文化センター 町民体育館佐川町総合文化センター 施設	高知県 佐川町 甲356-2
1289	佐川町	佐川町立黒岩中学校体育館佐川町立黒岩中学校校舎	高知県 佐川町 黒原2799
1290	佐川町	佐川町立黒岩小学校体育館佐川町立黒岩小学校校舎	高知県 佐川町 黒原482
1291	佐川町	佐川町立斗賀野小学校体育館佐川町立斗賀野小学校校舎	高知県 佐川町 中組77
1292	佐川町	佐川町立尾川小中学校体育館佐川町立尾川小中学校校舎	高知県 佐川町 本郷群1879
1293	佐川町	加茂中学校体育館加茂中学校校舎	高知県 佐川町 岩目地164
1294	佐川町	加茂小学校体育館加茂小学校校舎	高知県 佐川町 岩目地48
1295	佐川町	佐川町立佐川小学校校舎	高知県 佐川町 乙2166
1296	佐川町	佐川町立佐川中学校校舎	高知県 佐川町 甲1936-1
1297	佐川町	佐川町総合文化センター施設	高知県 佐川町 甲356-2
1298	佐川町	佐川町立黒岩中学校校舎	高知県 佐川町 黒原2799
1299	佐川町	佐川町立黒岩小学校校舎	高知県 佐川町 黒原482
1300	佐川町	佐川町立尾川小中学校校舎	高知県 佐川町 本郷群1879佐川町本郷群1880
1301	佐川町	佐川町立斗賀野小学校校舎	高知県 佐川町 中組77
1302	佐川町	加茂中学校校舎	高知県 日高村 岩目地164
1303	佐川町	加茂小学校校舎	高知県 日高村 岩目地48
1304	越知町	越知中学校	高知県 越知町 越知甲1915
1305	越知町	越知小学校	高知県 越知町 越知甲1963-1
1306	越知町	越知町民会館	高知県 越知町 越知甲2562
1307	越知町	横畠西部集落活動センター	高知県 越知町 横畠中1847
1308	越知町	明治西部公民館	高知県 越知町 鎌井田本村8720-1
1309	越知町	桐見川公民館	高知県 越知町 桐見川1866
1310	越知町	明治東部公民館	高知県 越知町 片岡1217
1311	越知町	野老山公民館	高知県 越知町 野老山2033
1312	梶原町	越知面交流センター	高知県 梶原町 田野々1285
1313	梶原町	旧四万川小学校	高知県 梶原町 富永438
1314	梶原町	四万川交流センター	高知県 梶原町 六丁153-4
1315	梶原町	ゆすはら・夢・未来館	高知県 梶原町 梶原1426-2
1316	梶原町	防災拠点施設	高知県 梶原町 梶原1428-1
1317	梶原町	旧若草保育所	高知県 梶原町 梶原1437
1318	梶原町	西区生涯学習館	高知県 梶原町 広野167
1319	梶原町	鷹取の家	高知県 梶原町 下折渡210
1320	梶原町	松原ふれあいセンター	高知県 梶原町 松原572
1321	日高村	日高村社会福祉センター	高知県 日高村 沖名5
1322	日高村	医療法人 仁生会グループホームひだかの里	高知県 日高村 下分3561-1
1323	日高村	日高特別支援学校	高知県 日高村 下分60
1324	日高村	日高村岩目地ふれあいプラザ	高知県 日高村 岩目地631-1
1325	日高村	本郷ふれあいプラザ	高知県 日高村 本郷3492-3
1326	日高村	日高中学校	高知県 日高村 本郷3611
1327	日高村	社会福祉法人 上佐平成福祉会 祝見障者者養護老人ホーム上佐平成福祉会	高知県 日高村 本村5-5
1328	日高村	能津小学校	高知県 日高村 本村8
1329	日高村	社会福祉法人 秋桜会特別養護老人ホームコスモスの里	高知県 日高村 沖名1
1330	日高村	NPO法人日高わのわ会グループホーム輪が家	高知県 日高村 下分2885-2
1331	日高村	NPO法人日高わのわ会グループホーム輪が家	高知県 日高村 下分2840
1332	日高村	下分ふれあいプラザ	高知県 日高村 下分1666-8
1333	日高村	日下小学校	高知県 日高村 本郷89
1334	日高村	沖名集会所	高知県 日高村 沖名753-3
1335	日高村	高齢者ふれあいスポーツセンター	高知県 日高村 本郷2670
1336	津野町	新土居健康管理施設	高知県 津野町 新土居400-2
1337	津野町	津野町総合保健福祉センター「里楽」	高知県 津野町 姫野々431-1
1338	津野町	津野町立葉山小学校体育館	高知県 津野町 姫野々503-1
1339	津野町	津野町葉山運動公園総合センター	高知県 津野町 永野246
1340	津野町	農村交流施設「森の巣箱」	高知県 津野町 貝ノ川床鍋392-2
1341	津野町	津野町立葉山中学校体育館	高知県 津野町 白石内155
1342	津野町	精華体育館	高知県 津野町 大野7-1
1343	津野町	勤労者体育センター	高知県 津野町 黒川740-1
1344	津野町	白石地区集落活動拠点施設	高知県 津野町 白石甲1426-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1345	津野町	船戸体育館	高知県 津野町 船戸1310
1346	津野町	津野町立中央小学校体育館	高知県 津野町 芳生野甲200-1
1347	津野町	津野町東津野B&G海洋センター	高知県 津野町 芳生野甲200-5
1348	津野町	津野町立東津野中学校体育館	高知県 津野町 力石2813
1349	津野町	郷地区集落活動拠点施設	高知県 津野町 芳生野乙810
1350	津野町	高野地区高齢者交流センター「平安の家」	高知県 津野町 北川2284-3
1351	四万十町	大正中津川防災活動拠点施設	高知県 四万十町 大正中津川243-1
1352	四万十町	家地川地域活性化拠点施設	高知県 四万十町 家地川689-3
1353	四万十町	小鳩保育所	高知県 四万十町 十和川口502-1
1354	四万十町	神ノ西集会所	高知県 四万十町 窪川字中谷1054
1355	四万十町	影野小学校体育館	高知県 四万十町 影野653
1356	四万十町	集落活動センター仁井田のりん家	高知県 四万十町 影野653
1357	四万十町	越行集会所	高知県 四万十町 七里甲284-7
1358	四万十町	秋丸集会所	高知県 四万十町 秋丸373-1
1359	四万十町	大奈路集会所	高知県 四万十町 東大奈路508
1360	四万十町	瀬里集会所	高知県 四万十町 瀬里53-2
1361	四万十町	東川角老人憩いの家	高知県 四万十町 東川角甲646-2
1362	四万十町	旧若井川小学校体育館	高知県 四万十町 若井川1531
1363	四万十町	六反地老人里の家	高知県 四万十町 六反地433-1
1364	四万十町	十和地域振興局	高知県 四万十町 十川145-3
1365	四万十町	下岡集会所	高知県 四万十町 下岡140-4
1366	四万十町	里川入会林総合利用センター	高知県 四万十町 里川543-1
1367	四万十町	大向公民館	高知県 四万十町 大向422
1368	四万十町	弘見集会所	高知県 四万十町 弘見491
1369	四万十町	防災活動拠点施設(興津)	高知県 四万十町 興津2517-2
1370	四万十町	戸川生活改善センター	高知県 四万十町 戸川430
1371	四万十町	北ノ川小中学校体育館	高知県 四万十町 大正北ノ川358-20
1372	四万十町	奈路集会所	高知県 四万十町 奈路502-26
1373	四万十町	大正地域振興局	高知県 四万十町 大正380
1374	四万十町	土場集会所	高知県 四万十町 大正667
1375	四万十町	きらら大正(ホール)	高知県 四万十町 大正200-1
1376	四万十町	勝賀野集会所	高知県 四万十町 勝賀野272-2
1377	四万十町	十和川口集会所	高知県 四万十町 十和川口131-1
1378	四万十町	見付集会所	高知県 四万十町 見付394-1
1379	四万十町	社会福祉センター	高知県 四万十町 茂串町11-30
1380	四万十町	仁井田小学校体育館	高知県 四万十町 仁井田1920
1381	四万十町	高野集会所	高知県 四万十町 高野102-1
1382	四万十町	大正北ノ川多目的集会所	高知県 四万十町 大正北ノ川363-5
1383	四万十町	弘瀬集会所	高知県 四万十町 弘瀬459-3
1384	四万十町	旧下津井小学校体育館	高知県 四万十町 下津井57
1385	四万十町	米奥小学校体育館	高知県 四万十町 米奥149
1386	四万十町	川口小学校体育館	高知県 四万十町 南川口108
1387	四万十町	津賀集会所	高知県 四万十町 津賀123
1388	四万十町	若井公民館	高知県 四万十町 若井76
1389	四万十町	中打井川集会所	高知県 四万十町 打井川57-3
1390	四万十町	河内集会所	高知県 四万十町 河内185-2
1391	四万十町	木屋ヶ内集会所	高知県 四万十町 木屋ヶ内220-2
1392	四万十町	若井川集会所	高知県 四万十町 若井川534-イ
1393	四万十町	影野町民会館	高知県 四万十町 影野661-1
1394	四万十町	下道集会所	高知県 四万十町 下道38-2
1395	四万十町	興津第1団地集会所	高知県 四万十町 興津2077
1396	四万十町	十川集会所	高知県 四万十町 十川224-1
1397	四万十町	数家老人憩いの家	高知県 四万十町 数神740-1
1398	四万十町	窪川地域子育て支援センター	高知県 四万十町 北琴平町10-7
1399	四万十町	新町集会所	高知県 四万十町 大正240-5
1400	四万十町	宮内集会所	高知県 四万十町 宮内463-2
1401	四万十町	防災活動拠点施設(川口分団)	高知県 四万十町 南川口536-7
1402	四万十町	峰ノ上老人里の家	高知県 四万十町 峰ノ上65
1403	四万十町	魚の川集会所	高知県 四万十町 魚の川519-4
1404	四万十町	興津小学校(体育館)	高知県 四万十町 興津1572
1405	四万十町	芳川集会所	高知県 四万十町 芳川11
1406	四万十町	茅吹手公民館	高知県 四万十町 茅吹手199-3
1407	四万十町	地域交流センターたのの	高知県 四万十町 大正380-3
1408	四万十町	旧口神ノ川小学校体育館	高知県 四万十町 口神ノ川208
1409	四万十町	四手崎集会所	高知県 四万十町 昭和281-1
1410	四万十町	仁井田町民会館	高知県 四万十町 仁井田763-1
1411	四万十町	川奥集会所	高知県 四万十町 米奥1033-1
1412	四万十町	町営住宅団地金上野集会所	高知県 四万十町 金上野1330-2
1413	四万十町	寺野集会所	高知県 四万十町 寺野113
1414	四万十町	つづら川集会所	高知県 四万十町 大正1407-1
1415	四万十町	一斗俵集会所	高知県 四万十町 一斗俵478-8
1416	四万十町	昭和高齢者創作館	高知県 四万十町 昭和532
1417	四万十町	奥打井川公民館	高知県 四万十町 打井川1695-2
1418	四万十町	中神ノ川公民館	高知県 四万十町 中神ノ川145-1
1419	四万十町	地吉生活改善センター	高知県 四万十町 地吉415
1420	四万十町	八木集会所	高知県 四万十町 大井川1806-2
1421	四万十町	興津町民館	高知県 四万十町 興津2187-2
1422	四万十町	若井川下集会所	高知県 四万十町 若井川659-3
1423	四万十町	道徳集会所	高知県 四万十町 道徳404-1
1424	四万十町	金上野県営住宅内集会所	高知県 四万十町 金上野1261
1425	四万十町	見付町民館	高知県 四万十町 見付977-1
1426	四万十町	影野上部落集会所	高知県 四万十町 影野973
1427	四万十町	下呉地集会所	高知県 四万十町 下呉地241-2
1428	四万十町	市ノ又集会所	高知県 四万十町 大正市ノ又394

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1429	四万十町	親ヶ内集会所	高知県 四万十町 親ヶ内341
1430	四万十町	与津地公民館	高知県 四万十町 与津地1737
1431	四万十町	本在家集会所	高知県 四万十町 七里乙1043-1
1432	四万十町	黒石公民館	高知県 四万十町 黒石519
1433	四万十町	東又地区基幹集落センター	高知県 四万十町 本堂791
1434	四万十町	松葉川コミュニティセンター	高知県 四万十町 作屋489-6
1435	四万十町	柳瀬集会所	高知県 四万十町 七里乙840-2
1436	四万十町	野々川生活改善センター	高知県 四万十町 野々川104-1
1437	四万十町	旧古城小学校(体育館)	高知県 四万十町 古城875-2
1438	四万十町	沖代部落集会所	高知県 四万十町 七里乙313-8
1439	四万十町	中津川部落集会所	高知県 四万十町 窪川中津川1013-3
1440	四万十町	立西町民会館	高知県 四万十町 南川口98-2
1441	四万十町	上宮集会所	高知県 四万十町 上宮269-3
1442	四万十町	興津地区多目的集会所	高知県 四万十町 興津1408-1
1443	四万十町	西原公民館	高知県 四万十町 西原460-3
1444	四万十町	金上野下集会所	高知県 四万十町 金上野1565-3
1445	四万十町	ウェル花夢	高知県 四万十町 江師546
1446	四万十町	広瀬集会所	高知県 四万十町 広瀬字クボ島582-1
1447	四万十町	大井川住民センター	高知県 四万十町 大井川788-4
1448	四万十町	希ノ川集会所	高知県 四万十町 希ノ川81-1
1449	四万十町	興津浦分集会所	高知県 四万十町 興津2055-1
1450	四万十町	藤ノ川公民館	高知県 四万十町 藤ノ川240-3
1451	四万十町	辻ノ川集会所	高知県 四万十町 仁井田1563
1452	四万十町	七里小学校体育館	高知県 四万十町 七里甲1214
1453	四万十町	井崎集会所	高知県 四万十町 井崎1165-1
1454	四万十町	古城生活改善センター	高知県 四万十町 古城1376-12
1455	四万十町	古味野々集会所	高知県 四万十町 大正大奈路797-3
1456	四万十町	東北ノ川集会所	高知県 四万十町 市生原569-3
1457	四万十町	奥呉地集会所	高知県 四万十町 奥呉地249-1
1458	四万十町	窪川中学校体育館	高知県 四万十町 春月が丘8-18
1459	四万十町	口神ノ川公民館	高知県 四万十町 大向309-4
1460	四万十町	久保川集会所	高知県 四万十町 久保川425-2
1461	四万十町	特別養護老人ホーム四万十荘	高知県 四万十町 大正576
1462	四万十町	役場本庁舎(西1階、東1・2階)	高知県 四万十町 琴平町16-17
1463	四万十町	打井川地域づくりセンター	高知県 四万十町 打井川467-1
1464	四万十町	轟農林業共同館	高知県 四万十町 昭和甲110-1
1465	四万十町	上秋丸集会所	高知県 四万十町 上秋丸548-2
1466	四万十町	農村環境改善センター	高知県 四万十町 榊山町571-7
1467	四万十町	家地川集会所	高知県 四万十町 家地川617
1468	四万十町	鍋谷集会所	高知県 四万十町 十川1356-6
1469	四万十町	見付老人憩いの家	高知県 四万十町 見付977-1
1470	四万十町	志和峰集会所	高知県 四万十町 志和峰500
1471	四万十町	志和コミュニティセンター	高知県 四万十町 志和442-1
1472	四万十町	十川小中学校体育館	高知県 四万十町 十和川口505-1
1473	四万十町	床鍋集会所	高知県 四万十町 床鍋701-1
1474	四万十町	岩本寺	高知県 四万十町 茂串町3-13
1475	四万十町	松葉川温泉	高知県 四万十町 日野地605-1
1476	四万十町	興津保育所(デイサービス)	高知県 四万十町 興津2502-1
1477	四万十町	天ノ川集会所	高知県 四万十町 天ノ川178-4
1478	四万十町	轟崎集会所	高知県 四万十町 大正35-1
1479	四万十町	野地集会所	高知県 四万十町 野地346-1
1480	四万十町	仕出原集会所	高知県 四万十町 宮内1856
1481	四万十町	昭和基幹集落センター	高知県 四万十町 昭和569-1
1482	四万十町	保喜集会所	高知県 四万十町 井崎72-1
1483	四万十町	十川地区防災活動拠点施設	高知県 四万十町 十川171-1
1484	四万十町	相去集会所	高知県 四万十町 相去293-1
1485	四万十町	窪川小学校体育館	高知県 四万十町 琴平町500-4
1486	四万十町	市生原地区集落センター	高知県 四万十町 市生原231-2
1487	四万十町	古城下組集会所	高知県 四万十町 古城1410
1488	四万十町	平野集会所	高知県 四万十町 平野417-7
1489	四万十町	小向集会所	高知県 四万十町 小向269
1490	四万十町	田野々小学校体育館	高知県 四万十町 大正93
1491	四万十町	奥大道生活改善センター	高知県 四万十町 大道377-2
1492	四万十町	十和東部地区交流センター	高知県 四万十町 浦越108
1493	四万十町	土居集会所	高知県 四万十町 土居113
1494	四万十町	興津中央集会所	高知県 四万十町 興津2092-5
1495	四万十町	東又小学校体育館	高知県 四万十町 黒石502
1496	四万十町	古城奥組集会所	高知県 四万十町 古城341
1497	四万十町	小野農業構造改善センター	高知県 四万十町 小野428-2
1498	四万十町	大保木集会所	高知県 四万十町 昭和1243-2
1499	四万十町	大井野集会所	高知県 四万十町 大井野702
1500	四万十町	志和防災活動拠点施設	高知県 四万十町 志和444-3
1501	四万十町	飯ノ川集会所	高知県 四万十町 飯ノ川163-1
1502	四万十町	西ノ川集会所	高知県 四万十町 西ノ川791-6
1503	四万十町	替坂本集会所	高知県 四万十町 替坂本230-6
1504	四万十町	旧広井小学校体育館	高知県 四万十町 広瀬583-13
1505	四万十町	根元原集会所	高知県 四万十町 根元原386-13
1506	四万十町	B&G海洋センター(体育館)	高知県 四万十町 本堂405-4
1507	四万十町	大正中津川集落活動センター	高知県 四万十町 大正中津川1234-1
1508	四万十町	六反地集会所	高知県 四万十町 六反地12-4
1509	四万十町	上岡集会所	高知県 四万十町 上岡51-2
1510	四万十町	井細の郷里檜生原	高知県 四万十町 桧生原139-3
1511	四万十町	川ノ内集会所	高知県 四万十町 川ノ内359
1512	四万十町	八千数集会所	高知県 四万十町 八千数320-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1513	四万十町	下栗集会所	高知県 四万十町 窪川中津川823-7
1514	四万十町	影山集会所	高知県 四万十町 七里甲992-9
1515	四万十町	西ノ川集会所	高知県 四万十町 作屋791-6
1516	四万十町	小野川集会所	高知県 四万十町 七里甲1238-1
1517	四万十町	旧丸山小学校体育館	高知県 四万十町 東川角605-4
1518	四万十町	米奥集会所	高知県 四万十町 米奥240-1
1519	四万十町	平串集会所	高知県 四万十町 平串320-2
1520	四万十町	十和隣保館	高知県 四万十町 大井川954-1
1521	四万十町	四万十高校(格技場他)	高知県 四万十町 大正590-1
1522	四万十町	十和体育館	高知県 四万十町 久保川41-1
1523	四万十町	戸口集会所	高知県 四万十町 昭和乙324-6
1524	四万十町	金上野集会所	高知県 四万十町 金上野1108-1
1525	四万十町	十和保健センター	高知県 四万十町 昭和502-2
1526	四万十町	南町集会所	高知県 四万十町 大正1241-3
1527	四万十町	昭和小学校体育館	高知県 四万十町 昭和470-4
1528	四万十町	四万十町農業協同組合四万十本所	高知県 四万十町 榑山町586-2
1529	四万十町	北の川集会所	高知県 四万十町 昭和1055-4
1530	四万十町	旧大奈路小学校(校舎)	高知県 四万十町 大正大奈路99
1531	四万十町	口打井川集会所	高知県 四万十町 打井川243-2
1532	四万十町	口大道集会所	高知県 四万十町 大道1256-3
1533	四万十町	西川角公民館	高知県 四万十町 西川角300-ロ
1534	四万十町	山株集会所	高知県 四万十町 下呉地787
1535	大月町	弘見体育館	高知県 大月町 弘見1058
1536	大月町	大月町農村環境改善センター	高知県 大月町 弘見2018-1
1537	大月町	大月小学校	高知県 大月町 弘見2406-1
1538	大月町	大月中学校	高知県 大月町 弘見2400
1539	大月町	ふれあいパーク大月	高知県 大月町 弘見2610
1540	大月町	姫ノ井体育館	高知県 大月町 姫ノ井882
1541	大月町	東部体育館	高知県 大月町 姫ノ井223
1542	三原村	下切集会所	高知県 三原村 下切584-3
1543	三原村	亀ノ川集会所	高知県 三原村 亀ノ川367-1
1544	三原村	広野集会所	高知県 三原村 広野929
1545	三原村	柚ノ木多目的集会所	高知県 三原村 柚ノ木1243-3
1546	三原村	宮ノ川集会所	高知県 三原村 宮ノ川898-1
1547	三原村	来栖野集会所	高知県 三原村 来栖野240-1
1548	三原村	皆尾集会所	高知県 三原村 皆尾1351
1549	三原村	芳井集会所	高知県 三原村 芳井185-123
1550	三原村	下長谷集会所	高知県 三原村 下長谷1579-4
1551	三原村	上下長谷集会所	高知県 三原村 上下長谷155-1
1552	三原村	上長谷集会所	高知県 三原村 上長谷1727-1
1553	三原村	狼内集会所	高知県 三原村 狼内452-2
1554	三原村	成山集会所	高知県 三原村 成山362-8
1555	三原村	星ヶ丘集会所	高知県 三原村 宮ノ川1271-8
1556	三原村	三原小学校	高知県 三原村 柚ノ木47
1557	三原村	三原中学校	高知県 三原村 宮ノ川1035
1558	三原村	三原村農業構造改善センター	高知県 三原村 宮ノ川1113-2
1559	三原村	三原村中央公民館	高知県 三原村 宮ノ川1120
1560	黒潮町	福堂集落センター	高知県 黒潮町 馬荷1938
1561	黒潮町	大方生華園第2	高知県 黒潮町 出口4-9
1562	黒潮町	黒潮町立南部保育所	高知県 黒潮町 田野浦164-2
1563	黒潮町	グループホーム しらゆり	高知県 黒潮町 下田の口2153
1564	黒潮町	熊野浦集会所	高知県 黒潮町 熊野浦205-159
1565	黒潮町	佐賀橋川集会所	高知県 黒潮町 佐賀橋川773
1566	黒潮町	仲分川集会所	高知県 黒潮町 嵯川3649-1
1567	黒潮町	出口避難集会所(出口消防屯所合築)	高知県 黒潮町 出口626
1568	黒潮町	旧黒潮町立早咲保育所	高知県 黒潮町 入野3803-2
1569	黒潮町	鞭地区防災まちづくり拠点施設(鞭消防屯所)	高知県 黒潮町 浮鞭1821
1570	黒潮町	市野瀬集会所	高知県 黒潮町 市野瀬547-1
1571	黒潮町	嵯川生活改善センター	高知県 黒潮町 嵯川802
1572	黒潮町	黒潮消防署	高知県 黒潮町 伊田2629-1
1573	黒潮町	漁民研修センター	高知県 黒潮町 佐賀773-6
1574	黒潮町	小黒ノ川集会所	高知県 黒潮町 小黒の川156
1575	黒潮町	黒潮町立拳ノ川小学校	高知県 黒潮町 拳ノ川243
1576	黒潮町	大方橋川集会所	高知県 黒潮町 大方橋川539-2
1577	黒潮町	浮津避難集会所	高知県 黒潮町 浮鞭2704
1578	黒潮町	高知県立大方高等学校	高知県 黒潮町 入野5507
1579	黒潮町	保健福祉支援センターこぶし	高知県 黒潮町 拳ノ川17-3
1580	黒潮町	熊井集会所	高知県 黒潮町 熊井279-3
1581	黒潮町	下馬荷集落センター	高知県 黒潮町 馬荷3239
1582	黒潮町	馬地集会所	高知県 黒潮町 佐賀2757-2
1583	黒潮町	王無集会所	高知県 黒潮町 上川口1499-2
1584	黒潮町	黒潮町立入野小学校	高知県 黒潮町 入野5556
1585	黒潮町	伊与喜集会所	高知県 黒潮町 伊与喜354
1586	黒潮町	黒潮町立嵯川ふれあいセンター	高知県 黒潮町 嵯川666
1587	黒潮町	大屋式集会所	高知県 黒潮町 加持川853
1588	黒潮町	不破原集会所	高知県 黒潮町 不破原425-3
1589	黒潮町	出口集会所	高知県 黒潮町 出口272-2
1590	黒潮町	黒潮町立伊与喜小学校	高知県 黒潮町 伊与喜78
1591	黒潮町	大方誠心園	高知県 黒潮町 加持33
1592	黒潮町	嵯川健康支援センター	高知県 黒潮町 嵯川666
1593	黒潮町	加持本村集会所	高知県 黒潮町 加持2186-4
1594	黒潮町	高知県立幡多青少年の家	高知県 黒潮町 上川口1166
1595	黒潮町	灘集会所	高知県 黒潮町 灘432
1596	黒潮町	黒潮町立大方くじら保育所	高知県 黒潮町 上川口1068-1

1.5.1.2指定一般避難所の一覧

No.	市町村名	名称 (施設名)	所在地 (住所)
1597	黒潮町	口湊川集会所	高知県 黒潮町 口湊川996
1598	黒潮町	旧黒潮町立横浜保育所	高知県 黒潮町 佐賀3537-1
1599	黒潮町	錦野老人憩の家	高知県 黒潮町 入野5196-67
1600	黒潮町	黒潮町立湊川ふれあいセンター	高知県 黒潮町 奥湊川3091
1601	黒潮町	旧黒潮町立拳ノ川保育所	高知県 黒潮町 拳ノ川46-1
1602	黒潮町	旧黒潮町立北郷小学校	高知県 黒潮町 加持川850
1603	黒潮町	中馬荷集落センター	高知県 黒潮町 馬荷2854-4
1604	黒潮町	黒潮町立浜松教育集会所	高知県 黒潮町 入野841-5
1605	黒潮町	市野々川集会所	高知県 黒潮町 市野々川955-2
1606	黒潮町	旧黒潮町立鈴小学校	高知県 黒潮町 鈴210
1607	黒潮町	荷稲集会所	高知県 黒潮町 荷稲472-2
1608	黒潮町	黒潮町立南郷小学校	高知県 黒潮町 浮鞭717
1609	黒潮町	藤縄集会所	高知県 黒潮町 藤縄784-3
1610	黒潮町	黒潮町立大方児童館	高知県 黒潮町 入野873-2
1611	黒潮町	入野本村集会所	高知県 黒潮町 入野1510-8
1612	黒潮町	本谷集会所	高知県 黒潮町 加持川1843-1
1613	黒潮町	王迎集会所	高知県 黒潮町 上川口1252-2
1614	黒潮町	黒潮町立佐賀町民館	高知県 黒潮町 佐賀2995-40
1615	黒潮町	鈴集会所(漁民研修センター)	高知県 黒潮町 鈴211-9
1616	黒潮町	大井川集会所	高知県 黒潮町 大井川71
1617	黒潮町	JA高知はた佐賀支所	高知県 黒潮町 佐賀888
1618	黒潮町	坂折集会所	高知県 黒潮町 佐賀2560-6
1619	黒潮町	黒潮町立大方中央保育所	高知県 黒潮町 入野5695
1620	黒潮町	旧黒潮町立上田の口保育所	高知県 黒潮町 上田の口107
1621	黒潮町	奥湊川老人憩の家	高知県 黒潮町 奥湊川3102
1622	黒潮町	ふるさと総合センター	高知県 黒潮町 入野176-2
1623	黒潮町	市野々川団地集会所	高知県 黒潮町 市野々川9-2
1624	黒潮町	川奥集会所	高知県 黒潮町 川奥289
1625	黒潮町	田野浦多目的研修集会所施設	高知県 黒潮町 田野浦2706-1
1626	黒潮町	旧黒潮町立伊田保育所	高知県 黒潮町 伊田808
1627	黒潮町	旧黒潮町立馬荷小学校	高知県 黒潮町 馬荷3259
1628	黒潮町	鞭集会所	高知県 黒潮町 浮鞭1944-1
1629	黒潮町	黒潮町立大方町民館	高知県 黒潮町 入野833-1
1630	黒潮町	黒潮町立田ノ口小学校	高知県 黒潮町 下田の口1925
1631	黒潮町	旧黒潮町立上川口保育所	高知県 黒潮町 上川口564-2
1632	黒潮町	黒潮町保健福祉センター	高知県 黒潮町 入野2017-1
1633	黒潮町	佐賀漁協	高知県 黒潮町 佐賀381
1634	黒潮町	早咲集会所	高知県 黒潮町 入野3799
1635	黒潮町	黒潮町立佐賀小学校	高知県 黒潮町 佐賀960
1636	黒潮町	あったかふれあいセンターにしきの広場	高知県 黒潮町 入野5191-22
1637	黒潮町	芝集会所	高知県 黒潮町 入野1196-1
1638	黒潮町	黒潮町立上川口小学校	高知県 黒潮町 上川口569
1639	黒潮町	黒潮町総合センター	高知県 黒潮町 佐賀1080-1
1640	黒潮町	旧黒潮町立東部保育所	高知県 黒潮町 浮鞭3954-1
1641	黒潮町	幡東森林組合	高知県 黒潮町 熊井346-8
1642	黒潮町	白浜集会所	高知県 黒潮町 白浜19
1643	黒潮町	黒潮町立三浦小学校	高知県 黒潮町 出口2480
1644	黒潮町	旧黒潮町立伊田小学校	高知県 黒潮町 伊田565
1645	黒潮町	黒潮町立佐賀保育所	高知県 黒潮町 伊与喜699-1
1646	黒潮町	新町集会所	高知県 黒潮町 入野1438-イ
1647	黒潮町	通所介護施設しおかぜ	高知県 黒潮町 有井川12-1
1648	黒潮町	上川口郷集落センター	高知県 黒潮町 上川口885-8
1649	黒潮町	上田の口集会所	高知県 黒潮町 上田の口67
1650	黒潮町	入野地区防災まちづくり拠点施設(入野消防屯所)	高知県 黒潮町 入野5919-1
1651	黒潮町	弘野集会所	高知県 黒潮町 浮鞭300
1652	黒潮町	浜の宮集会所	高知県 黒潮町 入野2310-2
1653	黒潮町	米原集会所	高知県 黒潮町 蜷川2630
1654	黒潮町	中ノ川集会所	高知県 黒潮町 中ノ川166
1655	黒潮町	小川集落センター	高知県 黒潮町 加持121-1
1656	黒潮町	旧黒潮町立鈴保育所	高知県 黒潮町 鈴258
1657	黒潮町	黒潮町立加持ふれあいセンター	高知県 黒潮町 加持3181
1658	黒潮町	ネスト・ウェストガーデン土佐	高知県 黒潮町 入野184
1659	黒潮町	浮津集落センター	高知県 黒潮町 浮鞭3588-1
1660	黒潮町	伊田浦老人憩の家	高知県 黒潮町 伊田654
1661	黒潮町	下田のロコミュニティーセンター	高知県 黒潮町 下田の口72
1662	黒潮町	黒潮町立佐賀中学校	高知県 黒潮町 佐賀600
1663	黒潮町	黒潮町ディサービスセンター 鹿島ヶ浦	高知県 黒潮町 佐賀3177-10
1664	黒潮町	有井川多目的研修集会所施設	高知県 黒潮町 有井川1809-1
1665	黒潮町	佐賀交流センターみらい(旧黒潮町立佐賀保育所)	高知県 黒潮町 佐賀967-1
1666	黒潮町	田の口地区防災まちづくり拠点施設(田の口消防屯所)	高知県 黒潮町 下田の口1036-5
1667	黒潮町	御坊畑集会所	高知県 黒潮町 御坊畑130
1668	黒潮町	緑野集会所	高知県 黒潮町 下田の口822-142
1669	黒潮町	黒潮町立友愛集会所	高知県 黒潮町 入野854-3
1670	黒潮町	伴太郎集会所	高知県 黒潮町 蜷川3713-13
1671	黒潮町	鞭老人憩の家	高知県 黒潮町 浮鞭3953
1672	黒潮町	田村集会所	高知県 黒潮町 加持3320-1
1673	黒潮町	田野浦避難集会所	高知県 黒潮町 田野浦1028
1674	黒潮町	上分集会所	高知県 黒潮町 佐賀1604
1675	黒潮町	伊田郷集会所	高知県 黒潮町 伊田871-イ
1676	黒潮町	土佐ユートピアカントリークラブ	高知県 黒潮町 浮鞭3878
1677	黒潮町	拳ノ川集会所	高知県 黒潮町 拳ノ川233-1
1678	黒潮町	上川口浦集会所	高知県 黒潮町 上川口733-8
1679	黒潮町	田野浦地区防災活動拠点施設(田野浦消防屯所)	高知県 黒潮町 田野浦652-2
1680	黒潮町	黒潮町立大方中学校	高知県 黒潮町 入野5220

1.6.1.1 緊急通行車両事前届出申請要領

部長及び参事官

殿

所 属 長

交 規 発 第 330 号

令和 5 年 8 月 24 日

10年保存（口訓）

本 部 長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について（通達乙）

大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定に基づく緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領を別添のとおり制定し、令和5年9月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

緊急通行車両の確認等 に係る事務手続要領

【凡例】

- 「 災 対 法 」 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 「災害対法施行令」 : 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- 「災害対法施行規則」 : 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- 「 大 震 法 」 : 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- 「大震法施行令」 : 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）
- 「大震法施行規則」 : 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）
- 「 原 災 法 」 : 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 「原災法施行令」 : 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- 「国民保護法」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
- 「国民保護法施行令」 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
- 「緊急交通路」 : 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 標 章 」 : 災対法施行規則別記様式第4の標章又は大震法施行規則別記様式第7の標章
- 「 証 明 書 」 : 災対法施行規則別記様式第5の緊急通行車両確認証明書又は大震法施行規則別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書

緊急通行車両等の確認等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、災対法施行令の規定に基づく緊急通行車両の確認、災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両の取扱い、その他の法令に基づく緊急通行車両の確認事務等に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2 災対法施行令に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 概要

署長は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）を実施するものとする。

緊急通行車両であることの確認は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時（以下「災害発生時等」という。）において行うこととされているところ、同条第2項において、災対法第50条第2項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。））の車両については、災害発生前においても緊急通行車両であることの確認を実施することができることとされている。

2 確認の対象とする車両

署長が行う緊急通行車両であることの確認の対象とする車両は、次のとおりである。

(1) 緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

署長は、大規模災害発生時において、指定行政機関等が防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両について、緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる車両

署長は、(1)で示す要件に該当する車両であって、かつ、指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両について、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を行うことができる。

(3) 原動機付自転車等の取扱い

緊急交通路として指定される道路は、主として高速自動車国道又は自動車専用道路が見込まれるところ、これらの道路の通行が認められない原動機付自転車及び軽車両等については、緊急通行車両とすることは基本的に想定されないが、緊急通行車両とすることはあり得る。

3 確認手続に係る留意事項

署長は、災害発生前であると災害発生時等であるとを問わず、緊急通行車両であることの確認を行う際は、次の点に留意すること。

(1) 申出を行う者

緊急通行車両であることの確認の申出を行う者は、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とする。

(2) 標章及び証明書の交付

ア 標章及び証明書の交付

署長は、緊急通行車両であることの確認をしたときは、標章及び証明書を申出を行った者に交付するものとする。

イ 交付に係る処理経過

署長は、別記様式第1の緊急通行車両確認証明書交付簿を警察署に備え付け、緊急通行車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(3) 標章及び証明書の記載事項

ア 標章

標章の表面に登録（車両）番号、有効期限を記すこととする。また、

左上等の余白部分に緊急通行車両確認証明書交付簿で管理する番号（以下「交付番号」という。）を記入する。

原則として、交付番号の付し方は、以下に示す16桁の数字を付す方法によることとする。

- (ア) 16桁の数字のうち左から1桁～2桁目
交付した年度（西暦）の下2桁とする。
- (イ) 16桁の数字のうち左から3桁～10桁目
交付場所（所属等）の8桁とし、以下のとおりとする。

交付場所	番号	交付場所	番号
高知署	8 3 1 0 1 8 0 0	須崎署	8 3 1 1 2 3 0 0
高知南署	8 3 1 0 2 6 0 0	窪川署	8 3 1 1 3 1 0 0
高知東署	8 3 1 1 7 4 0 0	四万十町中央 I C	8 3 1 1 3 1 0 1
高知 I C	8 3 1 1 7 4 0 1	中村署	8 3 1 1 4 0 0 0
室戸署	8 3 1 0 3 4 0 0	宿毛署	8 3 1 1 6 6 0 0
安芸署	8 3 1 0 4 2 0 0	高速隊	8 3 0 5 9 3 0 0
南国署	8 3 1 0 6 9 0 0	南国 I C	8 3 0 5 9 3 0 1
土佐署	8 3 1 1 0 7 0 0	交通規制課	8 3 0 5 5 1 0 0
佐川署	8 3 1 1 1 5 0 0		

- (ウ) 16桁の数字のうち左から11桁目
緊急通行車両等の種別の1桁とし、以下のとおりとする。
なお、災対法と他の法令に基づくものと重複して申出を受けて確認を行った場合は、災対法に基づく緊急通行車両の番号を付すこととする。

1 災対法に基づく緊急通行車両

- 2 災対法に基づく規制除外車両
- 3 大震法に基づく緊急輸送車両
- 4 原災法又は国民保護法に基づく緊急通行車両
- 5 原災法又は国民保護法に基づく規制除外車両

(エ) 16桁の数字のうち左から12桁～16桁目

5桁の一連番号とする。

なお、一連番号は年度ごとに付すこととする。

イ 証明書

(ア) 交付番号欄

標章に記入した交付番号と同一の番号を記入する。

(イ) 「車両の用途」欄

原則として2(1)に掲げる事項のうち、どの用途に該当するかを記載する。

(ウ) 「活動地域」欄

緊急通行車両であることの確認を受ける車両が、災害応急対策を実施するための活動が見込まれる地方名や都道府県名等の地域を記載する。

なお、災害発生前の申出において、指定行政機関等の規模や、担っている災害応急対策の種類等に鑑みて、国内のどこにでも災害応急対策にあたることが見込まれる場合は、「全国一円」などと幅広く記載することを可能とする。

(エ) 「備考」欄

当該証明書が災対法施行令に基づく緊急通行車両であることを記載する。

(4) 原災法施行令又は国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を同時に申出を受けた場合等の取扱い

災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認、原災法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）又は国民保護法施行令第39条の規定により、災対法施行令第33条第1項の規定の例による確認（以下「国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認」という。）の申出を同時に受け、かつ有効期限が同じとなる場合は、証明書の「車両の用途」欄に、それぞれ該当する2(1)に掲げる事項（災対法第50条第1項に規定される災害応急対策、原災法第26条第1項に規定される緊急事態応急対策又は国民保護法

第2条第3項に規定される国民の保護のための措置)のうちからどの用途に該当するかを記載することで、交付する標章及び証明書を1通にすることが出来るものとする。

また、先に災対法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認を受けていた車両について、追加で原災法施行令又は国民保護法に基づく緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合は、先に交付した標章及び証明書の返納を求め、上記同時に申出を受けた場合の取扱いと同様に標章及び証明書を1通にすることが出来るものとする。

4 災害発生前における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項

(1) 申出先

災害発生前に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署において当該確認を行うものとする。ただし、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署以外の警察署(出発地を管轄する警察署等)において確認することを妨げない。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 災対法施行規則別記様式第3の緊急通行車両確認申出書(以下「申出書」という。)

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

災対法施行規則第6条第2項第1号の規定に基づき、当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証(以下「車検証」という。)の写しを添付させるものとする。

原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類

災対法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づき、当該車両が災害応急対策を実施するために使用されることを示す書類を添付させるものとする。

具体的には、防災業務計画等(当該指定行政機関等が実施する災害応急対策に当該車両が従事することが読み取れる内容)の写し(抜粋可)が考えられる。

また、指定行政機関等との契約等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の場合は、上記に加え

て、契約書の写し、輸送協定書の写し、当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等（指定行政機関等による災害応急対策に当該車両が必要であることを客観的に認められる記載があるもの）のいずれかを添付させるものとする。

- (ウ) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

災対法施行規則第6条第2項第3号の規定に基づき、申出に係る車両が災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関等）の車両であることを確かめるに足りる書類を添付させるものとする。

具体的には、指定行政機関等の責任の下で作成された災害応急対策に使用する車両のリストや、指定行政機関等が当該車両を災害応急対策に使用することを証した書類（指定行政機関等の車両であり、実際に災害応急対策を実施するために使用される蓋然性が極めて高いものであることが確認できるもの）が考えられる。

- (エ) 留意事項

(ア)～(ウ)の各書類については、他の書類を兼ねる場合も想定されることから、申出者から必要以上に添付書類の提出を求めることがないよう留意すること。

例えば、車検証の使用者が指定行政機関等自らとなっている場合であれば、車検証の写しが(ウ)の書類を兼ねることから車検証の写し及び(イ)の書類で足りることとなる。また、1通の書類において指定行政機関等が災害応急対策（の一部）を車両の使用者に委ねる旨の内容及び具体的に使用する車両を示している場合は、車検証の写し及び当該書類1通の添付で足りることとなる。

- ウ 事務の合理化

同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応可）して申出書を1通とすることができることとする。

その際、イ(イ)又は(ウ)の書類について重複する内容のものは1通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとする。

- (3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の取扱い

署長は、従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づき緊急通行車両等

事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両の使用
者から、緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合には、届出
済証の提示を求めて内容を確認する。申出に必要な書類は(2)に記載のと
おりであるが、当該届出済証を受けるにあたって提出されている緊急通行
車両等事前届出書の添付書類に(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)に該当する内容が含ま
れる場合は、既に添付書類が提出されていることから、添付書類を改めて
提出することは不要とすることができる。

(4) 標章及び証明書の有効期限

標章及び証明書の有効期限は、標章及び証明書の交付の日から起算して
5年後の日とする。

なお、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のた
めに使用される車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から指定行
政機関等が調達する計画等がある車両について、指定行政機関等の長との
輸送協定書や契約書等において当該協定や契約等の満了日等が記載されて
いる場合であって、当該満了日等が標章及び証明書の交付の日の翌日から
起算して5年未満である場合は、原則として当該満了日等を標章及び証明
書の有効期限とする。

5 災害発生時等における緊急通行車両であることの確認手続に係る留意事項
災害が発生し、当該災害に係る緊急交通路を通行する緊急通行車両である
ことの確認を行う際の手続に関する留意事項は、下記のとおりである。

(1) 申出先

災害発生時等に緊急通行車両であることの確認の申出があった場合は、
警察本部、警察署又は交通検問所において当該確認を行うものとする。こ
の場合において、確認者は、警察本部にあつては交通規制課長、警察署に
あつては署長、交通検問所にあつては高速隊長又は署長とする。

なお、確認の申出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に
限られるものではないことに注意すること。

(2) 申出の際に必要な書類

ア 申出書

イ 添付書類

(ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 (2)イ(ア)と同様とする。

(イ) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであるこ
とを確かめるに足る書類

4 (2)イ(イ)と同様とする。

ウ 事務の合理化

4 (2) ウと同様とする。

(3) やむを得ない事由により添付書類を省略することができる場合

社会通念上やむを得ない事由があると認めるときは、添付書類を省略することができることとされているが、例えば、災害発生時に、指定行政機関等からの急きよの要請により災害応急対策を実施するための車両として使用されることとなる場合等において、指定行政機関等からの要請を受けた事実は確認できるものの、災害応急対策を実施するための車両であることを確かめるに足りる書類を用意できない場合や、災害発生前に緊急通行車両であることの確認を受けていた車両が被災するなどして、他の車両を急きよ使用せざるを得ない場合等が考えられる。

なお、やむを得ない事由により添付書類を省略した場合には、当該申出書及び証明書の備考欄にその旨を記載するものとする。

(4) 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長、署長及び高速隊長(以下「交通規制課長等」という。)は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

申出に必要な書類については(2)に記載のとおりであるが、添付書類の取扱いについては4 (3)と同様とする。

(5) 標章及び証明書の有効期限

4 (4)と同様とする。

6 確認後の手続

(1) 標章及び証明書の記載事項変更

署長は、標章及び証明書の交付後に記載事項の変更が生じた旨の申出があった場合は、交付した標章及び証明書とともに、災対法施行規則別記様式第6の緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出させ、申出者に変更後の標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(2) 標章及び証明書の再交付

署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に標章又は証明書を亡失、滅

失、汚損又は破損した旨の申出があった場合は、残存する標章又は証明書とともに災対法施行規則別記様式第7の緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書を提出させ、申出者に標章及び証明書を交付するものとする。この場合において、緊急通行車両確認証明書交付簿に新たに登録して交付番号を付与するとともに、亡失等にかかる緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にはその経緯を記載するものとする。

なお、標章及び証明書の有効期限は、変更前のものを引き継ぐこととする。

(3) 標章及び証明書の返納

署長は、標章及び証明書の交付を受けた後に次のいずれかについて申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに標章及び証明書を返納させること。

ア 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなったとき。

イ 標章及び証明書の有効期限が到来したとき。

ウ 標章及び証明書の再交付を受けた場合において、亡失した標章及び証明書を発見し、又は回復したとき。

この場合において、標章及び証明書の緊急通行車両確認証明書交付簿の当該備考欄にその経緯を記載するものとする。

7. 交通検問所における緊急通行車両の通行手続

標章及び証明書の交付を受けた車両の使用者が交通検問所に緊急交通路の通行を求めてきたときは、標章（交付番号、登録（車両）番号及び有効期限）を確認するとともに、証明書の提示を求めてその内容（番号標に表示されている番号、車両の用途、活動地域、有効期限等）を確認し、現に災害応急対策を実施するため運転中の車両であることを判断するものとする。

その際、標章及び証明書と実際の車両の登録（車両）番号等に齟齬がないか否かを確認するとともに、緊急交通路における通行日時、場所、台数等の把握・管理に資するため、規制除外車両と併せて別記様式第2の緊急交通路通行車両管理簿に通行年月日時、番号標に表示されている番号、車両の使用者氏名等を記載するものとする。

第3 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

署長は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確

認に係る事前届出を受理するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

署長は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、規制除外車両であることの標章の掲示を不要とすることから事前届出の対象としないこと。

3 原動機付自転車等の取扱い

緊急通行車両と同様に原動機付自転車等を規制除外車両とすることは基本的に想定されないが、規制除外車両とすることはあり得る。

4 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

規制除外車両であることの事前届出を行う者は、事前届出の対象車両となる理由となった業務に使用される車両の使用者又は管理責任者とする。

イ 事前届出先

第2の4(1)と同様とする。

また、事前届出は警察庁及び県警察が整備するシステムを使用する方法により行うことができる。

ウ 事前届出の際に必要な書類

別記様式第3の規制除外車両事前届出書に加え、車検証の写し及び次のいずれかの書類の提出を受けるものとする。

なお、原動機付自転車の場合には、車検証の写しの代わりに原動機付自転車標識交付証明書の写しを添付させるものとする。

- (ア) 医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類の写し
- (イ) 医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類の写し
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）である

ことを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両であることを確認することができる写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

署長は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 除外届出済証の再交付等

- (ア) 署長は、除外届出済証の交付を受けた者から事前届出書の記載内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した旨の申出があった場合は、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合においては、除外届出済証に「再」と朱書きするものとする。

(イ) 除外届出済証の返納

署長は、除外届出済証の交付を受けた者から、当該車両が規制除外車両として使用されるものでなくなったとの申出を受けた場合やその事実を把握した場合は、速やかに除外届出済証を返納させること。

ウ 事前届出の処理経過

署長は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

エ 事前届出をした者等に対する指導等

署長は、規制除外車両であることの確認に係る事前届出をした者等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、除外届出済証の再交付及び返納の手続、除外届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

5 災害発生時等における事前届出車両の確認

- (1) 申出先については、第2の5(1)と同様とする。
- (2) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の利用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、

別記様式第5の規制除外車両確認申出書（以下「除外申出書」という。）の提出を求めた上で別記様式第6の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させるものとする。

- (3) 交通規制課長等は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、標章及び除外証明書を交付するものとし、標章及び除外証明書の記載事項については、第2の3(3)と同様とするが、除外証明書の「車両の用途」欄については、原則として2に掲げる車両の用途から該当する内容を記載するものとする。この場合において、公安委員会は別記様式第7の規制除外車両確認証明書交付簿を備え付け、規制除外車両であることの確認の申出の受理、除外証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。標章及び証明書の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、交付の日から起算して1か月後の日とする。
- (4) 交通規制課長等は、事前届出に基づき除外届出済証を交付された車両の使用者から、規制除外車両であることの確認の申出を受けた場合には、除外届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (5) 交通規制の対象から除外する災害対策に従事する自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、標章を交付する必要はないことから、確認の対象としないこと。

6 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

(1) 第一局面（大規模災害発生直後）

事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

確認の申出先は、第2の5(1)と同様とし、確認の際に必要な書類は、除外申出書及び2(1)～(4)に応じた4(1)ウ(ア)～(エ)に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(2) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、次に掲げるような車両を順次、規制除外車両とすることを検討した上、規制除外車両の範囲を拡大し、規制除外車両の確認を行う。

これらの規制除外車両に対しても除外申出書及び規制除外車両に該当することを示す書類の提出を求めた上で標章及び除外証明書を交付することとする。

ア 燃料を輸送する車両

イ 路線バス・高速バス

ウ 霊柩車

エ 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、次のような物資等を輸送することを確認する。

(ア) 食料品、日用品等の消費財

(イ) 建築用資材

(ウ) 金融機関の現金

(エ) 家畜の飼料

(オ) 新聞、新聞用ロール紙

第4 その他の法令に基づく緊急通行車両等の確認事務に係る取扱い

署長は、大震法施行令第12条第1項の規定に基づく確認（以下「大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認」という。）、原災法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認及び国民保護法施行令に基づく緊急通行車両であることの確認等を行う場合は、第2及び第3の規定に倣って行うものとする。ただし、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認のうち、次の事項については、その限りではない。

1 標章及び証明書の交付

(1) 交付に係る処理経過

別記様式第8の緊急輸送車両確認証明書交付簿を備え付け、大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出の受理、標章及び証明書の交付の事務処理経過を明らかにしておくこと。

(2) 「輸送人員又は品名」欄

大震法施行規則別記様式第6の緊急輸送車両確認申出書の「輸送人員又は品名」欄は、原則として大震法第21条第1項に規定される地震防災応急対策に係る事項のうち、どの用途に該当するかを記載した上で、具体的に輸送を行う人員又は品名等を記載する。

(3) 緊急通行車両であることの確認と同時に申出を受けた場合の取扱い

災害発生前における緊急通行車両であることの確認の申出と警戒宣言が発せられる前における大震法施行令に基づく緊急輸送車両であることの確認の申出を同時に受けた場合は、標章については双方の標章を兼ねたもの

として、両者の交付番号を併記した単一の標章を交付することとし、証明書については原則として一枚の用紙にそれぞれの様式に基づく証明書を両面で印刷したものを交付することとする。

2 届出済証の交付を受けている車両の取扱い

交通規制課長等は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両を災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

3 交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

災対法の規定に基づく規制除外車両は、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であるところ、大震法第9条に基づく警戒宣言は、地震予知情報を受けた場合に発せられるものであり、警戒宣言が発せられた時点においては、災害は発生していないことから、大震法の規定に基づく交通規制が行われている場合においては、規制除外車両は観念されないことに留意すること。したがって、第3に記載の取扱いは行わないこと。

第5 その他

交通規制課長等は、緊急通行車両等の災害発生前における確認手続及び災害発生時等の車両の確認手続等について、高知県防災会議、ホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、申出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第1

緊急通行車両確認証明書交付簿

[illegible]

別記様式第2

緊急交通路通行車両管理簿

確認場所

[illegible]

備考1 備考欄には、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の場合には、当該車両の用途について次の各区分の記号を記載することとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
ウ 被災者の救護、救助その他保護に関する事項
エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における交通秩序の維持に関する事項
ク 緊急輸送の確保に関する事項
ケ その他災害の発生の際の防塞又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 その他の法令に基づく緊急通行（輸送）車両や規制除外車両については、その旨及び車両の用途の概要を記載すること。

別記様式第 3

災害応急対策用 原子力災害保護措置用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 高知県公安委員会 様 年 月 日 届出者住所(電話) 氏名		災害応急対策用 原子力災害保護措置用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 高知県公安委員会 印		第 号
番号 表示 番	用途 (緊急に 輸送を行う車 両又は品名)	住所		
車 両 使 用 者	氏名又は 名称	() 局 番		
活動地域				
(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第4

規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）

[illegible]

別記様式第 5

高知県公安委員会 殿		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書		
申出者 住所 氏名		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
緊 急 連 絡 先	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
高知県公安委員会 印		
番 号 標 に 表 示 されている番号		
車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第7

規制除外車両確認証明書交付簿

[illegible]

別記様式第8

緊急輸送車両確認証明書交付簿

[illegible]

【参照条文】

○ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（災害時における交通の規制等）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第

1 項において「通行禁止区域等」という。) その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

○ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抄）

（災害時における交通の規制の手続等）

第32条 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第76条第1項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第32条の2 法第76条第1項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第2号に掲げる車両にあつては、次条第4項の規定により当該車両についての同条第1項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

- 一 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車
- 二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第33条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第2号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても行うことができる。
- 3 第1項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 4 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 5 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条の警戒宣言に係る地震が発生

した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条第1項の規定による確認は第1項の規定による確認と、同条第3項の規定により交付された標章及び証明書は第3項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

○ 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）（抄）

（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）

第5条 令第32条第1項の標示の様式は、別記様式第2のとおりとする。

2 （略）

（緊急通行車両についての確認に係る申出の手続）

第6条 令第33条第1項又は第2項の申出は、別記様式第3の申出書を提出して行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第3条の軽自動車の使用者が同法第97条の3第1項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し

二 申出に係る車両が、令第32条の2第2号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

三 令第33条第2項の申出である場合にあっては、当該申出に係る車両が、法第50条第2項の規定により災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

（緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等）

第6条の2 令第33条第3項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第4のとおりとする。

2 令第33条第3項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第5のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

第6条の3 標章及び証明書（以下この条、次条及び第6条の5において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、別記様式第6の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

(標章等の再交付の申出)

第6条の4 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申出は、別記様式第7の申出書を提出して行うものとする。

(標章等の返納)

第6条の5 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。

- 一 当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものでなくなつたとき。
- 二 標章等の有効期限が到来したとき。
- 三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

別記様式第2（第5条関係）



- 備考 1 色彩は、文字、縦線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縦線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

別記様式第3（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所 氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第4（第6条の2関係）

登録(車両)番号	
緊急	
有効期限	年 月 日

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第5（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏 名 又 称 氏 名	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第6（第6条の3関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書		
申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
標章・証明書番号		
交 付 年 月 日		
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第7（第6条の4関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書		
申出者 住 所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
標章・証明書番号		
交 付 年 月 日		
再交付申出の理由		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（抄）

（地震防災対策強化地域の指定等）

第3条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

2～5 （略）

（警戒宣言等）

第9条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。

二 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれがなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第1項第1号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第2号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震防災応急対策及びその実施責任）

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

一 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 消防、水防その他の応急措置に関する事項

三 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
- 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(交通の禁止又は制限)

第24条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）（抄）

（法第24条の規定による交通の禁止又は制限の手続）

第11条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区間及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要するため当該道路の管理者に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第24条の規定により歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに関係都道府県の公安委員会に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。

（緊急輸送車両であることの確認）

第12条 都道府県知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第21条第2項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両に係る前項の確認については、当該車両の使用者の申出により、警戒宣言が発せられる時より前においても行うことができる。
- 3 第1項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 4 前項の標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、同項の証明書は当該車両に備え付けるものとする。

○ 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年8月6日総理府令第38号）（抄）

（緊急輸送車両についての確認に係る申出の手続）

第6条 令第12条第1項又は第2項の申出は、別記様式第6の申出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない

事由があるときは、この限りでない。

- 一 申出に係る車両の自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）又は軽自動車届出済証（同法第3条の軽自動車の使用者が同法第97条の3第1項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）の写し
- 二 申出に係る車両が、法第24条に規定する緊急輸送を行うものであることを確かめるに足りる書類
- 三 令第12条第2項の申出である場合にあっては、申出に係る車両が、法第21条第2項の規定により地震防災応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類

（緊急輸送車両の標章及び証明書の様式）

- 第6条の2 令第12条第3項の標章（次条において「標章」という。）の様式は、別記様式第7のとおりとする。
- 2 令第12条第3項の証明書（次条において「証明書」という。）の様式は、別記様式第8のとおりとする。

（標章等の記載事項の変更の届出）

- 第6条の3 標章及び証明書（以下この条、次条及び第6条の5において「標章等」という。）の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出て、標章等の書換え交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定による届出は、別記様式第9の届出書及び変更した事項を確かめるに足りる書類を提出して行うものとする。

（標章等の再交付の申出）

- 第6条の4 標章等の交付を受けた車両の使用者は、当該標章等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかにその旨を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に申し出て、標章等の再交付を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申出は、別記様式第10の申出書を提出して行うものとする。

（標章等の返納）

- 第6条の5 標章等の交付を受けた車両の使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、当該標章等（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した標章等）を交付を受けた都道府県知事又は公安委員会に返納しなければならない。
- 一 当該車両が緊急輸送を行うものでなくなつたとき。

二 標章等の有効期限が到来したとき。

三 標章等の再交付を受けた場合において、亡失した標章等を発見し、又は回復したとき。

別記様式第6（第6条関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急輸送車両確認申請書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活動地域		
車両の使用	住 所	() 局 番
	氏 名 又 別 名	
緊急輸送	住 所	() 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第7(第6条の2関係)

登録(車両)番号	
	
有効期限	年 月 日

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の光沢が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第8（第6条の2関係）

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
知 事 印		
公 安 委 員 会 印		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活動地域		
車両の使用	住 所	() 局 番
	氏 名 又 別 名	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第9（第6条の3関係）

知事・公安委員会 殿		年 月 日
緊急輸送車両確認標章・証明書記載事項変更届出書		
申出者 住 所		
氏 名		
番号標に表示されている番号		
標章・証明書番号		
交 付 年 月 日		
変 更 事 由 等		
変 更 後 の 車 両		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

別記様式第10（第6条の4関係）

年 月 日 知事・公安委員会 殿 緊急輸送車両確認請求・証明書再交付申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号欄に表示されている番号	
請求・証明書番号	
交付年月日	
再交付申出の理由	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

○ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第26条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

- 一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - 五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - 六 緊急輸送の確保に関する事項
 - 七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指

定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第28条 (略)

- 2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第32条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第76条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第1項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第3項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第4項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第76条の3第6項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
(略)	(略)	(略)

3～6 (略)

○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）（抄）

(災害対策基本法施行令の規定の読替え適用)

- 第8条 原子力災害についての災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第20条の3第1号	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定する原子力緊急事態宣言をいう。第33条第2項において同じ。）があつた時から原子力緊急事態解除宣言（同法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言をいう。）があるまでの間
(略)	(略)	(略)
第31条第1項	法第75条	原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される法第75条
(略)	(略)	(略)
第33条第2項	前項	原子力災害対策特別措置法施行令第8条第2項の規定により読み替えて適用される前項
	法第50条第2項	原子力災害対策特別措置法第26条第2項
	災害応急対策	緊急事態応急対策
	災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前	原子力緊急事態宣言の前

- 2 原子力緊急事態宣言があつたときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法施行令の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第32条第1項から第3項まで	法	原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される法

第32条の2	法第76条第1項	原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される法第76条第1項
第32条の2第2号及び第33条第1項	災害応急対策	緊急事態応急対策
(略)	(略)	(略)

3 (略)

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ事態対処法第1条、第2条第1号から第7号まで（第3号及び第4号を除く。）、第9条第1項、第10条第1項及び第11条第1項に規定する当該用語の意義による。

2 この法律において「指定地方公共機関」とは、都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

3 この法律において「国民の保護のための措置」とは、対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置（第六号に掲げる措置にあっては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

- 一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
- 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- 四 運送及び通信に関する措置
- 五 国民の生活の安定に関する措置
- 六 被害の復旧に関する措置

- 4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(交通の規制等)

第155条 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 2 災害対策基本法第76条第2項、第76条の2、第76条の3及び第76条の5の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限について準用する。この場合において、同法第76条の2第5項中「前条第1項」とあり、同法第76条の3第5項中「第76条第1項」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第155条第1項」と、同条第1項、第3項及び第4項並びに同法第76条の5中「災害応急対策」とあるのは「国民の保護のための措置」と、同法第76条の3第3項及び第6項中「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」とあるのは「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官」と読み替えるものとする。

○ **武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）（抄）**

（国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等）

第39条 法第155条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の道路における通行の禁止又は制限の手続、同項の政令で定める車両及び同条第2項において読み替えて準用する災害対策基本法第76条の5の規定による国家公安委員会の指示については、災害対策基本法施行令第32条から第33条の2まで（第33条第5項を除く。）の規定の例による。

1.7.1.1 高知県災害救助法施行規則

○高知県災害救助法施行細則

昭和23年 2 月28日規則第15号

改正

昭和25年 8 月 8 日規則第53号

昭和26年 3 月16日規則第 9 号

昭和26年 6 月12日規則第36号

昭和26年11月 2 日規則第73号

昭和28年11月20日規則第52号

昭和28年12月22日規則第56号

昭和29年 4 月 3 日規則第11号

昭和30年 2 月 8 日規則第 4 号

昭和33年 7 月22日規則第40号

昭和34年10月 2 日規則第39号

昭和35年 2 月26日規則第 7 号

昭和36年 8 月 4 日規則第46号

昭和36年11月14日規則第63号

昭和38年 3 月29日規則第16号

昭和39年 8 月11日規則第64号

昭和40年 7 月 9 日規則第62号

昭和41年 5 月10日規則第39号

昭和42年 5 月26日規則第30号

昭和42年10月13日規則第48号

昭和43年 9 月13日規則第44号

昭和44年10月21日規則第48号

昭和45年 5 月29日規則第28号

昭和45年11月17日規則第63号

昭和46年 8 月24日規則第41号

昭和47年 9 月19日規則第63号

昭和48年 9 月25日規則第67号

昭和49年 3 月29日規則第13号

昭和49年 7 月12日規則第44号
昭和50年 3 月 4 日規則第 6 号
昭和50年10月11日規則第56号
昭和51年10月 5 日規則第65号
昭和52年10月 1 日規則第62号
昭和53年 7 月 7 日規則第34号
昭和54年 6 月15日規則第27号
昭和55年 5 月30日規則第28号
昭和56年 7 月 8 日規則第53号
昭和57年 6 月29日規則第30号
昭和58年10月18日規則第51号
昭和59年 8 月28日規則第39号
昭和60年 9 月19日規則第42号
昭和61年 9 月26日規則第77号
昭和62年 9 月11日規則第37号
昭和63年 7 月19日規則第47号
平成元年 8 月29日規則第73号
平成 2 年 9 月 4 日規則第31号
平成 3 年 8 月 2 日規則第62号
平成 4 年 7 月14日規則第41号
平成 5 年 9 月 3 日規則第56号
平成 6 年 8 月12日規則第54号
平成 7 年11月14日規則第120号
平成 9 年11月18日規則第120号
平成10年 9 月18日規則第103号
平成11年10月15日規則第114号
平成12年 8 月11日規則第184号
平成14年 3 月29日規則第27号
平成14年 8 月 9 日規則第81号
平成15年 5 月 9 日規則第74号

平成16年 4 月16日規則第58号
平成17年 7 月15日規則第102号
平成18年 4 月25日規則第73号
平成18年12月26日規則第136号
平成19年 3 月31日規則第40号
平成19年 5 月31日規則第67号の 2
平成19年10月 9 日規則第117号
平成20年 5 月16日規則第48号
平成21年 6 月26日規則第64号
平成22年 6 月15日規則第47号
平成24年 7 月 6 日規則第59号
平成26年 8 月12日規則第87号
平成27年 6 月 2 日規則第48号
平成28年 5 月20日規則第41号
平成29年 6 月27日規則第56号
平成30年 5 月29日規則第49号
令和元年 6 月18日規則第 7 号
令和元年11月 5 日規則第34号
令和 2 年 8 月21日規則第57号
令和 3 年12月 7 日規則第69号
令和 4 年 6 月28日規則第32号
令和 5 年 5 月19日規則第66号
令和 5 年 8 月29日規則第100号
令和 6 年 9 月 6 日規則第71号
令和 7 年 7 月15日規則第65号

災害救助法施行細則を次のように定める。

高知県災害救助法施行細則

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助が必要であると認める災害が発生したとき又は法による救助が必要であると見込まれるときは、知事は、当該災害発生市町村の長に被害の状況について報告を求めるものとする。

2 前項に規定する場合において、事態が急迫して知事が行う救助の実施を待ついとまがないと認めたときは、当該災害発生市町村の長は、法第13条第2項の規定により救助の実施に着手することができる。

3 知事は、法第13条の規定に基づく救助が適切に実施されるよう災害発生市町村の長に対し技術的な助言を行うものとする。

第2条 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。

総理府令、厚生省令、
内務省令、大蔵省令、
運輸省令

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年 第1号。以下「省令」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消し令書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第2号様式による強制物件台帳にこれを登録するものとする。

3 第1項の公用変更令書又は公用取消し令書を交付したときは、前項の強制物件台帳に事由を詳記して、これを訂正し、又は抹消するものとする。

第4条 前条第1項の公用令書、公用変更令書又は公用取消し令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入して、直ちにこれを返さなければならない。

第5条 省令第2条第2項の規定により当該職員が物資の引渡しを受け、同条第3項の規定により受領調書を作成する場合には、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者（次条において「占有者」という。）を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第6条 前条の受領調書には、次に掲げる事項を記載し、これを2通作成の上、当該職員及びその作成に立ち合った所有者又は占有者が各通に記名しなければならない。

- (1) 受領する県名
- (2) 受領した物資の名称、種類及び数量
- (3) 受領した年月日
- (4) 受領した場所
- (5) 受領調書を作成した年月日
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要があると認める事項

第7条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により当該職員が立入検査に携帯しなければならないその身分を示す証票は、別記第3号様式によるものとする。

第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消し令書は、別記第4号様式によるものとする。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第5号様式による救助従事者台帳にこれを登録するものとする。

3 第1項の公用取消し令書を交付したときは、前項の救助従事者台帳に事由を詳記して、これを抹消するものとする。

第9条 前条第1項の公用令書又は公用取消し令書の交付を受けた者は、その令書に添付した受領証に受領の年月日を記入して、直ちにこれを返さなければならない。

第10条 法第8条の規定に基づき救助に関する業務に協力させる者に対しては、別記第6号様式による公用令書を交付しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の公用令書を交付したときは、別記第7号様式による救助協力者台帳にこれを登録するものとする。

3 別記第6号様式による公用取消し令書を交付したときは、前項の救助協力者台帳に事由を詳記して、これを抹消するものとする。

第11条 省令第4条第2項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察署長その他適当な官公署の長の証明書

第12条 法第7条第5項の規定による実費弁償の限度は、別表第2に定めるところによる。

第13条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、別記第8号様式によるものとする。

2 法第8条の規定に基づき救助に関する業務に協力した者で、第10条第1項ただし書の規定により公用令書の交付を受けていないものは、前項の扶助金支給申請書に協力命令を受けた旨の居住地の市町村長又は警察署長の証明書を添付しなければならない。

第14条 法第13条第1項の規定に基づき救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合における政令第17条第1項の規定による通知は、別記第9号様式によるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該災害発生市町村の長は、第3条、第5条、第8条及び第10条の規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

第15条 法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとする。

第16条 知事は、市町村単位にその適用地域を指定して法を適用した場合は、その旨を告示するものとする。

附 則

この規則は、昭和23年2月28日から、これを施行する。

大正8年高知県令第33号（罹災救助基金法施行規則）及び大正8年高知県令第35号（罹災救助基金法施行規則取扱手続）は、これを廃止する。

附 則（昭和25年8月8日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和25年4月15日から適用する。

附 則（昭和26年3月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日から適用する。

附 則（昭和26年6月12日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和24年4月1日から適用する。

附 則（昭和26年11月2日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和26年8月1日から適用する。

附 則（昭和28年11月20日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年6月25日から適用する。

附 則（昭和28年12月22日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和28年9月25日から適用する。

附 則（昭和29年4月3日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和30年2月8日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年8月1日から適用する。

付 則（昭和33年7月22日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和34年10月2日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和34年9月26日から適用する。

付 則（昭和35年2月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和36年8月4日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和36年11月14日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年9月15日から適用する。

付 則（昭和38年3月29日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和39年8月11日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年7月9日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和41年5月10日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則（昭和42年5月26日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

付 則（昭和42年10月13日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年9月13日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

付 則（昭和44年10月21日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年5月29日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年11月17日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月21日から適用する。

付 則（昭和46年8月24日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年9月19日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（昭和48年9月25日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和49年7月12日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年3月4日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則（昭和50年10月11日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月5日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年10月1日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月7日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年6月15日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年5月30日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月8日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年6月29日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年10月18日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年8月28日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年9月19日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月26日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年9月11日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年7月19日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年8月29日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年9月4日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年8月2日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年7月14日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年9月3日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月12日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第１の改正規定（「棺(かん)」を「棺」に、「その都度」を「そのつど」に改める部分を除く。）及び別表第２の改正規定（「「令」」を「「政令」」に、「に基づき」を「（昭和29年高知県条例第36号）の規定の例により」に、「令」を「政令」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成６年４月１日から適用する。

附 則（平成７年11月14日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第１の改正規定（「139万円」を「1,447,000円」に、「850円」を「860円」に、「295,000円」を「308,000円」に、「134,100円」を「135,700円」に、「3,900円」を「4,000円」に、「4,100円」を「4,200円」に改める部分に限る。）及び別表第２の１の（１）の改正規定に限る。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成７年４月１日から適用する。

附 則（平成９年11月18日規則第120号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第１の１の（１）のウの改正規定（「人夫賃」を「賃金職員等雇用費」に改める部分に限る。）、同表の４の（１）のイ及び５の（１）の改正規定、同表の７の（３）の改正規定（「人夫賃」を「賃金職員等雇用費」に改める部分に限る。）並びに同表の12の（２）のイ及び13の改正規定を除く。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附 則（平成10年 9月18日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成10年４月１日から適用する。

附 則（平成11年10月15日規則第114号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成11年４月１日から適用する。

附 則（平成12年 8月11日規則第184号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第１の改正規定（「140,700円」を「141,100円」に、「176,000円」を「179,000円以内」に、「140,800円」を「143,200円」に改める部分に限る。）並びに別表第２の１の（１）のア及びエの改正規定に限る。）による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成12年４月１日から適用する。

附 則（平成14年 3月29日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年 8 月 9 日規則第81号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成15年 5 月 9 日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 4 月16日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 7 月15日規則第102号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 4 月25日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月26日規則第136号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月31日規則第40号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月31日規則第67号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月 9 日規則第117号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 5 月16日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 6 月26日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月15日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月 6 日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（高知県建築基準法施行細則の一部改正）

2 高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年 8 月12日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成26年 8 月 3 日から適用する。

附 則（平成27年 6 月 2 日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 5 月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成28年 4 月14日から適用する。

附 則（平成29年 6 月27日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 5 月29日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月18日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月 5 日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和元年10月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 8 月21日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県災害救助法施行細則の規定は、令和 2 年 7 月 4 日から適用する。

附 則（令和 3 年12月 7 日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月19日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月29日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 6 日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 15 日規則第 65 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1）避難所

ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置すること、天幕を設営することその他の適切な方法により実施するものとする。

ウ 避難所設置のため支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇用費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 360 円以内とする。

エ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができるものとする。

オ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができるものとする。

カ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出したことにより居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに供与するものとし、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他の適切な方法により供与するものをいう。

ア 建設型応急住宅

（ア）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。た

だし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内とする。

(ウ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、50戸未満の場合であっても、戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

(エ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができるものとする。

(オ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(カ) 建設型応急住宅を供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項の許可の期限内（最高2年）とする。

(キ) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。

イ 賃貸型応急住宅

(ア) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてアの(イ)に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。

(ウ) 賃貸型応急住宅を供与することができる期間は、アの(カ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若

しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）又は全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出することができる費用は、季別及び世帯区分により次に掲げる額以内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人
季別						

						増すごとに加 算する額
夏季 (4月1日から9 月30日まで)	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
冬季 (10月1日から3 月31日まで)	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯

世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに加 算する額
季別						
夏季 (4月1日から9 月30日まで)	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円
冬季 (10月1日から3 月31日まで)	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円

（４） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

（１） 医療

ア 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置するものとする。

イ 医療は、救護班において行うものとする。ただし、急迫した事情があつてやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において、医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ウ 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 診療
- (イ) 薬剤及び治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

エ 医療のため支出することができる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

オ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の
みちを失ったものに対して行うものとする。

イ 助産は、次の範囲内において行うものとする。

- (ア) 分べんの介助
- (イ) 分べん前及び分べん後の処置
- (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実
費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することができる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり53,900円以内とする。

ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 739,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円

ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項の規定に基づく特定災害対策本部、同法第24条第1項の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項の規定に基づく緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了しなければならない。

7 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇用費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が143,900円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

8 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

- (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。
- (3) 生業に必要な資金として貸与することができる金額は、次に掲げる額以内とする。
- ア 生業費 1件当たり 3万円
 - イ 就職支度費 1件当たり 15,000円
- (4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- (5) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件で貸与するものとする。
- ア 貸与期間 2年以内
 - イ 利子 無利子
- (6) 生業に必要な資金の貸与については、別途生活福祉資金貸付制度が設けられているので、当該制度による資金の活用を図るものとする。

9 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額以内とする。
- ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

（イ） 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 5,500円

中学校生徒 1人当たり 5,800円

高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

- （4） 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- （1） 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- （2） 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- （3） 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- （1） 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。
- （2） 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 死体の一時保存
- ウ 検案
- （3） 検案は、原則として救護班において行うものとする。
- （4） 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,700円
- イ 死体を一時保存する場合

(ア) 死体を一時収容するために既存建物を利用するとき。

当該施設の借上げ費について通常の実費

(イ) 既存建物を利用することができないとき。

1 体当たり 5,900円

ウ 検案が救護班によることができない場合 当該地域の慣行料金

(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

(2) 埋葬は、原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うものとする。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇用費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出することができる費用は、1 体当たり大人232,200円以内、小人185,700円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費

(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇用費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 災害を受けた者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の処理

キ 救済用物資の整理配分

(2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇用費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間内とする。

別表第2（第12条関係）

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度

1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

（1） 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,800円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり
15,300円

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,700円

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,000円

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,800円

カ 大工 1人1日当たり 28,300円

キ 左官 1人1日当たり 26,400円

ク とび職 1人1日当たり 27,000円

（2） 時間外勤務手当

職種ごとに（1）のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

（3） 旅費

職種ごとに（1）のアからクまでに定める日当の額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の規定の例により定める額以内とする。

2 政令第4条第5号から第10号までに規定する業者及びその従事者に対する実費弁償のため支出する費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した金額以内とする。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、令和 7 年 4 月消防応第 44 号

第 1 総則**1 趣旨**

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業

務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と

密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反对象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		報告者氏名	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県市町村 (消防本部)	
		報告者氏名	
消防庁受信者氏名			
※ 特定の事故を除く。			
火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出 火 場 所			
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)	
出 火 箇 所		出 火 原 因	
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた 理 由
	負傷者 重症 人		
	中等症 人		
	軽症 人		
建 物 の 概 要	構造		建築面積 m ²
	階層		延べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼 棟	焼 損 面 積
		半 焼 棟	
		部分焼 棟	建物焼損床面積 m ²
		ぼ や 棟	建物焼損表面積 m ²
		計 棟	林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台 人
	消 防 団		台 人
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()			
施設の概要	危険物施設の 区 分			
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)	
		重 症	人 (人)	
		中等症	人 (人)	
		軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台 人	
		消 防 団	台 人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
		海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人	
		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等	人 (人) { 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

- (注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式（その2）別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

(市町村ごとの人的被害・住家被害)

都道府県名 ()

[illegible]

※市町村名は、総務省が定める全国地方公共団体コード順に記載すること。

1.8.1.2 災害報告取扱要領

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、
昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平
成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情
第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29
号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律

第 97 号) による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

1.9 その他

1.9.1 計画作成・修正の経緯

1.9.1.1 高知県地域防災計画作成・修正の経緯

昭和38年5月	☐ 「高知県地域防災計画」作成
昭和39年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正
昭和41年度	☐ 「高知県地震災害対策計画」作成
昭和42年度	☐ 附属資料修正
昭和43年度	☐ 附属資料修正
昭和44年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正
昭和49年度	☐ 「高知県地震災害対策計画」資料編作成
昭和50年度	☐ 「高知県地震災害対策計画」資料編（その2）作成
昭和52年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正
昭和53年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正 ☐ 附属資料修正
昭和54年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正 ☐ 附属資料修正
昭和57年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正 ☐ 附属資料修正
昭和59年度	☐ 附属資料修正
昭和63年度	☐ 「高知県地域防災計画」修正 ☐ 附属資料修正
平成4年度	☐ 「高知県地震対策基礎調査報告書」作成
平成6年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（震災対策編）」作成 ☐ 附属資料修正
平成8年度	☐ 「高知県地域防災計画（震災対策編）」修正
平成9年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 附属資料修正

平成 1 5 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（震災対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」作成 ☐ 附属資料（第 2 部）修正
平成 1 6 年度	☐ 「高知県地域防災計画（東南海・南海地震防災対策推進計画編）」作成
平成 1 8 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（震災対策編）」修正 （東南海・南海地震防災対策推進計画編を震災対策編に統合） ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（資料編）」修正
平成 2 3 年度	☐ 「高知県地域防災計画（資料編）」修正
平成 2 4 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正
平成 2 6 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（震災対策編）」修正 （地震及び津波災害対策編に名称変更） （南海トラフ地震防災対策推進計画作成）
令和元年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正 ☐ 附属資料修正
令和 2 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正
令和 3 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正
令和 4 年度	☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正

- | | |
|---------|---|
| | ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正 |
| 令和 5 年度 | ☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正 |
| 令和 6 年度 | ☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正 |
| | ☐ 附属資料修正 |
| 令和 7 年度 | ☐ 「高知県地域防災計画（一般対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（火災及び事故災害対策編）」修正 |
| | ☐ 「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」修正 |
| | ☐ 附属資料修正 |